

# 朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

## はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮とする）は、1984年に合弁法（朝鮮語では合営法と表記）を制定し、対外経済関係を拡大する政策を法的に確認した。しかし、1980年代の北朝鮮の対外経済関係はまず社会主義国を基軸とし、それに発展途上国との経済関係の推進を組み合わせる対外経済関係の範囲を拡大し、その補充として資本主義国との経済関係の改善を目指したものであった。そのため、実際の事業は在日朝鮮人との合弁事業など限定された分野に限られた。

1990年代に入り、ソ連・東欧の崩壊にともない北朝鮮は主要な市場である社会主義市場を失った。北朝鮮は対外経済関係における基軸を失い、世界市場に参入せざるを得なくなった。その対応策として、1991年末、朝鮮版経済特区である羅津・先鋒自由経済貿易地帯が設立された。

その後、1992年4月には憲法が改正され、対外関係の基本が階級的兄弟国との連帯から、自主・平和・親善へと変更された<sup>1</sup>。1992年憲法改正後、北朝鮮は対外経済関連法令を整備するだけでなく、社会全体を規制する民法、国籍法および民事訴訟法の改正、建設法、弁護士法、公証法、対外経済契約法、保険法、外国為替管理法などの立法を行った。

1992年憲法改正後、北朝鮮は対外経済関係を促進することをその政策として掲げるようになった。しかし、社会主義市場崩壊の影響は大きく、1993年までの第3次7カ年計画は、一部項目で計画数値を達成できないままに終了した。1993年末の朝鮮労働党中央委員会総会では農業第一主義、軽工業第一主義、貿易第一主義のスローガンを掲げる新経済戦略が決定されたが、1990年代後半には、重工業中心の経済政策が再び提唱されるようになった。しかし、1995年からの水害をはじめとする様々な災害により、北朝鮮の経済は混乱状態を抜け出すことができなかった。

このような状況の中で1998年に再度憲法改正が行われ

た。この憲法改正は、北朝鮮内部での経済の混乱と、それに対応した国営企業の相対的な独立という背景の中で行われた憲法改正である<sup>2</sup>。1998年憲法改正を受け、1999年2月26日の最高人民会議常任委員会政令で対外経済関係法の大幅な改正がなされた。

これらの法律は対外経済関係の基本法である外国人投資法、直接投資の形態とその企業創設、運営、解散などを規定した合弁法、合作法、外国人企業法、朝鮮版経済特区である羅津・先鋒経済貿易地帯での経済活動を規定した羅先経済貿易地帯法など、北朝鮮の対外経済関係法の基本中の基本である。憲法改正によって行政機構などにかんがりの変更が加えられたが、それらとの整合性をとる字句上の改正だけではなく、1990年代前半にこれらの法律が立法あるいは改正された後の北朝鮮の対外経済関係に対する方針の変化が大きく反映された改正であった。

その後、これらの基本的な法律の改正に対応して、2000年3月に関連する行政法規の改正が行われ、それとともにいくつかの新しい法律や行政法規が新しく制定されたことが、2001年に北朝鮮の朝鮮対外経済協力推進委員会から出版された『法規集（外国投資関係1）および同2から確認された<sup>3</sup>。これまで同委員会から1996～97年の間に発行された『黄金の三角州羅津 - 先鋒法規集（1～8）』には57の法規が収録されていたが、今回の法規集に収録されているのは36である（【表1】参照）。残りの法規がどうなったかについての、北朝鮮側からの説明を記した文献はない<sup>4</sup>。

日本では、共和国の対外経済関連法について、最高人民会議常設会議法制部室長の手による、鄭鉄原著・大内憲昭監訳『朝鮮民主主義人民共和国外国投資法規概説』（明石書店、1997）が北朝鮮の海外直接投資に関する政策の概要および条文の和訳を提供している。また、韓国法研究者による西尾昭・張君三著『朝鮮民主主義人民共和国外国人投資関連法制』（啓文社、1997）も条文の紹介と若干の分析を行っている。しかし、1999年以降の対外経済関係法の条

<sup>1</sup> これにともない、対外経済関係分野においても、アメリカ、日本を含む資本主義国との経済交流の拡大を前提とした規定が行われた。

<sup>2</sup> 1998年憲法改正における経済関連条項の変化については、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の新経済戦略と1998年憲法改正」『阪大法学』第49巻第16号（1999.5）219～243頁参照。

<sup>3</sup> この法規集は、1が全国で適用される法規を集めたもので、2が羅先経済貿易地帯のみに適用される法規を集めたものである。【表1】の1～23が法規集1、24～36が法規集2に収録されている。

<sup>4</sup> 2002年8月に来日した、朝鮮国際合弁総会社総社長・金勇術氏を団長とする経済代表団との交流において、2001年に改正された法律に対して以前存在した施行規定が法規集に欠落している点を指摘したところ、現在法規の調整を行っているところであり、いずれ発表されるという回答を得た。1999年2月26日に改正された合弁法や合作法、外国人企業法の施行規定の改正がその約1年～1年半後の2001年3月や2001年10月であることを考えると、この発言にはそれなりの信憑性がありそうである。

表1 北朝鮮の現行対外経済関係法

	法規名	最新の改定日		法規名	最新の改定日
1	朝鮮民主主義人民共和国外国人投資法	1999 / 2 / 26	19	外国人投資企業最新技術導入規定	2001 / 8 / 24
2	朝鮮民主主義人民共和国合弁法	1999 / 2 / 26	20	外国人投資企業名称制定規定	1999 / 3 / 13
3	合弁法施行規定	2000 / 3 / 11	21	外国人投資企業登録規定	1999 / 3 / 21
4	朝鮮民主主義人民共和国合作法	1999 / 2 / 26	22	外国人投資企業労働規定	1999 / 5 / 8
5	合作法施行規定	2000 / 3 / 11	23	朝鮮民主主義人民共和国外国人投資企業破産法	2000 / 4 / 19
6	朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法	1999 / 2 / 26	24	朝鮮民主主義人民共和国羅先経済貿易地帯法	1999 / 2 / 26
7	朝鮮民主主義人民共和国外国投資銀行法	1999 / 2 / 26	25	朝鮮民主主義人民共和国外国人企業法	1999 / 2 / 26
8	朝鮮民主主義人民共和国土地質賃法	1999 / 2 / 26	26	外国人企業法施行規定	2000 / 10 / 27
9	外国人投資企業財政管理規定	1999 / 12 / 4	27	羅先経済貿易地帯外国人企業常駐代表事務所規定	2000 / 10 / 27
10	朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税金法	2001 / 5 / 17	28	羅先経済貿易地帯中継貿易規定	2000 / 10 / 27
11	朝鮮民主主義人民共和国税関法	1999 / 1 / 28	29	羅先経済貿易地帯請負建設規定	2000 / 10 / 27
12	朝鮮民主主義人民共和国環境保護法	1999 / 3 / 4	30	羅先経済貿易地帯中継荷主代理業務規定	1999 / 3 / 21
13	朝鮮民主主義人民共和国保険法	1999 / 2 / 4	31	羅先経済貿易地帯統計規定	1999 / 3 / 6
14	朝鮮民主主義人民共和国対外経済仲裁法	1999 / 7 / 21	32	羅先経済貿易地帯観光規定	2000 / 4 / 129
15	朝鮮民主主義人民共和国対外経済関係法	1998 / 12 / 10	33	羅先経済貿易地帯外国人投資企業財政管理規定	2000 / 5 / 13
16	朝鮮民主主義人民共和国公証法	1995 / 2 / 2	34	羅先経済貿易地帯外国人出入及び在留規定	2000 / 2 / 19
17	朝鮮民主主義人民共和国民事訴訟法	1994 / 5 / 25	35	羅先経済貿易地帯税関規定	2000 / 9 / 23
18	朝鮮民主主義人民共和国加工貿易法	2000 / 12 / 26	36	羅先経済貿易地帯罰金規定	2000 / 12 / 8

【注】法令名を太ゴシック体で表示したものは、1999年2月26日以降に改正、制定されたものを表す。  
また、番号をゴシック体の太字で示したものは、対外経済関係以外にも適用される関連法である。

文を紹介したものはまだない。

今回は、1999年2月26日以降に改正、制定された北朝鮮の対外経済関係法のうち、対外経済関係の基本法である外国人投資法、海外直接投資の内容と方法を規定する合弁法、合作法、外国人企業法および1999年以降に新たに制定された対外経済仲裁法、加工貿易法、外国人投資企業破産法、外国人投資企業最新技術導入規定、羅先経済貿易地帯罰金規定を紹介する。これらの法律の中で、改正されたものについては、改正された条文の解析から当該法律の変更点、問題点およびこの改正の意義を指摘する。また、新設されたものについては、その内容の概要、制定の意義、対外経済関係法の中での位置を考える。最後に、北朝鮮の対外経済関係法がどのように構成されているかを簡単に紹介するとともに、資料として、これらの法規の日本語訳を添付する。

## 1 外国人投資法

外国人投資法は、1992年に制定されたこの法律は、海外直接投資に関する定義を規定した、北朝鮮の海外直接投資を総括する基本法である。1999年の改正では、定義規定が整理され、「外国投資関係の基本法」(第2条)であることを宣言する部分が追加された。また、在外同胞の投資に関する規定が、「共和国領域外に居住する朝鮮同胞」から「海外朝鮮同胞」に変更された(第5条)。これは、以前の規定が韓国からの投資を可能にしているものと解すると、大韓民国(以下、韓国とする)からの投資を外国人投資法

の枠組みでは行わないものとして取り扱うことになるため、この改正がこのような意味を持つものかどうかに関心を集めた<sup>5</sup>。その他、外国投資家の投資可能項目に「建設」が新たに加わり(第6条)、「共和国内の企業と連合することができる」条項(第13条)が削除された。

外国投資家および外国人投資企業の保護条項(第4条)、投資推奨項目(第7条)、推奨部門に対する優待(第8条)、羅先経済貿易地帯での特惠(第9条)、投資の制限、禁止に関する条項(第11条)、土地の賃貸(第15条)、労働力の採用および解雇(第16条)、納税義務(第17条)、国有化、接収を行わない原則(第19条)、利潤送金(第20条)、経営秘密の保障(第21条)、紛争処理(第22条)などは、旧法との質的違いはない。

## 2 羅先経済貿易地帯法

羅先経済貿易地帯法は朝鮮版経済特区である羅津・先鋒自由経済貿易地帯での経済活動を規定するための地帯の基本法として、1993年1月、自由経済貿易地帯法という名称で制定された。

その後、地帯名が羅先経済貿易地帯に変更されたが、1999年2月26日の改正で、法律名も羅先経済貿易地帯法に変更された。今回の改正では、以前の自由経済貿易地帯法が規定上、対象地域を羅津・先鋒に限定してはいなかったのに対して、今回の改正でこの法律は羅先経済貿易地帯のみを対象にすることになったことがまずあげられる<sup>6</sup>。

次に、法によって規制される事項と準拠する法律に変化

<sup>5</sup> しかし、もともと外国人投資法では韓国からの投資を規定してはいないという説もあり、この説に従えば、今回の改正は、単なる字句の変更に過ぎないことになる。

<sup>6</sup> 1998年憲法では、経済貿易地帯も「特殊経済地帯」という概念の中に入るので、今回の法改正が共和国国内において、これ以上経済特区またはそれに類似する地帯が増えないということを直接的に意味するわけではない。

があった。(第6条)以前は「自由経済貿易地帯内でのすべての活動」が法による規制の対象となったが、改正法では「羅津・先鋒貿易経済地帯内での対外経済貿易活動」が法による規制の対象になり、同時に旧法の「自由経済貿易地帯と関連した法と規定に規制されていない事項は、共和国の当該法と規定に準じる」規定が削除された<sup>7</sup>。外国人投資法と同じく、「共和国領域外に居住している朝鮮同胞」概念(旧法第7条)が削除され、「海外朝鮮同胞」という表現に変更された。

外国人投資法の改正にあわせて、権限の中央政府への集中が行われている。改正前は、総投資額がインフラ部門において2,000万ウォンまで、その他の部門において1,000万ウォンまでの申請は地帯当局に企業設立の認可権限があったが(旧法第12条)改正後はすべて中央で行うことになり(第9条)、羅先市人民委員会の機能は、投資申請を受理して、中央に提起するのみになった(第12条第2号)。また、中央政府の各部門の羅先経済貿易地帯における任務と権限を定める条項が新設された(第10条)。

その他、合意価格(市場価格)の適用範囲が、すべての商品から、外国投資企業が生産した商品価格へと変更された(第22条)。価格決定権限は国家から羅先市へと移譲された。「合併、合作企業と共和国の機関、企業所、団体による経済貿易地帯への支社、代理店、出張所等の設置」に対して、改正前には特段の制限がなかったが、改正後は内閣承認が義務づけられるようになった(第19条)。また、紛争解決では、改正前は裁判、仲裁、第三国での仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判、第三国での仲裁の順に変更された(第42条)。

それ以外の条項、例えば土地賃貸(第20条)、労働力の採用及び解雇(第21条)、貿易船の自由な出入(第23条)、特恵関税制度(第四章)、通貨、金融(第五章)、特恵条件(第36~40条)は旧法から大きな変更はない。

### 3 合併法

北朝鮮の対外経済関係法でもっとも歴史の古い合併法は、1984年に制定され、1994年に大幅に改正された後、今回の改正となった。今回の改正で、合併は羅先経済貿易地帯を

基本とすることとなった。ただし、「必要に応じ、他の地域でも合併企業を創設することができる」という規定があるので、実際にこのような変更が強力に推進されているかどうかは現時点では不明である<sup>8</sup>。

合併企業設立手続が変更され、従来自由経済貿易地帯当局に認められていた、一部の合併企業設立認可の権限が廃止され、すべて中央での承認が必要となった(第9条)。その他、合併企業の出資分の譲渡、相続については、従来自由に行えたものが、相手方当事者との合意を義務づけるようになった(第12条)。

その他の合併企業の機構及び経営活動(第三章)、合併企業の決算及び分配(第四章)については、大きな変更点はない。合併企業の解散及び紛争解決(第五章)は、紛争解決手段が羅先経済貿易地帯法と同じく、改正前は裁判、仲裁、第三国での仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判、第三国での仲裁の順に変更された(第47条)。

### 4 合作法

合作は1992年に登場した比較的新しい投資類型である。合作法は1992年に制定され、今回の改正が最初の改正となる。今回の改正では、合併と同じく合作も羅先経済貿易地帯を基本とすることとなったが、「必要に応じ、他の地域でも合併企業を創設することができる」という規定があるのもまた同じである(第5条)。「共和国領域外に居住する朝鮮同胞」の規定は完全に削除された<sup>9</sup>。

合弁法と同じく、合併企業設立手続が変更され、従来自由経済貿易地帯当局に認められていた、一部の合作企業設立認可の権限が廃止され、すべて中央での承認が必要となった。その他、合作企業の出資分の譲渡、相続については、この法律では当初より相手側当事者の合意及び企業設立を承認した機関の承認が必要となっていたので、変更はない。

紛争解決手段については、羅先経済貿易地帯法、合弁法と同じく、改正前は裁判、仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判の順に変更された(第21条)。なお、合作法では第三国での仲裁は予定されておらず、ここでの仲裁は北朝鮮の国内での仲裁のみである。

<sup>7</sup> これは共和国において、法により社会を規制するという考えが後退したというよりは、以前の法が、自由経済貿易地帯における経済活動に対する規制を法によって行うことを強調するあまり、経済活動に関係のない事項についても、法による規制を行うように表現してしまったと考える方が妥当であろう。つまり、1993年の時点でも、羅津・先鋒自由経済貿易地帯において、経済活動以外のすべての社会規制を法により行うという発想はなかったということである。こう考えれば、今回の改正後の条文が、立法者の意思を正確に反映したものであるといえる。

<sup>8</sup> この改正の意図が、羅先経済貿易地帯の振興にあるのか、それとも羅先経済貿易地帯以外では加工貿易など、従来の投資類型と異なった形態を重視するところにあるのかを言い切るのには難しい。しかし、理事会を最高決議機関とし、外国側が経営に参加する合併企業よりも、共和国側がイニシアティブをとる合作や加工貿易の方が、経営上の摩擦が少ないことは想像に難くない。

<sup>9</sup> 基本法である外国人投資法で、海外朝鮮同胞の投資が認められているので、外国人企業法に規定がなくとも、海外朝鮮同胞が外国人企業を設立することに問題はない。

## 5 外国人企業法

外国人企業とは、外国人が全額出資する企業のことを意味する。合作とともに、この投資類型は1992年に登場した。外国人企業法は1992年に制定され、今回の改正が最初の改正となる。合作法と同じく、「共和国領域外に居住する朝鮮同胞」の規定は削除された。

企業設立手続が変更され、企業の設立申請を行う前に関係機関と協議を行うことが義務づけられた（第7条）。また、国内企業との連合は行うことができなくなった（第10条）。

外国人企業の経営活動（第三章）、外国人企業の解散及び紛争解決（第四章）については、紛争解決手段の予定内容が、羅先経済貿易地帯法、合弁法、合作法と同じく、改正前は裁判、仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判の順に変更された（第31条）。外国人企業法においても、第三国での仲裁は予定されていない。

## 6 対外経済仲裁法

今回の改正で、外国人投資法、羅先経済貿易地帯法、合弁法、合作法、外国人企業法のすべてにおいて、紛争解決の類型として仲裁が裁判の前に規定されるようになった。紛争解決の方式としては、まず当事者間での協議を行った後、それでも解決できない場合には、北朝鮮の仲裁または裁判機関での解決、一部の投資類型では、当事者の合意により第三国の仲裁での解決を予定している。

これまで、紛争解決の類型として、裁判と仲裁が規定されてきた。裁判での解決については、1994年に民事訴訟法が改正され、手続について知ることができたが、仲裁手続などがどのように行われるのかについての詳細は明らかではなかった。仲裁に関する法律としては、1999年に制定されたこの対外経済仲裁法が最初のものである。

北朝鮮の仲裁機関には、貿易、投資、サービスと関連した紛争を取り扱う朝鮮国際貿易仲裁委員会と海上輸送、海難救助、共同海損等の紛争を取り扱う朝鮮海上仲裁委員会の2つが存在する。

仲裁の方法や手続、内容は、諸外国のものと大きくは変わらない。ただし、この法律に規定されたとおりに仲裁が行われているかどうか、また仲裁委員会が機能しているかどうかについては、確認がとれていない。

## 7 加工貿易法

加工貿易法は、2000年12月、それまでの加工貿易規定を発展的に改正する形で立法された法律である。制定後、韓国のメディアを通じて条文が発表されたが、北朝鮮からの文献で確認できたのは、今回が初めてである。内容的には、

韓国のメディアが発表したものと同じであった。

加工貿易には、北朝鮮が外国企業から原料、半製品、部品を受け取り、その要求の通り加工、組立を行い、加工費を受け取る委託加工貿易と外国企業から原料、半製品、部品を税関の監督下で無関税輸入し、それを加工、組立で輸出する保税加工貿易の2類型が予定されている。

加工貿易法は、対外経済関係法に分類されているが、外国人投資法には、加工貿易というタイプの投資類型を規定してはいない。このため、外国人投資法の下位ではなく、独立した存在であるといえる。

## 8 外国人投資企業破産法

外国人投資企業破産法は、2000年4月に新たに制定された法律であるが、その前身は、合弁法施行規定や合作法施行規定、外国人企業法施行規定に規定されていた企業の破産条項である。これらの規定のうち、破産条項を法律として整備したのがこの法律である。

外国人投資企業の破産手続を法律の形として明らかにしたことは、これまでの対外経済開放の結果、破産を必要とした企業が多かったことを意味しているのではないかとと思われる。

破産の提起は、債務償還能力のない企業とその債権者が行う（第8条）ことになっている。企業の清算の際に、債務償還能力がないことがわかった場合、企業清算を受け持つ清算委員会も破産を提起することができる（同第2項）。

破産の手続については、破産の提起及び破産宣告（第二章）、破産債権の届出及び調査並びに確定（第三章）、破産財産の分配（第四章）の順に規定されており、和解（第五章）および制裁（第六章）の規定がそのあとについている。

## 9 外国人投資企業最新技術導入規定

外国人投資企業最新技術導入規定は、2001年8月に制定された、外国人投資企業が最初に導入した特許技術、ノー・ハウ、情報産業技術及び科学研究部門の技術並びにその他の国家が奨励する部門の技術に対して特典を付与することにより、外国からの技術移転を促進するための行政法規である。北朝鮮のハイテク産業の重視姿勢が2000年以降、目立ってきていたが、それを後押しする内容の規定であるといえる。

## 10 羅先経済貿易地帯罰金規定

この規定は、羅先経済貿易地帯における罰金の適用に関する行政法規である。罰金を予定している秩序違反は、交

通安全秩序、旅行秩序、社会公衆秩序、列車及びバス利用秩序、商品販売秩序、都市経営秩序、国土環境保護秩序、電力利用秩序、衛生防疫秩序、獣医防疫秩序、国境又は地帯境界税関検査及び検疫秩序と多岐にわたっている。北朝鮮における秩序違反にいくらかの金銭的制裁が規定されているのがよくわかる、興味ある内容である。

### おわりに

以上、簡単に北朝鮮の対外経済法の改正点、新たに制定された法規の特徴についてみてきた。基本的に、1992年外国人投資法で規定された外国人投資法を基本法とし、投資類型を合弁法、合作法、外国人企業法で規定していく体系は現在でも維持されている。現在、この外国人投資法の枠組みの他に、加工貿易法に基づく加工貿易（賃加工）の体系が新たにできた。

外国人投資の枠組みに、外国人と在日、在米朝鮮人のような海外朝鮮同胞が入ることは疑う余地がないが、韓国からの投資を外国人投資の枠組みに現在入れているかどうかという点については、法律の解釈上も、実際の運営上も明白にそうだとと言える証拠はない。加工貿易法に基づく加工

貿易に関しては、このような制約は設けられていない。

1999年4月以降の対外経済関係法規の改正は、1999年2月の改正に伴う調整といえるものも多い。しかし、対外経済仲裁法は、これまで不明確であった紛争解決についての準則を示すものである。加工貿易法は新たな投資類型を規定している。外国人投資企業破産法は、企業の破産についての条項を、これまでの行政法規の規定から法律として明確化した。外国人投資企業最新技術導入規定は先進国からの技術移転のための特惠条項を定め、このような投資を推奨することを明確にした。このように、今回の北朝鮮の対外経済関係法の改正は、1984年の合弁法の制定をはじめとする対外経済法の誕生、1992年の憲法改正後に1992～1995年にかけて行われた対外経済法の大幅な拡充と、関連法の整備に続く大きな変化といえる。2002年7月からとられた新しい経済政策とも関連し、北朝鮮で新たな法的枠組みが用意されはじめていたのではないかと考えられる点も多い。

今回は、今回紹介した合弁、合作、外国人企業の3つの投資類型について、条文とその施行規則の分析を通じて、北朝鮮における海外直接投資を行う上での手続面について分析を行っていく。

---

## *Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (Summary)*

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

In 1984, the Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) enacted the Law on Equity Joint Ventures, which is the country's first foreign investment-related law open to countries other than socialist ones. Although the law was intended to open the country to investors in the west and Japan, its main market in the 1980s was the socialist market. Therefore, the targets of joint ventures in Japan were limited to Koreans living in Japan and the scale was rather small.

At the beginning of the 1990s, the DPRK lost its main market, the socialist market, due to the collapse of the Soviet Union and eastern European socialist regimes. Since then, the DPRK has had to struggle in the world market. One of its responses was to establish the Rajin-Sonbong Free Economic and Trade Zone (FETZ) in late 1991, the first special economic zone in its history.

In April 1992, the DPRK amended its constitution, changing its foreign policy from comradeship with other working class nations to Independence, Peace, and Solidarity. The change in the legal arena continued between

1992 and 1995; it established a series of foreign investment-related laws and established or revised basic laws, i.e. the Civil Law, Nationality Law, Civil Proceedings Act, Construction Law, Attorney Law, Notary Public Law, Insurance Law, and the Foreign Exchange Control Law, which regulate the whole of society.

After the amendment of the constitution in 1992, the DPRK tried to encourage foreign investment in the country, especially in the Rajin-Sonbong FETZ. It also changed its economic policy in 1993, to shift the focus from heavy industry to agriculture, light industry and trade. In spite of some of the action it took, the DPRK was unable to bring about the recovery of its economy to the level that it occupied before the loss of the socialist market.

In 1998, the DPRK amended its constitution again. This was mostly because of the structural change of its government as a result of Kim Il Sung's death. It was also due in part to changes in the country during the course of the economic hardship it endured during the 1990s, when its economic system fell into disorder and the leaders of its

economy changed.

On February 26, 1999, major amendments to foreign investment-related laws took place. The list contained the Law on Foreign Investment, which is the basic law relevant to foreign investment, and the Law on the Rason Economic and Trade Zone, which established the principle behind the only special economic zone in the country. The Law on Equity Joint Ventures, the Law on Contractual Joint Ventures, and the Law on Wholly Foreign-Owned Enterprises, which established modes of investment, were also revised. This was the third major change in the history of the DPRK's foreign investment laws. The list of recent foreign investment-related laws is as follows:

This paper makes a comparison of the five basic laws on foreign investment revised in 1999 and five laws/regulations newly enacted after Feb. 26, 1999. The former are the Law of the DPRK on Foreign Investment,

the Law of the DPRK of on Equity Joint Ventures, the Law of the DPRK on Contractual Joint Ventures, the Law of the DPRK on Wholly Foreign-Owned Enterprises and the Law of the DPRK on the Rason Economic and Trade Zone, with a Japanese translation of both the old and new texts. The latter are the External Economic Arbitration Law of the DPRK, the Processing Trade Law of the DPRK, the Bankruptcy Law of the DPRK for Foreign-Invested Enterprises, Regulations on the Introduction of the Latest Technologies by Foreign-Invested Enterprises and Fine Regulations for the Rason ETZ with a Japanese translation of each law/regulation.

The next paper will deal with Implementation Regulations of the three laws regulating modes of investment and will detail the DPRK's foreign investment procedure.

**Table 1 List of Current Foreign Investment-Related Laws of the DPRK**

No.	Name of laws/regulations	Date*
1	The Law of the DPRK on Foreign Investment	26-Feb-99
2	The Law of the DPRK on Equity Joint Ventures	26-Feb-99
3	Implementation Regulations for the Law on Equity Joint Ventures	11-Mar-00
4	The Law of the DPRK on Contractual Joint Ventures	26-Feb-99
5	Implementation Regulations for the Law on Contractual Joint Ventures	11-Mar-00
6	The Law of the DPRK on Foreign Exchange Control	26-Feb-99
7	The Law of the DPRK on Foreign Investment Banks	26-Feb-99
8	The Law of the DPRK on the Leasing of Land	26-Feb-99
9	Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested Enterprises	04-Dec-99
10	The Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Foreign Individual Tax	17-May-01
11	Customs Law of the DPRK	28-Jan-99
12	The Law of the DPRK on the Protection of the Environment	04-Mar-99
13	Insurance Law of the DPRK	04-Feb-99
14	External Economic Arbitration Law of the DPRK	21-Jul-99
15	The Law of the DPRK on External Civil Relations	10-Dec-98
16	The Notary Public Law of the DPRK	02-Feb-95
17	The Civil Proceedings Act of the DPRK	25-May-94
18	Processing Trade Law of the DPRK	26-Dec-00
19	Regulations on Introduction of the Latest Technologies by Foreign-Invested Enterprises	24-Aug-01
20	Regulations on the Naming of Foreign-Invested Enterprises	13-Mar-99
21	Regulations on the Registration of Foreign-Invested Enterprises	21-Mar-99
22	Labor Regulations on Foreign-Invested Enterprises	08-May-99
23	Bankruptcy Law of the DPRK for Foreign-Invested Enterprises	19-Apr-00
24	The Law of the DPRK on the Rason Economic and Trade Zone	26-Feb-99
25	The Law of the DPRK on Wholly Foreign-Owned Enterprises	26-Feb-99
26	Regulations for the Implementation of the DPRK Law on Wholly Foreign-Owned Enterprises	27-Oct-00
27	Regulations on Resident Representative Offices of Foreign Enterprises in the Rason ETZ	27-Oct-00
28	Regulations on Entrepot Trade in the Rason ETZ	27-Oct-00
29	Regulations on Contract Construction in the Rason ETZ	27-Oct-00
30	Regulations on Forwarding Agencies in the Rason ETZ	21-Mar-99
31	Regulations on Statistics in the Rason ETZ	06-Mar-99
32	Regulations on Tourism in the Rason ETZ	29-Apr-00
33	Regulations on Financial Management of Foreign-Invested Enterprises in the Rason ETZ	13-May-00
34	Regulation on Foreigners' Immigration and Residence in the Rason ETZ	19-Feb-00
35	Customs Regulations for the Rason ETZ	23-Sep-00
36	Fine Regulations for the Rason ETZ	08-Dec-00

\*Date means the date of most recent revision or the date of enactment.

資料 北朝鮮の対外経済関係(1)

1. 外国人投資法(新旧対照表)

旧条	旧条文	新条	新条文
1	世界各国との経済協力を拡大発展させることは、朝鮮民主主義人民共和国の一貫した政策である。 国家は、完全な平等と互恵の原則に基づき、外国投資家が共和国領域内に投資することを奨励する。	1	世界各国との経済協力を拡大発展させることは、朝鮮民主主義人民共和国の一貫した政策である。 国家は、完全な平等と互恵の原則に基づき、外国投資家が共和国領域内に投資することを奨励する。
2	本法は、外国投資家の投資を保障し、外国人投資企業を創設し運営する一般原則及び秩序を包括的に規制する。 外国投資家とは、共和国領域内に投資する外国の法人及び個人をいう。 外国人投資企業とは、共和国領域内に設立した合作企業、合弁企業及び外国人企業をいう。 合作企業とは、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共和国側が運営し、契約条件に従い、相手側の投資分を償還し又は利潤を分配する企業をいう。 合弁企業とは、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共同で運営し、投資分に従い、利潤を分配する企業をいう。 外国人企業とは、外国側投資家が単独で投資し、経営する企業をいう。	2	本法は、外国投資家の投資を保障し、外国投資企業の合法的権利と利益を保障するための一般原則及び秩序を包括的に規制する外国投資関係の基本法である。 外国投資家とは、共和国領域内に投資する外国の法人及び個人をいう。 外国投資企業とは、共和国領域内に創設した合作企業、合弁企業及び外国人企業を内容とする外国人投資企業と外国人企業をいう。 合作企業とは、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共和国側が運営し、契約条件に従い、相手側の投資分を償還し又は利潤を分配する企業をいう。 合弁企業とは、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共同で運営し、投資分に従い、利潤を分配する企業をいう。 外国人企業とは、外国側投資家が単独で投資し、経営する企業をいう。
3	外国投資家は、共和国領域内に合作企業及び合弁企業を設立することができ、自由経済貿易地帯内に外国人企業を創設し運営することができる。	3	外国投資家は、共和国領域内に合作企業及び合弁企業、羅先経済貿易地帯内に外国人企業を創設し運営することができる。
4	国家は、共和国の法に従い、外国投資家及び外国人投資企業の合法的権利及び利益を保障する。	4	国家は、外国投資家及び外国人投資企業の合法的権利、利益及び経営活動条件を保障する。
5	外国の機関、会社、企業体及び個人並びにその他の経済組織は、共和国領域内に投資することができる。共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い投資することができる。	5	外国の機関、企業体及び個人並びにその他の経済組織は、共和国領域内に投資することができる。海外朝鮮同胞も、該当する法規に従い投資することができる。
6	外国投資家は、工業、農業、運輸、通信、科学技術、観光、流通、金融をはじめとする各部門に投資することができる。	6	外国投資家は、工業、農業、建設、運輸、通信、科学技術、観光、流通、金融をはじめとする各部門に投資することができる。
7	国家は、先端技術をはじめとする現代的技術及び国際市場で競争力が高い製品を生産する部門並びに資源開発及びインフラ建設部門並びに科学研究及び技術開発部門に対する投資を奨励する。	7	国家は、先端技術をはじめとする現代的技術及び国際市場で競争力が高い製品を生産する部門並びに資源開発及びインフラ建設部門並びに科学研究及び技術開発部門に対する投資を奨励する。
8	奨励する部門に投資して設立された外国人投資企業は、所得税をはじめとする各種税金の減免、有利な土地使用条件の保障、銀行貸付の優先的提供等の優待を受ける。	8	奨励する部門に投資して設立された外国人投資企業は、所得税をはじめとする各種税金の減免、有利な土地使用条件の保障、銀行貸付の優先的提供等の優待を受ける。
9	自由経済貿易地帯内に設立された外国人投資企業は、次の各号に定める特恵的な経営活動条件を保障される。 1. 国家が別途に定めた品目を除き、輸出入物資について関税を適用しない。 2. 生産部門で利潤が生じた年から3年まで、所得税を支払わず、その後2年まで、所得税を50%の範囲で軽減することができる。所得税率は、他の地域より低く、決算利潤の14%とする。	9	羅先経済貿易地帯内に設立された外国人投資企業は、次の各号に定める特恵的な経営活動条件を保障される。 1. 国家が別途に定めた品目を除き、輸出入物資について関税を適用しない。 2. 生産部門で利潤が生じた年から3年まで、所得税を支払わず、その後2年まで、所得税を50%の範囲で軽減することができる。所得税率は、他の地域より低く、決算利潤の14%とする。
10	国家は、自由経済貿易地帯内に企業を創設又は運営するために入出国する外国投資家の手続及び方法を便利に定めるようにする。	10	国家は、当該企業において羅先経済貿易地帯内に企業を創設又は運営するために入出国する外国投資家の手続及び方法を便利に定めるようにする。
11	民族経済発展と国の安全に支障をきたし、又は経済技術的に立ち後れ、環境保護の要求に抵触する対象の投資は、禁止または制限する。	11	民族経済発展と国の安全に支障をきたし、又は経済技術的に立ち後れ、環境保護の要求に抵触する対象の投資は、禁止または制限する。
12	外国投資家は、貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノー・ハウをはじめとする財産と財産権で投資することができる。この場合、投資する財産と財産権の価値は、当該時期の国際市場価格に基づき、当事者間の合意に従い評価する。	12	外国投資家は、貨幣財産、現物財産、工業所有権及びノー・ハウをはじめとする財産と財産権で投資することができる。この場合、投資する財産と財産権の価値は、当該時期の国際市場価格に基づき、当事者間の合意に従い評価する。
13	外国人投資企業は、共和国又は外国に支社、代表部及び出張所を設け、若しくは子会社を設立することができ、若しくは共和国又は外国の会社と企業を連合することもできる。	13	外国人投資企業は、共和国又は外国に支社、代理店及び出張所を設け、若しくは子会社を設立することができ、若しくは外国の会社と企業を連合することもできる。
14	共和国領域内に設立した合作企業、合弁企業及び外国人企業は、共和国の法人となる。 共和国領域内にある外国人投資企業の支社、代表部及び出張所は、共和国の法人とはならない。	14	合作企業、合弁企業及び外国人企業は、共和国の法人となる。 共和国領域内にある外国人投資企業の支社、代理店及び出張所は、共和国の法人とはならない。
15	国家は、外国投資家及び外国人投資企業設立に必要な土地を最高50年まで賃貸する。賃貸した土地は、賃貸期間内に、当該機関の承認の下に、譲渡又は相続することができる。	15	国家は、外国投資家及び外国人投資企業設立に必要な土地を最高50年までの期間で賃貸する。賃貸した土地は、賃貸期間内に、当該機関の承認の下に、譲渡又は相続することができる。
16	外国人投資企業は、共和国の労働力を採用しなければならない。契約によって定められた管理人員並びに特殊な職種の技術者及び技能工は、政務院対外経済機関との合意の下に、外国人を採用することができる。 共和国の労働力は、当該労働力斡旋機関と契約を締結し、それに従い、採用又は解雇しなければならない。	16	外国人投資企業は、共和国の労働力を採用しなければならない。契約によって定められた管理人員並びに特殊な職種の技術者及び技能工は、中央貿易指導機関との合意の下に、外国人を採用することができる。 共和国の労働力は、当該労働力斡旋機関と契約を締結し、それに従い、採用又は解雇しなければならない。
17	外国投資家と外国人投資企業は、共和国の当該法に従い、所得税、取引税及び財産税をはじめとする税金を納めなければならない。	17	外国投資家と当該外国人投資企業は、所得税、取引税及び財産税をはじめとする税金を納めなければならない。
18	外国投資家は、利潤の一部又は全部を共和国領域内に再投資することができる。この場合、再投資分について、すでに納付した所得税の一部又は全部の還付を受けることができる。	18	外国投資家は、利潤の一部又は全部を共和国領域内に再投資することができる。この場合、再投資分について、すでに納付した所得税の一部又は全部の還付を受けることができる。
19	外国人投資企業及び外国人投資家が投資した財産は、国有化し、又は国家が接収しない。 やむを得ない事情により国有化又は接収する場合には、該当する補償を行う。	19	国家は外国人投資企業及び外国人投資家が投資した財産は、国有化し、又は接収しない。 やむを得ない事情により国有化又は接収する場合には、該当する補償を行う。

旧条	旧条文	新条	新条文
20	外国投資家が企業運営で得た合法的利潤、その他の所得及び企業を清算して残った資金は、共和国の外貨管理と関連した法と規定に従い、国外に送金することができる。	20	外国投資家が企業運営で得た合法的利潤、その他の所得及び企業を清算して残った資金は、共和国の外貨管理と関連した法と規定に従い、共和国領域外に送金することができる。
21	国家は、外国人投資企業の経営秘密を法的に保障し、外国投資家との合意なしに公開しない。	21	国家は、外国人投資企業の経営秘密を法的に保障し、外国投資家との合意なしに公開しない。
22	外国人投資と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関において、当該手続きに従い審議解決し、あるいは第3国の仲裁機関に提起して解決することもできる。	22	外国人投資と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない場合には、朝鮮民主主義人民共和国が定める仲裁又は裁判手続に従い解決し、あるいは第3国の仲裁機関に提起して解決することもできる。

## 2. 羅先経済貿易地帯法

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 自由経済貿易地帯法の基本</b>		<b>第一章 羅先経済貿易地帯法の基本</b>	
1	朝鮮民主主義人民共和国自由経済貿易地帯法は、自由経済貿易地帯を創設し、効果的に管理運営し、対外経済協力及び交流を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国羅先経済貿易地帯法は、羅先経済貿易地帯を効果的に管理運営し、対外経済協力及び交流を拡大発展させることに寄与する。
2	自由経済貿易地帯は、特惠的な貿易並びに中継輸送、輸出加工、金融及びサービス地域として宣布した朝鮮民主主義人民共和国の一定の領域である。 自由経済貿易地帯では、朝鮮民主主義人民共和国の主権が行使される。同地帯では、国家が特別に確立した制度及び秩序に従い、経済貿易活動を行う。	2	羅先経済貿易地帯は、特惠的な貿易並びに中継輸送、輸出加工、金融及びサービス地域として宣布した朝鮮民主主義人民共和国の一定の領域である。 羅先経済貿易地帯では、国家が特別に確立した制度及び秩序に従い、経済貿易活動を行う。
3	国家は、中央対外経済機関及び自由経済貿易地帯当局を通じて、自由経済貿易地帯の開発及び管理運営事業を指導する。	3	羅先経済貿易地帯内において、貿易、外国投資、地帯の開発及びその管理運営は、内閣の統一的な指導の下に行う。
4	国家は、投資家が自由経済貿易地帯に投資した資本及び所得、それに付与された権利を法的に保護する。	4	国家は、外国投資家が羅先経済貿易地帯に投資した資本及び所得、それに付与された権利を法的に保護する。
5	投資家は、自由経済貿易地帯内で企業管理及び経営方法の自由な選択権を有する。	5	外国投資家は、羅先経済貿易地帯内で企業管理及び経営方法を自由に選択することができる。
6	自由経済貿易地帯内でのすべての活動は、同地帯と関連した共和国の法及び規定に従う。自由経済貿易地帯と関連した法及び規定に規制されていない事項は、共和国の当該法及び規定に準じる。	6	羅先経済貿易地帯内での経済貿易活動は、本法及び地帯関連法規に従い行う。
7	共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い、自由経済貿易地帯内で経済貿易活動を行うことができる。		
		7	外国投資家は、羅先経済貿易地帯内において、合作、合併、単独投資等の型式で経済貿易活動を行うことができる。
<b>第二章 管理機関の権限及び任務</b>		<b>第二章 管理運営機関の任務及び権限</b>	
8	自由経済貿易地帯の管理機関には、中央対外経済機関及び地帯当局が属する。 中央対外経済機関は、自由経済貿易地帯の開発及び经济管理運営を委任された中央執行機関であり、地帯当局は、現地執行機関である。	8	羅先経済貿易地帯の管理運営機関には、中央貿易指導機関、当該中央機関及び羅先市人民委員会が属する。 中央貿易指導機関及び当該中央機関は、自己の任務及び権限に従い、貿易、外国投資、地帯の開発、管理運営事業を指導する機関であり、羅先市人民委員会は、地帯全般の事業を現地で執行する機関である。
9	中央対外経済機関は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 国家の政策に基づいて、自由経済貿易地帯の開発、经济管理運営と関連した執行対策を立てる。 2. 自由経済貿易地帯の经济管理運営事業を正常に掌握指導する。 3. インフラ建設部門においては総投資額2,000万ウォン以上の対象を、その他の部門においては総投資額1,000万ウォン以上の対象を審議し、承認する。	9	中央貿易指導機関は、羅先経済貿易地帯と関連して、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 貿易、外国投資と関連した国家的な執行対策を立てる。 2. 当該中央機関との連携の下に、経済貿易事業を正常に指導する。 3. 外国投資対象申請を受理し、審議処理する。
		10	当該中央機関は、羅先経済貿易地帯開発計画、予算編成及び執行、財政銀行、土地賃貸、国土及び都市建設、建設明示許可等の事業を自己の任務と権限に合わせて行うことができる。
10	中央対外経済機関は、地帯当局を通じて投資承認申請書を受理したならば、当該投資の対象に従い、国家計画委員会、国家科学技術委員会、財政部、国家建設委員会をはじめとする関係機関と合意した後に審議し、その結果を地帯当局に通知する。		
11	地帯当局は、自由経済貿易地帯の開発及び经济管理事業を組織執行する。 地帯当局は、行政経済部署及び外国投資と関連した事業を担当する対外経済部署で構成される。	11	羅先市人民委員会は、貿易、外国投資及び地帯開発を促進し、その管理運営事業を合理的に組織施行するための対外経済部署を置くことができる。
12	地帯当局は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 住民行政、都市経営をはじめとする行政経済事業を行う。 2. 社会秩序を維持し、人身及び財産を保護する。 3. 地帯の開発計画を作成、宣伝、執行する。 4. すべての投資申請を受理し、総投資額がインフラ建設部門において2,000万ウォンまでの対象を、その他の部門において1,000万ウォンまでの対象を審議し承認する。 5. 企業登録、営業許可を行う。 6. 投資家の労働力採用を援助する。 7. 土地及び建物を賃貸又はその他の形式で譲渡する。 8. 建物、構築物、作業場の建設、改築について、直接又は間接的なサービスを提供する。 9. この他に、地帯に対する投資及び開発を促進し、管理運営を改善するための事業を行う。	12	羅先市人民委員会は、貿易、外国投資、地帯開発と関連して、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 貿易及び地帯開発計画を作成、宣伝、執行する。 2. 外国投資申請を現地で受理し、その審議承認を中央貿易指導機関に提起する。 3. 企業登録、営業許可を行う。 4. 外国投資企業の労働力採用を援助する。 5. 土地、建物利用権の譲渡を審議し、当該中央機関にその承認を提起する。 6. 建物、構築物、作業上の建設、改築に対して、直接又は間接的にサービスを行う。 7. その他、地帯の管理運営を改善するための事業を行う。



旧条	旧条文	新条	新条文
13	中央対外経済機関及び地帯当局は、投資申請文書を受理した日から、合作企業、合併企業は50日、外国人企業は80日以内に、企業の創設を承認又は否決する決定を下さなければならない。 国の安全、住民の健康及び動植物の成長に害を与える対象、国家が定めた環境保護限界基準を超過する対象、経済技術的に立ち遅れた対象、経済的效果がない対象への投資は、禁止又は制限することができる。	13	中央貿易指導機関は、地帯に対して投資申請文書を受理した日から、合作企業、合併企業は50日、外国人企業は80日以内に、企業の創設を承認又は否決する決定を下さなければならない。 国の安全、住民の健康及び動植物の成長に害を与える対象、国家が定めた環境保護限界基準を超過する対象、経済技術的に立ち遅れた対象、経済的效果がない対象への投資は、禁止又は制限することができる。
14	中央対外経済機関及び地帯当局は、次の各号に掲げる場合に、自らが承認した企業の創設若しくは営業許可を取り消し、又は営業を中止させることができる。 1. 投資条件に反した場合 2. 共和国の法に重大な違反をした場合	14	中央貿易指導機関及び羅先市人民委員会は、次の各号に掲げる場合に、外国投資企業の創設承認若しくは営業許可を取り消し、又は営業を中止させることができる。 1. 投資条件に反した場合 2. 共和国の法に重大な違反をした場合
15	地帯当局は、外国投資企業で働く勤労者の技術技能水準を高めるために、技術人材養成基金を創設し、養成機関を運営する。	15	羅先市人民委員会は、外国投資企業で働く勤労者の技術技能水準を高めるために、技術人材養成基金を創設し、養成機関を運営することができる。
16	地帯当局は、諮問委員会を組織することができる。 諮問委員会は、地帯当局の代表、当該機関、企業所の代表及び外国投資家代表で構成され、地帯の開発及び管理運営事業を協議、協力する。	16	羅先市人民委員会は、諮問委員会を組織し運営することができる。 諮問委員会は、人民委員会、当該機関、企業所の代表及び外国投資家代表で構成し、地帯の開発及び管理運営事業を協議、協力する。
<b>第三章 経済活動条件の保障</b>		<b>第三章 経済活動条件の保障</b>	
17	すべての商品は、自由経済貿易地帯内に自由に搬入し、それを貯蔵、保管、組立、分解、選別、包装、修理し、又は地帯内か。ら国外へ搬出することができる。 国の安全及び社会道徳生活、住民の健康及び動植物の成長に有害な商品は、搬入することができない。	17	羅先経済貿易地帯内では商品を搬入し、貯蔵、保管、組立、分解、選別、包装、修理し、又それを国外へ搬出することができる。 国の安全及び社会道徳生活、住民の健康及び動植物の成長に有害な商品は、搬入することができない。
18	外国投資家は、自由経済貿易地帯内に投資し、企業を設立運営することができる。 共和国の機関、企業所、団体も、国家の承認の下に、自由経済貿易地帯に単独又は外国投資家と合併、合作の形式で投資することができる。	18	外国投資家は、羅先経済貿易地帯内に企業を設立運営し、又は中継輸送を行うことができる。 共和国の機関、企業所、団体も、内閣の承認の下に、羅先経済貿易地帯に単独又は合併、合作の形式で投資し、経済貿易活動を行うことができる。
19	外国投資企業及び共和国の機関、企業所、団体は、自由経済貿易地帯内に経済貿易活動のための支社、代理店、出張所を設置することができる。	19	合併、合作企業及び共和国の機関、企業所、団体は、内閣の承認なく、羅先経済貿易地帯内に支社、代理店、出張所等を設置することができない。
20	外国投資企業及び外国人は、自由経済貿易地帯内で必要な土地を賃借することができ、また賃貸機関の承認の下に、賃借期間を延期することができる。	20	外国投資企業及び外国人は、羅先経済貿易地帯内で必要な土地を賃借ことができ、土地を賃貸した機関の承認の下に、賃借期間を延長することができる。
21	外国投資企業は、地帯の労働力斡旋機関と締結した契約に従い、必要な労働力を採用し、又は解雇することができる。 外国投資企業は、自由経済貿易地帯外の他の地域にいる共和国の技術者、高級技能工を地帯の労働力斡旋機関に申請し、保障を受けることができ、また地帯当局の対外経済部署との合意の下に、一部の管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工を外国人から採用することができる。	21	外国投資企業は、羅先経済貿易地帯内の労働力斡旋機関と締結した契約に従い、必要な労働力を採用し、又は採用した労働力を解雇することができる。必要により、一部の管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工を外国人で採用することができる。この場合、羅先市人民委員会と合意しなければならない。
22	自由経済貿易地帯内における商品の価格は、販売者と購入者の間の合意によって定めることができる。一部の大量必需品の価格は、国家が定める。	22	羅先経済貿易地帯内における外国投資企業が生産した商品の価格は、販売者と購入者の間の合意によって定める。 重要原料、資材及び一部の大量必需品の価格は、羅先市人民委員会が定めることができる。
23	自由経済貿易地帯にある貿易港には、貿易船及び船員が国籍に関係なく、自由に入出入りすることができる。	23	羅先経済貿易地帯内にある貿易港には、貿易船及び船員が国籍に関係なく、港出入秩序に従い自由に入出入りすることができる。
24	自由経済貿易地帯内にある外国投資企業は、原料、資材及び部品の加工を地帯外にある共和国の企業所に委託することができる。地帯外で行われた加工額が企業の全生産額の40%を超えない場合、その委託加工は、地帯内で行なった生産活動と同じものと認定する。	24	羅先経済貿易地帯内にある外国投資企業は、原料、資材及び部品の加工を地帯外にある共和国の企業所、団体に委託することができる。 地帯外で行われた加工額が企業の全生産額の40%を超えない場合、その委託加工は、地帯内で行なった生産活動と同じものと認定する。
<b>第四章 関税</b>		<b>第四章 関税</b>	
25	国家は、自由経済貿易地帯で特恵関税制度を実施する。	25	国家は、羅先経済貿易地帯内で特恵関税制度を実施する。
26	自由経済貿易地帯で、次の各号に掲げる商品については関税を免除する。 1. 加工輸出を目的として地帯内に搬入される商品 2. 生産及び経営に必要な物資及び生産した輸出品 3. 投資家に必要な一定の量の事務用品及び生活用品 4. 地帯建設に必要な物資 5. 通過する外国の貿易貨物	26	羅先経済貿易地帯内では、次の各号に掲げる商品に対しては関税を免除する。 1. 加工輸出を目的として地帯内に搬入される商品 2. 生産及び経営に必要な物資並びに生産した輸出品 3. 外国投資家に必要な一定の量の事務用品及び生活用品 4. 地帯建設に必要な物資 5. 通過する外国の貿易貨物
27	次の各号に掲げる場合には、本法第26条を適用しない。 1. 外国から自由経済貿易地帯内に商品を販売するために搬入する場合 2. 自由経済貿易地帯内で生産された商品又は輸入した商品を共和国の他の地域に販売するために搬出する場合	27	次の各号に掲げる場合には、本法第26条を適用しない。 1. 外国から羅先経済貿易地帯内に商品を販売するために搬入する場合 2. 羅先経済貿易地帯内で生産され又は輸入した商品を共和国の他の地域に販売するために搬出する場合
28	外国投資企業が地帯内で生産した商品を輸出せずに地帯内に販売する場合には、その商品生産に使用した輸入原料並びに資材及び部品に対する関税を支払わなければならない。	28	外国投資企業が地帯内で生産した商品を輸出せずに地帯内に販売する場合には、その商品生産に使用した輸入原料並びに資材及び部品に対する関税を支払わなければならない。
29	自由経済貿易地帯内の企業は、税関の検査文書及び商品の送り状をはじめとする商品の搬出入と関連した文書を5年間保管しなければならない。	29	羅先経済貿易地帯内の外国投資企業は、税関の検査文書及び商品の送り状をはじめとする商品の搬出入と関連した文書を5年間保管しなければならない。
<b>第五章 通貨、金融</b>		<b>第五章 通貨、金融</b>	
30	自由経済貿易地帯における流通貨幣は朝鮮ウォンとし、すべての取引に対する決済は、朝鮮ウォン又は転換性外貨で行うことができる。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表した比率に従い行う。	30	羅先経済貿易地帯内における流通貨幣は朝鮮ウォンとし、すべての取引に対する決済は、朝鮮ウォン又は転換性外貨で行うことができる。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表した比率に従い行う。

旧条	旧条文	新条	新条文
31	外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、共和国及び外国の銀行に口座を設けることができる。	31	外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、共和国及び外国の銀行に口座を設けることができる。
32	外国投資企業及び外国人は、共和国及び外国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。 貸し付けられた朝鮮ウォン及び外貨で購入した朝鮮ウォンは、共和国の銀行に預金して使用しなければならない。	32	外国投資企業及び外国人は、共和国及び外国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。 貸し付けられた朝鮮ウォン及び外貨で購入した朝鮮ウォンは、共和国の銀行に預金して使用しなければならない。
33	自由経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を担当することができる。	33	羅先経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を担当することができる。
34	外国投資企業及び外国人は、自由経済貿易地帯内の定められた場所を外貨有価証券を取り引きすることができる。	34	外国投資企業及び外国人は、羅先経済貿易地帯内の定められた場所を外貨有価証券を取り引きすることができる。
<b>第六章 保証及び特恵</b>		<b>第六章 保証及び特恵</b>	
35	外国投資家は、自由経済貿易地帯内で企業活動を行なって得た利潤、利子、配当金、賃貸料、サービス料及び財産販売収入金をはじめとする所得を国外に送金することができ、国外から自由経済貿易地帯に搬入された財産を経営期間が終了した後、制限なく国外に搬出することができる。	35	外国投資家は、羅先経済貿易地帯内で企業活動を行なって得た利潤、利子、配当金、賃貸料、サービス料及び財産販売収入金をはじめとする所得を国外に送金することができ、国外から羅先経済貿易地帯に搬入された財産を経営期間が終了した後、制限なく国外に搬出することができる。
36	自由経済貿易地帯内の企業所得税率は、決算利潤の14%とする。	36	羅先経済貿易地帯内の企業所得税率は、決算利潤の14%とする。
37	経営期間が10年以上になる生産部門の外国投資企業に対して、企業所得税を利潤が生じはじめた年から3年間免除し、その後2年間は、50%の範囲で軽減することができる。 総投資額が6,000万ウォン以上となるインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じはじめた年から4年間免除し、その後3年間は、50%の範囲で軽減することができる。	37	経営期間が10年以上になる生産部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じはじめた年から3年間免除し、その後2年間は、50%の範囲で軽減することができる。 総投資額が6,000万ウォン以上となるインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じはじめた年から4年間免除し、その後3年間は、50%の範囲で軽減することができる。
38	奨励部門に投資する投資家には、立地条件が有利な土地を賃貸し、賃貸料を低くすることができる。	38	奨励部門に投資する外国投資家には、立地条件が有利な土地を賃貸し、賃貸料を低くすることができる。
39	奨励部門に投資する投資家は、共和国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を優先的に受けることができる。	39	奨励部門に投資する外国投資家は、共和国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を優先的に受けることができる。
40	外国投資家が利潤を再投資する場合、その経営期間が5年以上となる場合には、納付した再投資分に該当する所得税額の50%の返還を受けることができる。インフラ建設部門に再投資する場合には、納付した再投資分に該当する所得税額の全額の返還を受けることができる。	40	外国投資家が利潤を再投資する場合、その経営期間が5年以上となる場合には、納付した再投資分に該当する所得税額の50%の返還を受けることができる。インフラ建設部門に再投資する場合には、納付した再投資分に該当する所得税額の全額の返還を受けることができる。
41	国家は、自由経済貿易地帯に直接入ってくる外国人に無査証制度を実施する。	41	外国人は、羅先経済貿易地帯に当該手続に従い無査証で直接入ってくることができ、滞在、居住することができる。
<b>第七章 紛争解決</b>		<b>第七章 紛争解決</b>	
42	自由経済貿易地帯における経済活動と関連した意見の相違は、当事者間で協議の方法で解決する。	42	羅先経済貿易地帯における経済貿易活動と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない場合には、朝鮮民主主義人民共和国の定めた仲裁又は裁判手続で解決し、第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。
43	外国投資企業の経済活動と関連した紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関で当該手続に従い審議解決し、また第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。		

### 3. 合併法（新旧対照表）

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 合併法の基本</b>		<b>第一章 合併法の基本</b>	
1	朝鮮民主主義人民共和国合併法は、わが国と世界各国との間の経済技術協力と交流を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国合併法は、わが国と世界各国との間の経済技術協力と交流を拡大発展させることに寄与する。
2	わが国の機関、企業所及び団体は、外国の法人又は個人と共和国の領域内に合併企業を創設し運営することができる。共和国の領域外に居住している朝鮮同胞とも合併企業を創設し運営することができる。 共和国の領域外における合併企業の創設は、本法に準じない。	2	わが国の機関、企業所及び団体は、外国の法人又は個人と企業を合併することができる。 合併企業は羅先経済貿易地帯に創設することを基本とする。 必要に応じ、他の地域でも合併企業を創設することができる。
3	合併は、科学技術、工業、建設、運輸をはじめとする各部門で行うことができる。 国家は、先端技術をはじめとする現代の技術を導入する対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、インフラ建設対象並びに科学研究及び技術開発対象に対する合併を奨励する。	3	合併は、科学技術、工業、建設、運輸をはじめとする各部門で行うことができる。 国家は、先端技術をはじめとする現代の技術を導入する対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、インフラ建設対象並びに科学研究及び技術開発対象に対する合併を奨励する。
4	合併当事者は、合併企業を運営する過程で生じる負債について、自己の出資額内でのみ責任を負う。	4	合併当事者は、合併企業を運営する過程で生じる負債について、自己の出資額内でのみ責任を負う。
5	合併企業は、当事者が出資した財産に対する所有権を有し、独自に経営活動を行う。	5	合併企業は、当事者が出資した財産に対する所有権を有し、独自に経営活動を行う。
6	合併企業は、当該登録機関に登録した日から共和国の法人となる。 国家は、合併企業の合法的権利及び利益を保護する。	6	合併企業は、当該機関に登録した日から共和国の法人となる。 国家は、合併企業の合法的権利及び利益を保護する。
7	国家は、奨励する対象、共和国の領域外に居住している朝鮮同胞と行う合併企業及び一定の地域に創設された合併企業に対して、税金の減免及び有利な土地利用条件の提供等の優待をする。	7	国家は、奨励する対象、海外朝鮮同胞と行う合併企業及び一定の地域に創設された合併企業に対して、税金の減免及び有利な土地利用条件の提供等の優待をする。
8	合併企業は、経営活動を本法に従い行う。本法で規制しない事項は、共和国の該当する法と規定に準じる。	8	合併企業の経営活動は本法に従い行う。 本法で規制しない事項は、共和国の該当する法規に従う。

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第二章 合併企業の創設</b>		<b>第二章 合併企業の創設</b>
9	合併を行おうとするわが国の機関、企業所及び団体並びに外国の投資家は、関係機関と協議し合併契約を締結した後、政務院対外経済機関又は自由経済貿易地帯当局に企業の定款、契約書写本及び経済技術見積書等を添付した合併企業創設申請文書を提出しなければならない。 政務院対外経済機関又は自由経済貿易地帯当局は、合併企業創設申請文書を受理した日から50日以内に、企業創設を承認又は否決する決定を行わなければならない。	9	合併を行おうとするわが国の機関、企業所及び団体並びに外国投資家は、関係機関と協議し合併契約を締結した後、中央貿易指導機関に企業の定款、契約書写本及び経済技術見積書等を添付した合併企業創設申請文書を提出しなければならない。 中央貿易指導機関は、合併企業創設申請文書を受理した日から50日以内に、企業創設を承認又は否決する決定を行わなければならない。
10	合併企業の登録は、企業創設が承認された日から30日以内に、道（直轄市）行政経済委員会又は自由経済貿易地帯当局に行う。 企業を登録した日が合併企業創設日となる。 合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、企業所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。	10	合併企業の登録は、企業創設が承認された日から30日以内に、企業所在地の道（直轄市）人民委員会又は羅先市人民委員会に行う。 企業を登録した日が合併企業創設日となる。 合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、企業所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。
11	合併企業に出資する割合は、合併当事者が合意して定める。 合併当事者は、貨幣財産及び現物財産、工業所有権、技術のノー・ハウ、土地利用権等で出資することができる。 この場合、出資したものの価値は、当該時期の国際市場価格に準じて、合併当事者が合意して定める。	11	合併企業に出資する割合は、合併当事者が合意して定める。 合併当事者は、貨幣財産及び現物財産、工業所有権、技術のノー・ハウ、土地利用権等で出資することができる。 この場合、出資したものの価値は、当該時期の国際市場価格に準じて、合併当事者が合意して定める。
12	合併当事者は、自己の出資分を相続することができ、また第三者に譲渡することもできる。	12	合併当事者は、自己の出資分を合併相手方の同意を得た後理事会で討議決定して第三者に譲渡し、又は相続することができる。
13	合併企業は、政務院対外経済機関の承認の下に、わが国又は外国に支社を出すことができる。	13	合併企業は、内閣の承認の下に、わが国又は外国に支社、支店、出張所等を出すことができ、外国の会社と企業を連合することができる。
14	合併当事者は、定められた期間内に投資しなければならない。やむを得ない事情で定められた期間内に投資できない場合には、企業創設を承認した機関の許可を受けて、出資期間を延長することができる。	14	合併当事者は、定められた期間内に投資しなければならない。やむを得ない事情で定められた期間内に投資できない場合には、企業創設を承認した機関の許可を受けて、出資期間を延長することができる。
15	合併企業の登録財産は、投資規模に従い、総投資額の30～70%以上とならなければならない。 登録財産を増やそうとする場合には、企業創設を承認した機関と合意し、変更登録を行わなければならない。 登録資本は、減らすことができない。	15	合併企業の登録財産は、投資規模に従い、総投資額の30～70%以上とならなければならない。 登録財産を増やそうとする場合には、企業創設を承認した機関と合意し、変更登録を行わなければならない。 登録資本は、減らすことができない。
	<b>第三章 合併企業の機構及び経営活動</b>		<b>第三章 合併企業の機構及び経営活動</b>
16	合併企業には、理事会を置く。 理事会は、合併企業の最高決議機関である。	16	合併企業には、理事会を置く。 理事会は、合併企業の最高決議機関である。
17	理事会は、合併企業の定款を修正補充し、又は合併企業の発展対策、経営活動計画、建設及び分配並びに責任者、副責任者及び財政監査員の任命及び解任等の重要な問題を討議決定する。	17	理事会は、合併企業の定款を修正補充し、又は合併企業の発展対策、経営活動計画、建設及び分配並びに責任者、副責任者及び財政監査員の任命及び解任等の重要な問題を討議決定する。
18	合併企業には、責任者、副責任者、財政簿記成員を置き、その他に必要な管理成員を置くことができる。 責任者は、自己の活動について理事会に責任を負う。	18	合併企業には、責任者、副責任者、財政簿記成員を置き、その他に必要な管理成員を置くことができる。 責任者は、自己の活動について理事会に責任を負う。
19	合併企業には、財政検閲員を置くことができる。 財政検閲員は、企業の経営活動状況を定期的に検閲することができ、自己の活動について理事会に責任を負う。	19	合併企業には、財政検閲員を置くことができる。 財政検閲員は、企業の経営活動状況を定期的に検閲することができ、自己の活動について理事会に責任を負う。
20	合併企業は、定款及び理事会の決定に従い管理運営する。	20	合併企業は、定款及び理事会の決定に従い管理運営する。
21	合併企業は、定められた期間内に操業しなければならない。やむを得ない事情で定められた期間内に操業することができない場合には、企業創設を承認した機関に提起し、操業期日の延長の承認を受けなければならない。	21	合併企業は、定められた期間内に操業しなければならない。やむを得ない事情で定められた期間内に操業することができない場合には、企業創設を承認した機関に提起し、操業期日の延長の承認を受けなければならない。
22	合併企業は営業許可証書を所有してはじめて営業活動を行うことができる。 営業許可証書は、投資規模に従い、政務院対外経済機関又は自由経済貿易地帯当局が発給する。 営業許可証書を発給した日が合併企業の操業日となる。	22	合併企業は営業許可を所有してはじめて営業活動を行うことができる。 営業許可は、投資規模に従い、中央貿易指導機関又は羅先市人民委員会が行い、営業許可証書を発給する。 営業許可証書を発給した日が合併企業の操業日となる。
23	合併企業は、経営活動に必要な物資を共和国の領域内で購入し、又は生産した製品を共和国の領域内で販売することができる。この場合、定められた期間内に年間物資購入及び製品販売計画を当該機関に提出しなければならない。	23	合併企業は、経営活動に必要な物資を共和国の領域内で購入し、又は生産した製品を共和国の領域内で販売することができる。この場合、定められた期間内に年間物資購入及び製品販売計画を当該機関に提出しなければならない。
24	合併企業は、経営活動に必要な物資を輸入し、又は生産した製品を輸出することができる。この場合、当該輸出入物資については搬出搬入の承認のみを受ける。	24	合併企業は、経営活動に必要な物資を輸入し、又は生産した製品を輸出することができる。この場合、当該輸出入物資については搬出搬入の承認のみを受ける。
25	合併企業は、承認された業種の範囲で経営活動を行わなければならない。 業種を増やしたり、変更しようとする場合には、政務院対外経済機関または自由経済貿易地帯当局の承認を受けなければならない。	25	合併企業は、承認された業種の範囲で経営活動を行わなければならない。 業種を増やしたり、変更しようとする場合には、企業創設を承認した機関の承認を受けなければならない。
26	合併企業は、従業員をわが国の労働力で採用しなければならない。契約で定められた管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工には、政務院対外経済機関との合意の下に、外国人を採用することができる。	26	合併企業は、従業員をわが国の労働力で採用しなければならない。契約で定められた管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工には、外国人を採用することができる。 この場合中央貿易指導機関と合意しなければならない。
27	合併企業は、共和国の労働法と外国投資企業に適用する労働規定に従い、労働力を管理し、利用しなければならない。	27	合併企業は、共和国の労働法規と外国投資企業に適用する労働規定に従い、労働力を管理し、利用しなければならない。
28	合併企業は、外貨管理機関との合意の下に、わが国の銀行に口座を設けなければならない。必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる。	28	合併企業は、外貨管理機関との合意の下に、わが国の銀行に口座を設けなければならない。必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる。
29	合併企業は、経営活動に必要な資金の貸付をわが国又は外国の銀行から受けることができる。	29	合併企業は、経営活動に必要な資金の貸付をわが国又は外国の銀行から受けることができる。
30	合併企業は、経営のための財政簿記計算を外国人投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従い行わなければならない。	30	合併企業は、経営のための財政簿記計算を外国人投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従い行わなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
31	合併企業は、保険に加入する場合、朝鮮民主主義人民共和国の保険に加入しなければならない。	31	合併企業は、保険に加入する場合、朝鮮民主主義人民共和国の保険に加入しなければならない。
32	合併企業の従業員は、職業同盟組織を組織することができる。 合併企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。	32	合併企業の従業員は、職業同盟組織を組織することができる。 合併企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。
<b>第四章 合併企業の決算及び分配</b>		<b>第四章 合併企業の決算及び分配</b>	
33	合併企業の決算年度は、1月1日から12月31日までとする。 年間決算は、翌年の2月以内に行う。	33	合併企業の決算年度は、1月1日から12月31日までとする。 年間決算は、翌年の2月以内に行う。
34	合併企業の決算は、総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、企業管理費、保険料並びに販売費用等を含んだ原価とその他の支出を差し引いた決算利潤を確定する方法で行う。	34	合併企業の決算は、総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、職場及び企業管理費、保険料並びに販売費用等を含んだ原価を差し引いて利潤を確定し、その利潤から取引税又は営業税とその他の支出を差し引き、決算利潤を確定する方法で行う。
35	合併企業は、登録資本の25%に該当する金額になるときまで、毎年得た決算利潤の5%を予備基金として積み立てなければならない。 予備基金は、合併企業の欠損を補填し、又は登録資本を増やすことにのみ使用することができる。	35	合併企業は、登録資本の25%に該当する金額になるときまで、毎年得た決算利潤の5%を予備基金として積み立てなければならない。 予備基金は、合併企業の欠損を補填し、又は登録資本を増やすことにのみ使用することができる。
36	合併企業は、生産拡大及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金並びに養成基金等の必要な基金を創出しなければならない。 基金の種類と規模、利用対象と範囲は、理事会で討議決定する。	36	合併企業は、生産拡大及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金並びに養成基金等の必要な基金を創出しなければならない。 基金の種類と規模、利用対象と範囲は、理事会で討議決定する。
37	合併企業は、決算文書を財政検閲員による監査に付し、理事会で批准した後、利潤を分配しなければならない。利潤分配は、決算利潤から所得税を納め、予備基金をはじめとする必要な基金を控除した後、出資分に従い合併当事者間に分配する方法で行う。	37	合併企業は、決算文書を財政検閲員による監査に付し、理事会で批准した後、利潤を分配しなければならない。利潤分配は、決算利潤から所得税を納め、予備基金をはじめとする必要な基金を控除した後、出資分に従い合併当事者間に分配する方法で行う。
38	合併企業は、税金を納めなければならない。ただし、所得税は、利潤が生じた年から一定期間減免を受けることができる。	38	合併企業は、税金を納めなければならない。ただし、所得税は、利潤が生じた年から一定期間減免を受けることができる。
39	合併企業は、当該年度の決算利潤から前年度の損失を補填することができる。 この場合、補償期間は連続して4年を超えることができない。	39	合併企業は、当該年度の決算利潤から前年度の損失を補填することができる。 この場合、補償期間は連続して4年を超えることができない。
40	合併企業は、四半期及び年間の財政簿記決算書を定められた期間内に、企業創設を承認した機関及び財政機関をはじめとする当該機関に提出しなければならない。	40	合併企業は、四半期及び年間の財政簿記決算書を定められた期間内に、企業創設を承認した機関、財政機関及び当該機関に提出しなければならない。
41	外国の合併当事者は、分配を受けた利潤の一部又は全部を共和国の領域内に再投資することができる。この場合、すでに納付した所得税から再投資分に該当する所得税の一部又は全部の還付を受けることができる。	41	外国の合併当事者は、分配を受けた利潤の一部又は全部を共和国の領域内に再投資することができる。この場合、すでに納付した所得税から再投資分に該当する所得税の一部又は全部の還付を受けることができる。
42	外国の合併当事者は、企業運営で得た利潤、その他の所得及び企業を清算して分配された資金を国外に送金することができる。	42	外国の合併当事者は、企業運営で得た利潤、その他の所得及び企業を清算して分配された資金を国外に送金することができる。
<b>第五章 合併企業の解散及び紛争解決</b>		<b>第五章 合併企業の解散及び紛争解決</b>	
43	合併企業は、存続期間の満了、支払い能力の喪失、当事者の契約義務不履行及び自然災害等の事情で企業を運営することができない場合に、解散される。	43	合併企業は、存続期間の満了、支払い能力の喪失、当事者の契約義務不履行及び自然災害等の事情で企業を運営することができない場合に、解散される。
44	合併企業は、存続期間の終了前にも解散事由が生じれば、理事会で討議決定し、企業創設を承認した機関の許可又は裁判所の判決に従い解散することができる。企業創設を承認した機関の許可を受けて解散される場合には理事会が、裁判所の判決に従い解散される場合には裁判所が清算人を任命し、清算委員会を組織する。 清算委員会は、合併企業のすべての取引業務を継続し、清算を終了した後10日以内に、企業登録取消手続を行わなければならない。	44	合併企業は、存続期間の終了前にも解散事由が生じれば、理事会で討議決定し、企業創設を承認した機関の許可を受けて解散し、又は裁判所の判決に従い破産することができる。企業創設を承認した機関の許可を受けて解散される場合には理事会が、裁判所の判決に従い破産される場合には裁判所が清算人を任命し、清算委員会を組織する。 清算委員会は、合併企業のすべての取引業務を継続し、清算を終了した後10日以内に、企業登録取消手続を行わなければならない。
45	合併企業は、存続期間を延長しようとする場合、当該機関の終了6ヶ月前に理事会で討議決定した後、企業創設を承認した機関の存続期間延長承認を受けなければならない。 存続期間の計算は、道（直轄市）行政経済委員会又は自由経済貿易地帯地帯当局に企業を登録した日から行う。	45	合併企業は、存続期間を延長しようとする場合、当該機関の終了6ヶ月前に理事会で討議決定した後、企業創設を承認した機関の存続期間延長承認を受けなければならない。 存続期間の計算は、道（直轄市）人民委員会又は羅先市人民委員会に企業を登録した日から行う。
46	合併企業は、行政機関の指示又は行政機関職員の行為に対して意見がある場合、当該上級機関に申訴、請願を行うことができる。 申訴、請願を受理した機関は、それを受理した日から30日以内に審議処理しなければならない。	46	合併企業は、行政機関の指示又は行政機関職員の行為に対して意見がある場合、当該上級機関に申訴を行うことができる。 申訴を受理した機関は、それを受理した日から30日以内に調査し処理しなければならない。
47	合併と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決し、若しくは第3国の仲裁機関に提起して解決することもできる。	47	合併と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続で解決し、あるいは第3国の仲裁機関に提起して解決することもできる。

#### 4. 合作法（新旧対照表）

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 自由経済貿易地帯法の基本</b>		<b>第一章 羅先経済貿易地帯法の基本</b>	
1	朝鮮民主主義人民共和国合作法は、わが国と世界各国との間の経済協力及び技術交流を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国合作法は、わが国と世界各国との間の経済協力及び技術交流を拡大発展させることに寄与する。
2	合作企業は、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共和国側が生産と経営を行い、合作契約条件に従い、相手側の投資分を償還し、または利潤を分配する企業をいう。	2	合作企業は、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共和国側が生産と経営を行い、合作契約条件に従い、相手側の投資分を償還し、又は利潤を分配する企業をいう。
3	合作企業は、輸出することのできる製品及び先進技術が導入された製品を生産する部門に組織することを基本としながら、観光、サービス部門にも組織することができる。	3	合作企業は、輸出することのできる製品及び先進技術が導入された製品を生産する部門に組織することを基本としながら、観光、サービス部門にも組織することができる。
4	国家は、外国投資家が現代的な設備及び先端技術を投資し、又は国際市場で競争力が高い製品を生産する部門に投資することを奨励する。	4	国家は、外国投資家が現代的な設備及び先端技術を投資し、又は国際市場で競争力が高い製品を生産する部門に投資することを奨励する。

旧条	旧条文	新条	新条文
5	共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い合作を行うことができる。	5	合作投資は羅先経済貿易地帯内で行うことを基本とする。必要に応じて、他の地域でも行うことができる。
6	合作を行おうとする機関、企業所及び団体は、当該上級機関と協議し、外国投資家と合作契約を締結した後、政務院対外経済機関に合作申請書を提出しなければならない。このとき、申請書には、契約書、経済技術見積書を始めとする該当する文書を添付しなければならない。	6	国家は奨励する対象、海外朝鮮同胞と行う合作企業及び一定の地域に創設された合作企業に対して、税金の減免、有利な土地利用条件の提供等の優待を行う。
7	政務院対外経済機関は、合作申請書を受理した日から50日以内に、それについて承認又は否決する決定を下さなければならない。	7	経済合作を行おうとする共和国の機関、企業所及び団体は、関係機関と協議し、外国投資家と合作契約を締結した後、中央貿易指導機関に企業の定款、契約書の写し、経済技術見積書等の文書を添付した合作企業創設申請文書を提出しなければならない。 中央貿易指導機関は、合作企業創設申請文書を受理した日から50日以内に、企業創設を承認又は否決する決定を下さなければならない。
8	合作企業は、合作が承認された後30日以内に、当該企業所在地の道（直轄市）行政経済委員会に登録しなければならない。 登録した日が、合作企業創設日となる。	8	合作企業は、企業創設が承認された日から30日以内に、当該企業所在地の道（直轄市）人民委員会に企業登録をしなければならない。 企業を登録した日が、合作企業創設日となる。 合作企業は、企業登録をした日から20日以内に当該財政機関に税務登録をしなければならない。
9	合作企業は、承認された合作業種を勝手に変更することができない。 承認された業種を変更しようとする場合には、政務院対外経済機関の承認を受けなければならない。	9	合作企業は、営業許可を所有してはじめて、営業活動を行うことができる。 営業許可は中央貿易指導機関又は羅先市人民委員会が行い、営業許可証書を発行する。 合作企業が、承認された合作業種を増やし、又は変更しようとする場合には、企業創設を承認した機関の承認を受けなければならない。
10	合作を行う一方が、その権利と義務を第三者に全部又は一部を譲渡しようとする場合には、相手方の同意を得た後、政務院対外経済機関の承認を受けなければならない。	10	合作当事者は自己の出資分を合作相手方の同意を得た後、企業創設を承認した機関の承認を得て、第三者に譲渡し、又は相続することができる。
11	合作企業は、契約に従い、外国投資家側の技術者を受け入れて使用し、又は政務院対外経済機関の合意の下に、第3国の技術者を採用して使用することができる。	11	合作企業は、従業員をわが国の労働力で採用しなければならない。 契約により定められた管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工は外国人で採用することができる。この際、中央貿易指導機関と合意しなければならない。
12	合作企業は、生産及び経営に使用する物資を輸入し、生産した製品を輸出することができる。	12	合作企業は、生産及び経営に使用する物資を輸入し、又は生産した製品を輸出することができる。
13	外国投資家の投資に対する償還と利潤分配は合作製品で行うことを基本とし、双方の合意により他の方法で行うこともできる。	13	外国投資家の投資に対する償還と利潤分配は合作製品で行うことを基本とし、双方の合意により他の方法で行うこともできる。
14	合作企業で生産された製品と得た収入は、合作契約に従い、償還又は分配義務を履行することにまず使用することができる。	14	合作企業で生産された製品と得た収入は、合作契約に従い、償還又は分配義務を履行することにまず使用することができる。
15	外国投資家が合作企業から得た合法的利潤及びその他の所得は、共和国の外貨管理と関連した法と規定に従い、国外に送金することができる。	15	外国投資家が合作企業から得た合法的利潤及びその他の所得は、共和国の外貨管理と関連した法規に従い、共和国領域外に送金することができる。
16	合作投資者は、非常設的な共同協議機構を組織することができる。 共同協議機構では、新技術の導入、製品の質の向上、再投資をはじめとする合作経営において提起される重要な問題を協議する。	16	合作当事者は、非常設的な共同協議機構を組織することができる。 共同協議機構では、新技術の導入、製品の質の向上、再投資をはじめとする合作経営において提起される重要な問題を協議する。
17	合作企業は、経営活動に対する決算を月別、四半期別、年度別に行う。 合作企業は、規定に従い、決算書を当該機関に提出し、財政銀行機関の監督を受けなければならない。	17	合作企業は、経営活動に対する決算を月別、四半期別、年度別に行わなければならない。 合作企業は、定めに従い、財政簿記決算書を当該機関に提出し、財政機関の監督を受けなければならない。
18	合作企業は契約に従い利潤を分配する場合、法が定めるところに従い、税金を納めなければならない。	18	合作企業は契約に従い利潤を分配する場合、法が定めるところに従い、税金を納めなければならない。
19	合作当事者の中で、いずれか一方が合作契約義務を履行せず、企業を運営することができなくなった場合、政務院対外経済機関の承認の下に、合作企業を解散することができる。この場合、発生した損害に対する責任は、契約義務を履行しない当事者が負う。	19	合作当事者の一方が契約上の義務を履行せず、企業を運営することができなくなった場合には、双方が合意した後、企業創設を承認した機関の承認を受け、合作企業を解散することができる。この場合、発生した損害に対する責任は、契約義務を履行しない当事者が負う。
20	合作は、合作期間が満了すれば終了する。 合作企業は、合作期間が終了する場合又は期限前に解散される場合、法が定めるところに従い、債権債務関係を清算し、登録取消手続を行わなければならない。 合作当事者が合作期間の終了後も、合作を継続しようとする場合には、当該機関の終了6ヶ月前に、政務院対外経済機関の承認を受けなければならない。	20	合作は、合作期間が満了すれば終了する。 合作企業は、合作期間が終了し、又は終了前に解散する場合、法規に従い、債権債務関係を清算し、登録取消手続を行わなければならない。 合作当事者が合作期間の終了後も、合作を継続しようとする場合には、当該機関の終了6ヶ月前に、企業創設を承認した機関の承認を受けなければならない。
21	合作と関連して、生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判所又は仲裁機関において、当該機関に従い審議解決する。	21	合作と関連して、生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続に従い解決する。

## 5. 外国人企業法（新旧対照表）

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第一章 外国人企業法の基本</b>		<b>第一章 外国人企業法の基本</b>
1	朝鮮民主主義人民共和国は、世界各国との経済関係を拡大発展させるために、外国の法人と個人が自由経済貿易地帯内に外国人企業を創設し運営することを許容する。	1	朝鮮民主主義人民共和国外国人企業法は、羅先経済貿易地帯に外国人企業を創設し運営し、世界各国との経済協力と交流を拡大発展させることに寄与する。
2	外国人企業は、外国投資家が企業設立に必要な資本の全部を投資して創設し、独自に経営活動を行う企業をいう。	2	外国人企業は、外国投資家が企業運営に必要な資本の全部を投資して創設し、独自に経営活動を行う企業をいう。
3	外国投資家は、電子工業、自動化工業、機械製作工業、食品加工工業、被服加工工業、日用品工業並びに運輸及びサービスをはじめとする各部門で、外国人企業を創設し運営することができる。	3	外国投資家は、電子工業、自動化工業、機械製作工業、食品加工工業、被服加工工業、日用品工業並びに運輸及びサービスをはじめとする各部門で、外国人企業を創設し運営することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
4	国家は、外国投資家が投資した資本及び企業運営で得た所得を法的に保障する。	4	国家は、外国投資家が投資した資本及び企業運営で得た所得を法的に保障する。
5	外国投資家は、共和国の法と規定を尊重し、徹底して守らなければならない。人民経済の発展を阻害する行為をしてはならない。	5	外国投資家は、共和国の法と規定を尊重し、徹底して守らなければならない。人民経済の発展に支障を与える行為をしてはならない。
6	共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い、自由経済貿易地帯内に独自に企業を創設運営することができる。	6	本法は羅先経済貿易地帯に適用する。
<b>第二章 外国人企業の創設</b>		<b>第二章 外国人企業の創設</b>	
7	外国人企業を創設しようとする外国投資家は、外国人企業創設申請書を政務院対外経済機関に提出しなければならない。このとき、申請書には、企業の定款、経済技術見積書、投資家の資本信用確認書をはじめとし、審議批准に必要な文書を添付しなければならない。	7	外国人企業を創設しようとする外国投資家は、関連機関と協議し、中央貿易指導機関に外国人企業創設申請文書を提出しなければならない。この場合、企業の定款、経済技術見積書、投資家の資本信用確認書をはじめとし、審議に必要な文書を添付しなければならない。
8	政務院対外経済機関は、外国人企業創設申請書を受理した日から80日以内に、関係機関との協議を経て、その創設の承認又は否決の決定を下さなければならない。	8	中央貿易指導機関は、外国人企業創設申請文書を受理した日から80日以内に、企業創設を承認又は否決する決定を下さなければならない。
9	外国投資家は、企業創設が承認されれば、30日以内に企業所在地の道行政経済委員会に企業を登録しなければならない。 企業を登録した日が、外国人企業創設日となる。 外国人企業は、企業を登録した日から20日以内に企業所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。	9	外国投資家は、企業創設が承認された日から、30日以内に羅先市人民委員会に企業登録をしなければならない。 企業を登録した日が、外国人企業創設日となる。 外国人企業は、企業を登録した日から20日以内に企業所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。
10	外国人企業は、政務院対外経済機関の承認の下に、共和国又は外国に支社、代表部及び出張所を設け、若しくは子会社を設立することができ、また共和国や外国の会社と企業を連合することもできる。	10	外国人企業は、内閣の承認の下に、共和国又は外国に支社、代理店、出張所等を設け、若しくは子会社を設立することができ、あるいは外国の会社と企業を連合することもできる。
11	外国投資家は、外国人企業を設立するうえで必要な建設を、共和国の当該建設機関に委託して行うことができる。	11	外国投資家は、外国人企業を設立するうえで必要な建設を、共和国の当該建設機関に委託して行うことができる。
12	外国投資家は、承認された外国人企業創設申請書に指摘された期間内に投資しなければならない。やむを得ない事情で、定められた期間内に投資することができない場合には、当該機関の承認を受けて、投資期日を延期することができる。	12	外国投資家は、承認された外国人企業創設承認文書に指摘された期間内に投資しなければならない。 やむを得ない事情で、定められた期間内に投資することができない場合には、当該機関の承認を受けて、投資期日を延期することができる。
13	政務院対外経済機関は、外国人投資家が投資期間内に正当な理由なしに投資しない場合には、すでに承認した外国人企業創設を取り消すことができる。	13	中央貿易指導機関は、外国人投資家が投資期間内に正当な理由なしに投資しない場合には、すでに承認した外国人企業創設を取り消すことができる。
<b>第三章 外国人企業の経営活動</b>		<b>第三章 外国人企業の経営活動</b>	
14	外国人企業は、政務院対外経済機関が承認した企業の定款の範囲内で経営活動を行わなければならない。	14	外国人企業は、承認された企業の定款の範囲内で経営活動を行わなければならない。
15	外国人企業は、企業を登録した道経済行政委員会に、生産及び輸出計画を提出しなければならない。	15	外国人企業は、企業を登録した羅先市人民委員会に、生産及び輸出計画を提出しなければならない。
16	外国人企業は、経営活動に必要な物資を共和国から購入し、又は外国から搬入することができ、あるいは生産した製品を輸出することも、共和国に販売することもできる。	16	外国人企業は、経営活動に必要な物資を共和国から購入し、又は外国から搬入することができ、あるいは生産した製品を輸出することも、共和国に販売することもできる。
17	外国人企業が共和国の原料、資材及び設備を購入し、又は生産した製品を共和国に販売することは、共和国の当該貿易機関を通じて行うことを基本とする。	17	外国人企業が共和国の原料、資材及び設備を購入し、又は生産した製品を共和国に販売することは、共和国の当該貿易機関を通じて行うことを基本とする。
18	外国人企業は、朝鮮民主主義人民共和国貿易銀行に口座を開設しなければならない。 外貨管理機関との合意の下に、共和国の他の銀行又は外国の銀行に口座を開設することもできる。	18	外国人企業は、朝鮮民主主義人民共和国貿易銀行に口座を開設しなければならない。 外貨管理機関との合意の下に、共和国の他の銀行又は外国の銀行に口座を開設することもできる。
19	外国人企業は、企業所在地内に財政簿記文書を置き、経営決算を共和国の外国人投資企業と関連した財政簿記計算規範に従い行わなければならない。	19	外国人企業は、企業所在地内に財政簿記文書を置き、経営計算を共和国の外国人投資企業と関連した財政簿記計算規範に従い行わなければならない。
20	外国人企業は、企業運営と関連した労働力を企業所在地の労働力斡旋機関と締結し採用した労働力を解雇することができる。	20	外国人企業は、従業員を共和国の労働力で採用しなければならない。 契約により定められた管理人員、特殊な職種 of 技術者及び技能工は外国人で採用することができる。この場合、中央貿易指導機関と合意しなければならない。
21	外国人企業で働く従業員は、職業同盟組織を設立することができる。 職業同盟組織は、共和国労働法規に従い、従業員の権利と利益を保護し、外国人企業と労働条件の保障 外国人企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。	21	外国人企業で働く従業員は、職業同盟組織を設立することができる。 職業同盟組織は、共和国労働法規に従い、従業員の権利と利益を保護し、外国人企業と労働条件の保障と関連した契約を締結し、その履行を監督する。 外国人企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。
22	外国人企業は、企業運営で得た合法的利潤を再投資することができ、あるいは共和国の外貨管理と関連した法と規定に従い、国外に送金することもできる。	22	外国人企業は、企業運営で得た合法的利潤を再投資することができ、あるいは共和国の外貨管理と関連した法規に従い、共和国領域外に送金することもできる。
23	外国人企業が保険に加入しようとする場合には、朝鮮民主主義人民共和国の保険に加入しなければならない。	23	外国人企業は保険に加入する場合、朝鮮民主主義人民共和国の保険に加入しなければならない。
24	外国人企業は、法が定めるところに従い、税金を納めなければならない。	24	外国人企業は、法が定めるところに従い、税金を納めなければならない。
25	外国人企業が生産と経営活動に必要な物資を搬入する時、又は生産した製品を輸出する時には、それに対して関税を適用しない。	25	外国人企業が生産と経営活動に必要な物資を搬入する時、又は生産した製品を輸出する場合には、それに対して関税を適用しない。
26	外国人企業は、登録資本を増やすことができる。 外国人企業が登録資本を他人に譲渡しようとする場合には、政務院対外経済機関の承認を受けなければならない。 外国人企業は、存続期間内に、登録資本を減らすことができない。	26	外国人企業は、登録資本を増やすことができる。 外国人企業が登録資本を譲渡しようとする場合には、企業創設を承認した機関の承認を受けなければならない。 外国人企業は、存続期間内に、登録資本を減らすことができない。
27	政務院対外経済機関と財政機関は、外国人企業の投資及び税務状況を監督検閲することができる。	27	中央貿易指導機関と財政機関は、外国人企業の投資及び税務状況を監督検閲することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第四章 外国人企業の解散及び紛争解決</b>		<b>第四章 外国人企業の解散及び紛争解決</b>
28	外国人企業は、承認された存続期間が終了すれば解散される。 外国投資家は、存続期間の終了前に企業を解散しようとする場合又はその期間を延長しようとする場合には、政務院対外経済機関の承認を受けなければならない。	28	外国人企業は、承認された存続期間が終了すれば解散される。 外国投資家は、存続期間の終了前に企業を解散し、又はその期間を延長しようとする場合には、企業創設を承認した機関の承認を受けなければならない。
29	政務院対外経済機関をはじめとする当該機関は、外国投資家と外国人企業が本法に違反した場合、その情状により、企業を中止又は解散させ、若しくは罰金を科すことができる。	29	中央貿易指導機関及び当該機関は、外国投資家及び外国人企業が本法に違反した場合、その情状により、企業を中止又は解散させ、若しくは罰金を科すことができる。
30	外国投資家は、外国人企業が解散又は破産した場合、企業を登録した道行政経済委員会に解散又は破産登録を行わなければならない。 外国人企業の財産は、生産手続の終了前に、勝手に処理することができない。	30	外国投資家は、外国人企業が解散又は破産した場合、企業を登録した羅先市人民委員会に解散又は破産登録を行わなければならない。
31	外国人企業と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判所又は仲裁機関において、当該機関に従い審議解決する。	31	外国人企業と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続に従い解決する。

## 6. 対外経済仲裁法

朝鮮民主主義人民共和国対外経済仲裁法  
チュチュエ88 (1999) 年7月21日 最高人民会議常任委員会政令第875号として採択

### 第一章 対外経済仲裁法の基本

第1条 朝鮮民主主義人民共和国対外経済仲裁法は、対外経済紛争解決において、制度と秩序を厳格に確立し、紛争事件を正確に審議解決し、紛争当事者の権利及び利益を保護することに貢献する。

第2条 対外経済紛争の解決は、朝鮮国際貿易仲裁委員会、朝鮮海上仲裁委員会等の仲裁委員会が行う。

朝鮮国際貿易仲裁委員会は、貿易、投資、サービスと関連した紛争を、朝鮮海上仲裁委員会は、海上輸送、海難救助、共同海損等の紛争を審議解決する。

第3条 仲裁委員会は委員長、副委員長、書記長、委員等で構成する。  
委員長、副委員長、書記長は、仲裁委員会事業を担当する。

第4条 対外経済仲裁で審議解決する紛争は、以下の各号に掲げるとおりである。

1. わが国の機関、企業所、団体と外国企業間に生じた紛争
2. わが国の機関、企業所、団体と外国人投資企業間に生じた紛争
3. 外国人投資企業と外国投資企業間に生じた紛争
4. 外国投資企業と外国企業間に生じた紛争
5. 外国企業と外国企業間に生じた紛争
6. わが国の機関、企業所、団体、外国人投資企業及び外国企業と海外朝鮮同胞、外国人間に生じた紛争

第5条 対外経済仲裁は、紛争当事者の書面合意に従い、紛争当事者の一方が提出した仲裁提起文書により行う。

書面合意には、契約に含まれている仲裁条項又は紛争発生後、当事者が締結した仲裁契約が含まれる。

第6条 国家は、対外経済紛争解決において、客観性、科学性、公正性、迅速性を保障し、過ちのある紛争当事者に責任を負わせるようにする。

第7条 国家は、仲裁活動において、国際条約及び慣例を尊重し、国際機構、外国との協力及び交流を進展させるようにする。

### 第二章 仲裁の提起

第8条 紛争当事者は、自己の権利及び利益を保護するために、仲裁を提起することができる。

仲裁の提起は時効期間内に仲裁提起書及びそれに添付すべき文書を仲裁委員会に提出する方法で行う。

第9条 仲裁提起書に明らかにしなければならない内容は、次の各号に掲げるとおりである。

1. 紛争当事者の名称（氏名）、法的住所及び法的代表又はその代理人
2. 仲裁機関、準拠法統の仲裁合意内容
3. 請求内容及び金額
4. 裁判員の選定と関連した意思表示又は裁判員の氏名
5. その他、必要な内容

第10条 仲裁提起書に添付すべき文書は、次の各号に掲げるとおりである。

1. 仲裁条項又は仲裁契約の原本
2. 仲裁費用納付確認文書

3. 仲裁を提起する前に、相手側に出した請求文書

4. 被申請者が契約上の義務に違反したことを証明する文書

5. その他必要な文書

第11条 仲裁申請者は仲裁提起文書を提出すると同時に仲裁費用を支払わなければならない。

仲裁費用は、請求金額に従い、定められた比率で計算する。

必要に応じて、仲裁費用の一部を仲裁委員会が仲裁事業に使うことができる。

第12条 仲裁委員会は、仲裁提起文書を10日以内に検討し、受理又は否決する決定を行わなければならない。

受理する決定をした場合、仲裁委員会は、定められた期間内に申請者に裁判員名簿を、被申請者に仲裁提起文書、採決員名簿等を添付した仲裁提起受理通知書を送付しなければならない。

第13条 仲裁提起受理通知書を受け取った被申請者は、30日以内に申請者の仲裁提起に対する違憲、採決員の選定と関連した意志を明らかにした答弁書及び証明文書を仲裁委員会に提出しなければならない。

答弁書及び証明文書を提出しなくても、仲裁審理には影響を与えない。

第14条 被申請者は、提起された仲裁に対して反対請求を提起することができる。この場合、本法第9条、第10条の要求を満たさなければならない。

反対請求は、基本仲裁と直接関連することで行わなければならない。仲裁審理が終了するまでに仲裁委員会に提起しなければならない。

第15条 仲裁申請者は仲裁提起を変更、取消し、又は請求を放棄することができる。

仲裁提起を変更、取り消した場合、時効期間内に再び仲裁を提起することができる。しかし、請求を放棄した場合には、同じ内容の請求を再び行うことはできない。

第16条 紛争当事者は、代理人を通じて仲裁を提起し、又はそれに対して答弁することができる。

代理人には共和国公民又は外国人がなることができる。この場合、代理人は仲裁委員会に代理委任状を提出しなければならない。

第17条 仲裁の方法で解決することを合意した対外経済紛争事件又は裁決された事件に対して当事者の一方が民事訴訟を提起した場合、裁判機関は当該文書を訴訟提起者に差し戻さなければならない。

### 第三章 仲裁審理

第18条 仲裁審理は、裁判員1名又は3名で構成された裁判員協議会が行う。  
裁判員は紛争事件処理において、独立であり、紛争当事者を代表することはできない。

第19条 採決員には次の各号に掲げる成員がなることができる。

1. 当該仲裁委員会の成員
2. 紛争事件を審議解決することができる能力を持った法及び経済部門の職員
3. 弁護士、判事として働いた経歴のあるもの
4. 必要に応じて、仲裁部門で有名な海外朝鮮同胞又は外国人

第20条 仲裁委員会は採決員名簿を整えていなければならない。

採決員名簿には、採決員の氏名、職場職位、専門知識、仲裁活動経歴等の内容を明らかにする。

採決員の人物資料は出版物で紹介することができる。

第21条 紛争を審理解決するための採決員の数は、紛争当事者が合意して定める。

紛争当事者が採決員の数に対して合意をすることができなかった場合には、仲裁委員会がその数を定める。

第22条 紛争を審理解決する採決員は、紛争当事者が採決員名簿から選定する。紛争当事者が定められた期間内に採決員を選定できなかった場合には、仲裁委員会が選定する。

当該機関は、選定した採決員の事業条件を保障しなければならない。

第23条 紛争当事者は採決員を変更することに対して、当該仲裁委員会に提起することができる。

仲裁委員会は、提起された内容を審議決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。

第24条 採決員はやむを得ない事情で当該紛争事件を担当し、審理することができない場合、放棄申請を行うことができる。この場合、仲裁委員会は紛争当事者に通知し、他の採決員を選定させるようにしなければならない。

第25条 仲裁審理日、時間及び場所は、採決員協議会が定める。

仲裁委員会は仲裁審理を開始する30日前までに、紛争当事者に仲裁審理日、時間、場所等を通知しなければならない。

仲裁審理開始通知を受け取った紛争当事者は、仲裁審理日10日前までに、通知された内容に対して変更することを仲裁委員会に要求できる。

第26条 仲裁審理は当該仲裁委員会の所在地で非公開で行う。

紛争当事者の要求に従い、仲裁審理を公開で行うことができ、また所在地以外の他の場所でも行うことができる。

第27条 仲裁審理には、法定代表又はその代理人が参加する。

必要に応じて、法定代表及びその代理人をともに参加させることもできる。

第28条 裁判員は仲裁審理を開始することを告げた後、申請者に請求する事実を陳述させ、被申請者に答弁をさせる。

紛争当事者の陳述が終了すれば、当該当事者を審理し、互いに質問させるようにする。

第29条 紛争当事者は証拠を提出することができ、証人又は鑑定人を仲裁審理に参加させることを裁判員に要求することができる。

採決員は、提起された内容に根拠がある場合、仲裁委員会に当該証人又は鑑定人を仲裁審理に参加させることを申請しなければならない。

第30条 紛争当事者は証拠保存、財産保全処分と関連した意見を提起することができる。この場合、仲裁委員会は、提起された内容を確認し、当該裁判機関に依頼しなければならない。

第31条 裁判員は仲裁審理過程で、審理中止、事件棄却事由を発見し、又は仲裁審理の目的を達成した場合、仲裁審理を中止し、又は終結する。

仲裁審理期間は、仲裁提起文書を受理した日から5ヶ月を超えることができない。

第32条 仲裁審理調書は書記が作成し、裁判員及び書記が調書に署名する。

仲裁審理に対する録音又は録画は、紛争当事者の同意の下においてのみ行うことができる。

紛争当事者は仲裁審理調書を閲覧することができる。

第33条 紛争当事者は、いつでも和解することができる。

紛争当事者間で和解が成立すれば、進行中の仲裁審理は終結させる。

## 7. 加工貿易法

### 朝鮮民主主義人民共和国加工貿易法

チュチェ89(2000年)12月26日 最高人民会議常任委員会政令第1987号として承認

#### 第一章 加工貿易法の基本

第1条 朝鮮民主主義人民共和国加工貿易法は加工貿易における制度及び秩序を厳格に確立し、外貨収入を増やし、対外経済交流を拡大し発展させることに寄与する。

第2条 国家は加工貿易を奨励する。

加工貿易は取引対象者、取引形式及び加工指標を適切に選定し、加工能力及び国際市場の需要を考え、外貨収入を増やし、信用を守ることを原則とする。

第3条 加工貿易は、外国企業から原料、半製品、部品を受け取り、その要求の通り加工、組立を行い、加工費を受け取る委託加工貿易、外国企業から原料、半製品、部品を税関の監督下で無関税輸入し、それを加工、組立て輸出

第34条 対外経済紛争は調停の方法でも解決することができる。

調停は、調停人及び紛争当事者で構成された調停会議で、調停人が提出した案に双方が同意する方法で行う。

#### 第四章 裁決及びその執行

第35条 裁決は、仲裁審理が終結した日から30日以内に宣告する。

やむを得ない場合、裁判員は仲裁委員会に裁決宣告期間を延長することを要求できる。

第36条 裁決文に明らかにすべき内容は、次の各号の通りである。

1. 紛争当事者の名称(氏名) 法的住所並びに法定代表及びその代理人
2. 仲裁審理日、裁判員、書記の氏名
3. 事件の名称、仲裁審理参加状況
4. 申請者の請求内容及び被申請者の答弁内容
5. 仲裁審理で確認された事実及び証拠
6. 採決において依拠した法規範
7. 事件解決と関連した結論
8. 仲裁費用負担関係
9. 採決宣告日
10. その他必要な内容

第37条 裁決文は朝鮮語で作成する。

紛争当事者の要求に従い、翻訳文を添付することもできる。

翻訳文の解釈で差異がある場合には、朝鮮語原文に準ずる。

第38条 裁決文は採決員の署名及び仲裁委員会の公印があってはじめて効力を持つ。

3名の採決員が紛争を審理した場合、多数の意見に従わない採決員は、裁決文に署名しない。この場合、仲裁審理調書に理由書を添付して仲裁委員会に提出しなければならない。

第39条 裁判員は仲裁審理の中止決定、事件棄却決定及び和解決定を下すことができる。

審理中止を行った事由がなくなれば、仲裁審理を継続する。

和解決定には和解条件を指摘する。

和解決定は裁決と等しい効力を持つ。

第40条 裁決文は紛争当事者に仲裁委員会が発送し、又は直接交付する。

仲裁申請後、法的住所が変更された場合、紛争当事者はそのことに対して、仲裁委員会に対して、適時に通知しなければならない。

第41条 紛争当事者は裁決文に指摘された期間内に、自己の義務を履行しなければならない。

採決に対して意見がある紛争当事者は、裁決文を受け取った日から30日以内に、一部表現及び内容を修正補充し、又は解釈をすることに対して仲裁委員会に、6月以内に採決に誤りがあった認定される採決を取り消すことに対して当該裁判機関に提起することができる。

第42条 責任のある紛争当事者が裁決文に指摘された義務を適時に履行せず、又は不誠実に履行した場合、相手側当事者は、責任のある紛争当事者の居住地又は執行しなければならない財産の所在する地域の裁判機関に当該採決の執行を申請することができる。

第43条 採決に従い執行しなければならない財産が共和国領域外にある場合には、外国の裁判機関の採決の執行を依頼することができる。



第8条 加工貿易対象の選定は加工貿易の先行工程である。

貿易会社、工場及び企業所は、経済技術的潜在力及び信用がある対象、加工能力を利用し多くの利益が上げられる対象、科学技術発展及び該単位の設備更新に役立つ対象並びに国際市場で需要が高い対象を選定しなければならない。

第9条 貿易会社、工場及び企業所は加工貿易対象者に選定された外国企業と契約を締結する前に品名、数量、生産保証期間、商標、原産地名、加工費及びその支払い方法等を書面で合意しなければならない。

第10条 加工貿易申請の審議は中央貿易指導機関が行う。羅先経済貿易地帯等の特殊経済地帯では地帯管理運営機関が審議する。

第11条 貿易会社、工場及び企業所は該当加工貿易審議機関に次の各号に掲げる内容を明らかにした加工貿易申請書を提出しなければならない。

1. 委託加工貿易申請書には貿易会社、工場又は企業所の名称及び所在地、業種、外国企業の名称及び所在地、外国企業から提供される原料、半製品、部品の明細、加工、組立を行う製品名及びその数量、生産保証期間、加工能力、経済技術打算資料、加工費及びその計算基礎資料等を明らかにしなければならない。
2. 保税加工貿易申請書には保税地区名、保税加工貿易をする工場又は企業所の名称及び所在地、業種、加工能力、輸入する原資材、半製品、部品の明細、輸入額、加工製品名及びその数量、設備及び技術状態、収益性打算資料、輸出実現保証資料等を明らかにしなければならない。

第12条 加工製品生産を引受ける能力を備えてない対象、加工費を低く決めた対象並びに国家の安全保障及び社会共同の利益を阻害しうる対象に対しては加工貿易承認を行うことができない。

第13条 加工貿易審議機関は加工貿易申請を受けた日から15日以内に審議し、その結果を加工貿易申請者に知らせなければならない。

### 第三章 加工貿易契約の締結及び履行

第14条 加工貿易契約を正確に結んで履行することは、加工貿易を成果的に行うための重要な保証である。

貿易会社、工場及び企業所は加工貿易申請が承認された後に外国企業と加工貿易契約を締結しなければならない。

第15条 委託加工貿易契約書には契約当事者名、原料、半製品、部品名及びその数量、加工、組立を行う製品名及びその数量、商標、原産地名、生産保証期間、加工費の規模及び支払方法、委託責任及び損害補償、紛争解決等を明らかにし、保税加工貿易契約書には契約当事者名、取引商品名並びにその数量、規格及び品質、価格、製品の受渡方法、違約責任関係等を明らかにする。

第16条 貿易会社、工場及び企業所は加工貿易契約を締結した日から5日以内に税関登録を行わなければならない。

第17条 契約当事者は加工貿易契約を適時に、正確に履行しなければならない。

貿易会社、工場及び企業所は外国企業に契約履行保証金を出すことを要求できる。

第18条 次の各号の一に該当する場合、加工貿易契約当事者は違約金の支払及び損害賠償を請求することができる。

1. 正当な理由なく契約履行を遅延させ又は拒絶した場合
2. 包装、品質、数量等が契約条件に合わない場合
3. 契約で決めた加工費又は商品代金を適時に支払わなかった場合
4. その他の契約違反行為があった場合

第19条 外国企業は加工、組立品の包装を契約条件の通りにせず、又は原料、半製品、部品を他のものに変えて加工、組立を行った場合、再包装を要求し、又は加工、組立品の受取を拒絶することができる。この場合、貿易会社、工場又は企業所は支出される費用を自身で負担し、違約金を支払わなければならない。

第20条 貿易会社、工場及び企業所は外国企業が加工、組立品を適時に受け取らない場合、それにとまなう違約金及び保管料を受けることができる。加工、組立品の受取期間が満了した日から3ヶ月が経過した場合には、それを販売処分することができる。

第21条 加工貿易契約当事者は、相互に協議し、契約の内容及び期間を変更することができる。この場合、変更された内容を該当加工貿易審議機関及び税関に知らせなければならない。

第22条 貿易会社、工場及び企業所は契約に従って外国企業が提供した技術の秘密を保障しなければならない。

第23条 経営秩序を正しく確立することは加工貿易の重要な要素である。加工貿易を行う貿易会社、工場及び企業所は国家が決めた秩序どりに経営活動をしなければならない。

第24条 貿易会社、工場及び企業所は、加工貿易に必要な原料、半製品、包装材、機械設備及び経営用物資を外国企業から提供を受け、又は輸入することができる。この場合、許可の必要はなく、関税を適用しない。

第25条 貿易会社、工場及び企業所は加工作業に必要な国内の労力、原料、動力、用水、包装材、資金等の所要量を上級機関に提出しなければならない。

当該上級機関は提起された所要量を検討し、国家計画又は地帯計画に噛み合せて供給しなければならない。

第26条 加工能力の不足で一部特殊な部分を加工できない場合には他の工場、企業所若しくは外国人投資企業又は外国企業にその加工を依頼することができる。この場合、契約を結ぶ。

第27条 貿易会社、工場及び企業所は、加工貿易で得た収入の中で定められた割合を国家に納付しなければならない。

契約相手側から提供され、加工貿易に使われる機械設備、輪転機材等の固定資産は減価償却金の納付対象とならない。

第28条 貿易会社、工場及び企業所は、加工貿易を行って得た外貨を取引銀行に入れて利用しなければならない。この場合、定められた割合を機械設備、経営用物資及び優待商品の購入並びに貿易商談、技術交流、研究及び実習費用に使うことができる。

第29条 加工貿易をする貿易会社、工場及び企業所は次の各号に該当する行為をすることができない。

1. 稼いだ外貨を流用又は外国に預金する行為
2. 承認なくで業種、指標を変更し又は増やす行為
3. 加工、組立品を国内に販売する行為
4. 加工用物資を流用する行為

第30条 貿易会社、工場及び企業所は、国家的措置で加工用物資を違うところに使い、又は加工品を国内に販売しようとする場合、契約相手側と事前に合意してから該当税関に通知しなければならない。

第31条 加工貿易の業種を変更しようとする貿易会社、工場及び企業所は、申請書を加工貿易審議機関に提出しなければならない。

加工貿易審議機関は申請書を受理した日から10日以内に審議し、その結果を申請者に知らせなければならない。

第32条 加工貿易をする過程でできた債務は貿易会社、工場、企業所の費用で補償する。

第33条 貿易会社、工場及び企業所は製品の加工、組立のため、外国の企業の技術的支援を受けることができる。この場合、該当手順によって必要な技術者を招聘し、又は自らの技術者、労働者を技術取得のため外国に派遣することができる。

第34条 貿易会社、工場及び企業所は外国企業の品質検査員を滞留させることができ、又は外国企業が提供した加工設備を交替若しくは修理する目的で搬出入することができる。

第35条 加工貿易企業の経営期間は加工貿易契約期間と同じである。

加工貿易契約期間が終わり、又はその他の事由で加工貿易承認が取り消された場合には、取り消された日から5日以内に該当税関に登録取消を提起しなければならない。

### 第五章 加工貿易事業についての指導統制

第36条 加工貿易事業に対する指導統制を強化することは、国家の加工貿易政策を正確に執行するための重要な保証である。

国家は加工貿易事業が発展するのに合わせ、それに対する指導と統制を強化するようにする。

第37条 加工貿易事業に対する国家の統一的指導は内閣が行う。

内閣は中央貿易指導機関及び特殊経済地帯管理運営機関を通じて加工貿易事業を掌握し指導する。

第38条 加工貿易をして国家に大きな利益を与えた貿易会社、工場及び企業所には賞金を与える等の優待を行う。

第39条 中央税関指導機関は加工貿易がさまざまな形式及び方法で行われるのに合わせて税関事業を強化しなければならない。

税関は中央貿易指導機関若しくは特殊経済地帯管理運営機関との連携下で、加工貿易のために受け入れた物資を流用し、又は加工品を国内に販売することがないようにしなければならない。

第40条 貿易会社、工場及び企業が、加工用物資を造るところに使い、加工品を国内に販売し、稼いだ外貨を流用若しくは海外に預金し、又は加工貿易業種を変更若しくは拡大させて、加工貿易事業に支障を招いた場合には営業を中止させ又は加工貿易承認を取り消し、物資を没収し、又は罰金を賦課する。

第41条 この法を違反して加工貿易事業に嚴重な結果をもたらした貿易会社、

工場、企業所、指導統制機関の責任ある職員及び個別的公民には情状によって行政的又は刑事的責任を負わせる。

第42条 加工貿易と関連した意見相違は協議の方法で解決する。協議の方法で解決できない場合には、共和国の仲裁又は裁判機関に提起して解決することができる。

## 8. 外国人投資企業破産法

朝鮮民主主義人民共和国外国人投資企業破産法  
チュチェ89(2000)年4月19日 最高人民会議常任委員会政令第1504号として採択

### 第一章 外国人投資企業破産法の基本

第1条 破産は債務償還能力を失った企業の財産を、裁判所の判決の下に債権者に分配する、企業を解散する事業である。

朝鮮民主主義人民共和国外国人投資企業破産法は、外国人投資企業に対する破産事業において制度及び秩序を厳格に定め、その債権債務を正確に清算することに貢献する。

第2条 この法律は共和国の法人として登録し、共和国領域内で企業活動を行う外国人投資企業に適用する。

第3条 債務を決められた期間内に償還することができない、企業の債務が自己の財産を超過し若しくは嚴重な損失で企業をこれ以上維持できない場合又は一般手続で企業を解散させることができない場合には、企業を破産させることができる。

企業破産は裁判所の判決に従って行う。

第4条 共和国の機関、企業所、団体から資金の援助を受けることができ、又は償還期間になっている債務を破産提起があった時から6ヶ月以内に清算する保証がある場合には企業を破産させなくともよい。

第5条 企業破産が提起された後、当事者間で和解に達した場合には、進行中の破産手続を中止することができる。

第6条 企業破産事件は当該企業の所在地にある道(直轄市)裁判所が取り扱い、処理を行う。

羅先経済貿易地帯における企業破産事件は、羅先市裁判所が取り扱い、処理を行う。

第7条 この法律に規定されていない事項は、民事訴訟法に従う。

### 第二章 破産の提起及び破産宣告

第8条 破産提起は債務償還能力のない企業とその債権者が行う。

企業の解散処理を受け持つ清算委員会も破産を提起することができる。

破産提起は、当該裁判所に書面で行う。

第9条 契約に定められた期間内に債権額を受け取ることができなくなった債権者は、債権額を回収する目的で当該企業を破産させることを提起できる。この場合、債権者が3名以上になる企業に対しては、1名以上の債権者の同意を得なければならない。

破産提起書には、債権者の名称(氏名)、住所、法定代表人およびその代理人の氏名、住所、債権名、債権額、債権の期間並びに破産させる企業の名称及び住所を明らかにし、債権の償還を受けることができない理由および破産の提起に同意した事実を証明する資料を添付しなければならない。

第10条 債務償還能力を失った企業は理事会又は共同協議会の決定に従って免責を目的として自らの企業破産を提起することができる。

破産提起書には、企業の名称、住所、企業の損害状況、債務を償還することができない理由を明らかにし、債務及び財産目録等の文書を添付しなければならない。

第11条 企業の解散処理を受け持つ清算委員会は、解散処理過程においてその企業を破産させることが正しいと認定した場合、破産を提起することができる。

破産提起書には、企業の名称、住所、財産及び債務資料及び一般手続で企業を解散することができない事実を明らかにしなければならない。

第12条 企業破産が宣告される前に、破産提起を取り消すことができる。

破産提起を取り消そうとするものは、破産取消提起書を当該裁判所に提出しなければならない。

第13条 裁判所は破産提起を受けた日から30日以内に破産提起を受理し又は否決しなければならない。この場合、必要な調査を行うことができる。

第14条 裁判所は破産提起が正当であると認定される場合には、判決で企業破

産を宣告し、判決書謄本を破産提起者及び当該企業に送達しなければならない。

判決書には破産企業の名称、法定代表者名、破産の根拠、破産の年月日等を明らかにしなければならない。

第15条 破産宣告を受けた企業は、判決謄本を受け取った日から、簿記計算並びに正常な財産取引及び経営活動を中止しなければならない。

第16条 破産宣告の通知を受けた企業は、その日から2日以内に企業創設を承認した期間に破産宣告を受けた事実を通知し、必要な登録を行わなければならない。

第17条 破産企業の法定代表又はその代理人は、破産手続が終結するまでに裁判所の許可なく企業所在地、居住地を離れることができず、破産と関連した質問に説明を行い又は破産手続事業に協力しなければならない。

第18条 破産企業が破産提起の6ヶ月前から及び破産提起後に財産を減少させ、若しくは分配を行い、若しくは無償又は低い価格で譲渡した行為、破産提起後若しくはその30日前に自己の債権を法的根拠なく放棄した行為又は企業破産を予見して債権者に損害を与えた行為は無効とする。

第19条 裁判所は破産宣告を行った日から5日以内に2~3名で構成される清算委員会を組織しなければならない。

清算委員会の成員には当該企業清算を承認した機関、財政銀行機関の職員、その他の人員がなることができる。

清算委員会委員長は裁判所が任命する。

第20条 組織された清算委員会は、速やかに以下の各号に定める事業に着手しなければならない。

1. 60日までの債権申告期間、債権の調査及び確定期間並びに破産宣告後20日以内に第1回債権者会議の招集日、破産企業の財産を持っている者がそれを申告及び返還しなければならない日付等の破産手続開始に必要な事項を定める。
2. 破産企業の債権者、債務者及び破産財産所有者に破産通知を行う。
3. 破産企業の公印、簿記帳簿、財産目録、債権者名簿及びその他の文書を譲り受ける。
4. 破産企業法定代表の立会の下で、企業財産の価格を評価する。
5. 破産企業の簿記帳簿を閉鎖し、財政状態表及び財産目録を作成し、裁判所に提出する。
6. 必要に応じて、破産企業の財産の封印を行い、当該調書を作成する。
7. 破産企業の経営業務を終了させる。
8. 企業破産宣告までに履行されなかった契約を取り消し又はその履行を中止する。

第21条 清算委員会は定められた日付に第1回債権者会議を招集しなければならない。

第1回債権者会議は、債権者の中で債権者会議の責任者を定め、清算委員会から企業の破産経緯及び財産及び財務の実態に対して報告を受ける。

第22条 債権者会議決定は、会議に参加した債権者の半数以上が賛成し、賛成した者の債権額が破産債権総額の2分の1以上になってはじめて採択される。

債権者会議決定は、すべての債権者に等しく効力を持つ。

### 第三章 破産債権の届出及び調査並びに確定

第23条 破産宣告を受けた企業の債権者は債権届出期間内に清算委員会に書面で債権届出をしなければならない。

債権届出書には、債権者の名称(氏名)、住所、債権名、債権額、債権期間及び債権発生の根拠等を明らかにし、債権以外の請求権を有する場合には請求金額及びそれに関連する証明文書を添付しなければならない。

第24条 清算委員会は債権届出を受理した順に債権登録をしなければならない

い。債権登録は債権届出文書の様式に従い行う。

第25条 債権届出期間内に届出ししない債権は無効である。

破産について通知した清算委員会は、その通知に対して返答がない債権者に再び通知しなければならない。

第26条 清算委員会は、債権調査期間内に届出内容に基づき債権調査を行わなければならない。

債権調査は関係機関に依頼し又は直接調べる方法で行う。

第27条 清算委員会は意見が提起された債権者に対し関係がある債権者に通知しなければならない。

債権者は意見提起者を対象として、破産事件を管轄する裁判所に債権確定のための民事訴訟を提起することができる。

裁判所は提起された事件を審理し、その結果を清算委員会に通知しなければならない。

第28条 届出内容と調査内容が異なる債権及び意見が提起されたが民事訴訟が提起されない債権の確定は、清算委員会が行う。

第29条 債権の調査及び確定を終えた清算委員会は次の各号に掲げる方法で債権表を作成する。

1. 優先権の有無に従い債権を区分し、債権額の大きさの順位で記録する。
2. 債権以外の請求権は利子、損害補償金、違約金、罰金、手数料、訴訟費用等に区分して記録する。
3. 償還期間が満了していない債権は破産宣告開始を償還期間とし、債権額を計算して記録する。
4. 債権額及び債権の調査並びに確定期間内に提起された内容は債権別に記録する。

第30条 清算委員会は作成された債権表を、債権者会議の同意を得たのち、裁判所の承認を受けなければならない。

承認された債権表はすべての債権者に同じ効力を持つ。

第31条 債権届出書及び債権表は裁判所に保管する。

裁判所は破産企業関係者の要求に従い、当該文書を閲覧させることができる。

#### 第四章 破産財産の分配

第32条 破産財産は債権者に分配する。

破産財産には破産宣告を受けた企業の貨幣財産、現物財産及び知的所有権並びにその他の財産権等が属する。

破産手続の過程で取得した財産も破産財産に属する。

第33条 分配する破産財産の確保は清算委員会が行う。

清算委員会は未納の出資分を回収し、破産企業の債権額を回収しなければならない。この場合、償還期間が満了していない債権は、破産宣告日から起算して当該金額を計算しなければならない。

第34条 清算委員会は破産企業の債務者が当該企業に対して債権を有している場合、債権と債務を相殺することができる。相殺は貿易銀行が当日発表する外貨交換相場表に従い行う。

第35条 清算委員会は財産分配のために生産した製品又は機械設備、知的所有権等の財産を換価することができる。

第36条 破産財産の分配順位は次の各号に掲げるとおりである。

1. 国家手数料及び破産手続費用
2. 賃金及び保険金
3. 税金をはじめとする国家義務納付金
4. 破産手続中に契約取消によって発生した違約金
5. 担保財産
6. 無担保債権
7. 債権以外の請求権

第37条 国家手数料及び破産手続費用の支出状況は生産委員会が債権者会議の責任者に通知する。

生産委員会の通知に対して提起された意見の処理は、裁判所の判定に従う。

第38条 無担保債権中、優先分配順位として設定された債権に対しては、他の無担保債権に優先して分配するよう、その順位を定める。

第39条 清算委員会は、分配順位及び債権表に従い、破産財産分配表を作成しなければならない。

破産財産分配表には、分配しなければならない金額の総額、実際に分配する金額、分配を受けた債権者の名称（氏名）、住所、分配額等を明らかにしなければならない。

第40条 清算委員会は、破産財産分配表の担保債権分配額に破産宣告があった日から破産分配日までの期間に相当する利子を含めなければならない。

第36条に規定する順位に従い、分配額を定めたが財産が不足しそれ以上配当することができない場合、残りの分配順位の債権に対する分配額は同じ比率に定める。

第41条 破産財産分配表は、清算委員会が債権者会議に提出する。

債権者会議で破産財産分配表が可決された場合には裁判所の承認を受け、否決された場合には裁判所の判定に従う。

裁判所の判定に従い破産財産分配表を再度作成することもできる。

第42条 破産財産の分配は、裁判所が承認した破産財産分配表に基づき、清算委員会が行う。

清算委員会は、破産財産分配を終えた日から10日以内に、企業破産総括報告書を作成し、裁判所に提出しなければならない。

第43条 裁判所は清算委員会の企業破産総括報告書を審議し、判定で破産を終結させなければならない。この場合、破産終結に対して清算委員会に通知し、破産関係者に通知するようにしなければならない。

第44条 破産企業の財産不足で清算することができなかった財産は無効とする。

破産が終結した後に発見された破産企業の財産は、当該事件を取り扱った裁判所が銀行を通じて処理する。

#### 第五章 和解

第45条 和解は破産宣告を受けた企業の提議及びその提議に対する債権者の承諾により、進行中の企業破産手続を中止される裁判上の手続である。

破産宣告を受けた企業は、理事会又は共同協議会において討議し、和解を提起することができる。

第46条 破産宣告を受けた企業は、和解提起を行うとする場合、債権の調査及び確定期間内に和解提起の理由、債務償還方法、担保等を明らかにした和解提起書を清算委員会に提出しなければならない。

和解条件はすべての債権者に公正でなければならない。

第47条 清算委員会は和解提起を受けた日から5日以内に、その提起に対して裁判所に通知し、裁判所の意見に従い、債権者会議において審議し決定するようにしなければならない。和解審議のための債権者会議には、債権者、和解提起者及び清算委員会の成員が参加する。

債権者の提起に従い、破産企業の債務を代位して弁済しようとする者も参加することができる。

第48条 和解提起者は、債権者会議において、和解提起の理由及び和解条件について説明し、債権者の質問に答えなければならない。この場合、債権者の利益を損なわない範囲で和解条件を変更することができる。

第49条 和解提起は債権者会議に参加した債権者の半数以上が賛成し、賛成した者の債権額が破産債権総額の3分の2以上になって初めて可決される。

第50条 裁判所は債権者会議において可決された和解に対して、判定で承認し又は否決しなければならない。

和解に対する裁判所の判定は、債権者及び和解提起者に等しく効力を持つ。

第51条 裁判所は債権者会議の和解可決に対する判定をした日から5日以内にそのことについて和解提起者に通知しなければならない。

和解承認判定通知を受け取った企業は、和解条件に記載された義務を適時に正確に履行しなければならない。

債権者は義務履行を怠った企業に対して、裁判所に和解取消を提起することができる。

第52条 裁判所は和解取消提起があった日から10日以内に判定で和解取消提起を承認し又は否決しなければならない。

和解取消承認判定があった場合、中止されていた破産手続は継続される。

#### 第六章 制裁

第53条 清算委員会は次の各号に掲げる場合において、裁判所の承認を受け、損害賠償を請求し又は罰金を徴収できる。

1. 破産企業の法定代表若しくはその代理人が、理由なく債権者会議に参加しなかった、清算委員会及び債権者の質問に対して説明若しくは答弁を行わなかった又は虚偽の説明若しくは答弁をした場合
2. 破産財産を隠匿、債務文書を偽造又は虚偽の債務を承認した場合
3. 簿記帳簿若しくは伝票を偽造若しくは焼却し、その内容を知ることができないようにし又は清算委員会が閉鎖した簿記帳簿に変更を加えた場合
5. 破産企業の法定代表若しくはその代理人が、裁判所の許可なく企業所在地、居住地を離れ又は他人と接触若しくは通信連絡をし、破産執行に支障を与えた場合

6. この法律の破産手続に支障を与え又は債権者に損害を与えた場合  
第54条 この法律に違反して企業の破産事業に嚴重な結果を引き起こした機

関、企業所、団体の責任ある職員及び個別的公民には、情状に応じて行政的又は刑事的責任を負わせる。

## 9. 外国人投資企業最新技術導入規定

外国人投資企業最新技術導入規定  
チュチェ90(2001)年8月24日 内閣決定第44号として承認

### 第一章 一般規定

第1条 この規定は、最新技術を導入した外国人投資企業を奨励するために制定する。

第2条 最新技術には、共和国領域内に外国人投資企業が最初に導入した特許技術、ノー・ハウ、情報産業技術及び科学研究部門の技術並びにその他の国家が奨励する部門の技術が含まれる。

第3条 外国人投資企業が最新技術を導入することと関連した事業の統一的な掌握及び指導は中央貿易指導機関が行う。

第4条 この規定は、最新技術を導入した外国人投資企業に適用する。

### 第二章 最新技術の審議登録

第5条 外国人投資企業が導入した最新技術の審議登録事業は、中央科学技術行政指導機関が行う。

第6条 外国人投資企業が最新技術を導入した場合には、最新技術と関連した審議を受けなければならない。

最新技術と関連した審議を受けようとする場合には、中央科学技術行政指導機関に申請文書を提出しなければならない。

最新技術の審議申請文書には、申請者名、企業の型式、企業所在地、最新技術の名称等を明らかにした後、技術経済的効果性資料等の必要な文書を添付しなくてはならない。

第7条 最新技術の審議申請文書は受理した日から30日以内に審議しなければならない。

第8条 最新技術の審議事業は当該部門の専門職員を網羅して行わなければならない。

第9条 最新技術の審議事業が終了した場合には、審議報告文書を作成しなくてはならない。

審議報告文書には該当する内容を明らかにした後、評定結果を添付しなければならない。

第10条 中央科学技術行政指導機関は、外国人投資企業が導入した技術が最新技術であると判定した場合、それを登録し、当該外国人投資企業に最新技術導入登録証を発行した後、その状況を中央貿易指導機関、中央財政機関及び中央税関機関に通知しなければならない。

最新技術導入登録証には、外国人投資企業の名称、導入した最新技術の名称、登録年月日、登録番号等の内容を明らかにしなければならない。

### 第三章 特恵

第11条 特恵は、最新技術導入登録証を取得した外国人投資企業に与える。

第12条 特恵の適用は、最新技術を導入した業種及び指標にのみ行わなければならない。

第13条 特恵の期間は、最新技術導入登録証を取得した日から計算する。

第14条 特恵は税金の減免等の方法で与える。

第15条 最新技術導入登録証を取得した外国人投資企業の企業所得税率は、最新技術を導入した業種及び指標に対する決算利潤の10%とし、最新技術を導入した企業を10年以上運営し、又は特許技術、ノー・ハウを導入した業種及び指標に該当する年間決算利潤が外国人投資企業の総決算利潤の70%以上になる場合には、企業所得税を利潤が出ようになった年から3年間免除し、その後の2年間は50%の範囲で軽減する。

第16条 情報産業技術、科学研究部門の技術、その他の国家が奨励する部門の最新技術導入登録証を取得した外国人投資企業の企業所得税は、利潤が出ようになった年から3年間免除し、その後の2年間は50%の範囲で軽減する。

第17条 国家的な要求に従い、最新技術を導入し生産した商品を共和国領域内に販売する場合には、販売商品に該当する取引税及びその商品生産に利用された輸入物資の関税を免除する。

第18条 最新技術を導入して生産した商品の質が、国際市場の水準に到達したが、販路がなく共和国領域内で販売する場合には、1年間関税と取引税を免除し、その後の2年間は、関税のみを免除する。

第19条 関税及び取引税の特恵で得られた資金は、外国人投資企業の新技術開発、導入等の対象に使うことができる。

### 第四章 監督統制

第20条 中央貿易指導機関は、最新技術導入登録証を取得した外国人投資企業が登録証に記載されているとおりに経営活動を行うことができなくなっている場合、その状況を中央科学技術行政指導機関に通知し、当該問題に対して対策を講じなければならない。

第21条 最新技術を導入することと関連して、提起される意見の相違は協議の方法で解決しなければならない。

協議の方法で解決できない紛争問題は、共和国の仲裁又は裁判機関に提起して解決しなければならない。

第22条 この規定に違反した場合には、程度により罰金の適用、特恵適用の中止、最新技術導入証の回収等の行政的制裁を与え、違反行為が嚴重な場合には刑事的責任を負わせる。

## 10. 羅先經濟貿易地帯罰金規定

羅先經濟貿易地帯罰金規定  
チュチェ89(2000)年12月8日 内閣決定第67号として承認

第1条 本規定は、羅先經濟貿易地帯において法違反行為に対する罰金適用秩序を確立するために制定する。

第2条 国家の法規範に違反した羅先經濟貿易地帯(以下、地帯とする。)内の共和国の機関、企業所、団体(以下、機関、企業所とする。)、外国人投資企業、共和国公民及び外国人(以下、個人とする)に罰金を課する手続及び方法は本規定に準じる。

第3条 地帯の罰金適用と関連した事業の統一的な掌握と指導は地帯法務生活を担当し指導する機関が行う。

第4条 罰金は国家の法規範に違反したことに對して、当該法規範に罰金適用が予見されている場合にのみ、課することができる。

第5条 罰金は、地帯裁判機関の判決又は判定、仲裁機関の採決及び地帯法務生活を担当し指導する機関の決定により課する。

法規範が定めたとともに従い、罰金適用権限を委譲された機関(以下、権限を委譲された当該機関とする。)が直接罰金を課することもできる。

第6条 罰金を課さなければならない様々な法違反行為を同時に行った場合には、その違反行為に適用する罰金基準において高い額の罰金を課さなければならない。

第7条 罰金適用管轄は次の各号に掲げるとおりである。

1. 交通安全秩序、旅行秩序、社会公衆秩序、列車及びバス利用秩序、商品販売秩序、都市経営秩序、国土環境保護秩序、電力利用秩序、衛生防疫秩序、獣医防疫秩序、国境又は地帯境界税関検査及び検査秩序、その他別に定めた秩序に違反したとことと関連して課する罰金は権限の委譲を受けた当該機関が取り扱い、処理する。

2. 権限の委譲を受けた当該機関が課する罰金の他に、機関、企業所及び外国人投資企業、個人に課する罰金は、法務生活を担当し指導する機関が取り扱い、処理する。

第8条 現地で直接課する罰金(以下、現地罰金とする。)は権限の委譲を受けた当該機関の職員だけが取り扱い、処理することができる。

第9条 現地罰金以外の罰金と、当該手続きに従い、地帯銀行機関に入金した後、それに対する確認文書を受け取る方法で課する。

第10条 外国人投資企業及び外国人に課す税金は朝鮮ウォン又は外貨で受け取る。

罰金を外貨で受け取る場合、朝鮮ウォンと外貨の換算は、当該時期の地帯内の共和国外国為替銀行が発表する外貨交換比率に従う。

第11条 罰金適用基準は、次の各号に掲げるとおりである。

1. 機関、企業所には50万ウォンまで
2. 共和国公民には2,000ウォンまで（法違反行為が重大な場合には1万ウォンまで）、現地罰金を適用する場合には1,000ウォンまで（法違反行為が重大な場合には5,000ウォンまで）
3. 外国人投資企業には200万ウォンまで
4. 外国人には10万ウォンまで、現地罰金を適用する場合には3万ウォンまで
5. 地帯内で地帯外の公民に課する罰金は、地帯外の罰金基準を適用し、地帯内の公民に対して適用する罰金は、地帯内の罰金基準を適用する。

罰金は法規範に違反した動機、程度、その結果及び財産状態を考慮して課さなければならない。

第12条 罰金を課する手続及び方法は次の各号に掲げるとおりである。

1. 罰金を課そうとする機関は、法違反行為を行ったことに対して、法違反調書又は確認を受け取らなければならない。

法違反調書、確認書は、機関、企業所及び外国投資企業である場合には、当該機関又は企業の責任者から、個人の場合には、本人から受け取らなければならない。

法違反行為が明白であるにもかかわらず、法違反行為の当事者が法違反調書又は確認書作成に応じない場合には、2名以上の第三者の確認署名を受け取ることもできる。

2. 地帯の法務生活を担当し指導する機関の管轄に属する罰金である場合には、罰金を課そうとする機関が法違反調書、確認書及び法違反資料を添付した罰金適用提起書を地帯法務生活を担当し指導する機関の審議に提起しなければならない。権限を委譲された当該機関が課する罰金の場合には、その機関が審議しなければならない。

罰金審議機関は、罰金適用提起書を受理した日から10日以内に審議処理しなければならない。

3. 現地罰金を受け取る場合には、地帯財政機関が発給した罰金賦課通知書を発行し、その副本を残さなければならない。

4. 地帯裁判機関及び仲裁機関が罰金を課する手続及び方法は、別に定めたとおりに従う。

第13条 地帯の法務生活を担当し指導する機関の管轄に属する罰金は、罰金適

用提起書を提起した機関を通じて、権限を委譲された当該機関の管轄に属する罰金はその機関が直接、罰金賦課通知書を次の各号に掲げる通り送付し、執行させなければならない。

1. 機関、企業所に課する罰金賦課通知書は当該機関、企業所及び取引銀行機関に送付しなければならない。

2. 職場に通う共和国公民に課する罰金賦課通知書は、本人及び本人が働く機関、企業所又は外国人企業に送付するとともに、本人が働く機関、企業所又は外国投資企業が取引する銀行機関に送付しなければならない。

銀行機関は、罰金に該当する金額を本人が働く機関、企業所又は外国人企業の口座から引き落とし、地帯予算に納付しなければならない。

3. 職場に通わない共和国公民に課する罰金賦課通知書は、本人と本人が居住している里又は洞事務所へ送付しなければならない。

里、洞事務所は罰金に該当する金額を地帯予算に納付した後、その確認文書を罰金賦課通知書を発給した期間に送付しなければならない。

4. 外国人投資企業、外国人に課する罰金賦課通知書は、取引する銀行機関に送付しなければならない。

取引する銀行機関がない場合には、定められた銀行機関に罰金に該当する金額を入金した後、銀行機関が発給した確認文書を持参させるようにしなければならない。

5. 取引する銀行口座に資金がない場合には、法違反当事者が直接定められた銀行機関に罰金に該当する金額を入金した後、確認文書を持参させるようにしなければならない。

第14条 罰金は罰金賦課通知書を受け取った日から1ヶ月以内に納付させなければならない。

機関、企業所及び里、洞事務所から納付させた罰金、権限を委譲された当該機関が現地で受け取った罰金は5日以内に当該銀行機関に入金させなければならない。

第15条 罰金賦課通知書を受け取った日から1ヶ月以内に罰金を納付しなかった場合には、程度により営業中止、罰金に該当する財産の没収等の行政的制裁を与え、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。

第16条 地帯法務生活を担当し指導する機関は、権限を委譲された当該機関から罰金の賦課状況を監督し、罰金を誤って適用した場合には、その変更又は取消を命じることができる。

第17条 本規定に違反して罰金をでたために適用した場合又は罰金として受け取った金銭を流用又は横領した場合には、その責を負う職員が法的責任を負う。

第18条 罰金適用と関連して意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。

申訴及び請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。

# 朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(2)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

## はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）では、1999年2月26日に、主要な対外経済関係法の改正が行われた<sup>1</sup>。この改正では、海外直接投資の類型に関して規定する「合弁法」、「合作法」および「外国人企業法」が改正された。その後、2000年3月11日に「合弁法施行規定」および「合作法施行規定」が改正され、同年10月27日には「外国人企業法施行規定」が改正された。さらに、これらの企業の財政管理に関連する重要な規則である「外国人投資企業財政管理規定」が1999年12月4日、同規則の羅先版である「羅先経済貿易地帯外国人投資企業財政管理規定」が2000年5月13日に制定されている。

今回は、改正された諸法令によって規定されている北朝鮮の海外直接投資の企業類型について述べたあと、この3つの法律の改正の意義と変更点について分析する。

## 北朝鮮における外国投資類型

北朝鮮において、海外直接投資は「外国人投資法」を頂点とする法体系によって規制されている。外国人投資法に規定されている投資類型は、合弁企業、合作企業および外国人企業である。北朝鮮では、これらの企業を「外国人投資企業」と総称している<sup>2</sup>。各投資類型別の企業の特徴は【表1】のとおりである。

合弁企業は共同出資、共同経営、出資分に応じた利潤分配<sup>3</sup>、合作企業は共同出資、北朝鮮側経営<sup>4</sup>、契約による利潤の分配、投資分の償還となっている。合弁企業、合作企業の創設は、現在のところ羅先経済貿易地帯（経済特区）での創設を基本としている。外国人企業は羅先経済貿易地帯への創設が必須である。

合弁企業と合作企業の違いは、まず経営権の所在である。

合弁企業は外国側当事者と北朝鮮側当事者からなる理事会が最高決議機関となる（第16条）。また、合弁企業の責任者と副責任者、財政簿記担当者等で構成される経営管理機構のメンバーは、外国側と北朝鮮側の当事者が分けて担当することができるようになっている（施行規則第56条）。これに対して合作企業は、投資は共同で行うが、生産と経営は北朝鮮側の担当となる（第2条）。もちろん、新技術の導入、製品の質の向上再投資をはじめとする問題を協議するための共同協議機構を置くことができるが、これはあくまでも非常設的機構であり（第16条）、外国側当事者が生産や経営に対して関与することはできない。相手側が契約条件に違反した場合、企業を解散し、発生した損害に対する賠償を請求できるのみである（第19条）<sup>5</sup>。

合弁企業と合作企業の違いは、外国側当事者の出資分にも見られる。合弁企業では、外国側当事者の出資分に対する明文上の規定がない。これに対して、合作企業では、外国側当事者が30%以上出資することが条件となっている。これだけを見ると合弁企業の条件の方が緩いように思えるが、実際には、合弁企業については最近まで外国側当事者の出資分を50%にするように指導をしていたようである<sup>6</sup>。

紛争解決手段の選択においても合弁企業と合作企業の違いがある。合弁企業の場合、「合弁法」で北朝鮮の裁判機関、仲裁機関の他に第三国の仲裁機関を選択できるようになっている（第47条）。これに対して「合作法」では、北朝鮮の裁判機関、仲裁機関しか利用できない（第21条）。実際には、「合作法施行規定」で当事者の合意があれば第三国の仲裁機関も利用できるようになっているが、これは最近の改正で変更されたもので、法律ではできないものが施行規則ではできるという不整合が存在する<sup>7</sup>。

外国人企業は、経営権を外国側が掌握するという点で、

<sup>1</sup> 詳しくは拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)」『ERINA REPORT』第48号（2002.10）15～19頁を参照。

<sup>2</sup> 「外国人投資法」第2条を参照。日本語訳は『ERINA REPORT』第48号（2002.10）21～22頁に掲載されている。

<sup>3</sup> 「合弁法施行規定」第119条では、合弁企業の利潤分配について、合弁契約により出資分と異なって定めてもよいと規定している。合弁契約に特段の定めのない場合には、出資分に応じて利潤分配がなされる。この条項をうまく使えば、理事会による共同経営を行うという合弁企業の利点を生かした企業創設が可能になるが、外国人投資法および合弁法の原則はあくまでも出資分に応じた分配であるので、将来的にこの条項が廃止される危険性もないとは言えない。

<sup>4</sup> 合作企業の場合、経営に関しては北朝鮮側の担当となる。もちろん、共同協議機構において経営に関与することは可能であるが、習慣の違いなどで、外国側当事者には考えられないような生産、経営方式が行われ、それがなぜいけないのかを北朝鮮側の当事者が理解できないような場合には、北朝鮮側当事者の意見が通る可能性が高い。

<sup>5</sup> 合作企業は、北朝鮮側当事者との関係が良好である限り、投資をするだけで、経営に関与しなくてもよいという利便性がある。しかし、現在のところ、北朝鮮の社会は、日本や西側諸国の常識が通用しない部分も多い。

<sup>6</sup> 筆者が2002年9月に訪朝した際、合弁企業を案内してくれた朝鮮対外経済協力推進委員会の担当者は、最近になって、外国側当事者の出資分が50%より大きくても合弁企業の創設を認めるようになった旨の説明を行った。

理論的には経営の自主権がもっとも大きい投資類型である。しかし、創設の際の審査基準は、前述の2つの類型に比べて厳しい。他の2類型では推奨業種となっているものでなければ設立が認められず、禁止業種の規定が非常に抽象的かつ大きくとってある。社会主義計画経済を基本とする北朝鮮において、企業経営に必要な資源はほぼすべてが国家機関に握られており、このような機関とのパイプがない外国投資家が外国人企業を創設し、利益を上げるための

経営していくことはかなり難しい<sup>8</sup>。

### 最近の法律改正と変更点

上述したような類型を規定している北朝鮮の対外投資関係法だが、ここ数年、法律および行政法規の改正が行われている。ここでは、各々の法律および行政法規について、主要な改正点を指摘するとともに、この改正の意義について簡単に述べる。

表1 北朝鮮の海外直接投資企業の類型とその特徴

比較項目	合弁企業	合作企業	外国人企業
準拠法	合弁法	合作法	外国人企業法
形式	法人（第6条）	法人（外国人投資法第14条）	法人（外国人投資法第14条）
業種	科学技術、工業、建設、運輸をはじめとする各部門（第3条） 科学技術、電子、自動化、機械製作、金属、最終、動力、建材、製薬、化学工業、建設、運輸、金融をはじめとする諸部門（施行規定第8条）	輸出することのできる製品、先進技術が導入された製品の生産を基本。観光、サービスにも創設可（第3条）	電子工業、自動化工業、機械製作工業、食品加工工業、被服加工工業、日用品工業、運輸及びサービスをはじめとする各部門（第3条）
推奨業種	先端技術導入、国際市場で競争力が高い製品の生産、インフラ建設、科学研究、技術開発（第3条）	現代的な設備及び先端技術の投資、国際市場で競争力の高い製品の生産部門（第4条）	現代的な設備及び先端技術の投資、国際市場で競争力の高い製品の生産、生産製品の質を世界的水準に高める（施行規定第10条）
制限業種	環境保護基準超過、経済技術的に後れている、天然資源を加工せずに輸出、経済的效果が少ない（施行規定第12条）	環境保護基準超過、経済技術的に後れている、天然資源を加工せずに輸出、経済的效果が少ない（施行規定第7条）	推奨業種ではないもの（施行規定第10条）
禁止業種	国家が別途に定めた部門、国の安全と社会共同の利益を阻害する対象（施行規定第11条）	国の安全及び社会の利益に支障となる対象、国家が別途に定めた対象。（施行規定第7条）	国の安全及び社会の利益に支障となる対象、人民の健康保護、国土、資源に被害を与えるおそれ、設備及び生産工程が経済技術的に立ち後れている、生産製品の需要がない、業種及び経営方法が人民の健全な思想感情及び生活気風にそぐわず、又は否定的影響を及ぼすおそれのある場合（施行規則第11条）
審査承認	中央貿易指導機関（第9条）	中央貿易指導機関（第7条）	中央貿易指導機関（第19条）
外国当事者の出資比率	-	30%以上（施行規定第37条）	100%
出資	貨幣、現物、財産権（工業所有権、著作所有権、土地利用権等）ノ－ハウ（施行規定第30条）	貨幣、現物、工業所有権、ノ－ハウ、知的所有権等（施行規定第38条）	貨幣、現物、ノ－ハウ、工業所有権等（施行規則第32条）
北朝鮮側当事者	機関、企業所及び団体（第2条）	機関、企業所及び団体（第7条）	-
経営機関	理事会（第16条）	共同協議機構（第16条）	-
存続期間	合弁契約で定める（施行規定第14条）	合作契約で定める（施行規定第16条）	企業創設承認文書で定める（施行規則第70条）
期限満了時の財産分配	出資分に従い分配（施行規定139条）	合作契約で定める（施行規定第16条）	清算後、外国送金可能（外国人投資法第20条）ただし、準拠法令である外貨管理法施行規定の最新版が確認できず
利益分配	出資分に比例（外国人投資法第2条） 出資分に関係なく、合弁契約に従うことも可能（施行規定第119条）	償還と利益分配は合作製品が基本（第13条）、契約に従い、外国側の早期回収を認める（第14条）	-
租税関係	企業所得税	同左	同左
設立できる地域	羅先経済貿易地帯を基本とし、必要に応じてその他の地域でも可	同左	羅先経済貿易地帯
優待対象	推奨対象、海外朝鮮同胞、一定の地域に創設された合弁企業（第7条） 推奨対象、共和国国籍を有する海外朝鮮同胞と行う場合、羅先（施行規定第10条）	推奨対象、海外朝鮮同胞、一定の地域に創設された合作企業（第6条） 推奨対象、共和国国籍を有した海外朝鮮同胞、羅先等の特殊経済地帯（施行規定第6条）	（優待対象でしか設立を許可されないため、自動的に優待されることになる）
優待内容	税金の減免、有利な土地使用条件の提供	同左	輸出入物資に対する関税免除、税金の減免、低税率（外国人投資法第9条）
紛争解決	協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、第三国の仲裁期間（第47条） 協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、合弁当事者間の合意があれば第三国の仲裁期間も可（施行規定146条）	協議、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続（第21条） 協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、合弁当事者間の合意があれば第三国の仲裁期間も可（施行規定128条）	協議、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続（第31条）

出所：条文を参照して筆者が作成

<sup>7</sup> 「合作法施行規定」に規定されている内容が北朝鮮の政策を反映していると思われるが、法的安定性の面から考えると、行政法規に過ぎない施行規定にはそれほど信頼をおけないというのが外国投資家の感覚ではないだろうか。

<sup>8</sup> 羅先経済貿易地帯に創設されている外国人企業の多くが、商業や観光などのサービス業に集中しているといわれるのは、このような環境を反映しているものと思われる。

## 1 共通した変更点

今回の改正は、外国人投資企業の創設を基本的に羅先経済貿易地帯に制限する外国人投資法の改正<sup>9</sup>を反映し、合弁法、合作法ともに「羅先経済貿易地帯に創設することを基本とする。必要に応じ他の地域でも合弁企業を創設することができる」という条項が新設された。また、外国人投資法の規定が「共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い投資することができる」から「海外朝鮮同胞も、該当する法規に従い投資することができる」へと変化したのにもない、個別の法の海外同胞条項は削除された<sup>10</sup>。

次に、改正前には羅津・先鋒に外国人投資企業を創設する場合、一定規模以下の企業の場合には、企業創設審査承認の権限が自由経済貿易地帯当局にあったものが、すべての権限が中央に移譲された。このため、企業の創設に関する条項に大幅な変化が行われている。例えば、企業創設申請については、すべて中央貿易指導機関（具体的には貿易省）に提出することになった。また、これまでは当事者が合弁契約または合作契約を締結し、企業創設審査承認機関（政務院対外経済機関または地帯当局）に申請書を提出し、企業創設審査承認機関が計画機関、財政機関、科学技術機関等の関係機関に職権で合意を求めているものが（外国人企業の場合は、契約締結はなく、企業創設審査承認機関は政務院のみ）、契約締結前に投資家の側からこれらの機関に事前に合意を求め、合意がすべて得られたのち、合弁契約、合作契約を締結し、企業創設申請を行うように（外国人企業の場合は企業創設申請）になった。

また、1998年憲法改正による内閣制の復活で、中央および地方の行政機構が変化したことにもない、それに対応した字句の調整が行われている<sup>11</sup>。その他、企業の営業許可などに関する法規の整備<sup>12</sup>にもなった変更も行われている。

紛争解決に関連して、これまで行政機関の指示や行政機関職員の行為に対する苦情申し立ての手段として「申訴」

と「請願」の2つが規定されてきたが、今回の改正でいずれも「申訴」のみとなった<sup>13</sup>。

また、「外国人投資企業破産法」の制定に関連して、企業破産に関する施行細則の条項が整理された。

## 1 合弁法および合弁法施行規定

合弁法では、まず出資分の相続と第三者への譲渡について、これまでは特段の制限がなかったものが、「合弁相手方の同意を得た後理事会で討議決定」することが要件となった（第13条）。また、決算に関連して、利潤の確定方法に「取引税または営業税」という項目が新設された（第34条）。

合弁法施行規則では、中央貿易指導機関が貿易省であることが明記された（第5条）。また、合弁企業を創設できる業種の例示から観光およびサービス部門が削除されている（第8条）。合弁企業の創設に関連して、合弁契約書と定款との間で必要的記載事項の配分が調整されている（第14、15条）。また、羅先経済貿易地帯外の機関、企業所が地帯内に合弁企業を創設する場合の羅先市人民委員会との意見調整を義務づける条項が追加されている（第20条）。

出資に関しては、現物出資に課す条件が、旧規定では外国側、北朝鮮側の区別なく規定されていたのに対し、新規定では、外国側の現物財産の出資にのみ制限が加えられることとなった（第31条）。また、知的所有権という概念が導入された（第35条）<sup>14</sup>。また、技術および知的所有権での出資は原則として投資総額の20%に制限するという条項が追加された（第35条）。出資を定められた期間内に終了しなかった場合、旧規定では自動的に企業創設承認書は効力を失うこととなっていたが、新規定では「正当な理由なく」出資しなかった場合に中央貿易指導機関が企業創設承認を取り消すことができるという裁量条項へと変化した（第41条）。出資分の譲渡および相続については、合弁法では中央貿易指導機関の承認は要件とされていないが、合弁

<sup>9</sup> 拙稿 前掲 16ページ参照。

<sup>10</sup> この変更は、大韓民国（以下、韓国とする）からの投資について、外国人投資法を頂点とする法体系を適用しない変更であると考えられてきたし、筆者も一般的にそう理解していた。しかし、「朝鮮同胞」の定義に韓国人があてはまるかどうかには争いがあり、もともと外国人投資法は韓国からの投資を明確に認めただけではないと解することもできる。この点については、今後北朝鮮の法律研究者との交流の中で確認していこうと思う。

<sup>11</sup> 例えば、「政務院対外経済機関」は「中央貿易指導機関」に、「道（直轄市）行政経済委員会」は「道（直轄市）人民委員会」に、それぞれ変化している。

<sup>12</sup> 具体的には、「外国人投資企業登録規定」など。

<sup>13</sup> 北朝鮮の辞書によれば、請願は「希望、要求、願い等を提起し解決することを除くこと。」「自己の権利及び利益を養護するための要求又は国家機関、社会協同団体及び公務員の事業を改善するために意見を提起し解決を願うこと。」と定義されている。申訴は「個人又は集団の権利及び利益に対する侵害を事前に防ぐこと又は侵害された権利及び利益を回復することに対して、党及び国家機関、企業所、勤労団体に提起する人民の要求。共和国公民は何人も正当な理由及び根拠がある限り、いつでもどのような問題に対しても、書面又は口頭で申訴を行い、それに対して適時に解決を受ける権利を有する。」と定義されている。請願が、具体的な権利の侵害を前提にしていなくても提起できるのに対し、申訴は権利および利益の侵害を未然に防止し、または権利および利益の回復を求めるために提起されるという違いがある。

<sup>14</sup> 旧規定では工業所有権、著作所有権、ノー・ハウの3つが規定されていたが、新規定では技術及び知的所有権の2つになっている。



法施行規定では要件となっている（第44条）<sup>15</sup>。登録資本の増額について、旧規定では企業創設審査承認機関の合意を得ることとなっていたが、新規定では中央貿易指導機関の承認を要する事項となった（第46条）。

合弁企業の管理機構に関して、旧規定では理事会の臨時会議の招集を要求できる権限を理事、財政検閲員（監査役に相当）清算委員会が持っていたが、新規定では理事成員の3分の1の要求に従い行うことができるとの条項に変更された（第49条）<sup>16</sup>。また、財政検閲員がその企業の他の職務を兼任することができないという条項が追加された（第61条）。

営業許可や経営に関しては、営業許可申請文書に添付すべき文書として、環境影響評価文書が追加されている（第69条）。また、理事会で討議決定した企業の計画を中央貿易指導機関（羅先経済貿易地帯内では地帯管理機関）に登録した後、実行することを義務づける条項が新設された（第74条）。合弁企業の建設に関連して、国家建設監督機関の承認を得ることを条件に、外国の建設企業に建設を依頼することを認める条項が追加された（第89条）。合弁企業の財の輸出入価格は当該時期の国際市場価格に準じ「合弁当事者が合意して定めなければならない」との条項が追加された（第81条）。また、合弁企業の投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は生産した製品を外国に輸出する場合には、関税を適用しないことが明記された（第82条）。また、外国人の労働力の採用に関して、「外国人労働力採用申請文書」の必要的記載事項が追加された（第87条）。労働組合に相当する職業同盟組織に関して、就業規則に相当する「労働契約」の必要的記載事項に労働条件、労働規律、賞罰が追加された（第90条）。

合弁企業の解散に関連して、「自然災害等の不可抗力的自由で企業を営むことができず、やむを得ない事情で企業を営むことができない場合」に変更された（第128条）<sup>17</sup>。

## 2 合作法および合作法施行規定

合作法では、税務登録の義務づけ（第8条）が行われたほか、労働力の採用に関して、基本的に北朝鮮の労働力を採用することを義務づける条項が追加された（第11条）。は、上述した共通の変更点以外には変化はない。

合作法施行規則では、合弁法施行規則と同じく、中央貿

易指導機関が貿易省であることが明記された（第11条）。また、加工貿易法が立法されたことを受けて、補償貿易、加工貿易等と合作企業との区別に関する条文が簡素化された（第13条）。合作企業の創設に関連して、否決通知文書への必要的記載事項を定める字句が追加された（第25条）。また、旧規定では合作企業の管理成員は他の機関または企業の職務を兼任することができなかったが、新規定では、中央貿易指導機関の承認を受けることを条件に、兼任することを許容するよう変更が行われた（第30条）。共同協議機構の合意事項に関しては、旧規定が合意した問題を件別に契約または合作契約書の付録の形で記録することを要求していたが、これが「誠実に履行しなければならない」に変更された（第35条）。また、第三章の題目が「投資」から「出資」へと変更された。これにともない、「投資」から「出資」への字句の変更が行われている。

出資に関しては、合弁法施行規則と同じく、「知的所有権」概念が導入されている。また、旧規定には企業登録証の発給を受けた日から90日以内に、投資義務額の15%の投資を義務づける規定があったが、新規定では、企業創設承認文書の記載によることとした（第47条）。

第四章の題目が「経営活動」から「営業許可及び経営活動」となり、営業許可に関する条項が整理され、営業許可とその証書の発行の概念が整理された。また、北朝鮮国内の機関、企業所からの資材の購入等に関しては、旧規定では、それを販売する機関、企業所の計画に含まれることとなっていたが、新規定では、中央貿易指導機関又は地帯管理機関の定めた手続に従う（第67条）となり、計画との直接的な結びつきがなくなった。労働力の採用については、合弁法と同じく、「共和国の労働力」で採用する原則が明記された（第78条）。また、社会保険と社会保障の恵沢については、新規定では特段の規定が見られない。また、一定の条件を満たす場合の優待についての規定が旧規定にはあったが、新規定では削除されている。これは、税金に関する法規範が別途存在するため、合作法施行規則に記載する必要がないためである。

合作企業の解散に関連して、旧規定では期限満了にともなう合作企業の解散の場合、外国側当事者の出資分は、北朝鮮側の所有になる旨の規定があったが、これが廃止された。存続期間満了前に解散できる要件として、「支払能力がなく、企業運営が不可能な場合」が追加された（第111

<sup>15</sup> これまで、合弁法では条文上、出資分の譲渡や相続に関して、合弁相手方の同意や理事会の討議決定などが要件とはされていなかったが、合弁法の施行規則では以前から要件とされていた。今回、合弁法の条文が改正されたのは、この点についてトラブルが多かったためと推測される。

<sup>16</sup> 財政検閲員は新規定の62条で理事会会議に参加し、発言することができるという条項が新設されている。

<sup>17</sup> 社会的、制度的理由のほか、電力や原料の供給などが滞り、企業を営むことができない場合も、新規定では解散事由に該当することとなる。

条)。

法規範への違反に対する罰金額を含む比較的詳細な規定が旧規定にはあったが、新規定では削除されている<sup>18</sup>。

### 3 外国人企業法および外国人企業法施行規定

外国人企業法では、まず企業を連合する条項において、北朝鮮の企業と企業を連合することができる規定が削除された。また、労働力の採用について、北朝鮮の労働力での採用を義務づける条項が追加された(第20条)。

外国人企業法施行規則では、知的所有権の概念は使用されていない。現物財産、工業所有権、ノー・ハウ等の投資に関して、これまで投資家の所有にかかるもののみが認められていたのに対して、新規定では、投資家が利用権を持っているだけでも投資の対象となる改正が行われた(第34条)。

合作法施行規定と同じく、法規範への違反に対する罰金額を含む比較的詳細な規定が旧規定にはあったが、新規定では削除されている。

### おわりに

以上、北朝鮮の合併企業、合作企業、外国人企業に関する法律及び行政法規の改正点を見てきた。合弁法施行規定や合作法施行規定が知的財産権概念を導入しているのにもかかわらず、それよりも後で改正された外国人企業法施行規則には同概念は導入されていない。このような概念上の齟齬が存在する。これは、これらの法規の歴史と、実践の経験によるものが大きい。

今回の改正のポイントは、共通した改正部分である外国人投資法の改正、1998年憲法改正にともなう政府機構の改組にあわせた技術的な調整、周辺分野の法整備による体系の整備である。その結果、特に合弁法施行規定および合作法施行規定において、条文の不明確なところがずいぶん整理され、規定が明確になったことは評価できる。今後、周辺分野での法整備がさらに行われるとともに、現行の法規の整合性が確保されていくことが期待される。

次回は、外国人投資企業に関して北朝鮮と同様の類型を持つ中国の制度との比較を通じて、北朝鮮の対外投資制度に関する比較法的分析を行う。

---

<sup>18</sup> これは羅先経済貿易地帯において、「羅先経済貿易地帯罰金規定」が制定され、適用されるようになったことと関連していると思われる。

---

## *Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (2) (Summary)*

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) revised major foreign investment related laws on February 26, 1999. Amendments were made to the Law of the DPRK on Equity Joint Ventures, the Law of the DPRK on Contractual Joint Ventures and the Law of the DPRK on Wholly Foreign-Owned Enterprises, all of which regulate modes of foreign direct investment (FDI) in the DPRK. On March 11, 2000, Implementation Regulations for the Law on Equity Joint Ventures and Implementation Regulations for the Law on Contractual Joint Ventures were amended. The Regulations for the Implementation of the DPRK Law on Wholly Foreign-Owned Enterprises were also modified on October 27, 2000.

On December 4, 1999, the Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested Enterprises were enacted. The Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested Enterprises in the Rason Economic and Trade Zone (ETZ), which was the Rason

version of the aforementioned regulations, were also passed on May 13, 2000. These two sets of regulations are important in the sense that they regulate the financial management of foreign-invested companies in the DPRK.

This article will focus on the modes of investment which the new laws and regulations control, the meaning of these amendments, and the points which were altered.

The DPRK has three modes of foreign direct investment (FDI). One is Equity Joint Ventures, another is Contractual Joint Ventures and the other is Wholly Foreign-Owned Enterprises. In the DPRK, they are generally referred to as foreign-invested enterprises.

Equity Joint Ventures denotes joint investment and joint management while Contractual Joint Ventures are characterized by joint investment but production and management by the DPRK partner. All three types of foreign-invested enterprises may be established in Rason ETZ; however, Wholly Foreign-Owned Enterprises must

only be based in the Rason ETZ.

The means of settlement of disputes differs according to the mode of investment. In the case of Equity Joint Ventures, it is possible to choose a court or arbitration body in the DPRK or one in a third country. Under the Law on Contractual Joint Ventures, Contractual Joint Ventures are not permitted to make use of arbitration in a third country. However, the Implementation Regulations do permit that. This means that there is a discrepancy between the law and its implementation regulations.

Logically, the law governing Wholly Foreign-Owned Enterprises allows a foreign investor the most extensive freedom in management because the right of management is wholly in the hands of the investor. However, the criteria governing the establishment of such enterprises are the strictest of all. This mode of investment is more likely to incur prohibitive and restrictive measures.

Amendments common to all the relevant laws were as

follows: (1) foreign direct investment became based in Rason ETZ; (2) the competence to approve the establishment of foreign-invested enterprises was centralized, although the authority in charge of the Rason Free Economic Trade Zone had previously had some rights in this direction; (3) coordination with related authorities in the DPRK became a prerequisite for establishing foreign-invested enterprises; and (4) due to the renaming of or structural change in some governmental institutions in conjunction with the amendment of the Constitution in 1998, some spellings and names were altered.

The significance of these amendments is that the text of the laws regulating foreign direct investment became more complete and inclusive as a result. However, the system of laws related to foreign investment should include more laws and regulations dealing with matters in relation to foreign direct investment.

## 資料 北朝鮮の対外経済関係法(2)

(合弁法施行規定の条文は紙面のつごうにより、今回は掲載できませんでした。次号に掲載予定です。)

### 1. 合作法施行規定

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>
1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国合作法』を正確に執行するために制定する。	1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国合作法』を正確に執行するために制定する。
2	共和国の機関、企業所、団体（以下、共和国側投資家とする。）は、外国の法人、個人及び共和国領域外に居住する朝鮮同胞（以下、外国側投資家とする。）と共和国領域内に合作企業を創設し、運営することができる。	2	共和国の機関、企業所、団体（以下、共和国側投資家とする。）は、外国の法人、個人及び海外朝鮮同胞（以下、外国側投資家とする。）と企業を合作することができる。 合作企業は、羅先経済貿易地帯（以下、地帯とする。）に創設し運営することを基本とする。 必要な場合には、地帯外の共和国領域内に合作企業を創設することもできる。
3	合作企業は、共和国側投資家及び外国側投資家が共同で投資し、企業を創設し、共和国側で生産及び経営を行い、合作契約に従い、外国側投資家の投資分を償還し、又は利潤を分配する企業である。	3	合作企業は、共和国側投資家及び外国側投資家が共同で投資し、企業を創設し、共和国側で生産及び経営を行い、合作契約に従い、外国側投資家の投資分を償還し、又は利潤を分配する企業である。
4	合作企業は、輸出製品を生産する部門、先進技術が導入された製品を生産する部門に創設し運営することを基本とする。 観光、サービス部門にも、合作企業を創設運営することができる。	4	合作企業は、輸出製品を生産する部門、先進技術が導入された製品を生産する部門に創設し、運営することを基本とする。
5	先端技術をはじめとする現代的技術を受け入れる対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、科学研究及び技術開発対象、資源開発及びインフラ建設対象には、合作企業を創設し、運営することを奨励する。	5	先端技術等の現代的技術を受け入れる対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、科学研究及び技術開発対象、地下資源開発及びインフラ建設対象には、合作企業を創設し、運営することを奨励する。
6	奨励する対象の合作企業、共和国領域外に居住する共和国国籍を有した朝鮮同胞と行う合作企業、自由経済貿易地帯等の地域に創設運営される合作企業は、共和国の当該法規範に従い、税金の減免又は有利な土地利用条件の提供等の優待を受けることができる。	6	奨励する対象の合作企業、共和国国籍を有した海外朝鮮同胞と行う合作企業、地帯等の特殊経済地帯に創設し運営される合作企業は、共和国の当該法規範に従い、税金の減免、有利な土地利用条件の提供等の優待を受けることができる。
7	国の安全並びに国家及び社会の利益に支障となる対象、国家が別途に定めた対象の合作は禁止し、環境保護基準を超える対象、設備と生産工程が経済技術的にひどく立ち遅れた対象、共和国の資源を加工しないでそのまま輸出する対象、経済的効果が少ない対象の合作は制限する。	7	国の安全並びに国家及び社会の利益に支障となる対象、国家が別途に定めた対象の合作は禁止し、環境保護基準を超える対象、設備と生産工程が経済技術的にひどく立ち遅れた対象、共和国の資源を加工しないでそのまま輸出する対象、経済的効果が少ない対象の合作は制限する。
8	合作企業は、当事者が投資した財産と企業運営過程に増大した財産に対する所有権を有し、独自に経営活動を行う共和国の法人である。	8	合作企業は、当事者が投資した財産と企業運営過程に増大した財産に対する所有権を有し、独自に経営活動を行う共和国の法人である。
9	合作企業は、その所有財産の範囲内で、企業の債務に対する責任を負う。	9	合作企業は、その所有財産の範囲内で、企業の債務に対する責任を負う。
10	共和国側投資家は、契約に定められた通りに企業に投資し、該当する利潤の分配を受け、合作企業が外国側投資家に投資分を償還し、又は利潤を分配するようにしなければならない。		
11	外国側投資家は、合作契約に従い合作企業に投資し、企業の生産と経営に協力し、投資分の償還又は利潤の分配を受ける。		
12	合作企業と合作当事者の権利と利益は、法的保護を受け、合作企業及び合作当事者は、共和国の法と規定を尊重しなければならない。	10	合作企業の財産は、国有化し、又は収用せず、合作当事者の合法的権利及び利益は国家の法的保護を受ける。 合作企業の労働力及び財産はやむを得ない場合を除き、他の仕事に動員しない。
13	合作企業に対する統一的掌握と指導は、政務院対外経済機関が行う。 自由経済貿易地帯（以下、地帯とする。）内の合作企業に対する指導は、地帯の市行政経済委員会（以下、地帯当局とする。）が行う。	11	合作企業と関連した事業の統一的掌握と指導は、貿易省（以下、中央貿易指導機関とする。）が行う。
14	合作企業の文書は、朝鮮語で作成する。 外国側合作当事者の要求に従い、外国語による翻訳文を付すことができる。	12	合作企業の文書は、朝鮮語で作成する。 外国側合作当事者の要求がある場合には、合作企業の文書に外国語による翻訳文を付すことができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
15	本規定は、外国側投資家の投資分が企業登録資本の30%以上である合作企業に適用する。 補償貿易又は加工貿易の形態で外国投資を受け入れ、合作を行う企業体は、当該規定を適用する。 本規定に規制されない事項は、共和国の当該法と規定を適用する。	13	共和国領域内の合作企業創設及び運営は、本規定に従い行われなければならない。 本規定に規制されない事項は、共和国の当該法と規定に準ずる。
<b>第二章 合作企業の創設</b>		<b>第二章 合作企業の創設</b>	
16	合作企業は、先進技術を受け入れ、又は設備を更新して製品の質を国際的水準に高めて、国際市場において競争力のある輸出品を生産することができる、又は燃料、原料、資材、動力を節約して既存の生産能力を効果的に利用することができる。はじめて創設することができる。	14	合作企業は、先進技術を受け入れ、又は設備を更新して製品の質を国際的水準に高めて、国際市場において競争力のある輸出品を生産することができる、又は燃料、原料、資材、動力を節約して既存の生産能力を効果的に利用することができる。はじめて創設することができる。
17	合作企業を創設しようとする共和国側投資家は、合作契約書草案、経済技術見積書草案を作成し、関係機関と協議した後、外国側投資家と共に合作契約書、企業の定款、経済技術見積書を作成しなければならない。	15	合作企業を創設しようとする共和国側投資家は、合作契約文書草案、経済技術見積文書草案を作成し、関係機関と協議した後、外国側投資家と共に合作契約文書、企業の定款、経済技術見積文書を作成しなければならない。
18	合作契約には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 企業名、所在地 2. 契約当事者の氏名、住所 3. 企業の創設目的、業種、規模、存続期間 4. 総投資額、登録資本、投資分、投資額、投資期間及び投資分の譲渡 5. 投資内容（貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノー・ハウ） 6. 契約当事者の権利及び義務 7. 管理機構定員、従業員数（そのうち外国人数） 8. 生産規模と資金、設備、資材、燃料、動力の所要量及びその保障条件、生産物処理方法 9. 生産及び販売並びに技術移転 10. 労働力、財政簿記、外貨利用 11. 決算及び基金の形成及び利用 12. 投資分の償還又は利潤分配 13. 解散及び清算 14. 契約違反に対する責任及び免除並びに紛争解決 15. 契約内容の修正、補充、取消、契約の効力、保険 16. その他必要な内容	16	合作契約には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 企業の名称、所在地 2. 契約当事者名、所在地 3. 企業の創設目的、業種、規模、存続期間 4. 総投資額、登録資本、出資分、出資額、投資分の譲渡 5. 契約当事者の権利及び義務 6. 技術移転 7. 基金の形成及び利用並びに利潤分配 8. 生産規模と資金、設備、資材、燃料、動力の所要量及びその保障条件、生産物処理方法 9. 出資分の償還又は利潤分配 10. 契約違反に対する責任及び免除条件並びに紛争解決 11. 契約内容の修正、補充、取消、保険、契約の効力 12. 解散及び清算 13. その他必要な内容
19	合作企業の定款には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 企業名、所在地 2. 合作当事者の氏名、住所 3. 企業の創設目的、業種、規模及び存続期間 4. 総投資額、登録資本、投資分、投資額、投資内容（貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノー・ハウ）、投資期間及び投資分の譲渡 5. 合作当事者の権利及び義務 6. 共同協議会の構成、任務及び運営方法 7. 企業の管理成員、その任務、企業の責任者及び従業員数（そのうち外国人数） 8. 生産及び販売並びに労働力管理並びに財政簿記及び財政検閲 9. 決算、基金の形成及び利用並びに投資分の償還又は利潤分配 10. 解散及び清算 11. 定款の修正、補充 12. その他必要な内容	17	合作企業の定款には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 企業の名称、所在地 2. 出資者名、所在地 3. 企業の組織目的、業種、経営活動範囲、規模、存続期間 4. 総投資額、投資段階及び機関、登録資本、出資分、出資免除、出資機関、出資分の譲渡 5. 共同協議機構の構成及びその任務並びに企業の責任者並びに従業員数及びその構成 6. 企業の機構並びに管理成員及びその任務並びに企業の責任者、従業員数及びその構成 7. 計画及び清算（営業を含む）組織、生産物処理、設備、原料、資材の購入 8. 財政簿記及び労働力管理 9. 決算及び出資分の償還又は利潤分配、基金の形成及び利用 10. 解散及び清算 11. 定款の修正補充 12. その他必要な内容
20	経済技術見積書には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 総投資額、登録資本、投資比率、投資額及び投資方式並びに現物投資の明細 2. 建設物の延建坪、対象別建坪、建設投資額、建設期間、建設方式、建設位置、隣接との関係並びに既存の建物及び施設物の撤去費用 3. 指標別年間生産量、輸出費用、国内外市場の需要、販売（輸出）可能性、廃棄物の利用及び処理並びに外貨収支バランス 4. 労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水、ガス、蒸気の所要量及びその保障対策 5. 段階別に従う指標別予定収入、項目別原価、決算利潤、税金をはじめとする控除額、利潤分配、投資償還方式及び期間 6. 基本生産技術工程と技術経済的指標、新技術（工業所有権、著作所有権、ノー・ハウ）の内容並びに新技術の評価価格及び期間 7. 環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料 8. その他必要な内容 9. 総合的な分析評価内容	18	経済技術見積文書には、投資関係、建設と関連した資料、生産及び生産物処理と関連した資料、労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水の所要量及びその保障対策、段階別収益性見積資料、技術的分析資料、環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料、その他必要な資料が含まれる。
21	合作企業の創設に対する審査承認は、政務院対外経済機関又は地帯当局（以下、政務院対外経済機関又は地帯当局を企業創設審査承認機関とする。）が行う。 政務院対外経済機関は、地帯外の合作対象、地帯内での総投資額2,000万ウォン以上となるインフラ建設対象とその他の対象の中で総投資額が1,000万ウォン以上となる合作対象を審査承認する。 地帯当局は、地帯内で総投資額2,000万ウォンまでのインフラ建設とその他の対象の中で1,000万ウォンまでの合作対象を審査承認する。	18	経済技術見積文書には、投資関係、建設と関連した資料、生産及び生産物処理と関連した資料、労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水の所要量及びその保障対策、段階別収益性見積資料、技術的分析資料、環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料、その他必要な資料が含まれる。

旧条	旧条文	新条	新条文
22	<p>共和国側投資家は、外国側投資家と合作契約を締結した後、合作企業創設申請書を企業創設審査承認機関に提出しなければならない。</p> <p>合作企業創設申請書には、次の各号に掲げる内容を明らかにし、定款、合作契約書、経済技術見積書、合作当事者の取引銀行の信用確認資料を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業名、所在地</li> <li>2. 合作当事者の氏名、住所</li> <li>3. 企業の創設目的及び有益性</li> <li>4. 総投資額、登録資本、投資分及び投資額並びに投資段階及び期間</li> <li>5. 契約日、企業の存続期間、操業予定日</li> <li>6. 業種及び経営範囲</li> <li>7. 生産能力及び生産物の輸出比率</li> <li>8. 敷地面積及び位置</li> <li>9. 年間予定利潤、分配及び投資分の償還</li> <li>10. 管理機構成員及び従業員数（そのうち外国人数）</li> <li>11. その他必要な事項</li> </ol>		
23	<p>地帯当局は、政務院対外経済機関の審査承認対象に属する合作企業創設申請書を受領した日から7日以内に、政務院対外経済機関に送付しなければならない。</p>		
24	<p>企業創設審査承認機関は、合作企業創設申請書を受領した後、関係機関に合作企業創設合意依頼書を送付し、次の各号に掲げる内容について合意しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画機関とは、総投資額、現物投資、生産及び生産物処理、労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水、ガス、蒸気の所要量及びその保障対策並びに段階別収益性見積と関連した資料</li> <li>2. 財政機関とは、総投資額、合作当事者の投資額並びに投資内容（現物、現金）及びその保障対策並びに投資償還及び利潤分配の方法と関連した資料</li> <li>3. 科学技術行政機関とは、現物及び技術投資の技術分析、技術移転等の資料</li> <li>4. 建設監督機関とは、建設と関連した所要条件、その保障対策等の資料</li> <li>5. 国土管理機関とは、土地の賃貸及び利用と関連した資料</li> <li>6. 環境保護機関とは、環境保護及び産業衛生と関連した資料</li> </ol>	19	<p>共和国側投資家は、合作企業創設合意依頼書を当該関係機関に送付し合意しなければならない。</p> <p>関係機関と合意する内容は以下の各号に掲げるとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家計画機関とは、総投資額、現物投資、生産及び生産物処理、労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水、ガス、蒸気の所要量及びその保障対策並びに段階別収益性見積と関連した資料</li> <li>2. 中央財政機関とは、総投資額、合作当事者の投資額並びに投資内容及びその保障対策並びに出資分の償還及び利潤分配方法と関連した資料</li> <li>3. 中央科学機関とは、現物及び技術投資の技術分析、技術移転と関連した資料</li> <li>4. その他の関係機関とは当該資料</li> </ol>
25	<p>合作企業創設合意依頼書を受領した関係機関は、それを受領した日から15日以内に検討し、意見を明らかにした合意書を企業創設審査承認機関に送付しなければならない。当該期間内に、該当する合意書を送付しない場合には、合意したものと認定する。</p>	20	<p>合作企業創設合意依頼書を受領した当該機関は、それを15日以内に検討し、意見を明らかにした合意書を依頼者に送付しなければならない。</p> <p>中央貿易指導機関は、当該関係機関から合意結果を直接通知を受けることもできる。</p>
		21	<p>合作企業の創設に対する審査承認は、中央貿易指導機関が行う。</p>
		22	<p>共和国側投資家は、外国側投資家と合作契約を締結した後、合作企業創設申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p> <p>地帯に合作企業を創設しようとする場合は、羅先市人民委員会（以下、地帯管理機関とする。）の意見を聞いた後、合作企業創設申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p>
		23	<p>合作企業創設申請書には、以下の各号に掲げる内容を明らかにしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業の名称、所在地</li> <li>2. 合作当事者名、所在地</li> <li>3. 創設目的及び有益性</li> <li>4. 総投資額、投資段階及び期間、登録資本、出資分及び出資額、出資期間</li> <li>5. 契約日、企業の存続期間、操業予定日</li> <li>6. 業種及び経営範囲</li> <li>7. 口座を開設する銀行</li> <li>8. 生産能力及び生産する製品の輸出比率</li> <li>9. 敷地面積及び位置</li> <li>10. 年間予定利潤、出資分の償還又は利潤分配</li> <li>11. 管理機構及び従業員数</li> <li>12. その他必要な内容</li> </ol> <p>合作企業創設申請書には合作契約文書、企業の定款、経済技術見積文書、当該機関の合意文書、合作当事者の取引銀行信用確認資料等を文書を添付しなければならない。</p>
		24	<p>地帯管理機関は、地帯内にある共和国側投資家の企業創設申請書を受領した日から10日以内に検討した後、意見を付けて中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p>
26	<p>企業創設審査承認機関は、合作企業創設申請書を受領した日から50日以内に審議し、合作企業の創設を承認又は否決する決定を下した後、申請者に合作企業創設承認書又は否決通知書を送付しなければならない。</p> <p>合作企業創設承認書には、合作企業名及び所在地、合作当事者の氏名、総投資額及び登録資本、当事者の投資分及び投資額、業種及び生産規模、従業員数（そのうち外国人数）、投資期間、合作期間、操業予定日、投資償還又は利潤分配の方法並びにその他必要な内容を明らかにしなければならない。</p>	25	<p>中央貿易指導機関は、合作企業創設申請書を受領した日から50日以内に審議し、企業創設を承認又は否決する決定を下した後、申請者に合作企業創設承認書又は否決通知書を送付しなければならない。</p> <p>合作企業創設承認書には、合作企業の名称及び所在地、合作当事者名、総投資額及び登録資本、合作当事者の投資額及び投資分、投資期間、企業の存続期間、操業予定日、業種及び経営範囲、管理機構及び従業員数、経営方式、その他必要な内容を明らかにしなければならない。</p> <p>否決通知書には、否決根拠、勧告する内容を明らかにしなければならない。</p>
		26	<p>合作当事者は、合作企業創設申請が承認された場合、当該法規に従い、企業創設承認文書に指摘された名称通りに企業の公印を組織し、登録した後、取引を行う当該銀行に口座を開設しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
27	共和国側投資家は、合作企業創設承認書を受け取った日から30日以内に、企業所在地の道行政経済委員会又は地帯当局（以下、道行政経済委員会又は地帯当局を企業登録機関とする。）に合作企業登録申請文書を提出し、企業を登録し、企業登録証の発給を受けなければならない。 企業登録を行なった日が合作企業の創設日となり、合作企業は、この日から、共和国の法人となる。	27	共和国側投資家は、合作企業創設承認書を受け取った日から30日以内に、当該道人民委員会（地帯では地帯管理機関）に合作企業登録申請文書を提出し、企業を登録した後、企業登録証の発給を受けなければならない。 企業登録を行なった日が合作企業の創設日となり、合作企業は、この日から、共和国の法人となる。
28	合作企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該財政機関（以下、税務機関とする。）に税務登録申請文書を提出し、税務登録を行い、税務登録証の発給を受けなければならない。	28	合作企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税務機関に税務登録申請文書を提出し、税務登録を行った後、税務登録証の発給を受けなければならない。
29	合作企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税関に税関登録申請文書を提出し、税関登録を行なわなければならない。	29	合作企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税関に税関登録申請文書を提出し、税関登録を行なわなければならない。
30	合作企業の管理成員は、他の機関又は企業の職務を兼任することができない。	30	合作企業の経営管理成員は、他の機関又は企業の職務を兼任することができない。 必要な場合には、中央貿易指導機関の承認を受けて、他の機関又は企業の成員が合作企業の経営管理成員となることもできる。
31	合作企業には、財政検閲員を置くことができる。 財政検閲員は、合作企業の財政簿記文書を検閲し、検閲報告書を作成し、企業責任者に提出しなければならない。	31	合作企業には、財政検閲員を置くことができる。 財政検閲員は、合作企業の財政簿記文書を検閲し、検閲報告書を作成し、企業責任者に提出しなければならない。
32	合作企業は、非常設的な共同協議会を運営することができる。 共同協議会は、議長一名と副議長一名を含む必要な数の成員で構成し、その数は、合作当事者が協議して定める。 共同協議会成員には、合作当事者及び企業責任者が含まれなければならない。 議長と副議長は、合作当事者の一方が同時に引き受けることはできない。	32	合作企業は、非常設的な共同協議会を運営することができる。 共同協議会は、議長及び副議長1名、必要な数の成員で構成し、その数は、合作当事者が協議して定める。 共同協議会成員には、合作当事者及び企業責任者が含まれなければならない。 議長と副議長は、合作当事者の一方が同時に担当することはできない。
33	共同協議会は、合作当事者の合意により、必要ときごとに招集する。 会議の日時及び場所、討議案件は、企業責任者が会議招集30日前に、共同協議会に参加する成員に通知しなければならない。	33	共同協議会は、合作当事者の合意により、必要ときごとに招集する。 会議の日時及び場所、討議案件は、企業責任者が会議招集30日前に、共同協議会に参加する成員に通知しなければならない。
34	共同協議会では、新技術の導入及び製品の質の向上、投資及び再投資、投資分の譲渡、登録資本の増加、業種の変更、存続期間の延長、企業の発展対策、年間経営活動計画等の合作企業の運営において提起される重要な問題を討議する。	34	共同協議会では、登録資本の増加、業種変更、存続期間の延長、企業の発展対策、年間経営活動計画、新技術の導入及び製品の質の向上、投資及び再投資、出資分の譲渡等の合作企業の運営において提起される重要な問題を討議決定する。
35	合作当事者は、共同協議会で討議し、合意した問題を件別に契約し、又は合作契約書に付録として添付し履行しなければならない。	35	合作当事者は、共同協議会にて討議し、合意した問題を誠実に履行しなければならない。
<b>第三章 投資</b>		<b>第三章 出資</b>	
		36	合作当事者は、中央貿易指導機関が承認した合作契約文書に従い出資しなければならない。
36	合作企業への投資分は、合作当事者が合意し定めることができるが、外国側投資家は、投資資本の30%以上を投資しなければならない。	37	合作企業に出資する投資分は、合作当事者が合意し定めることができるが、外国側投資家は、投資資本の30%以上を投資しなければならない。
37	合作当事者は、貨幣財産、現物財産、工業所有権、著作権、ノ－ハウ等で投資することができる。	38	合作当事者は、貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノ－ハウ（以下、工業所有権、ノ－ハウを技術とする。）知的所有権等で出資することができる。
38	外国側投資家が投資する現物財産は、投資家の所有でありながら、合作企業に必要不可欠なものでなければならず、共和国領域内になく、又はあるとしても需要を充足できないものでなければならない。	39	外国側投資家が出資する現物財産は、投資家の所有であるものであるとともに、合作企業に必要不可欠なものでなければならず、共和国領域内にない、又はあったとしても需要を充足することができないものであるものでなければならない。
39	現物財産で投資する場合には、現物財産名、規格、単位、数量、用途、価格、生産工場名及び会社名、現物財産を輸入する国名、その他必要な内容を明らかにした明細書並びに対外商品検査文書、該当する商品カタログ等が必要である。	41	現物財産で投資する場合には、現物財産名、規格、単位、数量、用途、価格、生産工場名及び会社名、現物財産を輸入する国名、その他必要な内容を明らかにした明細書並びに対外商品検査文書等がなければならない。
40	工業所有権、著作権、ノ－ハウは、次の各号に掲げる条件を満足させなければ投資することができない。 1. 新しい製品又は輸出品を生産することができ、又は現存生産設備と機械の性能を改造し、製品の質と生産性を高めることができない限りである。 2. 原料、資材、労働力、燃料、動力を大幅に節約し、共和国の資源を合理的に利用することができなければならない。 3. 労働安全を保障し、人の健康に有害であってはならない。	40	技術、知的所有権の出資は、次の各号に掲げる条件を満足させてはじめて行うことができる。 1. 新しい製品若しくは輸出品を生産することができ、又は現存生産設備と機械の性能を改造し、製品の質及び生産性を高めることができない限りである。 2. 原料、資材、労働力、燃料、動力を大幅に節約し、共和国の資源を合理的に利用することができなければならない。 3. 労働安全を保障し、環境を保護することができるものでなければならない。
41	工業所有権、著作権、ノ－ハウで投資する場合には、その名称と所有者名、実用価値、有効期間（ノ－ハウの有効期間は除く）等を明らかにした説明書、技術文献、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠等が必要である。	42	技術、知的所有権で出資する場合には、技術、知的所有権の名称及び所有者名、実用価値、有効期間（ノ－ハウの有効期間は除く）等を明らかにした説明書、技術文献、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠等が必要である。
42	投資は、次の各号に掲げる通りに行なったときに認める。 1. 貨幣財産は、該当する金額を外資管理機関と合意した銀行の口座に預け入れたとき 2. 不動産は、所有権又は利用権を企業に移転する手続を終了したとき 3. 不動産以外の現物財産は、所有権又は利用権移転手続を終了し、企業の構内に移動したとき 4. 工業所有権、著作権は、当該所有権証書を企業の管轄に引き渡したとき 5. ノ－ハウは、契約に定められた技術移転条件が実現されたとき	43	出資は、次の各号に掲げる通りに行なった場合に認める。 1. 貨幣財産は、該当する金額を取引銀行の口座に入れた場合 2. 不動産は、その所有権又は利用権を企業に移転する手続を終えた後、当該財政登録機関に登録した場合 3. 不動産以外の現物財産は、所有権又は利用権の移転手続を終了した後、企業の構内に移転した場合 4. 財産権は、当該所有権証書を企業に移転する手続が終了した場合 5. ノ－ハウは、契約に定めた技術移転条件が実現されたとき
43	現物財産と工業所有権、著作権、ノ－ハウの価格は、国際市場価格に準じて、合作当事者が協議して評価する。 現物財産、工業所有権、著作権、ノ－ハウの評価価格が、合作契約書又は定款に定められた投資義務額より少ない場合には、当該投資家がその差額だけ補充して投資しなければならない。	44	現物財産と技術、知的所有権の価格は、国際市場価格に準じて、合作当事者が協議して評価しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
		45	出資する時点で出資財産を価格で計算した出資総額が合作契約又は企業の定款に定められた投資義務額より少ない場合には、当該投資家がその差額だけ補充して出資しなければならない。
44	投資する財産の計算は、朝鮮ウォンで行う。 外貨を投資する場合には、口座に預け入れた日に貿易銀行が発表した為替相場に従い、朝鮮ウォンで計算する。	46	出資する財産の計算は、朝鮮ウォンで行う。 外貨を投資する場合には、取引銀行の口座に預け入れた日に貿易銀行機関が発表した当該為替相場に従い、朝鮮ウォンで計算する。
45	合作当事者は、企業登録証の発給を受けた日から90日以内に、投資義務額の15%を投資しなければならない。その他の投資は、合作企業創設承認書に定められた期間内に行わなければならない。	47	合作当事者は、出資を、企業創設承認文書に定められた期間内に行わなければならない。
46	やむを得ない事情で投資を定められた期間内に行えない場合には、定められた投資期間が経過する1カ月前に、企業創設審査承認機関に投資期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。 投資期間延長申請書には、当事者の氏名、住所、投資金額、投資期間、延長期間、延長根拠を明らかにし、相手方合作当事者の同意書を添付しなければならない。 投資期間は数度延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。	48	やむを得ない事情で投資を定められた期間内に行えない場合には、定められた投資期間が経過する1カ月前に、中央貿易指導機関に投資期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。 投資期間延長申請文書には、合作当事者名、所在地、出資金額、投資期間、延長期間、延長根拠を明らかにしなければならない。 投資期間は複数回延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。
47	投資を定められた期間内に終了できなかった場合、企業創設審査承認機関は、合作企業創設承認書を取り消すことができる。この場合、合作企業は、合作企業創設承認書を企業創設審査承認機関に返還し、企業登録、税務登録、税関登録の取消手続を行わなければならない。	49	中央貿易指導機関は、合作当事者が正当な理由なく出資を定められた期間内に行わなかった場合、合作企業創設承認を取消することができる。 合作企業創設承認を取消した場合、中央貿易指導機関は、企業登録機関、財務機関及び当該機関にそれについて通知しなければならない。
48	合作当事者は、投資を定められた期間内に行わず、相手方合作当事者に損害を与えた場合及び契約義務を履行せず、企業を運営することができずに解散する場合、その損害に対する補償責任を負う。	50	出資を定められた期間内に行わず、損害を与えた場合には、合作相手方に損害を賠償しなければならない。
49	合作企業は、合作当事者が投資を終了した場合、投資確認文書を簿記検証事務所の検証を受けて企業創設審査承認機関に提出し、投資家には投資証書を発給しなければならない。 投資証書には、投資家の氏名、投資金額、投資分、投資を受けた合作企業名と存続期間、登録日及び番号等を明らかにしなければならない。	51	合作企業は、合作当事者が段階別出資を終了した場合、当該検証機関の検証を受けた出資確認文書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。出資者には出資証書を発給しなければならない。 出資証書には、出資者名、出資金額、投資分、存続期間、企業登録日及び番号等を明らかにしなければならない。
50	合作当事者は、自己の投資分の一部又は全部を第三者に譲渡（贈与、販売に限る）又は相続させることができる。 投資分を譲渡する場合には、相手方合作当事者の同意を得た後、企業創設審査承認機関の許可を得なければならない。 投資分を販売する場合には、同じ販売条件で相手方合作当事者が先ず購入する権利を有する。	52	合作当事者は、自己の出資分の一部又は全部を第三者に譲渡（贈与、販売に限る）し、又は相続させることができる。 投資分を譲渡する場合には、相手方合作当事者の同意を得た後、中央貿易指導機関の許可を得なければならない。 投資分を販売する場合には、同じ販売条件で相手方合作当事者が先ず購入する権利を有する。
51	合作企業の登録資本は、合作当事者が投資する金額の総額とする。 総投資額は、合作企業の流動資産と固定資産の総額とし、総投資額と登録資本の差額は、借入金により充当することができる。	53	合作企業の総投資額は、合作企業を創設し、運用するために必要な資金の総額である。 登録資本は合作当事者が中央貿易指導機関に登録した企業の自己資本であり、合作当事者が出資した金額の総額とする。 総投資額と登録資本の差額は、借入金により充当することができる。
52	登録資本は、増やすことはできるが、減らすことはできない。 登録資本を増やそうとする場合には、合作当事者が合意した後、企業創設審査承認機関に登録し本草申請書を提出し、承認を受けなければならない。 登録資本増加申請書には、企業の名称、総投資額、登録資本、登録資本の増加額と増加方法、増加根拠を明らかにし、合作当事者の合意書を添付しなければならない。	54	登録資本は増額することはできるが、減額することはできない。 登録資本を増額しようとする場合には、共同討議機構において討議決定した後、中央貿易指導機関の承認を得なければならない。
53	合作企業は、投資期間の延長、投資分の譲渡又は相続、登録資本の変更がある場合、当該事由が発生した日から7日以内に、変更登録を行わなければならない。	55	合作企業、出資期間の延長、出資分の譲渡又は相続、登録資本の変動がある場合、20日以内に当該機関に変更登録を行わなければならない。
<b>第四章 経営活動</b>		<b>第四章 営業許可及び経営活動</b>	
54	合作企業は、合作企業創設承認書に指摘された期間内に操業しなければならない。 やむを得ない事情で定められた期間内に操業することができない場合には、当該企業創設審査承認機関に操業期日延長申請書を提出し、操業期日延長の承認を受けなければならない。 操業期日延長申請書には、企業名、操業期日延長理由及び延長期日を明らかにし、根拠文書を添付しなければならない。	56	合作企業は、営業許可を受けてはじめて営業活動を行うことができる。
55	合作企業の操業期日は数度延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。 操業期日以内に操業できない場合、企業創設審査承認機関は、合作企業創設承認を取り消すことができる。 この場合、合作企業は、企業創設審査承認機関に合作企業創設承認書を返還し、当該登録機関に登録取消手続を行わなければならない。	57	営業許可は中央貿易指導機関又は地帯管理機関（以下、営業許可機関とする）が行う。
56	合作企業は、営業許可証書がなければ営業活動を行うことができない。 営業許可証書は、合作企業創設承認書に明らかにされた操業予定日以内に、発給を受けなければならない。 営業許可証書の発給は、政務院対外経済機関又は地帯当局が行う。	58	営業許可は合作企業創設承認文書に指摘された操業予定日までに受けなければならない。 営業許可を定められた期間内に受けることができない場合には、中央貿易指導機関に操業期日延長申請文書を提出し、操業期日延長承認を受けなければならない。 合作企業の操業期日は数度延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。

旧条	旧条文	新条	新条文
57	<p>営業許可証書は、次の各号に掲げる要求条件を備えなければ発給を受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物を新築又は改築、拡張する場合には、竣工検査に合格しなければならない。</li> <li>2. 生産部門では、試運転を行なった後、試作品を生産しなければならない。</li> <li>3. サービス部門では、当該設備及び施設を整え、サービス物資の購入等のサービス準備を終えなければならない。</li> <li>4. 合作企業創設承認書に定められた投資を行わなければならない。</li> <li>5. この他に営業活動に必要な準備を終えなければならない。</li> </ol>	59	<p>営業許可は、次の各号に掲げる条件を備えた場合に受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物を新築又は改築、拡張する場合には、竣工検査に合格しなければならない。</li> <li>2. 生産部門では、試運転を行なった後、試作品を生産しなければならない。</li> <li>3. サービス部門では、当該設備及び施設を整え、サービス物資の購入等のサービス準備を終えなければならない。</li> <li>4. 合作企業創設承認書に定められた投資を行わなければならない。</li> <li>5. この他に営業活動に必要な準備を終えなければならない。</li> </ol>
58	<p>営業準備を終えた合作企業は、竣工検査機関、簿記検証事務所、生産工程及び施設物の安全性、環境保護を検証する当該機関に、検査又は確認の依頼書を提出しなければならない。</p> <p>検査又は確認の依頼書を受理した当該機関は、定められた期間内に、依頼対象を検査又は確認し、欠陥がある場合、それを是正させた後、該当する検査書又は確認書を発給しなければならない。</p>	60	<p>営業準備を終えた合作企業は、竣工検査機関及び当該機関に、検査又は確認と関連した依頼文書を提出しなければならない。</p> <p>検査、確認と関連した依頼文書を受理した当該機関は、定められた期間内に、依頼対象を検査、確認し、欠陥がある場合、それを是正させた後、該当する検査、確認文書を発給しなければならない。</p>
59	<p>営業許可証書の発給を受けようとする場合には、営業許可申請書を政務院対外経済機関又は地帯当局に提出しなければならない。</p> <p>営業許可申請書には、企業名、所在地、操業予定日、総投資額、登録資本、投資実績、業種等を明らかにし、見本としての試作品、当該機関の投資確認書、竣工検査書、生産工程及び施設物の安全性を確認する文書、環境影響評価書、合作企業創設承認書写本等を添付しなければならない。</p>	61	<p>営業許可を受けようとする場合には、営業許可申請書を営業許可機関に提出しなければならない。</p> <p>営業許可申請書には、企業の名称、所在地、操業予定日、総投資額、登録資本、投資実績、業種等の内容を明らかにし、企業登録証、当該機関の投資確認文書、竣工検査書、生産工程及び施設物の安全性を確認する文書、環境影響評価書、企業登録確認文書等の必要な文書、試作品見本等を添付しなければならない。</p>
60	<p>政務院対外経済機関又は地帯当局は、営業許可申請書を受理した日から15日以内に検討し、営業許可書を発給し、又は否決しなければならない。</p> <p>営業許可証書を発給した場合には、当該税務機関にそれについて通知しなければならない。</p> <p>営業許可証書の発給を受けた日が、合作企業の操業日となる。</p>	62	<p>営業許可機関は、営業許可申請書を受理した日から15日以内に検討し、営業許可書を発給し、又は否決しなければならない。</p> <p>合作企業は、営業許可証書が発給された場合、当該税務機関にそれについて通知しなければならない。</p> <p>営業許可証書の発給を受けた日が、合作企業の操業日となる。</p>
61	<p>合作企業は、許可を受けた業種の範囲内で営業を行わなければならない。</p> <p>業種を増やしたり、あるいは減らそうとする場合には、当該企業創設審査承認機関に業種変更申請書を提出しなければならない。</p> <p>業種変更申請書には、企業名、所在地、業種変更内容及理由を明らかにし、経済技術見積書と合作当事者の合意書を添付しなければならない。</p>	63	<p>合作企業は、許可を受けた業種の範囲内で営業を行わなければならない。</p> <p>業種を増やし、又は減らそうとする場合には、中央貿易指導機関に業種変更申請書を提出、承認を受けなければならない。</p> <p>業種変更申請書には、企業の名称、所在地、業種変更内容及理由を明らかにし、経済技術見積書及び合作当事者の合意文書等を添付しなければならない。</p>
62	<p>企業創設審査承認機関は、業種変更申請書を受理した日から20日以内に、それを審議し、承認又は否決を申請者に通知しなければならない。</p>	64	<p>中央貿易指導機関は、業種変更申請書を受理した日から20日以内に、それを審議し、申請者及び関係機関に業種変更承認文書を発給し、又は否決する通知を行わなければならない。</p>
63	<p>合作企業は、業種変更承認通知を受け取った日から5日以内に、監督機関、税務登録機関、税関に該当する変更事項の登録手続を行わなければならない。</p> <p>業種が変更された場合には、該当する手続を経て、営業許可証書の再発給を受けなければならない。</p>	65	<p>合作企業は、業種変更承認通知を受け取った日から5日以内に、営業許可証書の再発給を受けなければならない。</p>
		66	<p>合作企業は、企業の計画を中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）に登録した後実行しなければならない。</p>
64	<p>合作企業は、企業創設と経営に必要な労働力、物資、技術、設備、電気等を共和国の当該機関、企業所から購入することができる。生産製品又は購入した物資を共和国の当該機関、企業所に販売することができる。この場合、購入と販売は当該機関、企業所の計画に合まれ、それらと需供給契約を締結しなければならない。</p> <p>需供給契約には、契約当事者の氏名、所在地、契約日、契約期間、契約対象及び数量、質、技術的要求、価格及び代金支払、引渡、契約履行保証、契約違反に対する責任、紛争解決等の内容を明らかにしなければならない。</p>	67	<p>合作企業は、生産及び経営に必要な労働力、物資、技術、設備、電力、用水等を共和国の当該機関、企業所から保障を受けようとし、又は生産した製品を共和国の当該機関、企業所に販売しようとする場合、中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）が定めた手続に従い購入又は販売しなければならない。</p>
65	<p>機関、企業所は、合作企業と契約した労働力、物資、電気等を優先的に保障しなければならない。</p>	68	<p>機関、企業所は、合作企業と契約した労働力、物資、電気等を優先的に保障しなければならない。</p>
66	<p>合作企業は、直接又は共和国の貿易機関に委託して、企業創設と経営に必要な物資、技術（工業所有権、著作権、ノー・ハウ）を輸入し、又は生産製品と技術を輸出することができ、それを外国人投資企業に販売し、又は外国人投資企業から購入することができる。この場合、政務院対外経済機関又は地帯当局には物資の搬出入申請書、科学技術行政機関には技術の搬出入申請書を提出し、承認を受けなければならない。</p>	69	<p>合作企業は投資物資、生産及び経営に必要な物資、技術、著作所有権を外国から輸入し、又は生産製品及び技術を外国に輸出することができる。</p> <p>投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は外国に輸出しようとする場合には、中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）に搬出入承認申請書を、技術、著作所有権を外国から輸入し、又は外国に輸出しようとする場合には、輸出入許可申請書を当該中央機関（地帯では地帯管理機関）に提出し、承認を受けなければならない。</p>
67	<p>政務院対外経済機関又は地帯当局は、物資（生産製品を含む）の搬出入申請書を受理した日から3日（科学技術行政機関は技術の輸出入申請書を受理した日から30日以内に検討し、申請者に承認書を発給し、又は否決通知を送付しなければならない）。</p>	70	<p>中央貿易指導機関は、物資の搬出入申請書を受理した日から3日（地帯では当日）、当該中央機関は技術、著作所有権の輸出入申請書を受理した日から30日（地帯では7日）以内に検討した後、申請者に承認書を発給し、又は否決通知を行わなければならない。</p>
		71	<p>合作企業の投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は生産した製品を外国に輸出する場合には関税を適用しない。</p>
68	<p>合作企業の生産用物資、生産製品、輸入商品、技術の輸出入価格及び国内購入価格は、国際市場価格に準じて、当事者の協議により定める。</p> <p>共和国領域内に販売する生産製品をはじめとするすべての物資及び技術の価格は、国家価格制定機関が定めた価格に準じる。</p>	72	<p>合作企業の生産用物資、生産製品、技術の輸出入価格は、国際市場価格に準じて、合作当事者が合意して定めなければならない。</p>
69	<p>合作企業は、経営用物資を共和国の商業機関から直接購入することができる。</p>	73	<p>合作企業は、経営用物資を共和国の商業機関から直接購入し、使用することができる。</p>
70	<p>合作企業は、機関、企業所、外国人投資企業と賃加工を行うことができる。この場合、賃加工契約を締結しなければならない。</p>	74	<p>合作企業は、共和国の機関、企業所に物資の賃加工を委託することができる。物資の賃加工を委託しようとする場合には、委託契約を締結しなければならない。</p>



旧条	旧条文	新条	新条文
71	合作企業は、基本建設を直接担当し、又は建設企業に委託して行うことができる。建設企業に委託する場合には、当該法規範に従い建設しなければならない。	75	合作企業は、基本建設を直接担当し、又は共和国の建設企業所に委託して行うことができる。 必要な場合には、国家建設監督機関の承認を受け、外国の建設企業に建設を委託することもできる。
72	合作企業は、外国側合作当事者の投資分として搬入する物資を対外商品検査機関（技術は科学技術検査機関）に依頼して、検査又は確認を受けなければならない。検査又は確認を行うのに必要な条件を保障しなければならない。	76	合作企業は、外国側合作当事者の投資分として搬入する物資を対外商品検査機関（技術は科学機関）に依頼して、検査又は確認を受けなければならない。検査又は確認を行うのに必要な条件は合作企業が保障しなければならない。
73	対外商品検査機関及び科学技術検査機関は、検査又は確認依頼書に従い、依頼対象を検査又は確認し、該当する証書を発給しなければならない。	77	対外商品検査機関及び科学機関は、検査又は確認に関連した依頼文書に従い、依頼対象を検査又は確認した後、該当する検査、確認文書を発給しなければならない。
74	合作企業は、人民生活に必要な製品を当該機関、企業所に朝鮮ウォンで販売することができる。この場合、得た朝鮮ウォンは、原料及び資材費、労働力費、対外事業費として使用し、あるいは税金、使用料の支払に使用することができる。		
75	合作企業従業員の労働報酬は、外国投資企業と関連した共和国の労働法規範に従い支払う。	78	合作企業は従業員を共和国の労働力で採用しなければならない。 合作企業の従業員に対する労働報酬は、外国人投資企業と関連した共和国の労働法規範に従い支払わなければならない。
76	合作企業は、外国の合作当事者の技術者又は第三国の技術者を採用して使用することができる。この場合、外国人労働力採用申請書を政務院対外経済機関又は地帯当局に提出し、合意しなければならない。 外国人労働力採用申請書には、採用する技術者の氏名、性別、生年月日、国籍、民族別、採用根拠、採用期間、居住地、技術移転内容、技術移転期間、生活保障等の内容を明らかにしなければならない。	79	合作企業は、契約に定められた特殊な職種の技術者、技能工を外国の労働力で採用し使用することができる。この場合、外国人労働力採用申請文書を中央貿易指導機関に提出し、合意を受けなければならない。 外国人労働力採用申請書には、採用する技術者、技能工の氏名、性別、生年月日、国籍、民族別、経歴、採用根拠、採用期間、居住地、技術移転内容及び期間、労賃基準及び生活保障等の内容を明らかにしなければならない。
77	合作企業の従業員は、共和国の当該法規範に従い、労働保護、社会保険、社会保障の恵沢を受ける。	80	合作企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資を共和国の労働法規範に定めた基準より低くならないように、自身で定め、適時に保障しなければならない。
78	合作企業の簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の簿記計算法規範に従い行う。	81	合作企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の簿記計算法規範に従い行わなければならない。
79	合作企業の経営計算は、朝鮮ウォンで行う。 外国合作当事者の要求に従い計算された朝鮮ウォンは外貨で換算し、計算書類に記入することができる。この場合、朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、貿易銀行が定めた当該時期の外貨交換及び決済相場で行う。	82	合作企業の経営計算は、朝鮮ウォンで行わなければならない。 外国側投資家の要求がある場合には、計算された朝鮮ウォンを外貨に換算し、簿記文書に記入することができる。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、共和国の貿易銀行機関が発表した当該時期の外貨交換相場で行う。
80	合作企業の出資証書、年間決算報告文書、清算報告文書は、簿記検証事務所の検証を受けなければ効力がない。		
		83	合作企業は、固定資産を取得した日から1ヶ月以内に、中央貿易指導機関又は地帯管理機関（以下、固定資産登録機関とする）に登録しなければならない。
		84	合作企業は、登録された固定資産を廃棄、譲渡、抵当の目的とすることができる。 この場合、共同協議機構において討議決定し、又は合作当事者が合意した後5日以内に当該申請文書を作成し固定資産登録機関の合意を受けなければならない。 申請文書には、固定資産処理根拠、処理価格等の必要な内容を明らかにしなければならない。
81	合作企業は、固定資産管理、資材及び製品管理、財政管理を外国人投資企業と関連した当該法規範に従い行わなければならない。		
82	合作企業は、固定資産減価償却費を別途に積み立て、固定資産を更新又は補修するために使用しなければならない。必要な場合、固定資産減価償却費は流動資金として使用することができるが、次の四半期に埋め合わせなければならない。	85	合作企業は、固定資産減価償却費を別途に積み立て、固定資産を更新又は補修するために使用しなければならない。 固定資産減価償却金は流動資金として使用することもできる。 固定資産減価償却金を流動資金として使用した場合には、次の四半期に埋め合わせなければならない。
		86	合作企業は、固定資産の在庫調べを年に1回以上行わなければならない。 固定資産の在庫調べをした場合には、固定資産在庫調べ報告文書を固定資産登録機関に提出しなければならない。
83	合作企業は、共和国の外貨管理と関連した法規範に従い、外貨を利用しなければならない。	87	合作企業は、外貨の管理及び利用を共和国の外貨管理と関連した法規範に従って行わなければならない。
84	合作企業に出資された朝鮮ウォンは、共和国領域内にある原料、資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、税金、使用料等の支出に使用することができる。	88	合作企業の出資分として出資された朝鮮ウォン又は中央貿易指導機関が定めた手続に従い合作企業で生産された製品を共和国の機関、企業所に販売して得た朝鮮ウォンは、共和国領域内にある原料、資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、使用料等の支出に使用することができる。
85	合作企業は、廃棄物と副産物を処理して得た朝鮮ウォンを取引銀行の口座に別途に預け入れ、定められた項目にのみ使用することができる。	89	合作企業（地帯内の合作企業は除く）は、副産物を処理して得た朝鮮ウォンを取引銀行の口座に別途に預け入れ、定められた項目にのみ使用することができる。
		90	合作企業は、生産及び経営活動に必要な朝鮮ウォン口座及び外貨口座を共和国の外国為替銀行に置き利用しなければならない。
		91	合作企業の財政簿記文書は、共和国の当該法規範に合わせて保管しなければならない。
86	合作企業は、自身で外貨収支バランスを図らなければならない。		
87	合作企業は、共和国の領域内にある保険企業の保険に加入しなければならない。	92	合作企業は、共和国の領域内にある保険企業の保険に加入しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第五章 決算及び投資分償還、利潤分配</b>		<b>第五章 決算及び償還並びに分配</b>
88	<p>合作企業の決算年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p> <p>合作企業を開始した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、企業を解散した年の決算年度は、その年の1月1日から解散した日までとする。</p>	93	<p>合作企業の決算年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p> <p>合作を開始した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、企業を解散した年の決算年度は、その年の1月1日から解散した日までとする。</p>
89	<p>合作企業は、経営活動に対する決算を、月別、四半期別、年度別に行う。</p> <p>年間決算は、翌年の二月以内に、総収入から原価とその他の支出、取引税を差し引いて決算利潤を確定する方法で行う。</p>	94	<p>合作企業は、経営活動に対する決算を、四半期別、年度別に行なわなければならない。</p> <p>年間決算は、総収入から原価及びその他の支出、取引税を差し引いて決算利潤を確定する方法で行う。</p>
90	<p>合作企業は、毎年年間決算利潤から5%を差し引いて、登録資本金の25%になるまで、予備基金として積み立てなければならない。</p> <p>予備基金は、合作企業の欠損を補填し、又は登録資本を増やすのに使用することができる。</p>	95	<p>合作企業は、登録資本金の25%に該当する金額になるまで、毎年得た決算利潤の5%に該当する金額を予備基金として積み立てなければならない。</p> <p>予備基金は、合作企業の欠損を補填し、又は登録資本を増やすことのみを使用することができる。</p>
91	<p>合作企業は、決算利潤の10%まで拡大再生産及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の必要な基金を積み立て、拡大再生産及び技術発展基金は、自身の計画に従い使用し、賞金基金、文化厚生基金、養成基金は、当該財政機関と合意の下に使用しなければならない。</p>	96	<p>合作企業は、決算利潤の10%まで拡大再生産及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の必要な基金を積み立て、拡大再生産及び技術発展基金は、自身の計画に従い使用しなければならない。</p>
92	<p>合作企業は、外国投資企業及び外国人の税金と関連した共和国の法規範に従い、該当する税金を納めなければならない。</p>	97	<p>合作企業は、外国投資企業及び外国人の税金と関連した共和国の法規範に従い、該当する税金を納付しなければならない。</p>
93	<p>共和国領域外に居住する共和国国籍を有した朝鮮同胞と行う地帯外の合作企業は、次の各号に掲げる通り、企業所得税の減免を受けることができる。</p> <p>1. 企業所得税率を20%とする。</p> <p>2. 生産部門では10年以上企業を運営する場合、利潤が生じた年から1年間免除し、次の2年間は50%の範囲で軽減することができる。</p> <p>3. 総投資額6,000万ウォン以上となるインフラ建設部門に投資する場合、利潤が生じた年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。</p>		
94	<p>外国側合作当事者は、投資分で償還を受けるが、分配された資金の一部又は全部を共和国領域内に再投資することができる。この場合、納付した企業所得税から再投資分に該当する所得税額の払戻しを受けることができる。</p>		
95	<p>企業所得税の減免を受けようとする場合又は再投資分に該当する所得税の返還を受けようとする場合には、企業創設審査承認機関の企業所得税減免若しくは返還対象確認書を添付した企業所得税若しくは返還申請書を当該税務機関に提出し、承認を受けなければならない。</p>		
96	<p>税務機関は、企業所得税減免又は返還申請書を受理した日から10日以内に検討し、承認又は否決する通知を申請者に送付しなければならない。</p> <p>企業所得税減免又は返還を承認する場合には、企業所得税減免又は返還承認書を発給しなければならない。企業所得税減免又は返還承認書には、所得税減免又は返還の対象と比率及び金額、期間等の必要な内容を明らかにしなければならない。</p>		
97	<p>企業所得税の減免の承認を受けた後10年以内に合作企業を解散する場合及び投資資本及び再投資資金を投資した日から5年以内に撤収する場合には、すでに減免した企業所得税額又は返還された企業所得税額を納めなければならない。</p>		
98	<p>外国側投資家の投資に対する償還及び利潤分配は、合作製品とすることを基本とし、合作契約に従い、その他のもので行うこともできる。</p>	98	<p>外国側投資家の投資分、償還及び利潤分配は、合作製品で行うことを基本とし、合作契約に従い、その他のもので行うこともできる。</p>
99	<p>合作企業の利潤は、合作契約に従い、償還又は分配義務を履行するのに先ず使用することができる。</p>		
100	<p>合作企業は、外国側投資家の持分を償還することにした場合、投資分を合作契約に従い償還しなければならない。</p>	99	<p>合作企業は、外国側投資家の持分を償還することにした場合、投資分を合作契約に従い償還しなければならない。</p>
101	<p>合作企業は、利潤を分配することにした場合、決算利潤から税金と基金を控除して残った利潤を、合作契約に従い分配しなければならない。</p>		
102	<p>投資分の償還又は利潤分配に対する年間総括は、年間決算文書を財政検閲員の検討と簿記検証事務所の検証を受けた後、決算年度が終了した翌年の2月末前に行なわなければならない。</p>		
103	<p>投資分償還又は利潤分配を製品で行う場合、その価格は国際市場価格に準じて、当事者が協議して定める。</p>	100	<p>投資分の償還又は利潤分配を製品で行う場合、その価格は国際市場価格に準じて当事者が合意して定める。</p>
		101	<p>合作企業の四半期及び年間決算文書は財政検閲員の検閲を受けなければならない。</p>
104	<p>合作企業は、四半期決算文書を四半期が終了した翌月の15日以内に、年間決算文書を決算年度が終了した翌年2月末までに、当該企業創設審査承認機関と税務機関に提出しなければならない。</p> <p>年間決算文書には、簿記検証事務所の検証報告書を添付しなければならない。</p>	102	<p>合作企業は、四半期決算文書を四半期が終了した翌月の15日以内に、年間決算文書を決算年度が終了した翌年2月末までに、中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）に提出しなければならない。</p> <p>年間決算文書には、簿記検証機関の検証文書を添付しなければならない。</p>
		103	<p>合作当事者は、合作企業から得た利益金を合作企業に再投資することができる。</p>
105	<p>外国側合作当事者は、投資分の償還又は利潤分配で得た物資、資金とその他の合法的に得た所得を税金なしに共和国領域外に持ち出すことができる。</p>	104	<p>外国側合作当事者は、投資分の償還又は利潤分配で得た物資、資金とその他の合法的に得た所得を税金なしに共和国領域外に持ち出すことができる。</p> <p>共和国領域外に外貨を送金しようとする場合には、送金申請文書を作成し、当該銀行に提出しなければならない。</p> <p>送金申請文書には、該当する内容を明らかにして、中央貿易指導機関の確認文書を添付しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第六章 存続期間及び解散</b>		<b>第六章 存続期間及び解散</b>
106	<p>合作企業の存続期間は、合作企業創設承認書に定められた通りとし、企業を登録した日から計算する。</p>	105	<p>合作企業の存続期間は、合作企業創設承認書に定められた期間とする。存続期間の計算は、企業を登録した日から行う。</p>
107	<p>合作企業の存続期間は、当事者が協議して延長することができる。この場合、存続期間の終了6カ月前に、企業創設審査承認機関に存続期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>存続期間延長申請書には、企業名及び所在地並びに延長期間及び根拠を明らかにし、当事者の合意書と経済技術見積書を添付しなければならない。</p>	106	<p>合作企業の存続期間は、合作当事者が協議して延長することができる。この場合、存続期間の終了6カ月前に、共同協議機構で討議決定し、又は合作当事者が合意した後、中央貿易指導機関に存続期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>存続期間延長申請書には、企業の名称及び所在地並びに延長期間及び根拠を明らかにした後、共同協議機構決定又は当事者の合意文書、経済技術見積文書等を添付しなければならない。</p>
108	<p>企業創設審査承認機関は、合作企業の存続期間延長申請書を受理した日から30日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、該当する通知書を送付しなければならない。</p>	107	<p>中央貿易指導機関は、合作企業の存続期間延長申請書を受理した日から30日以内に審査し、承認又は否決する決定を下した後、該当する通知文書を送付しなければならない。</p>
109	<p>合作企業は、存続期間延長承認通知書を受け取った日から20日以内に、企業登録機関、税務機関に存続期間変更登録申請書を提出しなければならない。</p> <p>存続期間変更登録申請書には、企業名及び所在地、延長期日等を明らかにし、存続期間延長承認書を添付しなければならない。</p>	108	<p>合作企業は、存続期間延長承認通知書を受け取った日から20日以内に、企業登録機関、営業許可機関、税務機関、税関に存続期間変更登録申請書を提出しなければならない。</p> <p>存続期間変更登録申請書には、企業の名称及び所在地、延長期間等を明らかにし、存続期間延長承認書写本を添付しなければならない。</p>
110	<p>企業登録機関、税務登録機関は、合作企業の存続期間変更登録申請書に従い、該当する変更登録を行い、企業登録証、税務登録証、営業許可証を再発給しなければならない。</p>	109	<p>企業登録機関、営業許可機関、税務機関は、合作企業の存続期間変更登録申請書に従い、該当する変更登録を行った後、企業登録証、営業許可証、税務登録証を再発給しなければならない。</p>
111	<p>合作企業は、存続期間が終了すれば解散される。この場合、外国側当事者が投資した財産は、共和国側当事者の所有となる。</p>	110	<p>合作企業は、存続期間が終了すれば解散される。</p>
112	<p>合作企業は、存続期間の終了前にも、次の各号に掲げる場合に解散することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 合作当事者が契約義務を履行しなかった場合又は不可抗力的事由により企業運営がそれ以上不可能な場合</li> <li>2. 合作当事者が企業の解散に合意した場合</li> <li>3. 企業が破産した場合又は合作承認若しくは企業登録が取り消された場合</li> </ol>	111	<p>合作企業は、存続期間の終了前にも、次の各号に掲げる場合に解散することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 合作当事者が契約義務を履行しなかった場合又は支払能力がなく企業運営が不可能な場合</li> <li>2. やむを得ない事情で企業を運営することができない場合</li> <li>3. 共同協議機構で討議し、又は合作当事者が合意して企業の解散を決定した場合</li> <li>4. 企業が破産した場合</li> <li>5. その他合作企業と関連した法規範に重大に違反した場合</li> </ol>
113	<p>合作当事者が契約義務を履行しなかった場合、不可抗力的な事由により企業運営がそれ以上不可能な場合、合作当事者が企業解散に合意した場合には、企業創設審査承認機関に企業解散申請書を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>企業解散申請書には、企業名、解散根拠と理由を明らかにし、それを確認することのできる文書を添付しなければならない。</p>	112	<p>合作当事者が契約義務を履行せず、又は支払能力がなく企業運営が不可能な場合、やむを得ない事情により企業を運営することができない場合、共同協議機構で討議し、又は合作当事者が合意して企業の解散を決定した場合には、企業解散申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p> <p>企業解散申請書には、企業の名称、解散根拠を明らかにし、それを確認することのできる文書を添付しなければならない。</p>
114	<p>企業創設審査承認機関は、企業解散申請書を受理した日から10日以内に審査した後、承認又は否決する決定を下し、申請者に該当する通知書を送付しなければならない。</p>	113	<p>中央貿易指導機関は、企業解散申請書を受理した日から20日以内に審査した後、承認又は否決する決定を下し、申請者に該当する通知書を送付しなければならない。</p>
115	<p>合作当事者は、合作企業の解散が承認された翌日から15日以内に、共同協議会を開き、清算委員会を組織しなければならない。</p> <p>清算委員会委員には、企業責任者、債権者代表、簿記検証員、合作当事者又は財政検閲員を含まなければならない。</p>	114	<p>合作企業は、合作企業の解散が承認された翌日から15日以内に、共同協議機構で討議した後、清算委員会を組織しなければならない。</p> <p>清算委員会委員には、企業責任者、債権者代表、合作当事者、その他必要な成員が含まなければならない。</p>
116	<p>合作企業が破産した場合又は合作企業の創設承認若しくは企業登録が取り消された場合には、裁判所又は企業創設審査承認機関が清算委員会を任命し、清算委員会を組織する。</p>	115	<p>合作企業が定められた期間内に清算委員会を組織しなかった場合、債権者は共和国の裁判機関に清算委員会を組織することを要求することができる。</p>
		116	<p>清算委員会を組織することに対する債権者の要求がある場合及び合作企業の破産を宣告した場合、裁判機関は清算員を任命した後、清算委員会を組織しなければならない。</p>
117	<p>清算委員会は、次の各号に掲げる任務と権限を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 債権者会議を招集し、債権者代表を選出する。</li> <li>2. 企業の財産と印章を引き継ぎ、管轄する。</li> <li>3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表と財産目録を作成する。</li> <li>4. 企業財産に対する残存価値を朝鮮ウォンで評価する。</li> <li>5. 終結できない当該業務を引き継ぎ、処理する。</li> <li>6. 財政決算書と清算案を作成する。</li> <li>7. 取引銀行、税務機関、企業登録機関に企業の解散について通知する。</li> <li>8. 税金を納め、債権債務を清算し、残った財産を処理する。</li> <li>9. その他清算と関連して提起される問題を処理する。</li> </ol>	117	<p>清算委員会は、次の各号に掲げる任務と権限を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 債権者会議を招集し、債権者代表を選出する。</li> <li>2. 企業の財産と印章を引き継ぎ、管轄する。</li> <li>3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表と財産目録を作成する。</li> <li>4. 企業財産に対する価値を再評価する。</li> <li>5. 終結できない当該業務を引き継ぎ、処理する。</li> <li>6. 清算案を作成する。</li> <li>7. 取引銀行、企業登録機関、税務機関に企業の解散について通知する。</li> <li>8. 税金を納め、債権債務を清算し、残った財産を処理する。</li> <li>9. その他清算と関連して提起される問題を処理する。</li> </ol>
118	<p>清算委員会は、組織された日から10日以内に、債権者及び債務者に企業の清算について通知し、公示しなければならない。</p>	118	<p>清算委員会は、組織された日から10日以内に、債権者及び債務者に企業の解散について通知しなければならない。</p>
119	<p>合作企業に対する債権者は、清算通知を受け取った日から30日（清算通知を受け取れなかった場合、清算公示を行なった日から90日）以内に、債権請求書を清算委員会に提出しなければならない。</p> <p>清算請求書には、債権者の氏名並びに債権の内容及び根拠を明らかにし、該当する確認文書を添付しなければならない。</p>	119	<p>債権者は、解散通知を受け取った日から30日以内に、債権請求書を清算委員会に提出しなければならない。</p> <p>清算請求書には、債権者名並びに債権の内容及び根拠を明らかにし、該当する確認文書を添付しなければならない。</p>
120	<p>清算委員会は、債権請求書を受理した順から登録し、清算案を作成し、企業創設審査承認機関又は裁判所の確認を受けなければならない。</p>	120	<p>清算委員会は、債権請求書を受理した順から登録し債権を登録し、清算案に従って債権者の債権を処理しなくてはならない。</p> <p>清算案は、企業を解散させた共同協議機構又は中央貿易指導機関（企業の破産を宣告した場合には裁判機関）の合意を受けなくてはならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
121	<p>合作企業の清算財産は、清算費用、清算委員会委員の報酬、従業員の労働報酬、税金、企業の債務の順で処理し、残った財産は合作契約に従い処理しなければならない。</p> <p>残った財産により外国側当事者の投資分をすべて償還することができない場合には、共和国側当事者がそれを最後まで償還する責任を負う。</p>	121	<p>合作企業の清算財産は、清算事業と関連した費用、税金、従業員の労働報酬、企業の債務の順で処理し、残った財産は合作契約に従い処理しなければならない。</p>
122	<p>合作当事者が組織した清算委員会は、清算財産が債務より少ない場合、裁判所に企業の破産を提起しなければならない。</p> <p>裁判所の判決により破産が宣告された場合には、清算事業を裁判所に移さなければならない。</p>	122	<p>清算委員会（裁判機関が組織した清算委員会は除く）は、清算財産が債務より少ない場合、裁判所に企業の破産を提起しなければならない。</p> <p>裁判所の判決により破産が宣告された場合には、清算事業を裁判所に移さなければならない。</p>
123	<p>清算委員会は、清算事業が終了した場合、清算事業の終了日から10日以内に、清算報告書を作成し、企業創設審査承認機関に提出しなければならない。</p> <p>破産による清算である場合には、裁判所にも清算報告書を提出しなければならない。</p>	123	<p>清算委員会は、清算事業が終了した場合、清算事業の終了日から10日以内に、清算報告文書を作成し、中央貿易指導機関（企業の破産による清算である場合には裁判機関）に提出しなければならない。</p>
124	<p>清算委員会は、清算事業の終了次第、企業登録証と営業許可証、税務登録証を当該機関に返還し、取引銀行に企業口座取消申請を提出し、企業の解散を公示しなければならない。</p>	124	<p>清算委員会は、清算事業の終了次第、企業登録証、営業許可証及び税務登録証を当該機関に返還すると共に、取引銀行に企業口座取消申請を提出しなければならない。</p>
		125	<p>企業登録機関及び当該機関は、解散された合作企業を登録から削除しなければならない。</p>
125	<p>清算委員会委員は、清算事業の結果について法的な責任を負う。</p>	126	<p>清算委員会委員は、清算事業の結果について、中央貿易指導機関又は当該裁判機関の前に責任を負う。</p>
126	<p>合作企業の文書は、文書の重要性に従い、5年、10年、20年、永久保存する。</p>		
<b>第七章 監督統制及び紛争解決</b>		<b>第七章 紛争解決及び監督統制</b>	
127	<p>政務院対外経済機関、企業登録機関は、合作と関連した法規範の遵守状況を日常的に監督統制する。</p> <p>税務機関は、必要な場合、合作企業の財政簿記文書を検閲することができる。</p> <p>共和国側投資家の上級機関は、合作企業に対する技術実務的指導と統制を行う。</p>	129	<p>中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）は、合作と関連した法規範の遵守状況を日常的に監督統制しなければならない。</p> <p>税務機関は、必要な場合、合作企業の財政簿記文書及び現物を検閲することができる。</p>
128	<p>合作企業が次の各号に掲げる行為を行なった場合には、それを是正させ、程度に従い、1万～10万ウォンの罰金を支払わせ、情状により、一定期間、営業を中止させ、又は合作企業の創設若しくは企業登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 合作企業創設申請文書、企業登録文書、税務文書、税関手続文書、財政簿記文書を事実と合わずに作成提出した場合</li> <li>2. 定められた財政簿記文書以外の異なる財政簿記文書を所有した場合</li> <li>3. 基金を定められた通りに積み立てなかった場合</li> <li>4. 登録された企業の名称ではない異なる名称で活動する場合</li> <li>5. 変更事項を定められた期間内に登録しなかった場合</li> <li>6. 承認なく支社を設けた場合又は登録資本を減らした場合若しくは定款を改正した場合</li> <li>7. 合作契約に反して投資償還を行なった場合又は利潤を分配した場合</li> <li>8. 承認された業種以外の営業を行なった場合</li> <li>9. 企業の清算について、債権者に通知しなかった場合</li> <li>10. 承認なく6カ月以上、営業を中止した場合</li> </ol>		
129	<p>次の各号に掲げる違反行為を行なった者には、罰金を課すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投資する現物財産の価格と質、数量を合作契約と異なって騙して投資した場合、契約価格から評価価格を差し引いた価格の5倍に該当する金額</li> <li>2. 清算委員会委員が職権を濫用して不法に収入を得た場合又は企業の財産に損失を及ぼした場合には、その所得額又は損害額の1～5倍に該当する金額</li> <li>3. 虚偽の財産評価、簿記検証を行なった場合には、その所得額の2～5倍に該当する金額</li> <li>4. 企業創設後、投資した財産を当事者に通知しないで引き出した場合には、それを是正させ、引き出した財産の10～20%に該当する金額</li> <li>5. 企業の財産を個人の口座に預金した場合には、それを是正させ、その金額の2～5倍に該当する金額</li> </ol>		
130	<p>本規定に反した行為が重大な場合には、行政的又は刑事的責任を負う。</p>	130	<p>本規定に違反した場合には、程度により営業中止、没収、企業登録の取消、罰金適用等の制裁を与え、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。</p>
131	<p>外国側当事者は、合作企業と関連した当該職員の行為について意見がある場合、当該機関に申訴、請願を行うことができる。</p> <p>申訴、請願を受理した機関は、それを受理した日から30日以内に、審議処理しなければならない。</p>	127	<p>合作企業と関連して意見がある場合には、申訴を行うことができる。</p> <p>申訴は受理した日から30日以内に処理しなければならない。</p>
132	<p>合作企業と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。</p> <p>協議の方法で解決することができない紛争問題は、共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決しなければならない。</p>	128	<p>合作企業と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。</p> <p>協議の方法で解決することができない紛争事件は、共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決する。</p> <p>合作当事者間の合意がある場合には、紛争事件を第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。</p>

## 2. 外国人企業法施行規定

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>	
1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国外国人企業法』を正確に執行するために制定する。	1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国外国人企業法』を正確に執行するために制定する。
2	外国投資家(以下、投資家とする。)は、自由経済貿易地帯(以下、地帯とする。)内に、外国人企業を創設し、運営することができる。 外国人企業は、投資家が資本を単独で投資し、創設し、経営活動を独自に行う企業である。 共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、地帯内に外国人企業を創設運営することができる。	2	外国投資家(以下、投資家とする。)は、羅先経済貿易地帯(以下、地帯とする。)内に、外国人企業を創設し、運営することができる。海外朝鮮同胞も、本規定に従い、企業を創設することができる。
3	外国人企業は、共和国の法人となり、共和国の法的保護を受ける。 投資家及び外国人企業は、共和国の法及び規定を尊重し、それを徹底して守らなければならない。	3	外国人企業は、投資家が企業設立に必要な資本の全部を投資して創設し、独自に経営活動を行う企業である。
4	外国人企業の創設及び運営は、本規定に従う。 本規定に規制されていない事項は、共和国の当該法及び規定に従う。	4	外国人企業の合法的な活動は共和国の法的な保護を受ける。外国人企業は共和国の法及び規定を尊重し、徹底的に守らなければならない。
5	外国人企業は、原則的に朝鮮民主主義人民共和国保険機関の保険に加入しなければならない。	5	外国人企業は、原則的に国内保険機関の保険に加入しなければならない。
6	外国人企業は、財政簿記文書及び共和国の機関、企業所に提出する文書を朝鮮語で作成し、外国語で作成した場合には、朝鮮語による翻訳文を添付しなければならない。	6	外国人企業は、財政簿記文書及び共和国の機関、企業所、団体(以下、機関、企業所とする。)に提出する文書を朝鮮語で作成しなければならない。 外国人企業の文書を外国語で作成した場合には、朝鮮語による翻訳文を添付しなければならない。
		7	外国人企業と関連した事業の統一的な掌握及び指導は、羅先市人民委員会(以下、地帯管理機関とする。)を通じて中央貿易指導機関が行う。
		8	外国人企業の創設及び運営は、本規定に従い行う。本規定に規定されていない事項は共和国の当該法規に従う。
<b>第二章 外国人企業の創設</b>		<b>第二章 外国人企業の創設</b>	
7	投資家は、次の各号に掲げる部門に、外国人企業を創設することができる。 1. 電子工業、自動化工業、機械製作工業、動力工業部門 2. 食料加工工業、被服加工工業、日用品工業部門 3. 建材工業、製薬工業、化学工業部門 4. 建設、運輸及びサービス部門 5. その他の必要な部門	9	外国人企業を創設することができる部門は、次の各号に掲げる通りである。 1. 電子工業、自動化工業、機械製作工業、動力工業部門 2. 食料加工工業、被服加工工業、日用品工業部門 3. 建材工業、製薬工業、化学工業部門 4. 建設、運輸及びサービス部門 5. その他の必要な部門
8	外国人企業は、次の各号に掲げる条件の中でいずれか一つでも満足させることができなければ、創設することができない。 1. 先端技術をはじめとする現代的な技術及び最新設備で装備されなければならない。 2. 国際市場で競争力が強い輸出品を生産することができなければならない。 3. 生産製品の質を世界的水準に高めることができなければならない。	10	外国人企業は、次の各号に掲げる条件の中でいずれか一つでも満足させることができなければ、創設することができない。 1. 先端技術をはじめとする現代的な技術及び最新設備で装備されなければならない。 2. 国際市場で競争力が強い輸出品を生産することができなければならない。 3. 生産製品の質を世界的水準に高めることができなければならない。
9	次の各号に掲げる場合には、外国人企業の創設を承認しない。 1. 共和国の安全に危険又は支障を及ぼすおそれのある場合 2. 人民の健康保護、国土及び資源に被害を与えるおそれのある場合 3. 設備及び生産工程が経済技術的に立ち遅れている場合 4. 生産製品の国の内外における需要がない場合又は少ない場合 5. 業種及び経営方法が人民の健全な思想感情及び生活気風にそぐわない場合又は否定的影響を及ぼすおそれのある場合	11	次の各号に掲げる場合には、外国人企業の創設を承認しない。 1. 国の安全に危険又は支障を及ぼすおそれのある場合 2. 人民の健康保護並びに国土及び資源に被害を与えるおそれのある場合 3. 設備及び生産工程が経済技術的に立ち遅れている場合 4. 生産製品の国の内外における需要がない又は少ない場合 5. 業種及び経営方法が人民の健全な思想感情及び生活気風にそぐわない場合又は否定的影響を及ぼすおそれのある場合
10	次の各号に掲げる部門には、外国人企業を創設することができない。 1. 出版、報道、放送部門 2. 通信部門 3. その他に、国家が外国人企業の創設を禁止した部門	12	次の各号に掲げる部門には、外国人企業を創設することができない。 1. 出版、報道、放送部門 2. 通信部門 3. その他に、国家が外国人企業の創設を禁止した部門
11	投資家は、外国人企業の創設のための手続を直接又は代理人を通じて行うことができる。	13	投資家は、外国人企業の創設のための手続を直接又は代理人を通じて行うことができる。
12	外国人企業を創設しようとする投資家は、外国人企業創設申請書を連行行政経済委員会(以下、地帯当局とする。)に提出しなければならない。 申請書には、投資家の氏名、住所、職務、外国人企業責任者の氏名、国籍、職務、外国人企業の名称、業種、生産品種及び規模、総投資額、登録資本、取引銀行、投資方式及び期間、主要生産、技術工程資料、生産製品の實現対象市場及び實現方式、企業の機構、従業員数及び労働力採用と関連した資料、建設敷地面積及び希望する位置、用水、動力及び原資材所要量、年度別生産計画、経営期間、その他に必要な内容を明らかにし、定款、経済見積書、投資家に対する証明文書、投資する機械設備及び資材明細、投資する工業所有権、ノー・ハウ及びそれに対する説明書、投資家の資本信用確認書、その他必要な文書を添付しなければならない。	14	外国人企業を創設しようとする場合には、外国人企業創設申請文書を地帯管理機関に提出し計画、財政、科学技術、国土環境保護、建設等の当該部門の内容を合意した後、地帯管理機関を通じて中央貿易指導機関に提出しなければならない。 外国人企業創設申請文書には、投資家名、創設しようとする外国人企業の名称、責任者名(国籍、民族別、職務)、業種、生産品種及び規模、総投資額、登録資本、口座を開設する銀行、投資方式及び期間、主要生産及び技術工程資料、生産製品の實現市場及び實現方式、企業の機構、従業員数及び労働力採用と関連した資料、建設敷地面積及び希望する位置、用水、動力及び原資材所要量、年度別生産計画、経営期間、操業予定日、その他に必要な内容を明らかにした後、企業の定款、経済見積書、投資家と関連した証明文書、投資する機械設備及び資材明細、投資する工業所有権、ノー・ハウ及びそれに対する説明文書、投資家の資本信用確認文書等を添付しなければならない。
13	外国人企業の定款には、企業名、住所、企業の創設目的、経営範囲、生産規模、総投資額、登録資本、投資方式及び期間、企業の機構及びその職能、理事長、社長、簿記長、財政検閲員の任務及び権限、経営期間、解散及び清算、定款の修正手続、その他必要な内容を合めなければならない。	15	外国人企業の定款には、企業の名称、所在地、企業の創設目的、経営範囲、生産規模、総投資額、登録資本、投資方式及び期間、企業の機構及びその職能(理事長、社長、財政簿記責任者、財政検閲員の任務及び権限)、経営期間、解散及び清算、定款の修正手続、その他必要な内容を合めなければならない。
14	外国人企業の定款は、企業創設を審査承認した機関の承認を受けなければ、その効力はない。		

旧条	旧条文	新条	新条文
15	外国人企業の経済見積書には、企業名、総投資額及び登録資本、投資計画、生産計画と関連した資料、主要生産工程設備の技術及び有利性分析資料、建築工事と関連した資料、主要原資材の品種及び所要量、生産製品の販売と関連した資料、従業員の採用及び技術人員養成計画、段階別収益性見積資料、その他必要な資料を含めなければならない。	16	外国人企業の経済見積書には、企業の名称、総投資額及び登録資本、投資計画、生産計画と関連した資料、主要生産工程設備の技術及び有利性分析資料、建築工事と関連した資料、主要原資材の品種及び所要量、生産製品の販売と関連した資料、従業員の採用及び技術人員養成計画、段階別収益性見積資料、その他必要な資料を含めなければならない。
16	投資する機械設備及び資材明細には、機械設備及び資材の名称、規格、単位、数量、用途、単価、総額、生産工場及び会社名、輸入する国名、その他必要な内容を明らかにし、機械設備と関連した商品案内書を添付しなければならない。	17	投資する機械設備及び資材明細には、機械設備及び資材の名称、規格、用途、単位、数量、単価、総額、生産工場及び会社名、輸入する国名、その他必要な内容を明らかにしなければならない。
17	投資する工業所有権、ノ－ハウの説明書には、工業所有権及びノ－ハウの名称、所有者名、実用価値、有効期間、企業所、団体等を明らかにし、技術文献、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠、工業所有権証書写本等を添付しなければならない。	18	投資する工業所有権、ノ－ハウの説明書には、工業所有権及びノ－ハウの名称、所有者名、実用価値、有効期間等を明らかにし、技術文献、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠、工業所有権証書写本等を添付しなければならない。
18	外国人企業創設のための審査承認は、政務院対外経済機関が行う。 政務院対外経済機関には、対外経済委員会(以下、対外経済機関とする。)と地帯当局が含まれる。 対外経済機関は、総投資額2,000万ウォン以上のインフラ建設対象及びインフラ建設対象外の対象の中で総投資額1,000万ウォン以上の対象を審査承認する。 地帯当局は、総投資額2,000万ウォンまでのインフラ建設対象及びインフラ建設対象外の対象の中で総投資額1,000万ウォンまでの対象を審査承認する。 投資規模が小さい対象であるとしても、対象の重要性に従い、対外経済機関が審査承認することができる。	19	外国人企業創設のための審査承認は、中央貿易指導機関が行う。
19	地帯当局は、対外経済機関が審査承認する対象の外国人企業創設申請書を受理した日から10日以内に、申請書に意見を付して、対外経済機関に提出しなければならない。	20	地帯管理機関は、外国人企業創設申請書を受理した日から10日以内に、意見を付して、中央貿易指導機関に提出しなければならない。
20	対外経済機関及び地帯当局(以下、審査承認機関とする。)は、外国人企業創設申請書を受理した日から80日以内に、関係機関と協議し、審議した後、外国人企業創設承認書又は否決通知書を申請者に送付しなければならない。	21	中央貿易指導機関は、外国人企業創設申請書を受理した日から80日以内に、審議した後、外国人企業の創設承認又は否決通知書を、地帯管理機関を通じて申請者に送付しなければならない。
		22	外国人企業の創設が承認された場合には、該当する法規範に従い、企業創設承認文書に指摘された銀行に必要な口座を開設し、企業の公印を作り公印登録を行わなければならない。
21	投資家は、外国人企業創設承認書を受け取った日から30日以内に、地帯当局に企業を登録し、企業登録証の発給を受けなければならない。 企業を登録しようとする場合には、企業登録申請書を提出しなければならない。 企業登録申請書には、投資家の氏名、住所、国籍、職務、外国人企業の名称、住所、外国人企業の責任者の氏名、国籍、職務、住所、総投資額及び登録資本、操業予定日、その他必要な内容を明らかにし、外国人企業創設承認書写本を添付しなければならない。 企業を登録した日が外国人企業創設日となり、この日から外国人企業は、共和国の法人となる。	23	外国人企業は、外国人企業創設承認書を受け取った日から30日以内に、地帯管理機関に企業を登録し、企業登録証の発給を受けなければならない。 企業を登録した日が外国人企業創設日となり、この日から外国人企業は、共和国の法人となる。
22	外国人企業は、企業を登録した日から20日以内に、外国投資企業及び外国人に適用する税金と関連した法及び規定に従い、企業所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。	24	外国人企業は、企業を登録した日から20日以内に、地帯税務機関に税務登録を行わなければならない。
23	外国人企業は、地帯又は外国にその支社、代表部、代理店、出張所等を設け、あるいは子会社を設立することができる。また、共和国の機関、企業所又は外国の会社と企業を連合することもできる。 支社、代表部、代理店、出張所、子会社等を設立しようとする場合又は企業を連合しようとする場合には、当該審査承認機関の承認を受けなければならない。	25	外国人企業は、内閣の承認の下に共和国又は外国にその支社、代理店、出張所等を設け、又は子会社を設立することができる。また、外国の会社と企業を連合することができる。
24	外国人企業は、必要な建設を共和国の当該建設機関に委託して行うことができる。	26	投資家は外国人企業を創設するのに必要な建設を共和国の当該建設機関に委託して行うことができる。
<b>第三章 投資手続及び方法</b>		<b>第三章 投資手続及び方法</b>	
25	外国人企業は、総投資額の規模に従い、定められた登録資本を投資しなければならない。 総投資額は、外国人企業の固定資産及び流動資産の総額である。 登録資本は、総投資額の中で地帯に登録した資本の総額である。	27	外国人企業は、企業創設承認文書に定められたところに従い投資しなければならない。
26	登録資本の規模は、次の各号に掲げる通りに定めなければならない。 1. 総投資額600万ウォンまでは、総投資額の65%以上 2. 総投資額600万ウォン以上から2,000万ウォンまでは、総投資額の45%(その中で、総投資額900万ウォンまでは410万ウォン)以上 3. 総投資額2,000万ウォン以上から6,000万ウォンまでは、総投資額の35%(その中で、総投資額が2,700万ウォンまでは950万ウォン)以上 4. 総投資額6,000万ウォン以上は、総投資額の30%(その中で、総投資額が7,700万ウォンまでは2,600万ウォン)以上	28	登録資本の規模は、次の各号に掲げる通りに定めなければならない。 1. 総投資額600万ウォンまでは、総投資額の65%以上 2. 総投資額600万ウォン以上から2,000万ウォンまでは、総投資額の45%(その中で、総投資額900万ウォンまでは410万ウォン)以上 3. 総投資額2,000万ウォン以上から6,000万ウォンまでは、総投資額の35%(その中で、総投資額が2,700万ウォンまでは950万ウォン)以上 4. 総投資額6,000万ウォン以上は、総投資額の30%(その中で、総投資額が7,700万ウォンまでは2,600万ウォン)以上
		29	登録資本は定められた期間内に出資しなければならない。 定められた期間内に出資することができない場合には、中央貿易指導機関に提起して出資期間延長承認を受けなければならない。
27	外国人企業は、登録資本を増やすことも、他人に譲渡することもできる。 登録資本を増やす場合又は他人に譲渡しようとする場合には、審査承認機関の承認を受け、承認されたところに従い、地帯当局に変更登録を行わなければならない。 外国人企業は、登録資本を減らすことはできない。	30	外国人企業は、登録資本を増やすことはできるが、減らすことはできない。 登録資本を増やす場合には、当該機関に変更登録を行わなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
		31	外国人企業は企業を他人に譲渡することができる。 企業を譲渡しようとする場合には、中央貿易指導機関の承認を受けなければならない。承認されたところに従い、当該機関に変更登録を行わなければならない。
28	投資は、貨幣財産、現物財産、ノー・ハウ、工業所有権等で行うことができる。この場合現物財産、ノー・ハウ、工業所有権の価格は、投資家が当該時期の国際市場価格に準じて定めた後、審査承認機関の承認を受けなければならない。	32	投資は、貨幣財産、現物財産、ノー・ハウ、工業所有権等で行うことができる。
		33	投資する現物財産、工業所有権、ノー・ハウの価格は、外国人企業が当該時期の国際市場価格に準じて定めなければならない。
29	投資する現物財産、工業所有権、ノー・ハウ等は、次の各号に掲げる条件に合致しなければならない。 1. 投資家の所有権に属したものでなければならない。 2. 競争力が強い輸出製品を生産することができるものでなければならない。 3. 工業所有権及びノー・ハウの評価額が登録資本の20%を超過してはならない。	34	投資する現物財産、工業所有権、ノー・ハウ等は、次の各号に掲げる条件に合致しなければならない。 1. 投資家の所有権又は利用権に属したものでなければならない。 2. 競争力が強い輸出製品を生産することができるものでなければならない。 3. 工業所有権及びノー・ハウの評価額が登録資本の20%を超過してはならない。
30	外国人企業は、投資分として搬入する機械設備を対外商品検査機関に依頼して検査を受けなければならない。 対外商品検査機関は、検査依頼書に従い、技術設備を検査し、検査証を発給しなければならない。 外国人企業は、対外商品検査機関が機械設備を検査するうえで必要な条件を保障しなければならない。	35	投資分として搬入する現物財産は対外商品検査機関（技術は科学機関）に依頼して検査を受けなければならない。 検査機関は、検査依頼文書に従い、現物財産又は技術を検査した後、検査証を発給しなければならない。 現物財産又は技術を検査することについて必要な条件は、投資家又は外国人企業が保障しなければならない。
31	投資家は、登録資本の投資を次の各号に掲げる期間内に行わなければならない。 1. 投資を一度に行う場合には、企業登録証を受け取った日から6カ月以内に行わなければならない。 2. 投資を数度に分けて行う場合には、企業登録証を受け取った日から2年以内に行わなければならない。最初の投資は、企業登録証を受け取った日から90日以内に、登録資本の15%以上になるように行わなければならない。最初の投資が終了した後の回目の投資は、外国人企業創設申請書に指摘された期間内に行わなければならない。 3. 定められた期間内に一度に投資しなかった場合又は最初の投資が行われなかった場合、回目の投資期間が終了した日から30日が経過しても投資しない場合、外国人企業創設承認書及び企業登録証は、自動的に効力を失う。この場合、外国人企業は、地帯財政機関の税務登録取消確認書及び企業登録証を地帯当局に返還し、企業登録取消を行わなければならない。		
32	投資家は、登録資本の投資を定められた期間内に行うことができない場合、審査承認機関に提起し、投資期間延長の承認を受けなければならない。		
33	外国人企業は、企業運営で得た合法的利潤の一部又は全部を再投資することができる。この場合、インフラ建設対象については、再投資分に該当する所得税額の全額を、その他の対象については、再投資分に該当する所得税額の50%の返還を受けることができる。 再投資したときから5年以内に、再投資した資本を撤収する場合には、返還を受けた所得税額を再び納めなければならない。	36	外国人企業は、企業運営で得た合法的利潤の一部又は全部を再投資することができる。 インフラ建設対象については、再投資分に該当する所得税額の全額を、その他の対象については、再投資分に該当する所得税額の50%の返還を受けることができる。 再投資したときから5年以内に、再投資した資本を撤収する場合には、返還を受けた所得税額を再び納めなければならない。
34	外国人企業は、登録資本を投資する度に、投資検証報告書を審査承認機関に提出しなければならない。 投資検証報告書は、簿記検証事務所が発給する。	37	外国人企業は、登録資本を投資する度に、当該検証機関が発給した投資確認文書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。 投資確認文書には投資検証報告文書が添付されなければならない。
<b>第四章 生産及び流通</b>		<b>第四章 生産及び流通</b>	
		38	外国人企業は、営業許可証をもってはじめて、営業活動を行うことができる。 営業許可は、地帯管理機関が行う。
		39	営業許可は、企業創設承認文書に定められた操業予定日までに受けなければならない。やむを得ない事情で営業許可を操業予定日までに受けられない場合には、中央貿易指導機関に提起して創業期日延期承認を受けなければならない。
35	外国人企業は、営業許可証をもたなければ、営業活動を行うことができない。 営業許可証は、企業登録申請書に明らかにした操業予定日以内に、発給を受けなければならない。 営業許可証は、地帯当局が発給する。 営業許可を受けようとする場合には、地帯当局に営業許可申請書を提出しなければならない。 営業許可申請書には、該当する内容を明らかにし、投資を確認した簿記検証事務所の投資検証報告書、生産工程及び施設物の安全性及び環境保護を保證する当該機関の確認文書、生産した試作品の見本を添付しなければならない。 地帯当局は、営業許可申請書を受理した日から15日以内に検討し、営業許可証を発給し、又は否決しなければならない。	40	営業許可を受けようとする場合には、地帯管理機関に営業許可申請文書を提出しなければならない。 営業許可申請文書には、該当する内容を明らかにした後、投資を確認した検証機関の投資確認文書、生産工程及び施設物の安全性及び環境保護を保證する当該機関の確認文書、生産した試作品の見本等を添付しなければならない。
		41	地帯管理機関は、営業許可申請文書を受理した日から15日以内に検討した後、営業許可を行い、又は否決しなければならない。 営業許可を行った場合には、営業許可証を発給した後、その状況を中央貿易指導機関に通知しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
36	経営活動は、承認された定款の範囲で行なわなければならない。 外国人企業は、生産及び輸出入計画を自ら作成し、地帯当局に登録しなければならない。	42	外国人企業の経営活動は、企業創設承認文書に定めた業種の範囲で行なわなければならない。 業種を変更しようとする場合には、中央貿易指導機関の承認を受けなければならない。 業種変更は承認を受けた投資を終えた後、影響許可を受けた条件でのみ行うことができる。
		43	外国人企業は、企業の計画を地帯管理機関に登録した後、実行しなければならない。
37	外国人企業は、経営活動に必要な物資を共和国領域内で購入し、又は外国から搬入することができ、自らが生産した製品を輸出し、又は共和国領域内で販売することができる。 共和国の機関、企業所で生産した物資を商業網を通じて直接購入する場合又は自らが生産した製品を商業網を通じて販売する場合には、対外経済機関の承認（事務用品と経営用備品等を購入する場合を除く。）を受けなければならない。	44	外国人企業は、経営活動に必要な物資を共和国領域内で購入し、又は外国から搬入することができ、自らが生産した製品を輸出し、又は共和国領域内で販売することができる。 地帯外の機関、企業所で生産した物資を購入又は自らが生産した製品を地帯外の共和国領域に販売しようとする場合には、共和国の当該貿易機関（外国人投資企業間の取引は除く）を通じて行わなければならない。 経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は自身が生産した製品を外国に輸出しようとする場合には、地帯管理機関に搬出入承認申請文書を提出して承認を得なければならない。
38	外国人企業が投資分として搬入する物資並びに生産及び経営活動に使用するために搬入する物資並びに自ら生産し輸出する物資には、関税を賦課しない。	45	外国人企業の輸出入物資に対する関税は、共和国の当該法規に準じて適用しなければならない。
39	外国人企業は、生産製品の輸出を共和国の当該貿易機関に委託して行うことができる。	46	外国人企業は、生産製品を共和国の当該貿易機関に委託して輸出することができる。
40	外国人企業の輸出入商品価格（技術サービス料金を含む。）は、当該時期の国際市場価格に準じる。 地帯内で販売する商品の価格は、販売者と購入者の間の合意によって定めることができる。 地帯外の共和国領域で販売するすべての商品の価格及び地帯内で販売する一部の大量必需品の価格は、国家価格制定機関が定める。 外国人企業は、脱税を目的に輸出入商品の価格を国際市場価格より高い価格又は低い価格に設定してはならない。	47	外国人企業の輸出入商品の価格（技術サービス料金を含む。）は、当該時期の国際市場価格に準じて適用しなければならない。
41	外国人企業は、輸入した物資の保管及び利用、生産した製品の輸出と関連した事項を帳簿に正常に記録しなければならない。	48	外国人企業は、輸入した物資の保管及び利用、生産した製品の輸出状況を帳簿に正常に記録しなければならない。
<b>第五章 財政簿記</b>		<b>第五章 財政簿記</b>	
42	外国人企業は、経営計算を共和国の外国人投資企業と関連した財政簿記計算規範に従い行わなければならない。	49	外国人企業の財政管理は、共和国の外国人投資企業財政管理と関連した法規に從って行わなければならない。
43	外国人企業は、財政簿記計算を朝鮮ウォンで行なわなければならない。財政簿記計算を外貨で行う場合には、当該取引時期に、外貨管理機関が定められた為替相場で計算された朝鮮ウォンを併記しなければならない。	50	外国人企業は、簿記計算を朝鮮ウォンで行なわなければならない。 簿記計算を外貨で行う場合には、当該取引時期に、貿易銀行機関が定められた為替相場で計算された朝鮮ウォンを併記しなければならない。
44	外国人企業は、共和国の貿易銀行に朝鮮ウォン口座及び外貨口座を開設しなければならない。外貨管理機関の合意の下に、共和国の他の銀行又は外国の銀行にも口座を開設することができる。 外貨取引及び決済は、取引銀行にある自己の口座を通じてのみ行うことができる。 外国の銀行に口座を開設した場合には、四半期毎に収支状況及び取引銀行の計算書を外貨管理機関に提出しなければならない。	51	外国人企業の外貨取引及び管理は、共和国の外貨管理と関連した法規に從い行わなければならない。 外国人企業は、地帯内の外国為替銀行に朝鮮ウォン口座及び外貨口座を開設し、利用しなければならない。 必要な場合には、外貨管理機関の合意の下に、国内の他の銀行又は外国の銀行に口座を開設することができる。 外国人企業の取引にともなう決済は、取引銀行にある自己の口座を通じてのみ行うことができる。 外国の銀行に口座を開設した場合には、四半期ごとに出入金状況及び取引銀行の口座確認文書を地帯管理機関を通じて中央貿易指導機関及び外貨管理機関に提出しなければならない。
45	外国人企業の決算年度は、1月1日からその年の12月31日までである。 外国人企業を創設した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、外国人企業を終結する年の決算年度は、その年の1月1日から終結する日までとする。	52	外国人企業の決算年度は、1月1日から12月31日までである。 外国人企業を創設した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、外国人企業を終結する年の決算年度は、その年の1月1日から終結する日までとする。
46	外国人企業は、外国投資企業及び外国人に適用する税金と関連した法及び規定に従い、税金を納めなければならない。	53	外国人企業は、外国投資企業に適用する税金と関連した法規に從い、税金を納めなければならない。
47	外国人企業は、決算利潤から企業所得税を納付した後、予備基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金等を設けなければならない。 予備基金は、登録資本の25%になるまで、毎年決算利潤の5%ずつ積み立てる。積み立てられた予備基金は、登録資本を増やすこと又は経営損失を補填することにのみ使用することができる。 予備基金を除いた残りの基金を積み立てる限度は、外国人企業が自ら定める。	54	外国人企業は、決算利潤から企業所得税を納付した後、予備基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金等を設けなければならない。 予備基金は、登録資本の25%になるまで、毎年決算利潤の5%ずつ積み立てる。 積み立てられた予備基金は、登録資本を増やすこと又は経営損失を補填することにのみ使用することができる。予備基金を除いた残りの基金を積み立てる限度は、外国人企業が自ら定める。
48	外国人企業は、四半期及び年間の財政簿記決算を行わなければならない。 四半期財政簿記決算文書は四半期の翌月15日以内に、年間財政簿記決算文書は決算年度が終了した翌日から2カ月以内に、各々審査承認機関に提出しなければならない。四半期及び年間の決算文書には、貸借対照表、原価計算表、損益計算書、管理費計算表、固定資産減価償却費計算表等が含まれる。 年間決算文書は、簿記検証事務所の検証を受けなければならない。	55	外国人企業は、経営活動と関連した四半期及び年間決算を行わなければならない。 年間決算文書は翌年の2月以内に、四半期決算文書は四半期の終了翌月15日以内に、中央貿易指導機関及び地帯管理機関に提出しなければならない。 四半期及び年間決算文書には、貸借対照表、原価計算表、損益計算書、管理費計算表、固定資産減価償却費計算表等が含まれる。 決算文書は、簿記検証機関の検証を受けなければならない。
49	外国人企業は、企業運営過程で得た合法的利潤とその他の所得及び企業を清算して残った資金を、共和国の外貨管理と関連した法及び規定に従い、国外に送金することができる。	56	外国人企業は、企業運営過程で得た合法的利潤及びその他の所得及び企業を清算して残った資金を、国外に送金することができる。
50	外国人企業は、共和国の銀行又は外国の金融機関から、経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。	57	外国人企業は、共和国の銀行又は外国の金融機関から、経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。



旧条	旧条文	新条	新条文
51	外国人企業は、財政簿記文書を5年間（財政簿記決算書、固定資産文書は企業の経営期間が終了するときまで）、保管しなければならない。	58	外国人企業は、財政簿記文書を5年間（決算文書、固定資産文書は企業の経営期間が終了するときまで）、保管しなければならない。
52	外国人企業は、必要な場合、共和国の財政簿記員又は外国の財政簿記員の助力を得て、財政簿記文書の正確性を確認することができる。この場合、支出された費用は、投資家が負担する。		
<b>第六章 労働力管理</b>		<b>第六章 労働力管理</b>	
		59	外国人企業の労働力管理は、共和国の外国人投資企業労働と関連した法規に従って行わなければならない。
53	外国人企業は、従業員を共和国の労働力から採用することを基本としなければならない。管理人員並びに特殊な職種の技術者及び技能工は、外国人から採用することができる。	60	外国人企業は、従業員を共和国の労働力から採用しなければならない。管理人員並びに特殊な職種の技術者及び技能工は、外国人から採用することができる。
54	外国人企業が共和国の労働力を採用しようとする場合には、企業所在地の労働力斡旋機関と労働力採用契約を締結し、外国人を採用しようとする場合には、対外経済機関と合意しなければならない。	61	外国人企業が共和国の労働力を採用しようとする場合には、地帯の労働力斡旋機関と労働力採用契約を締結し、外国人を採用しようとする場合には、労働力斡旋機関を通じて、中央貿易指導機関の承認を受けなければならない。
55	採用した共和国の労働力を契約履行期間の終了前に解雇しようとする場合には、労働力斡旋機関と合意し、契約条件に即して行なわなければならない。	62	採用した共和国の労働力を契約履行期間の終了前に解雇することができない。採用した共和国の労働力を契約期間の終了前に解雇しようとする場合には、職業同盟組織、労働力斡旋機関と合意しなければならない。
56	外国人企業は、従業員の技術技能水準を高めるための事業を行わなければならない。	63	外国人企業は、従業員の技術技能水準を高めるための事業を行わなければならない。
57	外国人企業の従業員の賃金基準は、外国投資企業と関連した労働規定に従う。	64	外国人企業の従業員の賃金基準は、外国投資企業労働と関連した法規に従う。
58	外国人企業の従業員は、職業同盟組織内で活動する権利を有する。	65	外国人企業の従業員は、職業同盟組織を形成できる。
59	職業同盟組織は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 労働規律を遵守し、経済課題を立派に遂行するように、従業員を教育する。 2. 従業員に対する政治思想教育事業及び科学知識普及事業を行い、体育及び文芸活動と関連した事業を行う。 3. 外国人企業と労働組織、労働報酬、労働保護と関連した団体契約を締結し、その執行を監督する。 4. 外国人企業と従業員の間に発生する労働紛争を調停する。 5. 従業員の権利、利益と関連した問題の討議に参加して助言を与え、又は勧告案を提起する。	66	職業同盟組織は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 労働規律を遵守し、経済課題を立派に遂行するように、従業員を教育する。 2. 従業員に対する科学知識普及事業を行い、体育及び文芸活動と関連した事業を行う。 3. 外国人企業と労働組織、労働報酬、労働保護と関連した団体契約を締結し、その執行を監督する。 4. 外国人企業と従業員の間に発生する労働紛争を調停する。 5. 従業員の権利、利益と関連した問題の討議に参加して助言を与え、又は勧告案を提起する。
60	外国人企業は、従業員の権利及び利益に関する問題を職業同盟代表と合意し、処理しなければならない。	67	外国人企業は、従業員の権利及び利益に関する問題を職業同盟代表と合意した後、処理しなければならない。
61	外国人企業は、職業同盟組織の事業条件及び活動条件を保障しなければならない。	68	外国人企業は、職業同盟組織の事業条件及び活動条件を保障しなければならない。
62	外国人企業は、毎月、職業同盟組織に次の基準の活動資金を保障しなければならない。 1. 従業員500名までは、全従業員の月賃金の2%に該当する資金 2. 従業員500名以上1,000名までは、全従業員の月賃金の1.5%に該当する資金 3. 従業員1,000名以上は、全従業員の月賃金の1%に該当する資金	69	外国人企業は、毎月、職業同盟組織に次の基準の活動資金を保障しなければならない。 1. 従業員500名までは、全従業員の月賃金の2%に該当する資金 2. 従業員500名以上1,000名までは、全従業員の月賃金の1.5%に該当する資金 3. 従業員1,000名以上は、全従業員の月賃金の1%に該当する資金
<b>第七章 経営期間及び解散</b>		<b>第七章 経営期間及び解散</b>	
63	外国人企業の経営期間は、企業登録証が発給された日から計算する。	70	外国人企業の経営期間は、企業創設承認文章に定めたとおりとする。
64	経営期間を延長しようとする場合には、経営期間の終了6カ月前に、審査承認機関に経営期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。審査承認機関は、経営期間延長申請書を受理した日から30日以内に、承認又は否決しなければならない。	71	経営期間を延長しようとする場合には、経営期間の終了6カ月前に、地帯管理機関を通じて中央貿易指導機関に経営期間延長申請書を提出しなければならない。地帯管理機関は、経営期間延長申請書を検討した後、意見を添付して、中央貿易指導機関に提出しなければならない。中央貿易指導機関は、経営期間延長申請書を受理した日から30日以内に、承認又は否決しなければならない。
65	外国人企業は、経営期間延長申請が承認された日から20日以内に、地帯当局に経営期間変更登録を行わなければならない。	72	外国人企業は、経営期間延長された日から20日以内に、当該機関に変更登録を行わなければならない。
66	外国人企業が解散される場合は、次の各号に掲げる通りである。 1. 経営期間が満期になった場合 2. 自然災害をはじめとする不可抗力的事由で、経営をこれ以上継続することができないと認定される場合 3. 経営損失の回復が困難であり、投資家が解散を決定した場合 4. 外国人企業創設承認書及び企業登録が取り消された場合 5. 裁判所の判決により、解散が宣布された場合	73	外国人企業が解散される場合は、次の各号に掲げる通りである。 1. 経営期間が満期になった場合 2. 自然災害等のやむを得ない事情で、経営をこれ以上継続することができないと認定される場合 3. 経営損失の回復が困難であり、企業が解散を決定した場合 4. 裁判所の判決により、破産が宣布された場合 5. その他の法規に重大に違反し、解散が宣告又は決定された場合
67	外国人企業を解散しようとする場合には、企業解散申請書を地帯当局に提出しなければならない。地帯当局は、受理した企業解散申請書を検討し、自らが審査承認した対象については直接解散を承認又は否決し、対外経済機関が審査承認した対象については意見を付して、対外経済機関に提出しなければならない。審査承認機関が解散を承認した日が、企業解散日となる。	74	外国人企業を解散しようとする場合には、企業解散申請書を地帯管理機関を通じて中央貿易指導機関に提出した後、承認を受けなければならない。企業の解散を承認した日が、企業解散日となる。
68	外国人企業は、解散が決定された日から10日以内に、企業解散を公開し、債権者及び債務者に通知しなければならない。	75	外国人企業は、解散が決定された日から10日以内に、企業の解散を公開した後、債権債務者に通知しなければならない。
69	外国人企業は、企業解散を公開した日から15日以内に、清算委員会委員名簿を審査承認機関に提出し、合意を得なければならない。清算委員会は、合意を得た日から1週間以内に、清算事業に着手しなければならない。	76	外国人企業は、企業の解散を公開した日から15日以内に、清算委員会委員名簿を中央貿易指導機関に提出し、合意を得た後、清算委員会を組織しなければならない。清算委員会は、組織された日から1週間以内に、清算事業に着手しなければならない。

旧条文	旧条文	新条文	新条文
70	清算委員会には、原則的に、次の各号に掲げる成員が含まなければならない。 1. 外国人企業の責任者 2. 債権者の代表 3. 審査承認機関の代表 4. 簿記検証員 5. 弁護士	77	清算委員会には、次の各号に掲げる成員が含まなければならない。 1. 外国人企業の代表 2. 債権者の代表 3. 財政機関の代表 4. 投資当事者 5. その他必要な成員
71	清算委員会は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 債権者会議を招集する。 2. 企業の財産を引き継ぎ、管轄する。 3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表及び財産目録を作成する。 4. 企業の財産に対する価値を評価する。 5. 清算案を作成する。 6. 税金を納め、債権及び債務を清算する。 7. 清算して残った財産を処理する。 8. その他に、清算と関連して提起される問題を処理する。	78	清算委員会は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 債権者会議を招集する。 2. 企業の財産及び公印を引き継ぎ、管轄する。 3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表及び財産目録を作成する。 4. 企業の財産に対する価値を評価する。 5. 清算案を作成する。 6. 税金を納め、債権及び債務を清算する。 7. 清算して残った財産を処理する。 8. その他に、清算と関連して提起される問題を処理する。
72	清算と関連した費用は、解散される外国人企業の残った財産から先ず支出する。		
73	外国人企業は、清算の終了前に、財産を勝手に処理することができない。 清算委員会は、企業を清算して残った財産の総額が投資した登録資本を超過する場合、超過分に該当する企業所得税を納付しなければならない。	79	外国人企業は、清算事業の終了前に、財産を勝手に処理することができない。 外国人企業の清算財産は清算事業と関連して提起される費用、税金、従業員の労働報酬、企業の債務の順序で処理しなければならない。
74	清算委員会は、清算事業が終了次第、清算報告書を作成して審査承認機関に提出した後、地帯当局に企業登録証及び営業許可証を返還し、企業及び税務取消登録手続を行い、当該取引銀行の口座を閉じなければならない。	80	清算委員会は、清算事業が終了次第、清算報告文書を作成して中央貿易指導機関（企業の破産による解散の場合には、当該裁判機関）に提出した後、地帯管理機関に企業登録証及び営業許可証を返還し、企業及び税務取消登録手続を行い、当該取引銀行の口座を閉じなければならない。
		81	外国人企業の破産による解散は、共和国の外国人投資企業破産と関連した法規範に従って行わなければならない。
<b>第八章 監督統制及び紛争解決</b>		<b>第八章 監督統制及び紛争解決</b>	
		82	外国人企業の経営活動と関連した監督統制事業は、中央貿易指導機関の指導下に地帯管理機関が行う。
75	審査承認機関は、外国人企業の帳簿及び現物を検閲することができる。		
76	本規定に反し、次の行為を行なった場合には、損害を弁償させ、又は損害の程度によって、外国人企業には1万ウォンまで、外国人には2,000ウォンまでの罰金を科す。 1. 登録秩序に反した場合 2. 国家及び社会協同団体の利益を侵害した場合 3. 投資期日を守らなかった場合 4. 輸出入業務秩序を守らなかった場合		
77	脱税行為を行なった場合又は税金を適宜に納めなかった場合には、外国投資企業及び外国人に適用する税金と関連した法及び規定に従う延滞料及び罰金を科す。		
78	本規定に反した行為が重大な場合には、営業を中止させ、又は解散させることができる。	83	本規定に違反した場合には、罰金の適用、営業中止、企業の解散等の行政的制裁を与え、違反行為が重大な場合には刑事的責任を負う。
79	外国人企業と関連した取引で生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、共和国の仲裁機関又は裁判機関において、当該手続に従い、審議解決する。	84	外国人企業と関連した取引で生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない紛争問題は、共和国の仲裁機関又は裁判機関に提起して解決する。
80	外国人企業は、共和国の当該機関に申訴、請願を行うことができる。申訴、請願を受理した機関は、申訴、請願を受理した日から30日以内に処理しなければならない。 申訴、請願の処理結果について意見がある場合には、処理された日から10日以内に、当該裁判機関に訴訟を提起することができる。	85	外国人企業は、企業活動と関連して意見がある場合、申訴を行うことができる。 申訴は受理した日から30日以内に処理しなければならない。

### 3 前号の資料の訂正

『ERINA REPORT』第48号（2002.10）21～35頁掲載の資料のうち、以下の部分について訂正いたします。

p.25掲載の合弁法（新旧共）第12条の「相続することが」は「相続させることが」に訂正いたします。

p.26掲載の合弁法（旧）第34条の「原価とその他の支出」を「原価及びその他の支出」に、合弁法（新）第34条の「取引税又は営業税とその他の支出」を「取引税又は営業税及びその他の支出」に訂正いたします。

p.26掲載の合弁法第39条（新旧共）の「補償期間」を「補填期間」に訂正

たします。

p.27掲載の合作法（新）第10条「相続することができる」を「相続させることができる」に訂正いたします。

以上、資料の誤りに対して、謹んでお詫び申し上げます。

なお、合弁法施行規定は今号では紙面の関係から掲載することができませんでした。次号に掲載いたしますので、しばらくお待ち下さい。

# 朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(3)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

## はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）では、1999年2月26日に、主要な対外経済関係法の改正が行われた<sup>1</sup>。この改正では、海外直接投資の類型に関して規定する「合弁法」、「合作法」および「外国人企業法」が改正された。その後、2000年3月11日に「合弁法施行規定」および「合作法施行規定」が改正され、同年10月27日には「外国人企業法施行規定」が改正された。

今回は、改正された諸法令によって規定されている北朝鮮の海外直接投資の企業類型と中国のそれについての比較を行ってみることとする。

## 北朝鮮と中国の法的環境の違い

北朝鮮と中国は、合弁、合作、外国人100%出資企業という3つの投資類型を持っていることでは共通している。これは、北朝鮮が合弁法を立法するにあたって、中国の制度を参考にしていることが大きな理由である<sup>2</sup>。北朝鮮と中国の対外経済関係法は、基本的な制度では類似点が多いが、中国の対外経済開放は、北朝鮮のそれと比べてはるかに先行している。

北朝鮮と中国の法に関しては、法が持っている社会的背景に大きな違いがある。中国では、ほぼすべての分野での実定法の立法作業が完了している。また、法規や判例の公開に関しても、法規は基本的にすべて、判例についてもかなりの程度が公開されている<sup>3</sup>。これに対して、北朝鮮では、1990年代前半に民法、家族法、都市経営法、刑事訴訟法、民事訴訟法、対外民事関係法などが立法され、1990年代後半から現在までに発明法、人民経済計画法、農業法、養魚法、国土計画法などが立法されているのみである。もちろん、これらが立法されたことは、進歩ではあるが、量的な面でも質的な面でも、中国とは大きく異なる。また、法規が公開されていないということも非常に多く、判例は公開されていない。日本や西側諸国に比べれば法的な不備が目立つという中国でさえ、北朝鮮との比較で見れば、法が社会をコントロールする手段として相当程度確立してい

るといえるのである。北朝鮮では、対外経済関係法で規定されていない事項を規定している法規がないか、公開されていないため、参照できないことが多い。それに対して、中国の場合はその規定の具体性や有効性はともかくとして「有法可依」（依拠する法律がある）が実現されているといえる。

このような現状があるため、北朝鮮の対外経済関係法と中国のそれを比較する際には、条文だけではなく、背景となっている投資環境や経済政策の違いを念頭に置かなければならない。

北朝鮮と中国の対外経済関係法には、基礎となる法律の規定が詳細ではないという共通の特徴がある。そのため、行政法規である施行規定ないしは実施細則が充実している。これらの細則には、これまでの事業の経験が生かされており、法律には書かれていない項目が盛り込まれていることも多い。行政法規でありながら、実際には法律よりも重要であるといった点も共通している。本稿では、できるだけこれらの点に配慮しながら、以下、北朝鮮と中国の投資類型を規定する法規についての比較を行う。

## 北朝鮮と中国の投資類型ごとの規定の違い

### (1) 合弁企業

合弁企業は、北朝鮮でも中国でも対外経済開放を行った時に最初に投資の類型として立法化された。北朝鮮の合弁法では、投資を行うことのできる業種、推奨業種、制限業種、禁止業種を合弁法およびその施行規定で規定しているが、中国の場合、対外開放が進んでおり、外資が参入できる業種が幅広く、また制限、禁止される業種についても細分化されているため、行政法規である外国企業投資方向指導規定と外国企業投資産業指導目録でそれらを定めている<sup>4</sup>。

合弁企業の設立を審査、承認する機関は、北朝鮮が中央政府に限られているのに対して、中国では地方への大幅な権限の移譲がなされているのが特徴である。中国の場合、全国的な計画との調整が必要な業種を除いては、基本的に地方に審査、承認の権限があるのに対して、北朝鮮では、

<sup>1</sup> 詳しくは拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)」『ERINA REPORT』第48号（2002.10）15～19頁を参照。

<sup>2</sup> 北朝鮮は、自国の対外経済関係法が、中国の法をモデルにしたものであるという表現を嫌うが、実際には隣国の対外経済開放の成果を参考にしている。北朝鮮の専門家と話をした時に「中国の制度も参考にしたか」と聞くと「もちろん」という答えが返ってきた。

<sup>3</sup> 中国では法律情報の提供は商業化されており、インターネットを通じて最新の情報を収集することができる。例えば、<http://www.chinalawinfo.com/> では、基本的な情報は無料で、詳細な情報は有料で提供されている。

経済特区である羅先市にもそのような権限はない<sup>5</sup>。これは北朝鮮と中国との大きな違いである。

外国当事者の出資比率については、中国は25%を下らないという規定があり、25%を下回ると、外国投資企業ではなく、国内企業として扱われる。北朝鮮では、このような規定はないが、実際の取り扱いでは、何らかの指導が入るようである<sup>6</sup>。

企業の存続期間については、北朝鮮が合弁契約において定めるようにしているのに対して、中国の場合、業種によっては、存続期間を定めなくてもよい規定になっている。また、利益分配については、北朝鮮では、出資分に比例して行うことを基本としながらも、下位の行政法規では合弁契約に従った分配をも認めている。この条項を使えば、外国側が外貨や設備など、書類上の出資分には表現されない北朝鮮側よりも有利な条件を持っている場合に、より多くの分配を受けるような柔軟な契約が可能なのであろう<sup>7</sup>。

合弁企業を設立できる地域について、中国は特段の規定を置かず、全国での設立を認めている。これに対して北朝鮮は、羅先経済貿易地帯での創設を基本にしている。必要に応じて他の地域でも行えるとしているが、1999年の改正でこの条項が生まれたことを考えると、外国人の投資の場合、特別なケースでない限り、羅先市以外での設立は難しそうである。

投資優遇に関しては、北朝鮮が推奨対象、一定の地域（羅先）に創設された合弁企業、北朝鮮籍を有する海外朝鮮同胞と規定している。中国は、特定の地域（経済特区等）での優遇の他、華僑、香港・マカオ同胞、台湾同胞に対して、投資優遇を行う法規を制定している。北朝鮮は、大韓民国（以下、韓国とする）からの投資に対して、今のところ特別の投資優遇立法を行ってはいないが、2002年11月には軍事境界線近くに開城工業地区を設立するなど、韓国からの投資を受け入れる準備が行われている。

【表1】合弁企業における北朝鮮と中国の規定の違い

比較項目	合弁企業	
	北 朝 鮮	中 国
国別		
準拠法	合弁法	中外合資経営企業法
準拠法の施行	1999.2.26改正	2001.3.15改正
形式	法人（第6条）	有限責任会社（第4条）
業種	科学技術、工業、建設、運輸をはじめとする各部門（第3条）	先進的な技術と設備（第5条第2項）
推奨業種	科学技術、電子、自動化、機械製作、金属、最終、動力、建材、製薬、化学工業、建設、運輸、金融をはじめとする諸部門（施行規定第8条）	詳しくは、外国企業投資方向指導規定および外国企業投資産業指導目録で規定
制限業種	先端技術導入、国際市場で競争力が高い製品の生産、インフラ建設、科学研究、技術開発（第3条）	外国企業投資方向指導規定および外国企業投資産業指導目録で規定
禁止業種	環境保護基準超過、経済技術的に後れている、天然資源を加工せずに輸出、経済的効果が少ない（施行規定第12条）	同上
審査承認	国家が別途に定めた部門、国の安全と社会共同の利益を阻害する対象（施行規定第11条）	同上
外国当事者の出資比率	-	25%を下らない（第4条第2項）
出資	貨幣、現物、財産権（工業所有権、著作権、土地利用権等）ノー・ハウ（施行規定第30条）	現金、現物、工業所有権など（第5条）中国側は土地使用権も含めることができる。（第5条第2項）
北朝鮮側当事者	機関、企業所及び団体	会社、企業またはその他の経済単位（第1条）
経営機関	理事会（第16条）	董事会（第6条）
存続期間	合弁契約で定める（施行規定第14条）	業種による（第13条）
期限満了時の財産分配	出資分に従い分配（施行規定139条）	法規、契約、定款に規定のある場合を除き、出資分に従い分配（外国投資企業清算規則第26条）
利益分配	出資分に比例（外国人投資法第2条） 出資分に関係なく、合弁契約に従うことも可能（施行規定第119条）	登録資本の比率に従い分配（第8条）
租税関係	企業所得税	企業所得税
設立できる地域	羅先経済貿易地帯を基本とし、必要に応じてその他の地域でも可	全国
優待対象	推奨対象、海外朝鮮同胞、一定の地域に創設された合弁企業（第7条） 推奨対象、共和国国籍を有する海外朝鮮同胞と行う場合、羅先（施行規定第10条）	華僑、香港マカオ同胞、台湾同胞 特定地域
優待内容	税金の減免、有利な土地使用条件の提供	税金の減免、有利な土地使用条件の提供
紛争解決	協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、第三国の仲裁期間（第47条） 協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、合弁当事者間の合意があれば第三国の仲裁期間も可（施行規定146条）	友好的協議若しくは調停又は仲裁若しくは訴訟（実施条例第97条）

【出所】条文を参考に筆者が作成

<sup>4</sup> 「外国企業投資方向指導規定」は2002年2月21日に公布され、2002年4月1日に施行された。また、「外国企業投資産業指導目録」も2002年4月1日に施行された。後者は推奨、制限、禁止の3つに分けて、業種が羅列されている詳細なリストである。日本語訳は、日中経済協会合作合弁相談所編『2001/2002中国投資ハンドブック - 戦略と実務』（日中経済協会、2002）254 - 266頁を参照。本稿執筆にも、中国語の条文の他、前掲書の日本語訳を参考にした。

<sup>5</sup> 1999年2月26日の改正以前には特区当局に一定の審査、承認の権限があったが、改正後すべて中央政府がコントロールするようになった。

<sup>6</sup> 詳しくは、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(2)」『ERINA REPORT』第49号（2002.12）39頁参照。

<sup>7</sup> 中国の場合、外国側が有利な条件を持っている場合には、出資分が増えることになるので、そのような規定は不要なのであろう。

紛争解決については、北朝鮮が協議、北朝鮮の裁判機関または仲裁機関、仲裁合意がある場合には第3国の仲裁機関となっているが、中国の規定では、仲裁については、事前又は事後の合意で第3国の仲裁を行うこともできるようになっている。北朝鮮の裁判制度は民事訴訟法に、仲裁制度は対外経済仲裁法に規定されてはいるものの、その実態はよくわかっていないので、外国側当事者としては、第3国での仲裁が安心であろうが、北朝鮮の場合、北朝鮮側の当事者が出国するための手続や費用の負担が重いこともあってか、合弁契約で仲裁条項を持っていない場合、第3国での仲裁が不可能であることに留意する必要がある<sup>8</sup>。

## (2) 合作企業

合作企業は、比較的新しい投資類型で、北朝鮮では1992年に、中国では1988年に登場した。合弁と合作の違いは、前号を参考にさせていただきたい。

合弁と同じく、北朝鮮では設立できる業種、推奨業種、制限業種、禁止業種を合弁法およびその施行規定で規定している。合弁と異なり、先端技術、輸出志向の強い規定となっている。中国では、業種についての規定は特になく、

推奨、制限、禁止については、他の2つの類型と同じく、外国企業投資方向指導規定及び外国企業投資産業指導目録で規定されている。

合作企業の設立を審査、承認する機関は、北朝鮮が中央政府に限られているのに対して、中国では地方政府への大幅な権限の移譲がなされている。このあたりの事情は合弁と同じである。

中国では、合作企業は法人又は非法人の2つのパターンが存在するが、北朝鮮では、合作企業は必ず法人となる。

外国当事者の出資比率については、北朝鮮は30%以上という規定があるが、中国にはこのような規定はない。企業の存続期間については、北朝鮮、中国双方が合弁契約において定めるようにしている。利益分配についても、北朝鮮、中国共に合作契約で定めることになっている。

合作企業を設立できる地域について、中国は特段の規定を置かず、全国での設立を認めている。これに対して北朝鮮は、羅先経済貿易地帯での創設を基本にしている。必要に応じて他の地域でも行えるとしているが、合弁と同じく1999年の改正でこの条項が生まれたことを考えると、羅先市以外での設立は簡単ではなさそうである<sup>9</sup>。ただし、委

【表2】合作企業における北朝鮮と中国の規定の違い

比較項目	合作企業	
	北朝鮮	中国
国別	北朝鮮	中国
準拠法	合作法	中外合資経営企業法
準拠法の施行	1999.2.26改正	2000.10.31改正
形式	法人(外国人投資法第14条)	法人又は非法人(第2条第2項)
業種	輸出することのできる製品、先進技術が導入された製品の生産を基本。観光、サービスにも創設可(第3条)	規定なし
推奨業種	現代的な設備及び先端技術の投資、国際市場で競争力の高い製品の生産部門(第4条)	外国企業投資方向指導規定および外国企業投資産業指導目録で規定
制限業種	環境保護基準超過、経済技術的に後れている、天然資源を加工せずに輸出、経済的効果が少ない(施行規定第7条)	同上
禁止業種	国の安全及び社会の利益に支障となる対象、国家が別途に定めた対象。(施行規定第7条)	同上
審査承認	中央貿易指導機関(第7条)	対外貿易主管部門、國務院から授權を受けた部門、地方政府(第5条)
外国当事者の出資比率	外国側が30%以上(施行規定第37条)	規定なし
出資	貨幣、現物、工業所有権、ノーマウ、知的所有権等(施行規定第38条)	現金、現物、土地使用権、工業所有権、非特許技術及びその他の財産権(第8条)
北朝鮮側当事者	機関、企業及び団体(第7条)	企業またはその他の経済単位(第1条)
経営機関	共同協議機構(第16条)	董事会または共同管理機関(第12条)
存続期間	合作契約で定める(施行規定第16条)	合作企業契約で定める(第24条)
期限満了時の財産分配	合作契約で定める(施行規定第16条)	同上(第23条)
利益分配	償還と利益分配は合作製品が基本(第13条)。契約に従い、外国側の早期回収を認める(第14条)	同上(第21条) 契約に従い、外国側の早期回収を認める(第21条)
租税関係	企業所得税	企業所得税(法人型) 合作参加者がそれぞれ納税(非法人)
設立できる地域	羅先経済貿易地帯を基本とし、必要に応じてその他の地域でも可	全国
優待対象	推奨対象、海外朝鮮同胞、一定の地域に創設された合作企業(第6条) 推奨対象、共和国国籍を有した海外朝鮮同胞、羅先等の特殊経済地帯(施行規定第6条)	華僑、香港マカオ同胞、台湾同胞
優待内容	税金の減免、有利な土地使用条件の提供	同左
紛争解決	協議、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続(第21条) 協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、合弁当事者間の合意があれば第三国の仲裁期間も可(施行規定128条)	友好的協議若しくは調停又は中国又はその他の仲裁、事前又は事後の仲裁合意がない場合には訴訟(第25条)

【出所】条文を参考に筆者が作成

<sup>8</sup> 北朝鮮の事情を考えると、これはある意味合理的な規定で、容易に出国できるような力のある北朝鮮側当事者なら、第3国仲裁を予定した条項にも契約段階で合意できるはずであり、そのような力のない当事者の場合、事後の第3国での仲裁合意というのは実質的に難しいため、このような規定になっていると考えられる。

<sup>9</sup> ただし、平壤市内などにも合作企業は多数あることを考えると、北朝鮮側に経営権がある合作の場合は、合弁よりも羅先以外での設立が簡単なのかも知れない。

託加工については、外国人投資法とは異なる系統に属する加工貿易法で規定されているので、地域に関係なく行うことができるし、平壤市内にもそのような工場が存在する<sup>10</sup>。

投資優遇に関しては、合併と同じである。紛争解決については、北朝鮮が協議、北朝鮮の裁判機関または仲裁機関を基本とし<sup>11</sup>、施行規定には、仲裁合意がある場合には第3国の仲裁機関も利用できることになっている。中国は、事前又は事後の仲裁合意があれば、中国もしくはその他の仲裁または裁判を利用することができるようになっている。

### (3) 外国側が100%出資を行う企業

外国側が100%出資を行う企業は、北朝鮮では「外国人企業」、中国では「外資企業」と呼ばれる。企業は、北朝鮮でも中国でも対外経済開放を行った時に最初に投資の種類として立法化された。北朝鮮の外資企業法では、投資を行うことのできる業種、推奨業種、制限業種、禁止業種が外国人企業法およびその施行規定で規定されている。中国では外資企業法実施細則に規定があり、合併、合作の場合よりも制限が厳しいのは共通した特徴である。中国では、合併、合作と同じく、外国企業投資方向指導規定と外国企

業投資産業指導目録により具体的な推奨、制限、禁止項目が定められている。

外国人企業ないし外資企業の設立を審査、承認する機関は、北朝鮮の場合、中央政府に限られている。中国では対外貿易主管部門又は国務院が権限を与えた機関となっている。

合併企業を設立できる地域について、中国は特段の規定を置かず、全国での設立を認めている。これに対して北朝鮮は、羅先経済貿易地帯でのみ創設が許される。これは北朝鮮と中国の大きな違いである<sup>12</sup>。

投資優遇に関しては、北朝鮮の場合、羅先において創設され、かつ推奨対象となるものでなければ、外国人企業を設立できないため、すべて優遇の対象となる。中国は、合併や合作と同じである。

紛争解決については、北朝鮮が協議、北朝鮮の裁判機関または仲裁機関としており、中国は特段の規定を置いていない。これは中国には外資企業を法的に救済するシステムがないというわけではなく、一般法で救済が受けられるためである。行政訴訟法、国家賠償法など、国家の不法行為について救済を受けられるシステムも一応存在する。これ

【表3】外国側が100%出資を行う企業における北朝鮮と中国の規定の違い

比較項目	外国側が資本の100%を投資する企業	
	北 朝 鮮	中 国
国別	外国人企業法	外資企業法
準拠法の施行	1999.2.26改正	2000.10.31改正
形式	法人（外国人投資法第14条）	有限責任会社（実施細則18条）
業種	電子工業、自動化工業、機械製作工業、食品加工工業、被服加工工業、日用品工業、運輸及びサービスをはじめとする各部門（第3条）	中国の国民経済の発展に役立ち、顕著な経済的効果を得られるもの（実施細則第3条）
推奨業種	現代的な設備及び先端技術の投資、国際市場で競争力の高い製品の生産、生産製品の質を世界的水準に高める（施行規定第10条）	外国企業投資方向指導規定および外国企業投資産業指導目録で規定
制限業種	推奨業種ではないもの（施行規定第10条）	同上
禁止業種	国の安全及び社会の利益に支障となる対象、人民の健康保護、国土、資源に被害を与えるおそれ、設備及び生産工程が経済技術的に立ち後れている、生産製品の需要がない、業種及び経営方法が人民の健全な思想感情及び生活気風にそぐわず、又は否定的影響を及ぼすおそれのある場合（施行規則第11条）	同上
審査承認	中央貿易指導機関（第19条）	対外貿易主管部門又は国務院が権限を与えた機関（第6条）
外国当事者の出資比率	100%	同左
出資	貨幣、現物、ノー・ハウ、工業所有権等（施行規則第32条）	交換可能通貨、機械設備、工業所有権及びノウハウ等（実施細則第25条）
北朝鮮側当事者	-	-
経営機関	-	-
存続期間	企業創設承認文書で定める（施行規則第70条）	外国投資家の申請に基づいた審査・認可機関の認可による（第20条）
期限満了時の財産分配	清算後、外国送金可能（外国人投資法第20条）ただし、準拠法令である外貨管理法施行規定の最新版が確認できず	清算後、外国送金可能（第19条）
利益分配	-	-
租税関係	企業所得税	企業所得税
設立できる地域	羅先経済貿易地帯	全国
優待対象	（優待対象でしか設立を許可されないため、自動的に優待される）	華僑、香港マカオ同胞、台湾同胞
優待内容	輸出入物資に対する関税免除、税金の減免、低税率（外国人投資法第9条）	同左
紛争解決	協議、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続（第31条）	規定なし、但し行政訴訟法、国家賠償法など関連法規多数あり

【出所】条文を参考に筆者が作成

<sup>10</sup> 拙稿「平壤国際経済技術・インフラ展覧会および平壤視察」『ERINA REPORT』第49号（2002.12）75頁に委託加工を行った工場を訪れた時のコメントを掲載してあるので、ご一読いただきたい。

<sup>11</sup> 合作法の規定ではこれだけしか規定されていない。

<sup>12</sup> ただし、北朝鮮も新義州特別行政区や2002年10月に設置された金剛山観光地区でのソフトウェア産業の誘致など、外国人投資法や合併、合作、外国人企業といった枠組み以外で、特に韓国との関連において、資本の導入を進めている。

に対して、北朝鮮では外国人企業が法的救済を得られる道は不透明であり、国家機関の不当な行為に対抗する手段も、申訴<sup>13</sup>があるのみである。

#### おわりに - 北朝鮮と中国の対外経済関係法の違いと北朝鮮の進む道 -

これまで見てきたように、北朝鮮と中国の対外経済関係法には、様々な違いがあるものの、投資類型が共通であるほか、規定されている内容には類似点がかかなり大きいこと

が明らかになった。しかし、海外直接投資を取り巻く法的環境は、北朝鮮と中国では大きく異なり、中国では周辺分野での立法が多く行われているのに対して、北朝鮮では規定のないまたは公開されていない部分が多い。中国の対外経済開放のスケールは大変大きく、北朝鮮の現状とは隔たりがあるのは事実であるが、今後、北朝鮮が外国からの資本導入を真剣に誘致したいのであれば、これまで公開されてこなかった法規を公表し、外国側当事者に法的リスクが算定できる状況を作ることが重要である。

---

<sup>13</sup> 申訴が何であるのかについては、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(2)」『ERINA REPORT』第49号41頁の脚注13番を参照されたい。

---

## *Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (3) (Summary)*

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) revised its major foreign investment related laws on February 26, 1999. Amendments were made to the Law of the DPRK on Equity Joint Ventures, the Law of the DPRK on Contractual Joint Ventures and the Law of the DPRK on Wholly Foreign-Owned Enterprises, all of which regulate modes of foreign direct investment (FDI) in the DPRK. On March 11, 2000, Implementation Regulations for the Law on Equity Joint Ventures and Implementation Regulations for the Law on Contractual Joint Ventures were amended. The Regulations for the Implementation of the DPRK Law on Wholly Foreign-Owned Enterprises were also modified on October 27, 2000.

This article will focus on a comparison of modes of investment in the DPRK and China. Both have the same modes of foreign direct investment: equity joint ventures, contractual joint ventures and wholly foreign-owned enterprises. This is mainly because the DPRK referred to Chinese laws during the process of formulating its own legislation. Whilst it has similar laws to the DPRK, the condition of foreign direct investment in China is far more advanced than in the DPRK.

China has already enacted most of the laws required for regulating the society. Almost all laws and regulations in China are open to public scrutiny and case law is increasingly available. In contrast, in the DPRK, laws are very inaccessible to the people. During the 1990s, much legislation was enacted, but there are many laws and regulations that are not open, while case law is almost entirely hidden from the public.

Although there are many differences in the

background of the laws in the DPRK and China, there are many common points between the laws and regulations that regulate the three modes of FDI. In both the DPRK and China, the laws regulating modes of FDI are simple, while the implementing regulations for these laws are long and complicated. It should however be noted that the regulations are not actually laws, just regulations established by administrative organs.

Equity joint ventures are the longest-established mode of FDI in both countries. In China, where the market is comparatively open to foreign investors, they have a long list of the industries in which foreign investment is recommended, restricted or prohibited. The DPRK simply regulates the same thing in the laws of equity joint ventures and relevant practical regulations.

Contractual joint ventures are a comparatively new mode of FDI, having begun in the DPRK in 1992 and in China in 1988. In the DPRK, a contractual joint venture enterprise must be a corporate body, whereas this is not compulsory in China.

The DPRK has very strict regulations governing wholly foreign-owned enterprises. It is only permitted to found this kind of enterprise in the Rason Economic Trade Zone, whereas they can be established anywhere in China as long as they meet the relevant requirements.

As stated above, China's open-door policy is in full bloom while that of the DPRK is still in bud. To turn this bud into a beautiful blossom, it is recommended that the DPRK establish a legal environment in which foreign investors can estimate the legal risks they may incur.

資料（筆者による翻訳）

1. 合弁法施行規定

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>	
1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国合弁法』に従い、合弁事業において制度と秩序を確立し、世界各国との経済技術協力と交流を拡大発展させるために制定する。	1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国合弁法』に従い、合弁事業において制度と秩序を確立し、世界各国との経済技術協力と交流を拡大発展させるために制定する。
2	機関、企業所、団体及び外国の法人、個人、共和国領域外に居住する朝鮮同胞は、共和国領域内に合弁企業を創設することができる。 合弁企業は、機関、企業所、団体（以下、共和国投資家とする。）及び外国の法人、個人、共和国領域外に居住する朝鮮同胞（以下、外国投資家とする。）が共同で投資し、創設し、共同で運営し、出資分に従い利潤を分配する企業である。	2	共和国の機関、企業所、団体（以下、共和国側投資家とする。）は外国の法人、個人及び海外朝鮮同胞（以下、外国側投資家とする。）と企業を合弁することができる。 合弁企業は、羅先経済貿易地帯（以下、地帯とする。）で創設し運営することを基本とする。 必要な場合には、地帯外の共和国領域内で合弁企業を創設することもできる。
3	合弁企業は、当事者が出資した財産に対する所有権を有し、独自に企業活動を行い、企業債務に対して自己の所有財産の範囲内で責任を負う。 合弁当事者は、合弁企業の債務に対して、自己の出資額の範囲内でのみ責任を負う。	3	合弁企業は、共和国側投資家及び外国側投資家が共同で投資して創設し、共同で運営し、出資分に従い利潤を分配する企業である。 合弁企業は投資当事者が出資した財産に対する所有権を持ち、独自に経営活動を行い、企業の債務に対しては自己の所有財産の範囲内で責任を負う。
4	合弁企業の財産は国有化又は収用せず、合弁企業と合弁当事者の合法的権利と利益は、国家の法的保護を受ける。 合弁企業と合弁当事者は、共和国の法及び規定を尊重し、徹底して守らなければならない。	4	合弁企業の財産は国有化又は収用せず、合弁企業と合弁当事者の合法的権利と利益は、国家の法的保護を受ける。 合弁企業の労働力と財産はやむを得ない場合を除き、他の仕事に動員しない。 合弁企業と合弁当事者は、共和国の法及び規定を尊重し、徹底して守らなければならない。
5	合弁事業に対する統一的な掌握及び指導は、政務院対外経済機関が行う。 自由経済貿易地帯の市行政経済委員会（以下、地帯当局とする。）は、自由経済貿易地帯（以下、地帯とする。）内にある合弁企業と関連した事業を掌握指導する。	5	合弁事業に対する統一的な掌握及び指導は、貿易省（以下、中央貿易指導機関とする）が行う。
6	合弁企業のすべての文書は、朝鮮語で作成しなければならない。 合弁当事者が合意して外国語で作成する場合には、朝鮮語による翻訳文を添付しなければならない。	6	合弁企業の文書は、朝鮮語で作成しなければならない。 合弁当事者が合意して外国語で作成する場合には、朝鮮語による翻訳文を添付しなければならない。
7	共和国領域内での合弁企業の創設と運営は、本規定に従い行う。 本規定に規定されない事項は、共和国の当該法と規定に準じる。	7	共和国領域内での合弁企業の創設と運営は、本規定に従い行わなければならない。 本規定に規定されない事項は、共和国の当該法と規定に準じる。
<b>第二章 合弁企業の創設</b>		<b>第二章 合弁企業の創設</b>	
8	合弁は、科学技術部門と電子、自動化、機械製作、金属、採取、動力、建材、製薬、化学工業、建設、運輸、金融、観光、サービス部門をはじめとする諸部門に組織することができる。	8	合弁は、科学技術部門と電子、自動化、機械製作、金属、採取、動力、建材、製薬、化学工業、建設、運輸、金融部門をはじめとする、諸部門に組織することができる。
9	先端技術をはじめとする現代的技術を受け入れる対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、科学研究及び技術開発対象、資源開発及びインフラ建設対象に対する合弁は、奨励する。	9	先端技術等の現代的技術を受け入れる対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、科学研究及び技術開発対象、地下資源開発及びインフラ建設対象に対する合弁は、奨励する。
10	奨励する対象の合弁企業、共和国領域外に居住している共和国国籍を有する朝鮮同胞と行う合弁企業、一定の地域に創設された合弁企業は、共和国の当該法規範に従い、税金の減免、有利な土地利用条件の提供等の優待を受けることができる。	10	奨励する対象の合弁企業、共和国国籍を有する海外朝鮮同胞と行う合弁企業、地域等の特殊経済地帯に創設し運営される合弁企業は、共和国の当該法規範に従い、税金の減免、有利な土地利用条件の提供等の優待を受けることができる。
11	国家が別途に定めた部門の対象、国の安全と社会共同の利益を阻害する対象に対する合弁は、禁止する。	11	国家が別途に定めた部門の対象、国の安全と社会共同の利益を阻害する対象に対する合弁は、禁止する。
12	環境保護基準を超過する対象、設備と生産工程が経済技術的に立ち遅れた対象、共和国の資源を加工しないでそのまま輸出する対象、経済的效果が少ない対象に対しては、合弁企業の創設を制限する。	12	環境保護基準を超過する対象、設備と生産工程が経済技術的に立ち遅れた対象、共和国の資源を加工しないでそのまま輸出する対象、経済的效果が少ない対象に対しては、合弁企業の創設を制限する。
13	合弁企業を創設しようとする共和国投資家は、外国投資家と合弁契約書草案を作成し、関係機関の意見を受け入れなければならない。	13	合弁企業を創設しようとする場合、共和国側投資家は、外国側投資家と共に合弁契約書文書、企業の定款及び経済技術見積文書の草案を作成しなければならない。
14	共和国投資家は、外国投資家と合弁契約を締結した後、合弁企業の定款と経済技術見積書を作成しなければならない。		
15	合弁契約書には、次の各号に掲げる内容が含まなければならない。 1. 企業名、所在地 2. 契約当事者の氏名、所在地 3. 企業の組織目的、業種及び経営範囲並びに規模及び存続期間 4. 総投資額、登録資本及び出資分並びに出資額、出資明細、出資期間及び出資分の譲渡 5. 理事会の組織及び運営 6. 経営管理機構の定員、職能、従業員数（そのうち外国人数）及び労働力管理 7. 職業同盟組織 8. 生産物の処理、設備、原料、資材の購入、技術移転 9. 財政簿記及び外貨管理 10. 決算、利潤分配並びに基金の創設及び利用 11. 解散及び清算 12. 契約違反に対する責任及び免除並びに紛争解決 13. 契約内容の修正、補充及び取消並びに保険、不可抗力的な事由、準拠法 14. 契約の効力 15. その他必要な内容	14	合弁契約書には、次の各号に掲げる内容が含まなければならない。 1. 企業の名称、所在地 2. 契約当事者名、所在地 3. 企業の組織目的、業種及び存続期間 4. 総投資額、登録資本、出資分及び出資額、出資分の譲渡 5. 契約当事者の権利及び義務 6. 経営管理機構及び労働力管理 7. 技術移転 8. 基金の形成及び利用並びに決算及び分配 9. 契約違反に対する責任及び免除条件並びに紛争解決 10. 契約内容の修正、補充及び取消並びに保険、準拠法 11. 解散及び清算 12. 契約の効力 13. その他必要な内容



旧条	旧条文	新条	新条文
16	<p>定款には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業名、所在地</li> <li>2. 合併当事者の氏名、所在地</li> <li>3. 企業の組織目的、業種、生産品種及び規模、存続期間</li> <li>4. 総投資額、登録資本、出資分、出資内容、出資期間、出資分の譲渡</li> <li>5. 理事会の構成及び任務、理事会の運営方式、通知方法、企業の法定代表</li> <li>6. 経営管理機構並びに管理成員及びその任務</li> <li>7. 財政簿記、労働力管理</li> <li>8. 決算及び分配並びに基金</li> <li>9. 解散及び清算</li> <li>10. その他必要な内容</li> </ol>	15	<p>定款には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業の名称、所在地</li> <li>2. 出資者名、所在地</li> <li>3. 企業の組織目的、業種、経営活動範囲、規模、存続期間</li> <li>4. 総投資額、投資段階及び期間、登録資本、出資分、出資免除、出資期間、出資分の譲渡</li> <li>5. 理事会の構成及び任務、理事会の運営方式、通知方法、企業の最高決議機関代表者</li> <li>6. 経営管理機構並びに管理成員及びその任務、企業の責任者（そのうち外国人の数）</li> <li>7. 計画及び清算（営業を含む）組織、生産物処理、設備、原料、資材の購入</li> <li>8. 職業同盟組織の活動条件</li> <li>9. 財政簿記、労働力管理</li> <li>10. 決算及び分配、基金の形成及び利用</li> <li>11. 解散及び清算</li> <li>12. 定款の修正補充</li> <li>13. その他必要な内容</li> </ol>
17	<p>経済技術見積書には、投資関係、建設と関連した資料、生産及び生産物処理と関連した資料、労働力、原料、資材、資金、動力、用水の需要量とその保障対策、段階別収益性見積資料、技術的分析資料、環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料、その他必要な内容を明らかにしなければならない。</p>	16	<p>経済技術見積書には、投資関係、建設と関連した資料、生産及び生産物処理と関連した資料、労働力、原料、資材、資金、動力、用水の需要量とその保障対策、段階別収益性見積資料、技術的分析資料、環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料、その他必要な資料が含まれなければならない。</p>
18	<p>合併企業創設に対する審査承認は、政務院対外経済機関又は地帯当局（以下、政務院対外経済機関、地帯当局を企業創設審査承認機関とする。）が行う。</p> <p>政務院対外経済機関は、地帯外に創設される合併企業と地帯内の総投資額2,000万ウォン以上となるインフラ建設対象、インフラ建設対象外の対象の中で総投資額1,000万ウォン以上となる合併対象を審査承認する。</p> <p>地帯当局は、地帯内において総投資額2,000万ウォンまでのインフラ建設対象とインフラ建設対象外の対象の中で1,000万ウォンまでの対象を審査承認する。</p>	19	19条参照
19	<p>共和国投資家は、外国投資家と合併契約を締結した後、合併企業創設申請書を企業創設審査承認機関に提出しなければならない。</p> <p>合併企業創設申請書には、次の内容を明らかにし、合併企業の定款、合併契約書、経済技術見積書、合併当事者の取引銀行信用確認資料等の文書を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業名、所在地</li> <li>2. 合併当事者の氏名、所在地</li> <li>3. 創設目的及び有益性</li> <li>4. 総投資額、登録資本、出資分及び出資額、出資及び投資の段階及び期間</li> <li>5. 契約日、企業の存続期間、操業予定日</li> <li>6. 業種、経営範囲</li> <li>7. 生産能力及び生産製品の輸出比率</li> <li>8. 敷地面積及び位置</li> <li>9. 年間予定利潤及び分配</li> <li>10. 管理機構定員及び従業員数（そのうち外国人数）</li> <li>11. その他必要な内容</li> </ol>	20	21条参照
20	<p>地帯当局は、政務院対外経済機関の審議対象に属する企業創設申請書を受理した日から10日以内に検討し、意見を付し、政務院対外経済機関に送付しなければならない。</p>	21	22条参照
21	<p>企業創設審査承認機関は、合併企業創設申請書の内容を明らかにした合意依頼書を関係機関に送付し、合意しなければならない。</p> <p>関係機関と合意する内容は、次の各号に掲げる通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画機関とは総投資額、現物投資、生産及び生産物処理、所要条件並びに段階別収益性見積資料</li> <li>2. 財政機関とは総投資額、現物及び現金投資額、資金源並びに段階別収益性見積資料</li> <li>3. 科学技術行政機関とは現物及び技術投資の技術分析資料</li> <li>4. 建設監督機関及び国土管理機関とは建設及び土地と関連した資料</li> <li>5. 環境保護機関とは環境保護と関連した資料</li> </ol>	17	<p>共和国側投資家は、合併企業創設申請書の内容を明らかにした合意依頼書を当該関係機関に送付し、合意しなければならない。</p> <p>関係機関と合意するべき内容は次の各号に掲げるとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家計画機関とは、総投資額及び出資する現物財産名、労働力、資材、原料、動力、用水の保障条件、清算及び生産物処理、段階別収益性見積資料</li> <li>2. 中央財政機関とは、総投資額、現物及び現金出資額、資金源泉、段階別収益性見積資料</li> <li>3. 中央科学機関とは、現物及び技術投資の技術分析、技術移転と関連した資料</li> <li>4. その他関係機関との該当する資料</li> </ol>
22	<p>合意依頼書を受け取った機関は、それを15日以内に検討し、意見を明らかにした合意書を企業創設審査承認機関に送付しなければならない。この期間内に該当する合意書を送付しない場合には、合意したものと認定する。</p>	18	<p>合意依頼書を受け取った当該機関は、その文書を15日以内に検討し、意見を明らかにした合意書を依頼者に送付しなければならない。</p> <p>中央貿易指導機関は、当該機関から合意結果を直接に通知を受けることもできる。</p>
		19	合併企業創設に対する審査承認は中央貿易指導機関が行う。
		20	<p>共和国側投資家は、外国側投資家と合併契約を締結した後、合併企業創設申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p> <p>地帯外の機関、企業所が、地帯内の合併企業を創設する場合には、羅先市人民委員会（以下、地帯管理機関とする。）の意見を受けた後、合併企業創設申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
	19条参照	21	<p>合併企業創設申請文書には、以下の各号に掲げる内容を明らかにしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業の名称、所在地</li> <li>2. 契約当事者名、所在地</li> <li>3. 創設目的及び有益性</li> <li>4. 総投資額、投資段階及び機関、登録資本、出資分及び出資額、出資期間</li> <li>5. 契約日、企業の存続期間、操業予定日</li> <li>6. 業種、経営活動範囲</li> <li>7. 口座を開設する銀行</li> <li>8. 生産能力及び生産する製品の輸出比率</li> <li>9. 敷地面積及び位置</li> <li>10. 年間予定利潤及び分配</li> <li>11. 管理機構及び従業員数（そのうち外国人数）</li> <li>12. その他必要な内容</li> </ol> <p>合併企業創設申請文書には合併契約文書、企業の定款、経済技術見積文書、当該機関の合意文書、合併当事者の取引銀行信用確認資料等の文書を添付しなければならない。</p>
	20条参照	21	<p>地帯管理機関は、地帯内にある共和国側投資家の企業創設申請文書を受理した日から10日以内に検討した後、意見を付して中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p>
23	<p>企業創設審査承認機関は、合併企業創設申請書を受理した日から50日以内に審議し、企業創設を承認又は否決する決定を行い、申請者に合併企業創設承認書又は否決通知書を送付しなければならない。</p> <p>合併企業創設承認書には、企業名及び所在地、合併当事者の氏名、総投資額及び登録資本、当事者の出資分及び出資額、出資期間、企業の存続期間、操業予定日、業種及び経営範囲、管理機構及び従業員数（そのうち外国人数）その他必要な内容を明らかにし、否決通知書には否決根拠、勧告する内容を明らかにしなければならない。</p>	23	<p>中央貿易指導機関は、合併企業創設申請書を受理した日から50日以内に審議し、企業創設を承認又は否決する決定を行った後、申請者に合併企業創設承認書又は否決通知書を送付しなければならない。</p> <p>合併企業創設承認書には、企業名及び所在地、合併当事者名、総投資額及び登録資本、合併当事者の出資分及び出資額、出資期間、企業の存続期間、操業予定日、業種及び経営範囲、口座を開設する銀行、管理機構及び従業員数（そのうち外国人数）その他必要な内容を明らかにしなければならない。</p> <p>否決通知書には否決根拠、勧告する内容を明らかにしなければならない。</p>
		24	<p>合併当事者は、合併企業創設申請が承認された場合、当該法規範に従い、企業創設承認文書に指摘された名称通りに、企業の公印を作成し、登録し、取引する当該銀行に口座を開設しなければならない。</p>
24	<p>合併当事者は、合併企業創設承認書を受け取った日から30日以内に、企業所在地の道行政経済委員会又は地帯当局（以下、企業登録機関とする。）に企業を登録しなければならない。</p>	25	<p>合併当事者は、合併企業創設が承認された日から30日以内に、当該道人民委員会（地帯内では地帯管理機関）に合併企業登録申請文書を提出した後、企業登録証の発給を受けなければならない。</p> <p>合併企業を登録した日は、合併企業の創設日となり、この日から合併企業は共和国の法人となる。</p>
25	<p>企業を登録しようとする場合には、企業登録申請書を提出しなければならない。</p> <p>企業登録申請書には、次の各号に掲げる内容を明らかにし、企業創設承認書写本、企業の定款、企業の印章（サイン）等の文書を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業名、所在地</li> <li>2. 合併当事者の氏名及び所在地、出資分及び出資額、出資期間</li> <li>3. 企業の法定代表及び企業責任者の氏名、住所</li> <li>4. 総投資額及び登録資本並びに投資期間</li> <li>5. 存続期間及び操業予定日</li> <li>6. 経営活動内容及び範囲</li> <li>7. その他必要な内容</li> </ol>		
26	<p>企業登録機関は、企業を登録した後、企業登録証を発給しなければならない。</p> <p>企業登録証を発給した日が合併企業の創設日となり、この日から共和国の法人となる。</p>		
27	<p>合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該財政機関（以下、税務機関とする。）に税務登録を行わなければならない。</p>	26	<p>合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税務機関に税務登録を行わなければならない。</p> <p>税務期間は税務登録を行なった後、税務登録証を発給しなければならない。</p>
28	<p>税務機関は、税務登録を行なった後、税務登録証を発給しなければならない。</p>		
29	<p>合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税関に税関登録を行わなければならない。</p>	27	<p>合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税関に税関登録を行わなければならない。</p>
30	<p>合併企業は、共和国領域内又は外国に支社を設けることができる。</p> <p>共和国領域内に支社を設けようとする場合には支社設立申請書を企業創設審査承認機関に、外国に支社を設けようとする場合には支社設立申請書を政務院対外経済機関に、各々提出し、合意を得なければならない。</p> <p>支社設立申請書には、支社の設立根拠、活動内審、機構、設立しようとする場所等を明らかにし、支社の居住承認文書又は企業創設承認書写本を添付しなければならない。</p> <p>共和国領域内に設立された合併企業の支社は、共和国の法人とならない。</p>	28	<p>合併企業は、共和国領域内又は外国に支社、代理店、出張所（以下、支社とする。）等を設けることができる。</p> <p>支社を設けようとする場合には支社設立申請文書を中央貿易指導機関に、提出し、審査承認を受けなければならない。</p> <p>支社設立申請書には、支社の設立根拠、活動内審、機構、設立しようとする場所等を明らかにし、企業創設承認書写本を添付しなければならない。</p>
<b>第三章 出資</b>		<b>第三章 出資</b>	
		29	<p>合併当事者は、中央貿易指導機関が承認した合併契約文書に従い、出資しなければならない。</p>
31	<p>合併企業に出資する割合は、合併当事者が合意して定める。</p> <p>出資は、貨幣財産、現物財産と財産権、ノー・ハウ等で行うことができる。</p> <p>財産権には、工業所有権、著作権、土地利用権等が含まれる。</p>	30	<p>出資は、貨幣財産、現物財産と財産権、ノー・ハウ等で行うことができる。</p> <p>財産権には、工業所有権、著作権、土地利用権等が含まれる。</p>
32	<p>朝鮮ウォンと原料、資材の出資は、企業を操業した後、一回転分の流通及び生産に使用することができる範囲で行うことができる。</p>		

旧条	旧条文	新条	新条文
33	<p>現物財産（土地は除外）の出資は、次の条件に適合しなければならない。</p> <p>合併企業の生産に必須的で不可分離的なものでなければならず、共和国領域内にもないもの又は共和国領域内で生産しても、質的及び量的需要を充足させることができないものでなければならぬ。</p> <p>出資する現物財産の価格は、国際市場価格より高くはならない。</p>	31	<p>外国投資家が出資する現物財産は、投資家の所有するものであるとともに、合併企業の生産に必須的で不可分離的なものでなければならず、共和国領域内にもないもの又は共和国領域内で生産しても、質的及び量的需要を充足させることができないものでなければならぬ。</p>
34	<p>現物財産で出資する場合には、現物財産名、規格、単位、数量、用途、総額、生産工場及び会社名、現物財産を輸入してくる国名、その他必要な内容を明らかにした明細書及び計算書、対外商品検査文書、該当する商品カタログがなければならない。</p>	33	<p>現物財産で出資する場合には、現物財産名、規格、単位、数量、用途、単価、総額、生産工場及び会社名、現物財産を輸入してくる国名、その他必要な内容を明らかにした明細書及び計算書、対外商品検査文書等がなければならない。</p>
35	<p>不動産で出資する場合には、当該不動産の面積、用途、価格、不動産権の有効期間等を明らかにした説明書と図面、技術資料、評価価格の計算資料、当該所有権又は利用権の証書がなければならない。</p> <p>共和国投資家が不動産を出資する場合には、関係機関から当該不動産の所有権又は利用権の移管を受けなければならない。</p>	34	<p>不動産で出資する場合には、当該不動産の面積、用途、価格、不動産権の有効期間等を明らかにした説明書と図面、技術資料、評価価格の計算資料、当該所有権又は利用権の証書がなければならない。</p>
36	<p>工業所有権、著作所有権、ノー・ハウで出資する場合には、次の各号の要求条件から一種類以上の要求条件に適合しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新しい製品又は輸出製品を生産することができなければならない。</li> <li>2. 製品の質及び生産性を高めることができなければならない。</li> <li>3. 原料、労働力、動力を大幅に節約し、又は共和国の資源を充分に利用することができなければならない。</li> <li>4. 労働安全を保障し、健康に有害でない生産工程でなければならない。</li> <li>5. 経済組織事業及び経営管理を改善することができなければならない。</li> </ol>	32	<p>工業所有権、ノー・ハウ（以下、工業所有権、ノー・ハウを技術とする）著作所有権の出資は、次の各号の一に該当する要求条件に適合しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新しい製品又は輸出製品を生産することができなければならない。</li> <li>2. 製品の質及び生産性を高めることができなければならない。</li> <li>3. 原料、労働力、動力を大幅に節約し、又は共和国の資源を充分に利用することができなければならない。</li> <li>4. 労働安全を保障し、環境を保護することができるものでなければならない。</li> <li>5. 経済的事業及び経営管理を改善することができなければならない。</li> </ol>
37	<p>工業所有権、著作所有権、ノー・ハウで出資する場合には、工業所有権、著作所有権、ノー・ハウの名称、所有者名、実用価値、有効期間（ノー・ハウの有効期間は除外）等を明らかにした説明書及び技術文書、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠等がなければならない。</p>	35	<p>技術及び知的所有権で出資する場合には、技術、知的所有権の名称、所有者名、実用価値、有効期間（ノー・ハウの有効期間は除く）等を明らかにした説明書及び技術文書、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠等がなければならない。</p> <p>技術、知的所有権の出資比率は、総投資額の20%を超えないことを原則とする。</p>
38	<p>出資は、次の各号に掲げる通りに行なった場合に認められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貨幣財産は、該当する金額を外資管理機関と合意した銀行の企業口座に入れた場合</li> <li>2. 不動産は、財産登録機関に不動産の所有権又は利用権の移転手続を終了した場合</li> <li>3. 不動産以外の現物財産は、所有権又は利用権の移転手続を終了し、企業の敷地内に移転した場合</li> <li>4. 財産権は、当該所有権証書を企業の管轄に移した場合</li> </ol>	36	<p>出資は、次の各号に掲げる通りに行なった場合に認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貨幣財産は、該当する金額を取引銀行の企業口座に入れた場合</li> <li>2. 不動産は、その所有権又は利用権を企業に移転する手続を終了後、当該財産登録機関に不動産を登録した場合</li> <li>3. 不動産以外の現物財産は、所有権又は利用権の移転手続を終了した後、企業の構内に移転した場合</li> <li>4. 財産権は、当該所有権証書を企業に移転する手続が終了した場合</li> </ol>
39	<p>出資する現物財産及び財産権、ノー・ハウの価格は、国際市場価格に準じて、合併当事者が合意して定める。</p> <p>出資する財産の価額は、朝鮮ウォンで計算する。</p> <p>外貨で出資する場合には、支払当日に貿易銀行が発表した換算率に従い、朝鮮ウォンで計算する。</p> <p>出資する当時、出資財産の価格が合併契約又は定款に定めた出資義務額より少ない場合には、出資者がその差額だけさらに補充して出資しなければならない。</p> <p>工業所有権、著作所有権、ノー・ハウの出資総額は、総出資額の20%を超えないことを原則とする。</p>	37	<p>出資する現物財産及び財産権、ノー・ハウの価格は、国際市場価格に準じて、合併当事者が合意して定める。</p> <p>出資する財産の価額は、朝鮮ウォンで計算する。</p> <p>外貨で出資する場合には、支払当日に貿易銀行が発表した換算率に従い、朝鮮ウォンで計算する。</p>
		38	<p>出資する当時、出資財産の価格が合併契約又は定款に定めた出資義務額より少ない場合には、出資者がその差額だけさらに補充して出資しなければならない。</p>
40	<p>合併当事者は、出資を一度に又は数度に分けて行うことができる。</p> <p>出資を一度に行う場合には、企業登録証の発給を受けた日から6カ月以内に済ませなければならない。</p> <p>出資を数度に分けて行う場合には、最初の出資は、企業登録証の発給を受けた日から90日以内に、出資額の15%を行わなければならない。その他の出資は、企業創設申請書に定められた期間内に行わなければならない。</p>	39	<p>合併当事者は、出資を企業創設承認文書に定められた期間内に行わなければならない。</p>
41	<p>合併当事者は、やむを得ない事情で出資期間を延長しようとする場合、定められた出資期間が終了する1カ月前に、企業創設審査承認機関に出資期間延長申請書を提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>出資期間延長申請書には、当事者の氏名、住所、出資金額、出資期間、延長期間、延長根拠を明らかにし、相手方合併当事者の同意書を添付しなければならない。</p> <p>出資期間は複数回延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。</p>	40	<p>合併当事者は、やむを得ない事情で出資期間を延長しようとする場合、定められた出資期間が終了する1カ月前に、中央貿易指導機関に出資期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>出資期間延長申請書には、合併当事者名、住所、出資金額、出資期間、延長期間、延長根拠を明らかにし、相手方合併当事者の同意書を添付しなければならない。</p> <p>出資期間は複数回延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。</p>
42	<p>出資を定められた期間内に終了しなかった場合、企業創設承認書は効力を失う。この場合、合併企業は企業創設承認書を企業創設審査承認機関に返還し、企業登録と税務登録、税関登録の取消手続を行わなければならない。</p>	41	<p>中央貿易指導機関は、合併当事者が正当な理由なく、定められた期間内に済まなかった場合、企業創設承認を取消することができる。</p> <p>企業創設承認を取り消した場合、中央貿易指導機関は企業登録期間、税務期間及び当該機関にその取消について通知しなければならない。</p>
43	<p>出資を定められた期間内に行わず、損害を与えた場合には、相手方当事者に損害を補償しなければならない。</p>	42	<p>出資を定められた期間内に行わず、損害を与えた場合には、相手方当事者に損害を補償しなければならない。</p>
44	<p>合併企業は、出資者が出資を終了した場合、理事会において評価した後、出資確認文書を簿記検証事務所の検証を受けて企業創設審査承認機関に提出し、出資者に投資証書を発給しなければならない。</p> <p>投資証書には、出資者の氏名、出資割合、出資金額、存続機関並びに企業登録日及び番号を明らかにしなければならない。</p>	43	<p>合併企業は、出資者が段階別出資を終了した場合、理事会において評価した後、当該検証機関の検証を受けた投資確認文書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。出資者には投資証書を発給しなければならない。</p> <p>投資証書には、出資者名、出資割合、出資金額、企業の存続機関並びに企業登録日及び番号を明らかにしなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
45	<p>合併当事者は、その出資分の一部又は全部を第三者に譲渡（販売、贈与）又は相続させることができる。</p> <p>出資分の一部又は全部を譲渡する場合には、合併相手側の同意を得た後、理事会において討議決定し、企業創設審査承認機関の許可を受けなければならない。</p> <p>出資分を販売する場合、合併相手側は、同じ販売条件で先ず購入する権利を有する。</p>	44	<p>合併当事者は、その出資分の一部又は全部を第三者に譲渡（販売、贈与に限る）又は相続させることができる。</p> <p>出資分を譲渡する場合には、譲渡しようとする当該合併当事者が、相手側合併当事者の同意を得て、理事会に提起し、討議決定した後、中央貿易指導機関の承認を受けなければならない。</p> <p>出資分を販売する場合、同じ販売条件で相手側合併当事者が先ず購入する権利を有する。</p>
46	<p>合併企業の登録資本は、合併当事者が出資する金額の総額とし、総投資額と登録資本の比率は、以下の各号に掲げる通りにしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総投資額300万ウォンまでは、総投資額の70%以上</li> <li>2. 総投資額300万1ウォンから600万ウォンまでは、総投資額の65%以上</li> <li>3. 総投資額600万1ウォンから2,000万ウォンまでは、総投資額の45%以上</li> <li>4. 総投資額2,000万1ウォンから6,000万ウォンまでは、総投資額の35%以上</li> <li>5. 総投資額6,000万1ウォン以上は、総投資額の30%以上</li> </ol> <p>総投資額と登録資本の比率は、企業創設審査承認機関の承認を得て別途に定めることもできる。</p> <p>総投資額は、合併企業を創設運営するのに必要な資金総額である。</p> <p>総投資額と登録資本の差額は、借入金で充当することができる。</p>	45	<p>総投資額は合併当事者が出資する金額の総額である。</p> <p>登録資本は、合併企業が中央貿易指導機関に登録した企業の自己資本であり、合併当事者が出資した金額の総額とする。</p> <p>総投資額と登録資本の比率は、以下の各号に掲げる通りにしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総投資額300万ウォンまでは、総投資額の70%以上</li> <li>2. 総投資額300万1ウォンから600万ウォンまでは、総投資額の65%以上</li> <li>3. 総投資額600万1ウォンから2,000万ウォンまでは、総投資額の45%以上</li> <li>4. 総投資額2,000万1ウォンから6,000万ウォンまでは、総投資額の35%以上</li> <li>5. 総投資額6,000万1ウォン以上は、総投資額の30%以上</li> </ol> <p>総投資額と登録資本の比率は、中央貿易指導機関の承認を得て別途に定めることもできる。</p> <p>総投資額は、合併企業を創設運営するのに必要な資金総額である。</p> <p>総投資額と登録資本の差額は、借入金で充当することができる。</p>
47	<p>登録資本を増額することはできるが、減額することはできない。</p> <p>登録資本を増額しようとする場合には、理事会において決定した後、企業創設審査承認機関に登録資本増加申請書を提出し、合意を得なければならない。</p> <p>登録資本増加申請書には、増加額及びその源泉、保証条件、増加根拠を明らかにし、理事会の決定書を添付しなければならない。</p>		<p>登録資本を増額することはできるが、減額することはできない。</p> <p>登録資本を増額しようとする場合には、理事会において討議決定した後、中央貿易指導機関の承認を得なければならない。</p> <p>登録資本を増加した場合には、当該機関に登録資本の変更を登録しなければならない。</p>
48	<p>合併企業は、登録資本の増加申請書の合意を受けた後、企業登録機関に登録資本の変更を登録しなければならない。</p>		
<b>第四章 管理機構</b>		<b>第四章 管理機構</b>	
49	<p>合併企業には、理事で構成される理事会を置く。</p> <p>理事会は、合併企業の最高決議機関である。</p> <p>理事会には、理事長1名と副理事長1~2名を置く。</p> <p>副理事長と理事の数は、合併当事者が定款において定める。</p>	47	<p>合併企業には、理事で構成される理事会を置く。</p> <p>理事会は、合併企業の最高決議機関である。</p> <p>理事会には、理事長1名及び副理事長1~2名、その他必要な数の理事を置く。</p> <p>副理事長と理事の数は、合併当事者が定款において定める。</p>
50	<p>理事長と副理事長は理事会会議において選挙し、任期は4年とする。</p> <p>理事長は、合併企業の法定代表である。</p> <p>副理事長は、理事長の事業を補助し、理事長が欠員であったり、1カ月以上空席の場合、理事長を代理し任務を遂行する。</p>	48	<p>理事長と副理事長は理事会会議において選挙し、任期は3年とすることを原則とする。</p> <p>必要な場合には、合併当事者が合意してその任期を異なって定めることができる。</p> <p>理事長は合併企業の最高決議機関の代表者である。</p> <p>副理事長は、理事長の事業を補助し、理事長が欠員である場合、理事長を代理する。</p>
51	<p>理事会は、定期会議と臨時会議を招集することができる。</p> <p>定期会議は年1回以上、臨時会議は必要とときごとに、各々招集することができる。</p> <p>臨時会議は、理事、財政検閲員、清算委員会の要求に従い行うことができる。</p>	49	<p>理事会は、定期会議と臨時会議を招集する。</p> <p>定期会議は年に1回以上、臨時会議は必要とときごとに、招集することができる。</p> <p>臨時会議は理事成員の3分の1の要求に従い行うことができる。</p>
52	<p>理事会の定期会議を招集しようとする場合には定期会議を行う30日前に、臨時会議を招集しようとする場合には臨時会議を行う15日前に、会議日、場所、案件を理事に書面で通知しなければならない。</p>	50	<p>理事会会議を招集しようとする場合には定期会議は30日前、臨時会議は15日前に、会議日、場所、案件を理事に書面で通知しなければならない。</p>
53	<p>理事会会議は、全理事の3分の2以上が参加して成立する。</p> <p>理事会は、定款を修正補充し、又は企業の発展対策、経営活動計画、決算及び分配、企業責任者及び副責任者、財政検閲員、財政責任者の任命及び解任、登録資本の増加、出資分の譲渡、業種の変更、存続期間の延長、解散、清算委員会の組織等の重要な問題を討議決定する。</p>	51	<p>理事会会議は、全理事の3分の2以上が参加して成立する。</p> <p>理事会は、定款を修正補充し、又は企業の発展対策、経営活動計画、決算及び分配、企業の責任者、副責任者、財政検閲員及び財政責任者の任命及び解任、登録資本の増加、出資分の譲渡、業種の変更、存続期間の延長、解散、清算委員会の組織等の重要な問題を討議決定する。</p>
54	<p>定款の修正補充、出資分の譲渡、業種及び登録資本の変更、存続期間の延長、企業解散に対する理事会の決定は、理事会会議に参加した理事の全員賛成で、その他の問題は過半数以上の賛成で、各々採択される。</p>	52	<p>定款の修正補充、出資分の譲渡、業種及び登録資本の変更、存続期間の延長、企業解散に対する理事会の決定は、理事会会議に参加した理事の全員賛成で、その他の問題は過半数以上の賛成で、採択される。</p>
55	<p>理事の決議権は、一人一票制とする。</p> <p>理事は、代理人を通して決議権を行使することができる。</p> <p>理事が代理人を通して決議権を行使しようとする場合には、理事長に通知し、代理権の範囲を明らかにした委任状を代理人に持参させなければならない。</p>	53	<p>理事は、代理人を通して決議権を行使することができる。</p> <p>代理権を行使しようとする場合には、理事長に通知し、代理権の範囲を明らかにした委任状を代理人に持参させなければならない。</p>
56	<p>理事会の決定は、挙手又は秘密投票もしくは書面の方法で行う。</p>	54	<p>理事会の決定は、挙手又は秘密投票若しくは書面の方法で行う。</p>
57	<p>理事会の会議録は、会議に参加した理事長、副理事長及び理事が署名した後、企業が解散された以後5年間保管する。</p>	55	<p>理事会の会議録は、会議に参加した理事長、副理事長及び理事が署名した後、企業が解散された以後5年間保管する。</p>
58	<p>合併企業には、経営管理機構を置く。</p> <p>経営管理機構には、企業の責任者、副責任者、財政簿記員及び必要な管理成員が含まれる。</p> <p>規模が大きい合併企業には、企業の責任者、副責任者、財政責任者等の成員による協議機構を置くことができる。</p> <p>企業の責任者、副責任者及び財政責任者並びに財政検閲員は、合併当事者が各々分けて担当する。</p>	56	<p>合併企業には、経営管理機構を置く。</p> <p>経営管理機構には、企業の責任者、副責任者、財政簿記員及びその他必要な成員が含まれる。</p> <p>規模が大きい合併企業には、企業の責任者、副責任者、財政責任者等の成員による協議機構を置くことができる。</p> <p>企業の責任者、副責任者及び財政責任者並びに財政検閲員は、合併当事者が各々分けて担当することができる。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
59	<p>合併企業の経営代表権は企業責任者が行使し、企業責任者が欠員であったり、1か月以上空席の場合には、代理委任を受けた副責任者が行使する。</p> <p>経営代表権の範囲は、理事会会議において定める。</p> <p>合併企業の責任者は、定款、理事会の決定に従い企業を管理運営し、経営活動の結果に対して、理事会の前に責任を負う。</p> <p>合併企業の責任者は理事会成員でない人もなることができるが、他の職務を兼任することができない。</p>	57	<p>合併企業責任者の事業範囲は、理事会で定める。</p> <p>合併企業の責任者は、定款、理事会の決定に従い企業を管理運営し、経営活動結果に対して理事会の前に責任を負う。</p> <p>合併企業の責任者は、理事会成員ではない人もなることができる。</p>
		58	<p>合併企業の経営管理成員は、他の機関又は企業の職務を兼任できない。</p> <p>必要な場合には中央貿易指導機関の承認を得て、他の機関、企業所の成員が合併企業の経営管理成員となることもできる。</p>
60	<p>合併企業の経営管理成員は、他の企業に従事することができず、自己の誤りで企業に損害を与えた場合、その損害を補償する責任を負う。</p>	59	<p>合併企業の経営管理成員は、自己の誤りで企業に損害を与えた場合、その損害を補償する責任を負う。</p>
61	<p>経営規模が小さい合併企業には、財政検閲員を置き、経営規模が大きい合併企業には、財政検閲員で構成される財政検閲委員会を置くことができる。</p> <p>財政検閲員の数は、理事会において定める。</p>	60	<p>経営規模が小さい合併企業には、財政検閲員を置き、経営規模が大きい合併企業には、財政検閲員で構成される財政検閲委員会を置くことができる。</p> <p>財政検閲員の数は、理事会において定める。</p>
62	<p>財政検閲員の任期は、2年とする。</p> <p>財政検閲員は再任することができ、経営管理成員は財政検閲員となることできない。</p>	61	<p>財政検閲員の任期は、2年とする。</p> <p>財政検閲員は再任することができるが、企業の他の職務を兼任することはできない。</p> <p>財政検閲員は自己の事業に対して、理事会の前に責任を負う。</p>
63	<p>財政検閲委員会又は経営管理成員は、合併企業の経営活動状況を日常的に検閲することができ、自己の任務を怠り企業に損害を与えた場合、該当する損害を補償する責任を負う。</p>	62	<p>財政検閲委員会又は経営管理成員は、合併企業の経営活動状況を日常的に検閲することができ、理事会に提出する財政簿記文書を検査し、報告文書を作成し、理事会に提出しなければならない。</p> <p>財政検閲員は、理事会会議に参加し、発言することができ、自己の任務を怠り企業に損害を与えた場合、該当する損害を補償する責任を負う。</p>
<b>第五章 営業許可</b>		<b>第五章 営業許可</b>	
64	<p>合併企業は、企業創設承認書に指摘された操業予定日以内に操業しなければならない。</p> <p>やむを得ない事情で操業予定日以内に操業することができない場合には、企業創設審査承認機関に操業期日延長申請書を提出し、操業期日延長の承認を受けなければならない。</p>		
65	<p>合併企業は、営業許可証書を有してはじめて営業活動を行うことができる。</p> <p>営業許可証書は、合併企業創設承認書に明らかにした操業予定日以内に発給を受けなければならない。</p> <p>営業許可証書の発給は、政務院対外経済機関又は地帯当局（以下、営業許可証書発給機関とする。）が行う。</p>	63	<p>合併企業は、営業許可証書を有してはじめて営業活動を行うことができる。</p>
		64	<p>営業許可は、中央貿易指導機関又は地帯管理機関（以下、営業許可機関とする。）が行う。</p>
		65	<p>営業許可証書は、合併企業創設承認文書に明らかにした操業予定日以内に発給を受けなければならない。</p> <p>やむを得ない事情で営業許可を操業予定日以内に受けることができない場合には、中央貿易指導機関に操業期日延長申請書を提出し、操業期日延長の承認を受けなければならない。</p>
66	<p>営業許可証書は、次の各号に掲げる要求条件が備わってはじめて発給を受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物を新設又は拡張する場合には、竣工検査に合格しなければならない。</li> <li>2. 生産企業である場合には、試運転を行った後、試作品を生産しなければならない。</li> <li>3. サービス部門では、当該設備及び施設を整え、物資を購入し、営業準備を終えなければならない。</li> <li>4. その他、営業活動に必要な準備を終えなければならない。</li> </ol>	66	<p>営業許可証書は、次の各号に掲げる要求条件が備わってはじめて発給を受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物を新設又は拡張する場合には、竣工検査に合格しなければならない。</li> <li>2. 生産企業である場合には、試運転を行った後、試作品を生産しなければならない。</li> <li>3. サービス部門では、当該設備及び施設を整え、物資を購入し、営業準備を終えなければならない。</li> <li>4. 合併企業創設承認文書に指摘された投資を行わなければならない。</li> <li>5. その他、営業活動に必要な準備を終えなければならない。</li> </ol>
67	<p>営業準備を終えた合併企業は、竣工検査機関、簿記検証事務所、生産工程及び施設物の安全性を確認する機関をはじめとする当該機関、企業所に検査及び確認依頼書を提出しなければならない。</p>	67	<p>営業準備を終えた合併企業は、竣工検査機関、簿記検証事務所、生産工程及び施設物の安全性を確認する機関をはじめとする当該機関、企業所に検査及び確認依頼書を提出しなければならない。</p>
68	<p>検査及び確認依頼書を受付した当該機関、企業所は、定められた期間内に、依頼対象を検査及び確認し、欠陥がある場合、それを是正させた後、該当する検査書又は確認書を発給しなければならない。</p>	68	<p>検査及び確認依頼書を受付した当該機関、企業所は、定められた期間内に、依頼対象を検査及び確認し、欠陥がある場合、それを是正させた後、該当する検査書又は確認書を発給しなければならない。</p>
69	<p>営業許可証書の発給を受けようとする場合には、営業許可申請書を営業許可証書発給機関に提出しなければならない。</p> <p>営業許可申請書には、企業名、所在地、操業予定日、総投資額、登録資本、投資実績等を明らかにし、当該機関の投資確認書、竣工検査書又は確認書、試作品見本、生産工程及び施設物の安全性を確認する文書を添付しなければならない。</p>	69	<p>営業許可を受けようとする場合には、営業許可申請書を営業許可機関に提出しなければならない。</p> <p>営業許可申請文書には、企業名、所在地、操業予定日、総投資額、登録資本、投資実績、業種等の内容を明らかにし、企業登録証、当該機関の投資確認文書、竣工検査文書、生産工程及び施設物の安全性を確認する文書、環境影響評価文書、企業登録確認文書等の必要な文書、試作品見本等を添付しなければならない。</p>
70	<p>営業許可証書発給機関は、営業許可申請書を受付した日から15日以内に検討確認し、営業許可証書の発給又は否決を行わなければならない。</p>	70	<p>営業許可機関は、営業許可申請文書を受付した日から15日以内に検討した後、営業許可証書を発給又は否決しなければならない。</p> <p>合併企業は、営業許可証書を発給された場合、当該税務機関にそれについて通知しなければならない。</p> <p>営業許可証書を発給した日は、合併企業の操業日となる。</p>
<b>第六章 経営活動</b>		<b>第六章 経営活動</b>	
71	<p>合併企業は、許可を受けた業種の範囲内で経営活動を行わなければならない。</p> <p>業種を増やし、又は変更しようとする場合には、企業創設審査承認機関に業種変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>業種変更申請書には、企業名、所在地並びに業種変更内容及び根拠を明らかにし、経済技術見積書及び理事会の決定書を添付しなければならない。</p>	71	<p>合併企業は、許可を受けた業種の範囲内で経営活動を行わなければならない。</p> <p>業種を増やし、又は変更しようとする場合には、中央貿易指導機関に業種変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>業種変更申請文書には、企業名、所在地並びに業種変更内容及び根拠を明らかにし、経済技術見積書及び理事会の決定書等を添付しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
72	企業創設審査承認機関は、業種変更申請書を受理した日から30日以内に、関係機関と協議した後、それを審議し、申請者に承認又は否決を通知しなければならない。	72	中央貿易指導機関は、業種変更申請書を受理した日から30日以内に、それを審議した後、承認又は否決する通知を申請者及び関係機関に行わなければならない。
73	合併企業は、業種変更承認通知を受け取った日から5日以内に、企業登録機関に業種変更承認通知書を提出し、業種変更登録を行い、企業登録証書に変更事項を登録しなければならない。 この場合、営業許可証書の再発給を受けなければならない。	73	合併企業は、業種変更承認通知を受け取った日から5日以内に、営業許可証書の再発給を受けなければならない。
<b>第六章 経営活動</b>			
		74	合併企業は、理事会で討議決定した計画を中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）に登録した後、実行しなければならない。
74	合併企業は、経営活動に必要な物資、工業所有権、著作権及びノー・ハウ（以下、工業所有権、著作権、ノー・ハウを技術とする。）を共和国領域内において買い取り、又は外国から輸入することができ、技術、生産した製品を共和国領域内に販売したり、又は外国に輸出することができる。	75	合併企業は、清算及び経営活動に必要な物資、技術及び知的財産権を共和国領域内又は外国において買い、使用することができ、技術又は知的所有権、生産した製品を共和国領域内又は外国に販売することができる。
75	合併企業は、共和国領域内において物資、労働力、電気の保障を受けようとし、又は生産した製品を共和国の機関、企業所に販売しようとする場合には、共和国の当該機関を通じて解決しなければならない。この場合、当該機関に年間物資購入及び製品販売計画を組み合わせ、需給供給契約を締結しなければならない。	76	合併企業は、生産及び経営活動に必要な物資、労働力、電気、用水等を共和国の当該機関、企業所から保障を受けようとし、又は生産した製品を共和国の当該機関、企業所に販売しようとする場合には、中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）に計画をかみ合わせた後、中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）が定めた手続に従い、購入又は販売しなければならない。
76	合併企業は、基本建設を直接担当し、又は建設企業に委託して行うことができる。 基本建設を建設企業に委託して行う場合には、委託施工契約を締結しなければならない。	89	合併企業は、必要な建設を直接行い、又は共和国の建設企業所に委託することができる。 必要な場合には、国家建設監督機関の承認を得て、外国の建設企業に建設を委託することもできる。
77	合併企業は、経営用物資を共和国の商業機関から直接購入することができる。	80	合併企業は、経営用物資を共和国の商業機関から直接購入することができる。
78	合併企業の生産用物資、生産製品、技術の輸出入価格（技術サービス料金を含む）は、当該時期の国際市場価格に準じる。	81	合併企業の生産用物資、生産製品、技術、知的所有権の輸出入価格（技術サービス料金を含む）は、当該時期の国際市場価格に準じ、合併当事者が合意して定めなければならない。
79	合併企業の輸出入物資には、関税と関連した共和国の法規範に従い、関税を適用する。	82	合併企業の輸出入物資には、関税と関連した共和国の法規範に従い、関税を適用する。 合併企業の投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し又は生産した製品を外国に輸出する場合には関税を適用しない。
80	合併企業は、生産製品の輸出及び必要な物資の輸入を共和国の当該貿易機関に委託して行うことができる。	79	合併企業は生産製品の輸出及び必要な物資の輸入は、共和国の当該貿易機関に委託して行うことができる。
81	合併企業は、出資分として持ち込む現物財産を対外商品検査機関（技術は科学技術検査機関）に委託して、検査及び確認を受けなければならない。 合併企業は、現物財産又は技術を検査及び確認するのに必要な条件を保障しなければならない。	83	合併企業は、出資分として持ち込む現物財産を対外商品検査機関（技術、知的財産権は当該機関）に依頼して、検査又は確認を受けなければならない。 合併企業は、現物財産又は技術、知的所有権を検査、確認と関連した必要な条件を保障しなければならない。
82	対外商品検査機関と科学技術検査機関は、検査及び確認依頼書に従い、現物財産又は技術を検査、確認し、該当する証書を発給しなければならない。	84	対外商品検査機関と当該機関は、検査及び確認依頼書に従い、現物財産、技術又は知的所有権を検査、確認した後、該当する文書を発給しなければならない。
83	合併企業は、経営に必要な物資を輸入し、又は生産した製品を輸出することができる。この場合、政務院対外経済機関又は地帯当局に物資の搬出入申請書を提出し、承認を受けなければならない。 搬出入申請書には、物資名及び数量、価格及び金額、通過地点及び期間、搬出入根拠を明らかにしなければならない。	77	合併企業は、投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は生産した製品及び技術を外国に輸出できる。 投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し又は外国へ輸出しようとする場合には、中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）に搬出入承認申請書を提出し、承認を得なければならない。 搬出入申請書には、搬出入物資名、数量、価格及び金額、国境通過地点及び期間、搬出入根拠を明らかにしなければならない。
84	合併企業は、人民生活に必要な製品を国家が定めた機関、企業所に、朝鮮ウォンを受け取って販売することができる。この場合、得た朝鮮ウォンは、労働力費、対外事業費、税金、使用料に使用することができる。		
85	技術を輸出入しようとする場合には、科学技術行政機関の承認を受けなければならない。この場合、技術輸出入申請書を提出しなければならない。 技術輸出入申請書には、技術の名称、内容、価格、輸出入根拠等を明らかにしなければならない。	78	技術、知的所有権を外国から輸入し、又は外国へ輸出しようとする場合には、当該中央機関（地帯内では地帯管理機関）に技術、知的所有権の輸出入許可申請書を提出して承認を得なければならない。 技術、知的所有権輸出入許可申請書には、技術、知的所有権の名称、内容、価格、輸出入根拠等を明らかにしなければならない。
86	物資と生産製品の搬出入申請書を受理した当該機関は、申請書を受理した日から3日（技術輸出入申請書は30日）以内に検討し、申請者に該当する承認書を発給し、又は否決通知を送付しなければならない。		
87	合併企業は、機関、企業所に原料、資材、部品の加工を委託することができる。この場合、委託加工契約を締結しなければならない。	85	合併企業は、共和国の機関、企業所に原料、資材、部品の加工を委託することができる。この場合、委託契約を締結しなければならない。
88	合併企業は、企業運営に必要な労働力を共和国の外国投資企業と関連した労働法規範に従い、採用又は利用しなければならない。	86	合併企業は、企業運営に必要な労働力を共和国の外国投資企業と関連した労働法規範に従い、採用又は利用しなければならない。
89	合併企業は、合併契約に定めた管理人員と特殊な職種（技術者、技能工）に外国の労働力を使用することができる。この場合、外国人労働力採用申請書を企業創設審査承認機関に提出し、合意を得なければならない。	87	合併企業は、合併契約に定めた管理人員と特殊な職種の技術者、技能工に外国の労働力を使用することができる。この場合、外国人労働力採用申請書を中央貿易指導機関に提出し、合意を得なければならない。 外国人労働力採用申請書には、採用した管理人員、特殊職種の技術者及び技能工の氏名、性別、生年月日、国籍、民族、経歴、採用根拠、採用期間、居住地、技術移転の内容、技術移転期間、賃金基準、生活保障条件等の内容を明らかにしなければならない。
90	合併企業が受け入れた労働力は、自然災害等の不可抗力的な場合を除いて、他の仕事に動員してはならない。		第4条第2項参照

旧条	旧条文	新条	新条文
91	合併企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資を共和国の労働法規に定められた基準より低くないように、合併企業自身で定め、適宜に保障しなければならない。	88	合併企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資を適時に保障しなければならない。 従業員に保障する労働保護物資の基準は共和国の労働法規に定められた基準より低くないように、合併企業自身で定めなければならない。
92	合併企業の従業員は、職業同盟組織を設けることができる。 職業同盟組織は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 労働規律を遵守し、経済課題を正しく遂行するように、従業員を教育する。 2. 従業員に対する科学知識普及事業を行い、体育及び文芸活動と関連した事業を行う。 3. 従業員の権利と利益を保護し、従業員を代表して企業と労働契約（団体契約）を締結し、その執行を監督する。 労働契約には、従業員が遂行すべき任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働保護及び保険厚生、辞職条件等の内容を明らかにしなければならない。 4. 従業員の権利、利益と関連した問題の討議に参加し、助言を与え、又は勧告案を提起する。	90	合併企業の従業員は、職業同盟組織を設けることができる。 職業同盟組織は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 労働規律を遵守し、経済課題を正しく遂行するように、従業員を教育する。 2. 従業員に対する科学知識普及事業を行い、体育及び文芸活動と関連した事業を行う。 3. 従業員の権利と利益を保護し、従業員を代表して企業と労働契約を締結し、その執行を監督する。 労働契約には、従業員が遂行すべき任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働保護及び保険厚生、労働保護及び労働条件、労働規律、賞罰、辞職条件等の内容を明らかにしなければならない。 4. 従業員の権利、利益と関連した問題の討議に参加し、助言を与え、又は勧告案を提起する。
93	合併企業は、従業員の権利及び利益に関係する問題を職業同盟組織と合意し、処理しなければならない。	91	合併企業は、従業員の権利及び利益に関係する問題を職業同盟組織と合意し、処理しなければならない。
94	合併企業は、職業同盟組織に活動資金及び活動条件を保障しなければならない。 職業同盟組織の活動資金規模は、毎月、従業員500名までは全従業員の月労働賃金総額の2%、従業員500名以上から1,000名までは全従業員の月労働賃金総額の1.5%、従業員1,000名以上は全従業員の月労働賃金総額の1%に該当する資金とする。	92	合併企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。
95	合併企業の財政簿記計算は、外国投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従って行う。	93	合併企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の簿記算法規範に従って行わなければならない。
96	合併企業は、簿記総合計算帳簿、簿記分析計算帳簿、必要な補助帳簿、財政状態表（貸借対照表）、損益計算書、営業報告書等の財政簿記文書を保有していなければならない。	94	合併企業は、簿記総合計算帳簿、簿記分析計算帳簿等の財政簿記文書を保有していなければならない。
97	合併企業の経営計算は、朝鮮ウォンで行う。 当事者が合意して、外貨でも経営計算を行うことができる。この場合、朝鮮ウォンに換算して、財政簿記文書に記入しなければならない。 外貨に対する朝鮮ウォンの換算は、当該時期、貿易銀行が定めた外貨交換及び決済相場で行う。	95	合併企業の経営計算は、朝鮮ウォンで行わなければならない。 当事者が合意して、外貨でも経営計算を行うことができる。この場合、朝鮮ウォンに換算して、財政簿記文書に記入しなければならない。 外貨に対する朝鮮ウォンの換算は、貿易銀行機関が定めた当該時期の外貨交換レートで行う。
98	合併企業の出資証書、年間決算報告文書、清算報告文書は、簿記検証事務所の検証を受けなければ効力を有さない。		
99	合併企業の財政簿記文書は、保存年限に合わせて保管しなければならない。	96	合併企業の財政簿記文書は、共和国の当該法規にに合わせて保管しなければならない。
100	合併企業は、固定資産を取得した日から1カ月以内に、政務院対外経済機関又は地帯当局（以下、固定資産登録機関とする。）に登録しなければならない。	97	合併企業は、固定資産を取得した日から1カ月以内に、中央貿易指導機関又は地帯管理機関（以下、固定資産登録機関とする。）に登録しなければならない。
101	合併企業は、登録された固定資産を廃棄、譲渡し、あるいは抵当に入れることができる。この場合、理事会で討議決定した後5日以内に、該当する通知書を固定資産登録機関に提出しなければならない。 通知書には、固定資産を処理した根拠を明らかにし、簿記検証事務所の検証書を添付しなければならない。	98	合併企業は、登録された固定資産を廃棄、譲渡し、又は抵当に入れることができる。この場合、理事会で討議決定した後5日以内に、該当する申請文書を固定資産登録機関に提出し合意を得なければならない。 申請文書には、固定資産を処理した根拠、処理の結果等の必要な内容を明らかにしなければならない。
102	固定資産減価償却費は別途に積み立てておき、固定資産を更新又は補修するのに使用しなければならない。必要な場合には、流動資金としても使用することができる。固定資産減価償却費を流動資金として使用する場合には、次の四半期内に償還しなければならない。	99	合併企業は、固定資産減価償却費を別途に積み立てておき、固定資産を更新又は補修するのに使用しなければならない。 固定資産減価償却金は、流動資金としても使用することができる。 固定資産減価償却費を流動資金として使用する場合には、次の四半期内に償還しなければならない。
103	合併企業は、1年に1回以上、固定資産の在庫調べを行わなければならない。固定資産の在庫調べを行なった場合には、その状況を固定資産登録機関に通知しなければならない。 合併企業は、月又は四半期毎に流動資産の在庫調べを行い、資産に過不足がある場合、それに対する対策を講じなければならない。	100	合併企業は、固定資産に対する在庫調べを1年に1回以上行わなければならない。 固定資産の在庫調べを行なった場合には、固定資産在庫調べ報告文書を固定資産登録機関に提出しなければならない。 合併企業は、流動資産を月又は四半期毎に在庫調べを行い、資産に過不足がある場合、それに対する対策を講じなければならない。
104	合併企業は、共和国の外貨管理と関連した法規に従い、外貨を利用しなければならない。	101	合併企業は、外貨の管理と利用を共和国の外貨管理と関連した法規に従い、行わなければならない。
105	合併企業は、外貨管理機関との合意の下に、貿易銀行又は貿易銀行以外の共和国領域内にあるその他の銀行に朝鮮ウォン口座、外貨ウォン口座、外貨口座を開設しなければならない。 口座を開設しようとする場合には、銀行口座開設申請書を当該銀行に提出しなければならない。	102	合併企業は、共和国の外国為替銀行に朝鮮ウォン口座及び外貨口座を開設し、利用しなければならない。
106	合併企業は、経営活動に必要な朝鮮ウォン又は外貨を当該取引銀行に入金し、定められたところに従い使用しなければならない。		
107	合併企業は、共和国領域内又は外国にある銀行から経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。 外国の銀行から貸付を受けた場合には、それについて外貨管理機関に通知しなければならない。	103	合併企業は、経営活動に必要な資金を、共和国領域内又は外国にある銀行から貸付を受けることができる。 経営活動に必要な資金を外国の銀行から貸付を受けた場合には、それについて外貨管理機関に通知しなければならない。
108	合併企業は、外国にある銀行に口座を開設することができる。この場合、外貨管理機関に口座を開設する銀行名と開設根拠を明らかにした文書、企業創設承認書写本を提出し、合意を得なければならない。	104	合併企業は、外国にある銀行に口座を開設することができる。この場合、外貨管理機関に口座を開設する外国銀行の名称と開設根拠を明らかにした申請文書、企業創設承認文書写本を提出し、合意を得なければならない。
109	合併企業は、外貨を外国にある銀行に預け入れようとする場合、外貨管理機関の承認を受けなければならない。	105	合併企業は、外貨を外国にある銀行に預け入れようとする場合、外貨管理機関の承認を受けなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
110	外国にある銀行に口座を開設した合弁企業は、四半期毎に、四半期が終了した日から30日以内に、その口座の外貨収入、支出と関連した文書を外貨管理機関に提出しなければならない。	106	外国にある銀行に口座を開設した合弁企業(地帯内の合弁企業を除く)は、四半期毎にその口座の外貨収入、支出と関連した文書を、四半期が終了した日から30日以内に中央貿易指導機関及び外貨管理機関に提出しなければならない。
111	合弁企業は、機関、企業所、個人と外貨現金取引を行うことができない。共和国領域内にある消費商品を購入しようとする場合には、外貨と交換した朝鮮ウォンを使用しなければならない。	107	合弁企業は、共和国領域内で、共和国の機関、企業所、個人と外貨現金取引を行うことができない。
112	合弁企業に入金された朝鮮ウォン出資金は、共和国領域内にある原料及び資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、税金、使用料等の支出に使用することができる。	108	合弁企業に出資分として出資された朝鮮ウォン又は中央貿易指導機関が定めた手続きに従い合弁製品を共和国の機関、企業所に販売して得た朝鮮ウォンは、共和国領域内にある原料及び資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、利用料等の支出に使用することができる。入金された朝鮮ウォン出資金は、共和国領域内にある原料及び資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、税金、使用料等の支出に使用することができる。
113	合弁企業は、廃棄物と副産物を処理して得た朝鮮ウォンを取引銀行の口座に別途に積み立て、指定された項目に使用することができる。	109	合弁企業(地帯内の合弁企業を除く)は、副産物を処理して得た朝鮮ウォンを取引銀行の口座に別途に積み立て、指定された項目にのみ使用することができる。
114	合弁企業は、共和国領域内にある保険機関の保険に加入しなければならない。	110	合弁企業は、共和国領域内にある保険機関の保険に加入しなければならない。
<b>第七章 決算及び分配</b>		<b>第七章 決算及び分配</b>	
115	合弁企業の決算年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。 企業を創設した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、企業を解散した年の決算年度は、その年の1月1日から解散された日までとする。	111	合弁企業は、経営活動と関連した決算を行わなければならない。 合弁企業の決算年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。 企業を創設した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、企業を解散した年の決算年度は、その年の1月1日から解散された日までとする。
116	合弁企業の年間決算は、翌年の2月以内に、総収入から原価とその他の支出を差し引いて、決算利潤を確定する方法で行う。	112	合弁企業の年間決算は、翌年の2月以内に、総収入から原価とその他の支出を差し引いて、決算利潤を確定する方法で行う。
117	合弁企業は、登録資本の25%に該当する金額になるときまで、毎年得た決算利潤の5%に該当する金額を予備基金として積み立てなければならない。 予備基金は、合弁企業の欠損の補填又は登録資本の増大にのみ使用することができる。	113	合弁企業は、登録資本の25%に該当する金額になるときまで、毎年得た決算利潤の5%に該当する金額を予備基金として積み立てなければならない。 予備基金は、合弁企業の欠損の補填又は登録資本の増大にのみ使用することができる。
118	合弁企業は、決算利潤の10%の範囲内で、生産拡大及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の必要な基金をつくらなければならない。 基金の種類及び規模並びに利用対象及び範囲は、理事会で討議決定する。	114	合弁企業は、決算利潤の10%まで、拡大再生産及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の必要な基金を積み立て、自己の計画に従い使用しなければならない。
119	合弁企業は、共和国の税金と関連した法規範に従い、企業所得税を納付しなければならない。 共和国領域外に居住する共和国国籍を有する朝鮮同胞と行う地帯内の合弁企業は決算利潤の14%、地帯外の共和国領域内にある合弁企業は決算利潤の20%を、各々企業所得税として納める。	115	合弁企業は、共和国の税金と関連した法規範に従い、該当する税金を納付しなければならない。
120	合弁企業は、利潤が生じた年から次の通り、企業所得税の減免を受けることができる。 1. 奨励対象の合弁企業と地帯内の生産部門合弁企業が10年以上企業を運営する場合には、利潤が生じる年から3年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。 2. 共和国領域外に居住しながら共和国国籍を有する朝鮮同胞と行う地帯外の生産部門合弁企業と地帯内のサービス部門合弁企業が10年以上、企業を運営する場合には、利潤が生じる年から1年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。 3. 地帯外の共和国領域で朝鮮同胞と行う合弁企業と地帯内の合弁企業が総投資額6,000万ウォン以上となるインフラ建設部門に投資する場合には、利潤が生じた年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。		
121	企業所得税の減免を受けようとする合弁企業は、企業所得税減免申請書を当該税務機関に提出しなければならない。		
122	税務機関は、企業所得税減免申請書を受理した日から10日以内に検討し、承認又は否決する通知を申請者に行なわなければならない。 企業所得税の減免を承認する場合には、企業所得税減免承認書を発給しなければならない。		
123	合弁企業が企業所得税の減免の承認を受けた後10年以内に解散する場合には、すでに減免を受けた企業所得税額を納めなければならない。		
124	合弁企業の前年度損失は、予備基金で補填することができる。 前年度の損失を予備基金ですべて補填することができない場合には、当該年度の決算利潤から企業所得税を納めて残った利潤で補填することができるが、連続して4年を超えることはできない。	116	合弁企業の前年度損失は、予備基金で補填することができる。 前年度の損失を予備基金ですべて補填することができない場合には、当該年度の決算利潤から企業所得税を納めて残った利潤で補填することができるが、連続して4年を超えることはできない。
125	合弁企業の四半期及び年間財政簿記決算文書は、財政検閲員の検閲を受けなければならない。	117	合弁企業の四半期及び年間財政簿記決算文書は、財政検閲員の検閲を受けなければならない。
		118	合弁企業の年間決算文書は理事会の批准を受けなければならない。
126	合弁企業は、財政検閲員の検閲を受けた年間財政簿記決算文書を理事会で批准した後、利潤を分配しなければならない。 利潤分配は、決算利潤から企業所得税を納め、必要な基金を控除した後、出資分に従い、合弁企業当事者間に分ける方法で行う。出資分に関係なく、合弁契約に従い利潤を分配することもできる。	119	利潤分配は、決算利潤から企業所得税を納め、必要な基金を控除した後残った利潤を、出資分に従い、合弁企業当事者間で分ける方法で行う。出資分に関係なく、合弁契約に従い利潤を分配することもできる。
127	合弁企業は、四半期決算文書を四半期が終了した翌月の15日以内に、年間決算文書を決算年度が終了した翌年の2月未までに、各々当該企業所創設審査承認機関、税務機関及び外貨管理機関に提出しなければならない。 年間決算文書には、簿記検証事務所の検証報告書が添付されなければならない。	120	合弁企業は、四半期決算文書を四半期が終了した翌月の15日以内に、年間決算文書を決算年度が終了した翌年の2月未までに、中央財政機関、中央貿易指導機関(地帯では地帯管理機関)に提出しなければならない。 決算文書には、簿記検証事務所の検証文書を添付しなければならない。



旧条	旧条文	新条	新条文
128	外国の合併当事者は、分配された利潤の一部又は全部を共和国領域内に再投資する場合、すでに納付した企業所得税から再投資分に該当する企業所得税の一部又は全部の返還を受けることができる。 再投資分に該当する企業所得税の返還を受けようとする場合には、税務機関に企業所得税返還申請書を提出しなければならない。再投資した資本を投資した日から5年以内に撤収する場合には、返還を受けた企業所得税額に該当する金額を納めなければならない。	121	合併当事者は合併企業で得た利益金を合併企業に再投資することができる。
129	外国の合併当事者は、企業運営で得た利潤及びその他の所得、企業を清算して分配された資金を、税金がかからず共和国領域外に持ち出すことができる。 共和国領域外に外貨を送金しようとする場合には、送金申請書を当該銀行に提出しなければならない。	122	外国側合併当事者は、企業運営で得た利潤及びその他の所得、企業を清算して分配された資金を、税金がかからず共和国領域外に持ち出すことができる。 共和国領域外に外貨を送金しようとする場合には、送金申請書を当該銀行に提出しなければならない。この場合、送金申請書には中央貿易指導機関の確認文書が添付されなければならない。
<b>第八章 存続期間及び解散</b>		<b>第八章 存続期間及び解散</b>	
130	合併企業の存続期間は、合併契約に定められた通りとし、存続期間の計算は、企業を登録した日から行う。	123	合併企業の存続期間は、合併契約に定められた通りとする。 存続期間の計算は、企業を登録した日から行う。
131	合併企業は、存続期間を延長することができる。この場合、その期間の終了6ヵ月前に、理事会で討議検討した後、企業創設審査承認機関に存続期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。	124	合併企業の存続期間は、合併当事者が合意して延長することができる。この場合、その期間の終了6ヵ月前に、理事会で討議決定した後、中央貿易指導機関に存続期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。
132	企業創設審査承認機関は、合併企業の存続期間延長申請書を受理した日から30日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、申請者に該当する通知書を送付しなければならない。	125	中央貿易指導機関は、合併企業の存続期間延長申請書を受理した日から30日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、申請者に該当する通知文書を送付しなければならない。
133	合併企業は、存続期間延長承認通知書を受け取った日から20日以内に、企業登録機関と税務登録機関に存続期間変更登録申請書を提出しなければならない。 存続期間変更登録申請書には、企業名と所在地、延長期日等を明らかにし、存続期間延長承認通知書写本を添付しなければならない。	126	合併企業は、存続期間延長承認通知書を受け取った日から20日以内に、当該企業登録機関、営業許可機関、税務機関、税関に存続期間変更登録申請書を提出しなければならない。 存続期間変更登録申請書には、企業の名称及び所在地、延長期日等を明らかにし、存続期間延長承認通知書写本を添付しなければならない。
134	企業登録機関、税務登録機関は、合併企業の存続期間変更登録申請書に従い、該当する変更登録を行い、企業登録証、税務登録証等の該当する証書を再発給しなければならない。	127	企業登録機関、営業許可機関、税務機関は、合併企業の存続期間変更登録申請書に従い、当該変更登録を行った後、企業登録証、営業許可証、税務登録証を再発給しなければならない。
135	合併企業は、次の各号の一に該当する場合に解散される。 1. 裁判所が企業の破産を宣告した場合 2. 企業の存続期間が終了した場合 3. 合併当事者が契約義務を履行せず、又は支払能力がなく企業の存続が不可能な場合 4. 自然災害等の不可抗力的事由で企業を営営することができない場合 5. 理事会で企業の解散を決定した場合 6. 企業創設承認又は企業登録が取り消された場合	128	合併企業は、次の各号の一に該当する場合に解散される。 1. 企業の存続期間が終了した場合 2. 合併当事者が契約義務を履行せず、又は支払能力がなく企業の存続が不可能な場合 3. やむを得ない事情で企業を営営することができない場合 4. 理事会で企業の解散を決定した場合 5. 裁判所が企業の破産を宣告した時 6. その他法規に重大に違反した時
136	合併企業は、企業の存続期間が終了した場合、支払能力がなく企業の存続が不可能な場合、不可抗力的事由により企業を営営することができない場合、理事会で企業解散を決定した場合、企業解散申請書を企業創設審査承認機関に提出しなければならない。 企業解散申請書には、解散根拠を明らかにし、理事会決定書（不可抗力的事由により企業を解散する場合には、公証機関の公証文書）を添付しなければならない。	129	合併企業は、企業の存続期間が終了した場合、支払能力がなく企業の存続が不可能な場合、やむを得ない事情で企業を営営することができない場合、理事会で企業解散を決定した場合、企業解散申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。企業の解散申請書には、解散根拠を明らかにし、それを確認できる文書を添付しなければならない。
137	合併当事者が契約義務を履行しないで企業を解散する場合、被った損害は責任ある当事者が補償しなければならない。	130	合併当事者が契約義務を履行しないで企業を解散する場合、被った損害は責任ある当事者が補償しなければならない。
138	企業創設審査承認機関は、企業解散申請書を受理した日から10日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、該当する通知書を申請者に送付しなければならない。	131	中央貿易指導機関は、企業解散申請書を受理した日から10日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、該当する通知文書を申請者に送付しなければならない。
139	合併企業は、解散が承認された日から15日以内に、理事会で討議し、清算委員会を組織しなければならない。清算委員会委員には、合併企業の責任者、債権者代表、簿記検証員、企業創設審査承認機関の代表者が含まれなければならない。	132	合併企業は、解散が承認された日から15日以内に、理事会で討議し、清算委員会を組織しなければならない。 清算委員会委員には、合併企業の責任者、債権者代表、合併当事者、その他の必要な成員が含まれなければならない。
140	合併企業が定められた期間内に清算委員会を組織しない場合、債権者は裁判所に清算委員会を組織することを要求することができる。	133	合併企業が定められた期間内に清算委員会を組織しない場合、債権者は裁判所に清算委員会を組織することを要求することができる。
141	清算委員会を組織することに対する債権者の要求がある場合、裁判所が企業の破産を宣告した場合、企業創設承認又は企業登録が取り消された場合、裁判所又は企業創設審査承認機関は、清算人を任命して清算委員会を組織しなければならない。	134	清算委員会を組織することに対する債権者の要求がある場合及び共和国の裁判機関が企業の破産を宣告した場合、企業創設承認又は企業登録が取り消された場合、裁判機関は清算人を任命した後、清算委員会を組織しなければならない。
142	清算委員会は、次の各号に掲げる任務と権限を有する。 1. 債権者会議を招集し、代表を選出する。 2. 企業の財産及び公印を引き継ぎ、財産を管轄する。 3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表及び財産目録を作成する。 4. 企業の財産に対する価値を再評価し、清算案を作成する。 5. 取引銀行、税務機関、企業登録機関に企業の解散について通知する。 6. 終結できない当該業務を引き継ぎ、処理する。 7. 税金を納め、債権債務を清算し、残った財産を処理する。 8. その他、清算と関連して提起される問題を処理する。	135	清算委員会は、次の各号に掲げる任務と権限を有する。 1. 債権者会議を招集し、代表を選出する。 2. 企業の財産及び公印を引き継ぎ、管轄する。 3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表及び財産目録を作成する。 4. 企業の財産に対する価値を再評価し、清算案を作成する。 5. 取引銀行、税務機関、企業登録機関に企業の解散について通知する。 6. 終結できない当該業務を引き継ぎ、処理する。 7. 税金を納め、債権債務を清算し、残った財産を処理する。 8. その他、清算と関連して提起される問題を処理する。
143	清算委員会は、組織された日から10日以内に、債権債務者に企業の解散について通知し、公示しなければならない。	136	清算委員会は、組織された日から10日以内に、債権債務者に企業の解散について通知しなければならない。
144	債権者は、解散通知を受け取った日から30日（通知を受け取れなかった場合には、解散公示を行なった日から90日）以内に、債権請求書を清算委員会に提出しなければならない。 債権請求書には、債権の内容及び根拠を明らかにし、該当する確認文書を添付しなければならない。	137	債権者は、解散通知を受け取った日から30日以内に、債権請求書を清算委員会に提出しなければならない。 債権請求書には、債権の内容及び根拠を明らかにし、該当する確認文書を添付しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
145	清算委員会は、債権請求書を受理した順序に債権を登録し、清算案に従い、債権を清算しなければならない。 清算案は、企業を解散した理事会又は裁判所若しくは企業創設審査承認機関の合意を得なければならない。	138	清算委員会は、債権請求書を受理した順序に債権を登録し、清算案に従い、債権を清算しなければならない。 清算案は、企業を解散した理事会又は中央貿易指導機関（企業の破産を宣告した場合には裁判機関）の合意を得なければならない。
146	合併企業の清算財産は、清算費用、清算委員会委員の報酬、従業員の労働報酬、企業所得税、企業の債務の順に処理しなければならない。処理して残った財産は、合併当事者の出資分に従い分配しなければならない。	139	合併企業の清算財産は、清算事業と関連した費用、税金、従業員の労働報酬、企業の債務の順に処理し、残った財産は、合併当事者の出資分に従い分配しなければならない。
147	清算委員会（裁判所が組織した清算委員会は除く）は、企業の財産が債務より少ない場合、当該裁判所に破産宣告を申請しなければならない。 裁判所の判決により破産が宣告された場合には、清算事業を裁判所に引き渡さなければならない。	140	清算委員会（裁判機関が組織した清算委員会は除く）は、企業の財産が債務より少ない場合、当該裁判機関に破産宣告を申請しなければならない。 裁判機関の判決により破産が宣告された場合には、清算事業を裁判所に引き渡さなければならない。
148	清算委員会は、清算事業が終了した場合、清算事業が終了した日から10日以内に、清算報告書を作成し、企業創設審査承認機関に提出しなければならない。 破産による清算事業を終了した場合には、裁判所に清算報告書を提出しなければならない。	141	清算委員会は、清算事業が終了した場合、清算事業が終了した日から10日以内に、清算報告書を作成し、中央貿易指導機関（企業の破産による清算事業が終了した場合は裁判機関）に提出しなければならない。
149	清算委員会は、清算事業が終了次第、企業登録証と営業許可証、税務登録証を当該機関に返還し、取引銀行に企業口座の取消申請を提出しなければならない。	142	清算委員会は、清算事業が終了次第、企業登録証、営業許可証及び税務登録証を当該機関に返還すると共に、取引銀行に企業口座の取消申請を提出しなければならない。
150	清算委員会委員は、清算事業の結果について、清算委員会を組織した理事会又は裁判所、企業創設審査承認機関に対して責任を負う。	143	清算委員会委員は、清算事業の結果について、清算委員会を組織した理事会、中央貿易指導機関、裁判機関に対して責任を負う。
151	企業登録機関は、合併企業の解散を登録し、公示しなければならない。	144	企業登録機関及び当該機関は、解散した合併企業を登録から削除しなければならない。
<b>第九章 監督統制及び紛争解決</b>		<b>第九章 監督統制及び紛争解決</b>	
152	政務院対外経済機関、地帯当局、企業登録機関は、合併企業と関連した法規範の遵守状況を日常的に監督統制しなければならない。 税務登録機関は、必要な場合、合併企業の財政簿記文書と現物を検閲しなければならない。	147	中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）は、合併企業と関連した法規範の遵守状況を日常的に監督統制しなければならない。 税務登録機関は、必要な場合、合併企業の財政文書を検閲することができる。
153	監督統制機関は、合併企業が次の各号に掲げる行為を行なった場合、それを是正させ、程度に応じて1万ウォンから10万ウォンまでの罰金を支払わせ、情状に応じて営業を中止させたり、企業を解散させることができる。 1. 企業清算文書、企業登録文書、税務文書、財政簿記文書を事実と合わないで作成提出した場合 2. 定められた簿記帳簿以外の他の簿記帳簿を保有した場合 3. 定められた基金を法及び規定の通りに積み立てしなかった場合 4. 企業の清算について債権者に通知しなかった場合 5. 登録された企業の名称ではない他の名称を使用している場合 6. 変更事項を定められた期間内に登録しなかった場合 7. 承認なく支社を設立した場合 8. 法に反して利潤を分配した場合 9. 承認された業種以外の営業を行なった場合 10. 定款を恣意的に修正した場合 11. 登録資本を承認なく減らした場合 12. 承認なく6カ月以上営業を中止した場合		
154	出資する現物の価格、質及び数量を契約と異なり騙して出資した場合には、契約価格及び評価価格の差額に該当する金額を、職権を濫用して不法に収入を得た場合又は企業の財産に損害を与えた場合には、その所得額又は損失額の1～5倍に該当する金額を、財産評価、簿記検証を偽って行なった場合には、それによって得た不法所得額の1～5倍に該当する金額を、出資した財産を引き出した場合には、それを是正させ、その財産の10～20%に該当する金額を、個人名義で銀行口座を開設し、企業の財産を預金した場合には、それを是正させ、不法所得額の5～10倍に該当する金額を、各々個人罰金として支払わせる。		
155	文書の受理、審査承認、監督統制事業を法規範の要求通りに行なわなかった場合には、行政法的制裁と関連した法規範に従い、該当する制裁を科す。		
156	本規定に反した行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。	148	本規定に反した場合には、程度により営業中止、没収、罰金適用等の制裁を与え、違反行為が重大な場合には刑事的制裁を負う。
157	合併企業は、当該職員の行為について意見がある場合、当該職員が属する上級機関に申訴、請願を行うことができる。 申訴、請願を受理した機関は、それを受理した日から30日以内に、審議処理しなければならない。	145	合併企業と関連して意見がある場合には申訴を行うことができる。 申訴は受理した日から30日以内に、処理しなければならない。
158	合併事業と関連して生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない場合には、共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決する。 紛争事件は、当事者の合意に従い、第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。	146	合併事業と関連して生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない紛争事件は、共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決する。 紛争事件は、合併当事者間の合意に従い、第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。

# 朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(4)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

## はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）では、1999年2月26日に主要な対外経済関係法の改正が行われ、海外直接投資に関する多くの法規に改正が行われた<sup>1</sup>。これを受けて、本誌上において、これまで改正後の海外直接投資制度の概況、海外直接投資企業の類型と特徴、北朝鮮と中華人民共和国（以下、中国とする）の海外直接投資制度の比較について取り扱ってきた。

北朝鮮の対外経済関係法のうち、合弁法とそれに関連する規定、外国人投資企業と外国人の税金に関する法規は、1980年代中盤に制定され、その他の多くは、1991年末の羅津・先鋒自由経済貿易地帯の制定以後、1995年ころまでに立法された。

今回はこれらの法規の中から、海外直接投資に直接的関連を持つ、外貨管理法、外国投資銀行法、土地賃貸法、外国投資企業及び外国人税法、環境保護法について、その内容を紹介し、主要な改正点を指摘することとする。

## 1. 外貨管理法

外貨管理法は、北朝鮮における外貨の取り扱いを総合的に規定する法律として、1993年1月に制定され、1999年2月に改正されている。この法律の目的は、「外貨収入を増やし、外貨を合理的に利用して人民経済を絶え間なく発展させ、対外経済関係を拡大発展させることに寄与する」（第1条）ことにあり、北朝鮮の対外経済関係拡大の目的を象徴的に表している。外貨管理法には、外貨で規定する外貨とは、「転換性のある外国貨幣」等が属し（第3条）決済に使用できる外貨は「外貨管理機関が定めた外貨」と外貨管理機関の承認を受けた場合に、「定められた外貨以外の外貨」である（第8条）。また、国内での外貨現金の流通は

禁止されており（第6条）公民の外貨保有は国家の定めた範囲内のみとされている（第15条）。

直接投資で設立された、合併、合作、外国人企業と外国企業の支店は「外貨管理機関との合意の下に共和国の銀行に口座を開くことができ」、「必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる」（第18条）。非居住者取引は、羅先経済貿易地帯にある銀行に限って、外貨管理機関の承認の下に行うことができる（第19条）。

外貨現金や外貨有価証券、貴金属の持ち込みには、制限はないが（第22条）持ち出しは入国時に税関申告書で明らかにした金額に限られる（第23条）。ただし、羅先経済貿易地帯では、外貨現金と外貨有価証券を許可文書または税関申告書なしで共和国領域外に持ち出すことができることになっている（第24条）。外国投資企業で働く外国人は、賃金及びその他合法的に得た外貨の60%までに限って共和国領域外に送金し、又は持ち出すことができる（第28条）。

制裁として予定されているのは、罰金と不法に取引した外貨および物の没収、銀行取引の停止である（第29条）。また、重大な違反には、「情状に従い、行政的又は刑事的責任を負わせる。」（第31条）との規定があるが、実際にどのような責任追及がなされるかは明らかではない。

1999年2月の改正において変更されたのは、羅津・先鋒自由経済貿易地帯の名称変更などに伴う字句上の変更だけで、内容上の変更はない。なお、改正前の外貨管理法には施行規定が存在したが、2001年に発行された法規集には、施行規定は掲載されていない<sup>2</sup>。

## 2. 外国投資銀行法

外国投資銀行法は、1993年11月に制定され、1999年2月

<sup>1</sup> 詳しくは拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)」『ERINAREPORT』第48号(2002.10)15～19頁を参照。

<sup>2</sup> 前者にはユーロ、日本円などのいわゆるハードカレンシーが、後者には人民元、ルーブルなどが含まれる。筆者が2002年9月に見た平壤の普通江ホテルの外貨両替所のレート表示でも人民元は、ハードカレンシーのあとに列挙されており、ルーブルは表示されていない。

<sup>3</sup> 2002年9月に訪朝した際、現地の法学者に多くの法律の施行規定を含む行政法規が新しい法規集に収録されていないことについて関連して、それらが廃止されたのか、それとも有効なのかについて質問を行った。質問に対して、これまで制定された行政法規の多くは有効で、新しい法規集に収録されていないのは、法改正に伴う字句上の修正中であるからだという説明があった。これに対して、北朝鮮において、投資条件の詳細は施行規定によって規定されていることが多く、これを同時に改正し、法規集に掲載しないのは、外国の投資家にとって、北朝鮮の投資条件を知る手段が限られてしまうと反論したところ、旧規定の内容はほとんどそのまま受け継がれるため、それほど神経を使う必要はない、紙事情も悪いので、たびたび法規集を出版することは難しいという答えが返ってきた。確かに、北朝鮮国内の紙事情が悪いことは事実で、外国に出せる紙質の出版物を作るのは大変だろう。しかし、中国やベトナムなど周辺国の情報提供体制が北朝鮮のそれをはるかに上回っている状況の中で、投資誘致のための情報提供、法的透明性の拡大は急務である。インターネットや電子出版物で情報提供を行うなど、情報提供手段の多角化、高度化によって、紙事情は回避することができるし、北朝鮮にはそれを行うことができるだけの技術力もある。問題は、そのような力量を活用できない北朝鮮の現実であり、これは北朝鮮投資に対する魅力をも失わせてしまう。投資誘致のために、力量を集中できるシステムの構築が望まれる。

に改正された。この法律は、合弁銀行と外国銀行、外国銀行支店を設立することを許すことにより、「世界各国との金融分野における協力を拡大発展させることに寄与する」（第1条）ことを目的としている。このうち、合弁銀行は全領域で設立することが可能だが、外国銀行及び外国銀行支店は、羅先経済貿易地帯にのみ設立することができる（第2条）。この法律では、第2章で外国投資銀行の設立及び解散を規定し、第3章で外国投資銀行の資本金及び積立金、第4章で外国投資銀行の業務及び決算、第5章で制裁及び紛争解決を規定している。

北朝鮮で外国投資銀行が行うことのできる業務は、1.外国人投資企業、外国企業及び外国人の外貨預金、2.外貨貸付、当座預金残高超過支払業務、外貨手形の割引、3.外国為替業務、4.外貨投資、5.外貨債務及び契約義務履行に対する保証、6.外貨送金、7.輸出入物資代金決済、8.非居住者間の取引業務、9.外貨有価証券の売買、10.信託業務、11.信用調査及び相談業務などである（第23条）。自己資本金は「債務の保証額又は自己負担債務額の5%以上」保有することが義務づけられている。（第20条）。投資優遇として、1.営業期間が10年以上の場合、利益が生じる初年には企業所得税を免除し、その次の2年間は50%の範囲で軽減。2.北朝鮮の銀行及び企業に有利な条件で貸し付けて得た利子収入については取引税を免除、3.非居住者間で取引業務を行なって得た所得については税金を免除又は低率にし、預金支払準備金の免除することを定めている。法違反への制裁としては、罰金、営業中止が予定されている。

1999年2月の改正において変更されたのは、羅津・先鋒自由経済貿易地帯の名称変更などに伴う字句上の変更のほか、この法律の制定趣旨が追加された（第7条）ことにとどまっており、内容上の変更はない。旧条文には施行規則が存在したが、新条文に対応した施行規定の存在はまだ確認できていない。

### 3. 土地賃貸法

土地賃貸法は、「外国投資家及び外国投資企業に必要な土地を賃貸し、賃借した土地を利用する秩序を確立すること」（第1条）を目的とする、直接投資に関連する土地の賃貸、利用を規定する法律である。羅津・先鋒自由経済貿易地帯が1991年末に設置され、外国からの投資に伴う土地の利用を円滑に行うために、1993年10月に制定された。羅先経済貿易地帯だけでなく、全国的に通用する法律である。

国家が土地を所有する北朝鮮において、直接投資を行う当事者は、土地を所有するのではなく、賃貸することによって利用することになっている。海外直接投資関連の基本法である『外国人投資法』では、「外国投資家及び外国人投資企業設立に必要な土地を最高50年までの期間で賃貸する」（第15条）することが規定されており、土地賃貸法は、この規定を具体化するための立法であるといえる。

土地賃貸法では、第1章で土地賃貸法の基本原則を定め、第2章で土地の賃貸方法、第3章で土地利用権の譲渡及び抵当、第4章で土地の賃貸料、第5章で土地利用権の返還、第6章で制裁及び紛争解決を規定している。土地の賃貸は、中央国土環境保護指導機関の承認の下に行うことになっているが、土地賃貸借契約は、道（直轄市）人民委員会または羅先市人民委員会の国土環境保護部署が締結する（第4条）。ただし、土地を出資することにより、合弁、合作を行おうとする国内企業は「企業所所在地の道（直轄市）人民委員会又は羅先市人民委員会の承認を受けて当該土地利用権を有することができる」（第5条）との規定がなされている。賃借した土地の利用権は、賃借者の財産権となり（第7条）、土地を賃貸する機関の承認を受けて、賃借した土地の全部又は一部に該当する利用権を第三者に譲渡（販売、転貸借、贈与、相続）したり、抵当に入れりすることができる（第15条）。

土地の賃貸は、協商の方法を原則とし、羅先経済貿易地帯では、入札と競売の方法も許容されている（第9条）。土地の賃貸にかかる費用としては、土地賃貸料と土地開発費がある。前者は、土地利用権を移転する価格と土地を利用する価格に分けて規定されており（第28条）、後者は土地整理、道路建設、上下水道、電気、通信、暖房設備などインフラ建設に要した費用が含まれる（第29条）。推奨部門と羅先経済貿易地帯に投資する場合には、土地使用料を10年まで軽減または免除することができる規定も置かれている（第33条）が、土地開発費が免除されるという規定はない。北朝鮮において土地使用料は、インフラ建設に要した費用を外国の投資者に支払わせることを前提とした体系となっており、土地開発費の方が土地使用料より高額になる可能性もあるので、諸外国との比較を行う時には、注意が必要である。

土地賃貸法も、他の多くの対外経済関係法と同じく、1999年2月に改正された。主要な変更点は、従来羅津・先鋒自由経済貿易地帯にあった一部の投資案件に対する許認可権がすべて中央政府に集中された結果として、土地賃貸に対する承認権が中央政府に一本化されたこと（第4条）<sup>4</sup>、

<sup>4</sup> ただし、契約の締結は、各道（直轄市）羅先市の人民委員会と行うことになるため、中央政府の承認だけでなく、現地の地方政府との調整も行わなければならないのは、以前と同じである。

土地賃貸料を延滞した場合の延滞料が1日あたり土地使用料の0.1%であったものが、0.2%になったことがあげられる。また、改正前の土地賃貸法には詳細な施行規定が存在したが、今回の改正後に出版された法規集には、施行規定は含まれてはいない。今後、新たな施行規定が発表されるであろうが、土地賃貸に関する手続については、そちらを参照する必要がある。

#### 4. 外国投資企業及び外国人税金法

外国投資企業及び外国人税金法は、1985年3月に制定された合弁会社所得税法と外国人所得税法が集約されて、1993年1月に現在の名称となったものである。この法律は、1999年2月に改正された後、2001年5月にも改正が行われている。ここでは、1993年1月に制定されたものと、2001年5月に改正されたものを比較して検討することにする。

この法律は、「本法は、共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人に適用する。」(第6条)と、直接投資を行う企業のほか、外国企業の支店や営業所、北朝鮮で働く外国人の税金について総合的に規定する。第1章で外国投資企業及び外国人税金法の基本、第2章で企業所得税、第3章で個人所得税、第4章で財産税、第5章で相続税、第6章で取引税、第7章で営業税、第8章で地方税、第9章で制裁及び申訴を規定している。

企業所得税の課税対象は、「生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の企業活動を行なって得た所得並びに利子所得、配当所得、固定資産の賃貸及び販売所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得をはじめとしたその他の所得」(第8条)である。また、北朝鮮の法人である外国人投資企業については、全世界所得が課税対象となる。税率は、決算利潤の25% (羅先経済貿易地帯では14%、特別な推奨部門では10%) である (第9条)。配当、利子、賃貸、特許料使用料等に対する企業所得税率は、20% (羅先では10%) である (第10条)。また、有利な資金提供、推奨部門、羅先経済貿易地帯に設立された企業などに対する優遇税制 (第15条)、利潤の再投資に対する優遇 (第16条) についても規定している。

個人所得税の課税対象者は、「共和国領域内で所得を得た外国人」と「共和国領域内に1年以上滞留し、又は居住する外国人」であり、前者は北朝鮮で得た所得に対して、後者は全世界所得に対して、個人所得税を納めなければならない。個人所得税の税率は、労働報酬に対しては、所得

に応じた累進課税となっており、5~30%である。利子、配当、固定資産賃貸、知的所有権およびノー・ハウの提供に対しては20%、贈与は所得が1万ウォン以上の場合2~15%、財産販売に対しては25%となっている。

財産税とは、「共和国領域内に所有する建物、船舶及び飛行機」に対して課税される税金である。羅先経済貿易地帯内では、建物に対する財産税が5年間免除される (第25条)。財産税の税率は、居住地の財政機関に登録した価格 (評価価格) の1~1.4%となっている (第28条)。

相続税は、「共和国領域内にある財産」を相続する場合と、「共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続した場合」に課税される。税率は、当該相続財産を相続するときの価格から被相続人の債務を清算した残りの金額の6~30%である (第31条)。

取引税とは、生産部門の外国投資企業が生産物の販売収益金に対して課する税金である (第37~38条)。税率は、生産物販売額の1~15%である。輸出商品については、輸出が制限されているものを除き免除、羅先経済貿易地帯では、50%の軽減措置がある (第39条)。

営業税とは、交通運輸、動力、商業、貿易、金融、保険、観光、広告、旅館、給養 (飲食)、娯楽、衛生便宜等のサービス部門と建設部門のサービス収入と建設物引渡収入に対して課される税金である (第43~44条)。税率は、当該収入金の2~10%である (第45条)。羅先経済貿易地帯においては、商業、給養業、娯楽業以外の業種について、50%の軽減措置がある (第48条)。

外国投資企業および外国人が納付すべき地方税には、都市経営税と自動車利用税がある。前者は、「公園、道路、汚物処理施設等の公共施設を管理するため」(第50条)である。税率は、外国投資企業の月労働賃金総額または居住する外国人の月収入額の1%である。自動車利用税は、自動車の利用に対して年間20~220ウォンである<sup>5</sup>。

この法律に対する違反への制裁としては、延滞料 (1日当たり、0.3%)、罰金が規定されており、「重大な結果を引き起こした場合」には、行政的または刑事的責任も予定されている。また、紛争解決手段としては、申訴と訴訟が予定されている。ただし、民事訴訟法には訴訟当事者として、予算制の国家機関は含まれていないため、財政機関との意見相違等の紛争が発生した場合の訴訟手続の詳細は不明である。

1993年に制定された条文と、2001年に改正された条文とを比較すると、(1) 営業税が新設され、サービス部門およ

<sup>5</sup> 2002年7月の物価、賃金の改定以降、この金額がどのようになったかは不明である。

び建設部門に対しては取引税ではなく、営業税を課税することになったこと、(2)旧条文では、付録で詳細に税率を規定していたのが、新条文では税率の幅を規定するのみとなり、実際の税額は別に規定をおくことになったこと<sup>6</sup>、(3)地方税のうち、登録免許税の規定がなくなったこと、(4)企業所得について「生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の」と例示が行われたこと、(5)「工業所有権」が「知的所有権」になったことなどがあげられる。また、税率も旧条文の付録で規定されているものよりも、新条文の方が高くなっているものが多い。旧条文には施行規則が存在したが、新条文に対応した施行規定の存在はまだ確認できていない。

## 5. 環境保護法

環境保護法は、1986年4月に制定され、1999年3月に改正された、環境保護についての国家の総合的な方針を規定している法律である。第1章で環境保護法の基本原則、第2章で自然環境の保存及び造成、第3章で環境汚染防止、第4章で環境保護に対する指導統制を規定している。第1章では、公害を防ぐための予防対策を重視し(第4条)都市や農村の建設、工場、企業所をはじめとする産業施設の配置において環境保護対策を講じること(第3条)を規定している。また、「国家は、環境保護分野において、外国及び国際機構との交流及び協力を発展させる。」と(第8条)環境分野での国際協調を規定している。

第2章では、自然環境の保護のために、自然環境保護区、植物保護区、水産資源保護区等の自然環境保護区と特別保護区を置くことを規定している(第11条)。また、国土管理総動員月間、植樹月間、都市美化月間等の国土環境保護月間を定めて(第18条)自然保護についての啓蒙を行うことを規定している。

第3章では、工場、企業所などに対する環境汚染防止対策について規定すると同時に、都市における環境整備、上下水道の整備、船舶による汚染物質の投棄の禁止、都市計画における工業地区と住宅地区の分離など、幅広い分野について広く浅く規定を行っている。

第4章では、環境保護行政に関する規定と、この法律の規定に反した場合の制裁措置が規定されている。制裁措置としては、工場などの操業停止、当該建物、施設物の撤収、違法行為に利用された物資および金銭を没収、また破壊さ

れた環境の原状回復が例示されており、その他情状に応じて、行政的及び刑事的責任を負わせる旨の規定がある。

1999年の改正では、旧規定の第4章「環境保護に対する指導管理」、第5章「環境被害に対する損害補償及び制裁」が統合され、「環境保護に対する指導統制」となり、環境保護秩序違反により損害を被った企業や公民の損害賠償請求権が削除されている。また、上下水道の整備について「飲み水の濾過消毒を厳格に行い、住民に水質基準を正確に保障した飲み水を供給しなければならない。」(第25条)と水質基準の遵守を強調した内容に変更されている。また、13年間の法律の運用を反映して、漠然とした環境保護規定から、排出基準等の基準値の遵守を基本とする規定と変化している。さらに、この間の国際関係の変化を反映して、「わが国に友好的に接するすべての国」との交流、協力から、一般的な「外国及び国際機構」との交流、協力を行うように規定が変更されている。

## おわりに

以上、外貨管理法、外国投資銀行法、土地賃貸法、外国投資企業及び外国人税金法、環境保護法について、その内容を紹介し、主要な改正点を指摘してきた。1999年以降の改正は、1998年憲法改正に伴う国家機関の改編を反映した字句の修正、羅先経済貿易地帯に付与されていた投資案件の承認権の中央への返上、これまでの法運用経験の反映が内容の中心となっている。

今回の改正を見る限り、対外経済関係法に関しては、環境の変化に伴って、法規を逐次改正していく流れが北朝鮮においても定着したと考えられる。投資環境の透明性確保という点から、この流れは評価できる。ただし、今回の改正後に出版された法規集には、改正前の法律に存在した施行規定が掲載されていない。現在、改正作業が進んでいるようであるが、重要な手続規定が多く規定されている施行規定が法規集から落ちてしまうという事実は、外国の投資家が何を必要としているかを、北朝鮮の投資促進にあたる当事者がしっかりと認識していないのではないかという疑いを抱かせる。魅力ある投資環境を作るには、積極的に投資環境に関する情報を公開し、リスクを含めた投資環境の全貌が外国の投資家にわかるようにするシステムを樹立することが必要である。

<sup>6</sup> 現在北朝鮮で発行されている法規集には、以前は存在した税率の詳細を規定する施行規定は含まれていないので、投資環境の透明性の観点からは後退だと指摘せざるを得ない。新条文に対応した施行規定の早期の公表が必要である。

資料（筆者による翻訳）

1.朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法

チュチェ82（1993）年1月31日 最高人民会議常設会議決定第27号として採択  
 チュチェ88（1999）年2月26日 最高人民会議常任委員会政令第484号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 外貨管理法の基本</b>		<b>第一章 外貨管理法の基本</b>	
1	朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法は、外貨収入を増やし、外貨を合理的に利用して人民経済を絶え間なく発展させ、対外経済関係を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法は、外貨収入を増やし、外貨を合理的に利用して人民経済を絶え間なく発展させ、対外経済関係を拡大発展させることに寄与する。
2	本法は、外貨取引、外貨有価証券の発行及び外貨現金並びに有価証券及び貴金属の搬出入と関連した原則及び秩序を規定する。	2	本法は、外貨取引、外貨有価証券の発行及び外貨現金並びに有価証券及び貴金属の搬出入と関連した原則及び秩序を規定する。
3	外貨には転換性のある外国貨幣、国家債券、転換可能会社債券をはじめとする外貨有価証券、手形、小切手、譲渡性預金証書をはじめとする外貨支払手段、その他外貨資金及び装飾品でない金、銀、白金及び国際金融市場で取り引きされる金貨、銀貨等の貴金属が属する。	3	外貨には転換性のある外国貨幣、国家債券、転換可能会社債券をはじめとする外貨有価証券、手形、小切手、譲渡性預金証書をはじめとする外貨支払手段、外貨資金、装飾品でない金、銀及び白金並びに国際金融市場で取り引きされる金貨、銀貨等の貴金属が属する。
4	国家は、外貨管理機関を通じて共和国領域内で取り引きされる外貨を掌握して管理する。	4	国家は、外貨管理機関を通じて外貨を掌握して管理する。
5	朝鮮民主主義人民共和国の外貨が替業務を行う専門銀行は、貿易銀行である。その他の銀行も外貨管理機関の承認を受けて、外貨が替業務を担当することができる。	5	朝鮮民主主義人民共和国の外貨が替業務を行う専門銀行は、貿易銀行である。その他の銀行も外貨管理機関の承認を受けて、外貨が替業務を担当することができる。
6	朝鮮民主主義人民共和国領域内では、外貨現金を流通させることはできない。外貨現金を使用しようとする場合には、朝鮮ウォンと交換してのみ使うことができる。外貨の売買、預貯金及び抵当は、外貨が替交換業務を担当する銀行を通じてのみ行うことができる。	6	朝鮮民主主義人民共和国領域内では、外貨現金を流通させることはできない。外貨現金を使用しようとする場合には、朝鮮ウォンと交換してのみ使うことができる。外貨の売買、預貯金及び抵当は、外貨が替交換業務を担当する銀行を通じてのみ行うことができる。
7	朝鮮ウォンの外貨が替相場は、外貨管理機関が定める。	7	朝鮮ウォンの外貨が替相場は、外貨管理機関が定める。
8	わが国と外国との間で決済することのできる外貨は、外貨管理機関が定める。外貨管理機関の承認を受けて定められた外貨以外の外貨でも決済することができる。	8	わが国と外国との間で決済することのできる外貨は、外貨管理機関が定めた外貨とする。外貨管理機関の承認を受けて、定められた外貨以外の外貨でも決済することができる。
9	朝鮮民主主義人民共和国領域内で合法的に得た外貨は、法的に保護され、相続することができる。	9	合法的に得た外貨は、法的に保護され、相続することができる。
10	本法は、外貨を利用するわが国の機関、企業所、団体及び公民に適用する。共和国領域内で外貨を利用する外国機関、外国投資企業、外国投資家、外国人及び共和国領域外に居住する朝鮮同胞にも本法を適用する。	10	本法は、外貨を利用するわが国の機関、企業所、団体及び公民に適用する。共和国領域内で外貨を利用する外国機関、外国投資企業、外国投資家、外国人及び朝鮮同胞にも本法を適用する。
<b>第二章 外貨の利用</b>		<b>第二章 外貨の利用</b>	
11	外貨は、次の各号に掲げる取引に利用することができる。 1.貿易契約及び支払協定に基づく取引 2.貿易外の取引 3.銀行で朝鮮ウォンを売買する取引 4.資本取引	11	外貨は、次の各号に掲げる取引に利用することができる。 1.貿易契約及び支払協定に基づく取引 2.貿易外の取引 3.銀行で朝鮮ウォンを売買する取引 4.資本取引
12	対外経済取引に基づく決済は、送金、代金請求、支払委託等の方法で行う。	12	対外経済取引に基づく決済は、送金、代金請求、支払委託等の方法で行う。
13	わが国の機関、企業所、団体は、収入となる外貨を朝鮮ウォンに交換して自身の口座に預けなければならない。 外貨は、外貨管理機関の承認を受け、指定された指標及び項目にのみ使用しなければならない。	13	わが国の機関、企業所、団体は、収入となる外貨を朝鮮ウォンに交換して自身の口座に預けなければならない。 外貨は、外貨管理機関の承認を受け、指定された指標及び項目にのみ使用しなければならない。
14	外貨有価証券を発行しようとするわが国の機関、企業所は、当該機関の承認を受けなければならない。	14	外貨有価証券を発行しようとするわが国の機関、企業所は、当該機関の承認を受けなければならない。
15	共和国公民は、外貨を国家の定めた基準内でのみ保有し、その基準を超える外貨は国内の銀行に販売又は預金しなければならない。	15	共和国公民は、合法的に得た外貨を国家の定めた基準内でのみ保有し、その基準を超える外貨は国内の銀行に販売又は預金しなければならない。
16	外国人は、国外から送金された外貨又は合法的に得た外貨を共和国の銀行に預金又は販売することができる。	16	外国人は、国外から送金された外貨又は合法的に得た外貨を共和国の銀行に預金又は販売することができる。
17	銀行は、外貨預金について秘密を保障し、該当する利子を計算して支払う。	17	銀行は、外貨預金について秘密を保障し、該当する利子を計算して支払う。
18	共和国領域内に常駐する外国の大使館、領事館、貿易代表部等の外国機関は、貿易銀行に口座を設けなければならない。 外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、共和国の銀行に口座を設けることができる。 必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる。	18	共和国領域内に常駐する外国の大使館、領事館、貿易代表部等の外国機関は、貿易銀行に口座を設けなければならない。 外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、共和国の銀行に口座を設けることができる。 必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる。
19	自由経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を担当することができる。	19	羅先経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を担当することができる。
20	外国投資企業は、経営活動に必要な外貨資金の貸付を共和国の銀行から受けることができる。	20	外国投資企業は、経営活動に必要な外貨資金の貸付を共和国の銀行から受けることができる。
21	外貨利用に対する監督統制は、外貨管理機関及び当該監督統制機関が行う。外貨を利用する機関、企業所、団体は、四半期、年間の外貨貸借対照表を外貨管理機関に提出しなければならない。	21	外貨利用に対する監督統制は、外貨管理機関及び当該監督統制機関が行う。外貨を利用する機関、企業所、団体は、四半期、年間の外貨貸借対照表を外貨管理機関に提出しなければならない。
<b>第三章 外貨の搬出入</b>		<b>第三章 外貨の搬出入</b>	
22	外貨現金、外貨有価証券及び貴金属は、制限なく共和国に搬入することができる。	22	外貨現金、外貨有価証券及び貴金属は、制限なく共和国に搬入することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
23	外貨現金は、銀行の発行した外貨交換証明文書又は入国時に税関申告書で明らかにした金額の範囲内でのみ、共和国領域外に持ち出すことができる。	23	外貨現金は、銀行の発行した外貨交換証明文書又は入国時に税関申告書で明らかにした金額の範囲内でのみ、共和国領域外に持ち出すことができる。
24	外貨有価証券は、外貨管理機関の承認を受けて共和国領域外に持ち出すことができる。入国時に税関に申告した外貨有価証券は、承認を受けなくても持ち出すことができる。	24	外貨有価証券は、外貨管理機関の承認を受けてはじめて共和国領域外に持ち出すことができる。入国時に税関に申告した外貨有価証券は、承認を受けなくても持ち出すことができる。
25	自由経済貿易地帯では、外貨現金、外貨有価証券を当該文書又は税関申告書なしで共和国領域外に持ち出すことができる。	25	羅先経済貿易地帯では、外貨現金、外貨有価証券を当該文書又は税関申告書なしで共和国領域外に持ち出すことができる。
26	貴金属は、中央銀行の承認を受けて共和国領域外に持ち出すことができる。入国時に持ち込んだ貴金属は、税関に申告した範囲内でのみ持ち出すことができる。	26	貴金属は、中央銀行の承認を受けて共和国領域外に持ち出すことができる。入国時に持ち込んだ貴金属は、税関に申告した範囲内でのみ持ち出すことができる。
27	外国投資家は、共和国領域外に企業運営で得た利潤及び他の所得金を税金なしにすべて送金し、又は自己の資本に制限なく移転することができる。	27	外国投資家は、共和国領域外に企業運営で得た利潤及び他の所得金を税金なしにすべて送金し、又は自己の資本に制限なく移転することができる。
28	外国投資企業で働く外国人は、賃金及びその他合法的に得た外貨の60%までを共和国領域外に送金し、又は持ち出すことができる。	28	外国投資企業で働く外国人は、賃金及びその他合法的に得た外貨の60%までを共和国領域外に送金し、又は持ち出すことができる。
<b>第四章 制裁</b>		<b>第四章 制裁</b>	
29	外貨管理秩序に反した者には、情状に従い、罰金を科し、不法に取り引きした外貨及び物を没収する。 必要な場合には、銀行取引を中止させることができる。	29	外貨管理秩序に反した者には、情状に従い、罰金を科し、不法に取り引きした外貨及び物を没収する。 必要な場合には、銀行取引を中止させることができる。
30	外貨管理秩序に反して外貨の損害を与えた場合には、該当する損害を外貨で補償させることができる。	30	外貨管理秩序に反して外貨の損害を与えた場合には、該当する損害を外貨で補償させることができる。
31	本法に反して重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任者及び公民は、情状に従い、行政的又は刑事的責任を負う。	31	本法に反して重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任者及び公民には、情状に従い、行政的又は刑事的責任を負わせる。

## 2.朝鮮民主主義人民共和国外国投資銀行法

チュチェ82(1993)年11月24日 最高人民会議常設会議決定第42号として採択

チュチェ88(1999)年2月26日 最高人民会議常任委員会政令第484号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 外国投資銀行法の基本</b>		<b>第一章 外国投資銀行法の基本</b>	
1	朝鮮民主主義人民共和国外国投資銀行法は、世界各国との金融分野における協力を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国外国投資銀行法は、世界各国との金融分野における協力を拡大発展させることに寄与する。
2	外国投資家は、共和国領域内に外国投資銀行を設立運営することができる。外国投資銀行には、合併銀行、外国銀行及び外国銀行が属する。外国銀行及び外国銀行支店は、自由経済貿易地帯にのみ設立することができる。	2	外国投資家は、共和国領域内に外国投資銀行を設立運営することができる。外国投資銀行には、合併銀行、外国銀行及び外国銀行が属する。外国銀行及び外国銀行支店は、羅先経済貿易地帯にのみ設立することができる。
3	外国投資銀行は、銀行財産に対する所有権を有し、経営活動において独自性をもつ。	3	外国投資銀行は、銀行財産に対する所有権を有し、経営活動において独自性をもつ。
4	国家は、共和国領域内に設立された外国投資銀行の合法的権利及び利益を保護する。	4	国家は、共和国領域内に設立された外国投資銀行の合法的権利及び利益を保護する。
5	外国投資銀行の管理運営は、朝鮮民主主義人民共和国の当該法及び規定に従い行う。	5	外国投資銀行の管理運営は、朝鮮民主主義人民共和国の当該法規に従い行う。
6	外国投資銀行に対する監督統制は、中央銀行機関及び外貨管理機関が行う。	6	外国投資銀行に対する監督統制は、中央銀行機関及び外貨管理機関が行う。
7	共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い、共和国領域内に投資し、銀行を設立運営することができる。	7	本法は、外国投資銀行の設立、運営、解散と関連する原則及び秩序を規制する。
<b>第二章 外国投資銀行の設立及び解散</b>		<b>第二章 外国投資銀行の設立及び解散</b>	
8	共和国領域内に外国投資銀行を設立しようとする投資家は、銀行名、責任者の氏名及び略歴、登録資本金、払込済資本金、運営資金、出資比率、業務内容等を明らかにした銀行設立申請書を中央銀行に提出しなければならない。	8	共和国領域内に外国投資銀行を設立しようとする投資家は、銀行名、責任者の氏名及び略歴、登録資本金、払込済資本金、運営資金、出資比率、業務内容等を明らかにした銀行設立申請書を中央銀行に提出しなければならない。
9	合併銀行の設立申請は、合併当事者が行う。合併当事者は、銀行設立申請書に定款、経済見積書、合併契約書、銀行管理成員名簿、外国為替業務承認文書写本、投資家の営業許可証写本等を添付しなければならない。	9	合併銀行の設立申請は、合併当事者が行う。合併当事者は、銀行設立申請書に定款、経済見積書、合併契約書、銀行管理成員名簿、外国為替業務承認文書写本、投資家の営業許可証写本等を添付しなければならない。
10	外国銀行の設立申請は、外国投資家が行う。外国投資家は、銀行設立申請書に定款、経済見積書、銀行管理成員名簿、投資家の貸借対照表、営業許可証写本、外国為替業務承認文書写本等を添付しなければならない。	10	外国銀行の設立申請は、外国投資家が行う。外国投資家は、銀行設立申請書に定款、経済見積書、銀行管理成員名簿、投資家の貸借対照表、営業許可証写本、外国為替業務承認文書写本等を添付しなければならない。
11	外国銀行支店の設立申請は、本店が行う。外国銀行本店は、銀行設立申請書に本店の定款、年次報告書、貸借対照表、損益計算書及び本店の営業許可証写本、支店の税務及び債務について責任を負う旨の保証書、支店の経済見積書、銀行管理成員名簿、外国為替業務承認文書写本等を添付しなければならない。	11	外国銀行支店の設立申請は、本店が行う。外国銀行本店は、銀行設立申請書に本店の定款、年次報告書、貸借対照表、損益計算書及び本店の営業許可証写本、支店の税務及び債務について責任を負う旨の保証書、支店の経済見積書、銀行管理成員名簿、外国為替業務承認文書写本等を添付しなければならない。
12	中央銀行は、銀行設立申請書を受理した日から50日以内に、銀行設立を承認又は否決する決定を行わなければならない。	12	中央銀行は、銀行設立申請書を受理した日から50日以内に、銀行設立を承認又は否決する決定を行わなければならない。
13	銀行設立を申請した者は、銀行設立を承認された日から30日以内に、銀行所在地の道(直轄市)行政経済委員会に銀行設立登録を行い、営業許可証を受け取り、営業許可を受けた日から20日以内に、所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。	13	銀行設立を申請した者は、銀行設立を承認された日から30日以内に、銀行所在地の道(直轄市)人民委員会に銀行設立登録を行い、営業許可証を受け取り、営業許可を受けた日から20日以内に、所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。



旧条	旧条文	新条	新条文
14	外国投資銀行は、承認された営業期間の満了、銀行の統合、支払能力の不足、契約義務の不履行、自然災害等の事由で営業を継続できない場合に解散する。 この場合、30日前に中央銀行に申請して解散承認を受け、当該委員会の監督の下に清算事業が終了次第、銀行設立登録機関に登録取消手続を行わなければならない。	14	外国投資銀行は、承認された営業期間の満了、銀行の統合、支払能力の不足、契約義務の不履行、自然災害等の事由で営業を継続できない場合に解散する。 この場合、30日前に中央銀行に申請して解散承認を受け、当該委員会の監督の下に清算事業が終了次第、銀行設立登録機関に登録取消手続を行わなければならない。
15	外国投資銀行は、営業期間の終了後も銀行業務を継続しようとする場合、終了6カ月前に中央銀行に申請し、営業期間延長の承認を受けなければならない。	15	外国投資銀行は、営業期間の終了後も銀行業務を継続しようとする場合、終了6カ月前に中央銀行に申請し、営業期間延長の承認を受けなければならない。
16	外国投資銀行は、定款を改正又は銀行を統合、分離して登録資本金、運営資金及び営業所を変更し、業種を増減し、責任者及び副責任者を替えようとする場合、30日前に中央銀行に申請して承認を受け、登録変更手続を行わなければならない。	16	外国投資銀行は、定款を改正又は銀行を統合、分離して登録資本金、運営資金及び営業所を変更し、業種を増減し、責任者及び副責任者を替えようとする場合、30日前に中央銀行に申請して承認を受け、登録変更手続を行わなければならない。
17	外国投資銀行の投資家は、中央銀行の承認の下に、投資した資本の一部又は全部を第三者に譲渡することができる。この場合、譲渡する合併銀行の一方の出資者は、相手側の出資者と合意しなければならない。	17	外国投資銀行の投資家は、中央銀行の承認の下に、投資した資本の一部又は全部を第三者に譲渡することができる。この場合、譲渡する合併銀行の一方の出資者は、相手側の出資者と合意しなければならない。
<b>第三章 外国投資銀行の資本金及び積立金</b>		<b>第三章 外国投資銀行の資本金及び積立金</b>	
18	合併銀行及び外国銀行は、登録資本金を朝鮮ウォン3,000万ウォン以上に該当する転換性外貨で、一次払込済資本金を登録資本金の50%以上所有しなければならない。 外国銀行支店は、運営資金を朝鮮ウォン800万ウォン以上に該当する転換性外貨で保有しなければならない。	18	合併銀行及び外国銀行は、登録資本金を朝鮮ウォン3,000万ウォン以上に該当する転換性外貨で、一次払込済資本金を登録資本金の50%以上所有しなければならない。 外国銀行支店は、運営資金を朝鮮ウォン800万ウォン以上に該当する転換性外貨で保有しなければならない。
19	営業許可を受けようとする外国投資銀行は、銀行設立承認を受けた日から30日以内に一次払込済資本金及び運営資金を中央銀行が指定した銀行に預金し、簿記検証事務所の確認を受けなければならない。	19	営業許可を受けようとする外国投資銀行は、銀行設立承認を受けた日から30日以内に一次払込済資本金及び運営資金を中央銀行が指定した銀行に預金し、簿記検証事務所の確認を受けなければならない。
20	外国投資銀行は、自己資本金を債務の保証額又は自己負担債務額の5%以上に該当する規模で保有しなければならない。	20	外国投資銀行は、自己資本金を債務の保証額又は自己負担債務額の5%以上に該当する規模で保有しなければならない。
21	合併銀行及び外国銀行は、予備基金を登録資本金の25%に達するときまで、毎年、年間決算利益金から5%を差し引いて積み立てなければならない。 予備基金は、決算で生じた損失金の補償又は資本金の増加にのみ使用する。	21	合併銀行及び外国銀行は、予備基金を登録資本金の25%に達するときまで、毎年、年間決算利益金から5%を差し引いて積み立てなければならない。 予備基金は、決算で生じた損失金の補償又は資本金の増加にのみ使用する。
22	外国投資銀行は、賞金基金、文化厚生基金、技術発展基金等の必要な基金を積み立てることができる。 基金の種類、規模及び積立比率は、外国投資銀行が定める。	22	外国投資銀行は、賞金基金、文化厚生基金、技術発展基金等の必要な基金を積み立てることができる。 基金の種類、規模及び積立比率は、自身で定める。
<b>第四章 外国投資銀行の業務及び決算</b>		<b>第四章 外国投資銀行の業務及び決算</b>	
23	外国投資銀行は、次の各号に掲げる業務の一部又は全部を行うことができる。 1.外国人投資企業、外国企業及び外国人の外貨預金 2.外貨貸付、当座預金残高超過支払業務、外貨手形の割引 3.外国為替業務 4.外貨投資 5.外貨債務及び契約義務履行に対する保証 6.外貨送金 7.輸出入物資代金決済 8.非居住者間の取引業務 9.外貨有価証券の売買 10.信託業務 11.信用調査及び相談業務 12.その他の業務	23	外国投資銀行は、次の各号に掲げる業務の一部又は全部を行うことができる。 1.外国人投資企業、外国企業及び外国人の外貨預金 2.外貨貸付、当座預金残高超過支払業務、外貨手形の割引 3.外国為替業務 4.外貨投資 5.外貨債務及び契約義務履行に対する保証 6.外貨送金 7.輸出入物資代金決済 8.非居住者間の取引業務 9.外貨有価証券の売買 10.信託業務 11.信用調査及び相談業務 12.その他の業務
24	外貨投資銀行は、一つの企業に自己資本金の25%を超過する金額を貸し出すことができない。	24	外貨投資銀行は、一つの企業に自己資本金の25%を超過する金額を貸し出すことができない。
25	外国投資銀行は、所在地の中央銀行支店に口座を設け、預金支払準備金を置かななければならない。	25	外国投資銀行は、所在地の中央銀行支店に口座を設け、預金支払準備金を置かななければならない。
26	外国投資銀行の決算年度は、1月1日から12月31日までである。 年間業務決算は、翌年2月以内に行う。	26	外国投資銀行の決算年度は、1月1日から12月31日までである。 年間業務決算は、翌年2月以内に行う。
27	外国投資銀行は、簿記検証事務所の確認を受けた年間貸借対照表及び損益計算書を年間業務決算が終了した日から30日以内に、四半期貸借対照表及び必要な業務統計を次の四半期の初月15日以内に、外貨管理機関に提出しなければならない。	27	外国投資銀行は、簿記検証事務所の確認を受けた年間貸借対照表及び損益計算書を年間業務決算が終了した日から30日以内に、四半期貸借対照表及び必要な業務統計を次の四半期の初月15日以内に、外貨管理機関に提出しなければならない。
28	外国投資銀行は、次の各号に掲げる優待を受ける。 1.営業期間が10年以上の場合、利益が生じる初年には企業所得税を免除し、その次の2年間は50%の範囲で軽減することができる。 2.わが国の銀行及び企業に有利な条件で貸し付けて得た利子収入については取引税を免除する。 3.非居住者間で取引業務を行なって得た所得については税金を免除又は低率にし、預金支払準備金を置かない。 4.銀行を営んで得た所得及び銀行を清算して残った資金は、共和国の外貨管理及び関連した法及び規定に従い、国外に無税で送金することができる。	28	外国投資銀行は、次の各号に掲げる優待を受ける。 1.営業期間が10年以上の場合、利益が生じる初年には企業所得税を免除し、その次の2年間は50%の範囲で軽減することができる。 2.わが国の銀行及び企業に有利な条件で貸し付けて得た利子収入については取引税を免除する。 3.非居住者間で取引業務を行なって得た所得については税金を免除又は低率にし、預金支払準備金を置かない。 4.銀行を営んで得た所得及び銀行を清算して残った資金は、共和国の外貨管理及び関連した法及び規定に従い、共和国領域外に無税で送金することができる。
<b>第五章 制裁及び紛争の解決</b>		<b>第五章 制裁及び紛争の解決</b>	
29	外国投資銀行は、次の各号に掲げる場合に罰金を支払う。 1.承認なく責任者、副責任者を交替又は銀行の位置を変更した場合 2.予備基金を定めた規模通りに積み立てなかった場合 3.業務検閲を妨害又は検閲に支障を与えた場合 4.定期報告文書を定められた期間に提出しなかったり、事実と反して作成、提出した場合	29	外国投資銀行は、次の各号に掲げる場合に罰金を支払う。 1.承認なく責任者、副責任者を交替し、又は銀行の位置を変更した場合 2.予備基金を定めた規模通りに積み立てなかった場合 3.業務検閲を妨害し、又は検閲に支障を与えた場合 4.定期報告文書を定められた期間に提出せず、又は事実と反して作成、提出した場合

旧条	旧条文	新条	新条文
30	外国投資銀行が承認された業種以外の業務を行った場合、承認なく定款を改正した場合又は登録資本金及び運営資金を増減した場合には、営業を中止させることができる。	30	外国投資銀行が承認された業種以外の業務を行った場合、承認なく定款を改正した場合又は登録資本金及び運営資金を増減した場合には、営業を中止させることができる。
31	銀行設立申請者が営業許可を受けた日から10カ月以内に、銀行業務を開始しない場合には、銀行設立承認を取り消すことができる。	31	銀行設立申請者が営業許可を受けた日から10カ月以内に、銀行業務を開始しない場合には、銀行設立承認を取り消すことができる。
32	銀行業務と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決する。	32	銀行業務と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続で解決する。

### 3.朝鮮民主主義人民共和国土地賃貸法

チュチュエ82(1993)年10月27日 最高人民会議常設会議決定第40号として採択

チュチュエ88(1999)年2月26日 最高人民会議常任委員会政令第484号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 土地賃貸法の基本</b>		<b>第一章 土地賃貸法の基本</b>	
1	朝鮮民主主義人民共和国土地賃貸法は、外国投資家及び外国投資企業に必要な土地を賃貸し、賃借した土地を利用する秩序の確立することに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国土地賃貸法は、外国投資家及び外国投資企業に必要な土地を賃貸し、賃借した土地を利用する秩序を確立することに寄与する。
2	外国の法人及び個人は、共和国の土地を借り受けて利用することができる。共和国領域外に居住する朝鮮同胞も、本法に基づき土地を借り受けて利用することができる。	2	外国の法人及び個人は、共和国の土地を借り受けて利用することができる。
3	土地賃借者は、土地利用権を有する。 賃貸した土地にある天然資源及び埋蔵物は、土地利用権の対象に属さない。	3	土地賃借者は、土地利用権を有する。 賃貸した土地にある天然資源及び埋蔵物は、土地利用権の対象に属さない。
4	土地の賃貸は、国土管理機関が統一的去る。 自由経済貿易地帯での土地の賃貸は、地帯当局が行う。	4	土地の賃貸は、中央国土環境保護指導機関の承認の下で行う。 土地賃貸借契約は、道(直轄市)人民委員会又は羅先市人民委員会の国土環境保護部署が締結する。
5	合併企業、合作企業に土地を出資する共和国の機関、企業所、団体は、国土管理機関の承認を受けて土地利用権を有することができる。	5	合併企業、合作企業に土地を出資しようとするわが国の機関、企業所、団体は、企業所所在地の道(直轄市)人民委員会又は羅先市人民委員会の承認を受けて当該土地利用権を有することができる。
6	土地賃貸期間は『朝鮮民主主義人民共和国外国人投資法』に定められた50年以内で、契約当事者が合意して定める。	6	土地賃貸期間は『朝鮮民主主義人民共和国外国人投資法』に定められた50年以内で、契約当事者が合意して定める。
7	賃貸した土地の利用権は、賃借者の財産権となる。	7	賃貸した土地の利用権は、賃借者の財産権となる。
8	土地の賃借者は、共和国の法、規定及び土地賃貸借契約に従い賃借した土地を管理利用する。	8	土地の賃借者は、共和国の法、規定及び土地賃貸借契約に従い賃借した土地を管理利用する。
<b>第二章 土地の賃貸方法</b>		<b>第二章 土地の賃貸方法</b>	
9	土地の賃貸は、協商の方法で行う。自由経済貿易地帯内では、入札及び競売の方法で行うことができる。	9	土地の賃貸は、協商の方法で行う。羅先経済貿易地帯内では、土地賃貸を入札及び競売の方法でも行うことができる。
10	土地を賃貸する機関は、土地の賃借希望者に次の各号に掲げる資料を提供する。 1.土地の位置、面積及び地形図 2.土地の用途 3.建築面積、土地開発と関連した計画 4.建設期間、投資の最低限度額 5.環境保護、衛生防疫、消防と関連した要求 6.土地の賃貸期間 7.土地の開発状態	10	土地を賃貸する機関は、土地の賃借希望者に次の各号に掲げる資料を提供する。 1.土地の位置、面積及び地形図 2.土地の用途 3.建築面積、土地開発と関連した計画 4.建設期間、投資の最低限度額 5.環境保護、衛生防疫、消防と関連した要求 6.土地の賃貸期間 7.土地の開発状態
11	協商による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りに行う。 1.賃借希望者は、提供された土地資料を検討した後、企業創設承認又は居住承認文書写本を添付した土地利用申請書を土地賃貸機関に提出する。 2.土地賃貸機関は、土地利用申請書を受理してから20日以内に、申請者に承認の可否を通知する。 3.土地賃貸機関及び賃借希望者は、土地の面積、用途、賃貸目的及び期間、総投資額及び建設期間、賃貸料並びにその他必要な事項を内容とする土地賃貸借契約を締結する。 4.土地賃貸機関は、土地賃貸借契約に従い土地賃貸料を受け取った後、土地利用証を発給し登録する。	11	協商による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りに行う。 1.賃借希望者は、提供された土地資料を検討した後、企業創設承認又は居住承認文書写本を添付した土地利用申請書を土地を賃貸する機関に提出する。 2.土地を賃貸する機関は、土地利用申請書を受理してから20日以内に、申請者に承認の可否を通知する。 3.土地を賃貸する機関及び賃借希望者は、土地の面積、用途、賃貸目的及び期間、総投資額及び建設期間、賃貸料並びにその他必要な事項を内容とする土地賃貸借契約を締結する。 4.土地を賃貸する機関は、土地賃貸借契約に従い土地賃貸料を受け取った後、土地利用証を発給し登録する。

旧条	旧条文	新条	新条文
12	<p>入札による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りを行う。</p> <p>1.土地賃貸機関は、土地の資料及び入札場所、入札及び開札日時、入札手続をはじめとする入札に必要な事項を公示し、又は入札案内書を指定の対象者に送付する。</p> <p>2.土地賃貸機関は、応札対象者に入札文書を販売する。</p> <p>3.土地賃貸機関は、入札と関連した商談を行う。</p> <p>4.入札者は、定められた入札保証金を支払い封印した入札書を入札箱に入れる。</p> <p>5.土地賃貸機関は、経済、法律部門をはじめとする関係部門の成員を網羅して入札審査委員会を組織する。</p> <p>6.入札審査委員会は、入札書を審査、評価し、土地開発及び建設及び賃貸料条件を考慮し、落札者を決定する。</p> <p>7.土地賃貸機関は、入札審査委員会が決定した落札者に落札通知書を発給する。</p> <p>8.落札者は、落札通知書を受け取った日から30日以内に、土地賃貸機関と土地賃貸借契約を締結し、該当する賃貸料を支払った後、土地利用証の発給を受けて登録する。事情により契約締結を延期しようとする場合には、定められた期間の終了10日前に土地賃貸機関に申請し、30日間の延期を受けることができる。</p> <p>9.落札できなかった応札者には、落札決定の日から5日以内に当該事由を通知し、入札保証金を返還する。この場合、入札保証金に対する利子は支払わない。</p> <p>10.落札者が、定められた期間内に土地賃貸借契約を締結しなかった場合には、落札を無効とし、入札保証金は返還しない。</p>	12	<p>入札による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りを行う。</p> <p>1.土地を賃貸する機関は、土地の資料及び入札場所、入札及び開札日時、入札手続をはじめとする入札に必要な事項を公示し、又は入札案内書を指定の対象者に送付する。</p> <p>2.土地を賃貸する機関は、応札対象者に入札文書を販売する</p> <p>3.土地を賃貸する機関は、入札と関連した商談を行う。</p> <p>4.入札者は、定められた入札保証金を支払い封印した入札書を入札箱に入れる。</p> <p>5.土地を賃貸する機関は、経済、法律部門をはじめとする関係部門の成員を網羅して入札審査委員会を組織する。</p> <p>6.入札審査委員会は、入札書を審査、評価し、土地開発及び賃貸料条件を考慮し、落札者を決定する。</p> <p>7.土地を賃貸する機関は、入札審査委員会が決定した落札者に落札通知書を発給する。</p> <p>8.落札者は、落札通知書を受け取った日から30日以内に、土地を賃貸する機関と土地賃貸借契約を締結し、該当する賃貸料を支払った後、土地利用証の発給を受けて登録する。事情により契約締結を延期しようとする場合には、定められた期間の終了10日前に土地を賃貸する機関に申請し、30日間の延期を受けることができる。</p> <p>9.落札できなかった応札者には、落札決定の日から5日以内に当該事由を通知し、入札保証金を返還する。この場合、入札保証金に対する利子は支払わない。</p> <p>10.落札者が、定められた期間内に土地賃貸借契約を締結しなかった場合には、落札を無効とし、入札保証金を返還しない。</p>
13	<p>競売による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りを行う。</p> <p>1.土地賃貸機関は土地資料、土地競売の日時、場所、手続、土地の基準価格等の競売に必要な事項を公示する。</p> <p>2.土地賃貸機関は、公示した土地の基準価格を基点として競売に付し、最も高い価格を提起した賃借希望者を落札者と定める。</p> <p>3.落札者は、土地賃貸機関と土地賃貸借契約を締結した後、土地利用証の発給を受け登録する。</p>	13	<p>競売による土地の賃貸は、次の各号に掲げる通りを行う。</p> <p>1.土地を賃貸する機関は土地資料、土地競売の日時、場所、手続、土地の基準価格等の競売に必要な事項を公示する。</p> <p>2.土地を賃貸する機関は、公示した土地の基準価格を基点として競売に付し、最も高い価格を提起した賃借希望者を落札者と定める。</p> <p>3.落札者は、土地を賃貸する機関と土地賃貸借契約を締結した後、土地利用証の発給を受け登録する。</p>
14	<p>土地賃借者は、土地を賃貸借契約で定められた用途に即して利用しなければならない。土地用途を変更しようとする土地賃借者は、土地賃貸機関と用途を変更する補充契約を締結しなければならない。</p>	14	<p>土地賃借者は、土地を賃貸借契約で定められた用途に即して利用しなければならない。土地用途を変更しようとする土地賃借者は、土地を賃貸する機関と用途を変更する補充契約を締結しなければならない。</p>
<b>第三章 土地利用権の譲渡及び抵当</b>		<b>第三章 土地利用権の譲渡及び抵当</b>	
15	<p>土地賃借者は、土地賃貸機関の承認を受けて、賃借した土地の全部又は一部に該当する利用権を第三者に譲渡（販売、転賃借、贈与、相続）し、又は抵当に入れることができる。</p> <p>土地利用権を譲渡し、又は抵当に入れる期間は、土地賃貸借契約に定められた期間内の残りの利用期間を超えることはできない。</p>	15	<p>土地賃借者は、土地を賃貸する機関の承認を受けて、賃借した土地の全部又は一部に該当する利用権を第三者に譲渡（販売、転賃借、贈与、相続）し、又は抵当に入れることができる。</p> <p>土地利用権を譲渡し、又は抵当に入れる期間は、土地賃貸借契約に定められた期間内の残りの利用期間を超えることはできない。</p>
16	<p>土地賃借者は、賃貸借契約で定められた土地賃貸料の全額を支払い、契約に指摘された投資額を投資してはじめて賃借した土地の利用権を販売、転賃借、贈与又は抵当に入れることができる。</p>	16	<p>土地賃借者は、賃貸借契約で定められた土地賃貸料の全額を支払い、契約に指摘された投資額を投資してはじめて賃借した土地の利用権を販売、転賃借、贈与又は抵当に入れることができる。</p>
17	<p>土地利用権を譲渡する場合には、土地利用と関連した権利及び義務、土地にある建築物並びにその他の付着物も共に譲渡される。</p>	17	<p>土地利用権を譲渡する場合には、土地利用と関連した権利及び義務、土地にある建築物並びにその他の付着物も共に譲渡される。</p>
18	<p>土地利用権の販売は、次の各号に掲げる通りを行う。</p> <p>1.土地利用権の販売者及び購入者は、契約を締結し、公証機関の公証を受ける。</p> <p>2.土地利用権の販売者は、契約書写本を添付した土地利用権販売申請書を土地賃貸機関に提出して承認を受ける。</p> <p>3.土地利用権の販売者及び購入者は、当該国土管理機関に土地利用権名義変更登録を行う。</p>	18	<p>土地利用権の販売は、次の各号に掲げる通りを行う。</p> <p>1.土地利用権の販売者及び購入者は、契約を締結し、公証機関の公証を受ける。</p> <p>2.土地利用権の販売者は、契約書写本を添付した土地利用権販売申請書を土地を賃貸する機関に提出して承認を受ける。</p> <p>3.土地利用権の販売者及び購入者は、当該中央国土環境保護指導機関に土地利用権名義変更登録を行う。</p>
19	<p>土地賃借者が土地利用権を販売する場合、土地賃貸機関は優先的にそれを購入することができる権利を有する。</p>	19	<p>土地賃借者が土地利用権を販売する場合、土地を賃貸する機関は優先的にそれを購入することができる権利を有する。</p>
20	<p>土地賃借者は、賃借した土地を転賃借することができる。この場合、土地賃貸借契約書写本を添付した転賃借申請書を土地賃貸機関に提出し、承認を受けなければならない。</p>	20	<p>土地賃借者は、賃借した土地を転賃借することができる。この場合、土地賃貸借契約書写本を添付した転賃借申請書を土地を賃貸する機関に提出し、承認を受けなければならない。</p>
21	<p>土地賃借者は、銀行又はその他の金融機関から貸付融資を受けるために土地利用権を抵当に入れることができる。この場合、土地にある建築物及びその他の付着物も共に抵当となる。</p>	21	<p>土地賃借者は、銀行又はその他の金融機関から貸付融資を受けるために土地利用権を抵当に入れることができる。この場合、土地にある建築物及びその他の付着物も共に抵当となる。</p>
22	<p>土地利用権を抵当に入れる場合、抵当権設定者と抵当権者は土地賃貸借契約の内容に合わせて抵当契約を締結しなければならない。この場合、抵当権者は、抵当権設定者に土地賃貸借契約書又は譲渡契約書写本、土地利用証写本、土地の実態資料を要求することができる。</p>	22	<p>土地利用権を抵当に入れる場合、抵当権設定者と抵当権者は土地賃貸借契約の内容に合わせて抵当契約を締結しなければならない。この場合、抵当権者は、抵当権設定者に土地賃貸借契約書又は譲渡契約書写本、土地利用証写本、土地の実態資料を要求することができる。</p>
23	<p>土地利用権の抵当権者及び抵当権設定者は、抵当契約を締結した日から10日以内に、当該国土管理機関に土地利用権抵当登録を行わなければならない。</p>	23	<p>土地利用権の抵当権者及び抵当権設定者は、抵当契約を締結した日から10日以内に、土地を賃貸した機関に土地利用権抵当登録を行わなければならない。</p>
24	<p>土地利用権の抵当権者は、抵当権設定者が抵当期間終了後も債務を償還しない場合又は抵当契約期間内に企業を解散、破産する場合、抵当契約に基づき抵当を受けた土地利用権、土地にある建築物及びその他の付着物を処分することができる。</p>	24	<p>土地利用権の抵当権者は、抵当権設定者が抵当期間終了後も債務を償還しない場合又は抵当契約期間内に企業を解散、破産する場合、抵当契約に基づき抵当を受けた土地利用権、土地にある建築物及びその他の付着物を処分することができる。</p>
25	<p>土地利用権の抵当権者が処分した土地利用権、土地にある建築物やその他の付着物を所有した者は、公証機関の公証を受けて当該登録機関に名義変更登録を行い、土地賃貸借契約に即して土地を利用しなければならない。</p>	25	<p>土地利用権の抵当権者が処分した土地利用権、土地にある建築物やその他の付着物を所有した者は、公証機関の公証を受けて当該登録機関に名義変更登録を行い、土地賃貸借契約に即して土地を利用しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
26	土地利用権の抵当権設定者は、抵当契約期間内に抵当権者の承認なく抵当に入れた土地利用権を再び抵当に入れ、又は譲渡することができない。	26	土地利用権の抵当権設定者は、抵当契約期間内に抵当権者の承認なく抵当に入れた土地利用権を再び抵当に入れ、又は譲渡することができない。
27	債務償還又はその他の原因で土地抵当契約が消滅する場合、抵当権者及び抵当権設定者は、10日以内に、土地利用権抵当登録取消手続を行わなければならない。	27	債務償還又はその他の原因で土地抵当契約が消滅する場合、抵当権者及び抵当権設定者は、10日以内に、土地利用権抵当登録取消手続を行わなければならない。
<b>第四章 土地の賃貸料及び使用料</b>		<b>第四章 土地の賃貸料</b>	
28	土地賃借者は、土地賃貸機関に土地賃貸料を支払わなければならない。土地賃貸料は、土地利用権の価格である。	28	土地賃借者は、土地を賃貸する機関に土地賃貸料を支払わなければならない。土地賃貸料は、土地利用権を移転する価格及び土地を利用する価格である。
29	土地賃貸機関は、開発した土地を賃貸する場合、賃借者から土地開発費を土地賃貸料に含めて受け取る。 土地開発費には、土地整理及び道路建設並びに上下水道、電気、通信、暖房施設の建設に支出された費用が属する。	29	土地を賃貸する機関は、開発した土地を賃貸する場合、賃借者から土地開発費を土地賃貸料に含めて受け取る。 土地開発費には、土地整理及び道路建設並びに上下水道、電気、通信、暖房施設の建設に支出された費用が属する。
30	土地賃借者は、賃貸借契約を締結した日から90日以内に、土地賃貸料の全額を支払わなければならない。 奨励部門又は賃貸料が多額の土地開発部門は、賃借者が土地を賃貸する機関との合意の下に、5年以内に分割して支払うことができる。 この場合、未納金については該当する利子を支払わなければならない。	30	土地賃借者は、賃貸借契約を締結した日から90日以内に、土地賃貸料の全額を支払わなければならない。 奨励部門又は賃貸料が多額の土地開発部門は、賃借者が土地賃貸機関との合意の下に、5年以内に分割して支払うことができる。この場合、未納金については該当する利子を支払わなければならない。
31	協商、競売により土地を賃借した者は、賃貸借契約を締結した日から15日以内に、土地賃貸料の10%に該当する履行保証金を支払わなければならない。履行保証金は、土地賃貸料に充当することができる。	31	協商、競売により土地を賃借した者は、賃貸借契約を締結した日から15日以内に、土地賃貸料の10%に該当する履行保証金を支払わなければならない。履行保証金は、土地賃貸料に充当することができる。
32	土地賃貸料を定められた期間内に支払わない場合には、その期間が過ぎた日から毎日未納金の0.1%に該当する延滞料を支払う。延滞料を連続50日間支払わない場合には、土地賃貸借契約を取り消すことができる。	32	土地賃貸料を定められた期間内に支払わない場合には、その期間が過ぎた日から毎日未納金の0.2%に該当する延滞料を支払う。延滞料を連続50日間支払わない場合には、土地賃貸借契約を取り消すことができる。
33	賃借した土地の利用者は、毎年、国家が定めた土地使用料を支払わなければならない。 奨励部門及び自由経済貿易地帯内に投資する対象については、土地使用料を10年まで軽減又は免除することができる。	33	賃借した土地の利用者は、毎年、国家が定めた土地使用料を支払わなければならない。 奨励部門及び優先経済貿易地帯内に投資する対象については、土地使用料を10年まで軽減又は免除することができる。
<b>第五章 土地利用権の返還</b>		<b>第五章 土地利用権の返還</b>	
34	土地利用権は、契約で定められた賃貸期間が終了すれば、土地賃貸機関に自動的に返還される。この場合、当該土地にある建築物及びその他の付着物も無償で返還される。 土地を40年以上賃借した場合、賃貸期間終了10年以内に竣工した建築物については、該当する残存価値の補償を受けることができる。	34	土地利用権は、契約で定められた賃貸期間が終了すれば、土地を賃貸した機関に自動的に返還される。この場合、当該土地にある建築物及びその他の付着物も無償で返還される。 土地を40年以上賃借した場合、賃貸期間終了10年以内に竣工した建築物については、該当する残存価値の補償を受けることができる。
35	土地賃借者は、賃貸期間が終了すれば、土地利用証を当該発給機関に返還し、土地利用権登録取消手続を行わなければならない。	35	土地賃借者は、賃貸期間が終了すれば、土地利用証を当該発給機関に返還し、土地利用権登録取消手続を行わなければならない。
36	土地賃貸期間を延長しようとする土地賃借者は、その期間終了6か月前に、土地賃貸機関に土地利用延期申請書を提出し、承認を受けなければならない。この場合、土地賃貸借契約を再び締結し、該当する手続を行い、土地利用証の再発給を受けなければならない。	36	土地賃貸期間を延長しようとする土地賃借者は、その期間終了6か月前に、土地を賃貸した機関に土地利用延期申請書を提出し、承認を受けなければならない。この場合、土地賃貸借契約を再び締結し、該当する手続を行い、土地利用証の再発給を受けなければならない。
37	土地賃借者は、賃貸期間が終了した場合、土地賃貸機関の要求に基づき建築物、設備及び付帯施設物を自らの費用で撤去し、土地を整理しなければならない。	37	土地賃借者は、賃貸期間が終了した場合、土地を賃貸した機関の要求に基づき建築物、設備及び付帯施設物を自らの費用で撤去し、土地を整理しなければならない。
38	賃借した土地の利用権は、賃借期間内に取り消されない。 土地賃貸機関は、やむを得ない事情で賃貸期間内に土地利用権を取り消そうとする場合、6か月前に土地賃借者と合意し、同じ条件の土地との交換又は該当する補償を行わなければならない。	38	賃借した土地の利用権は、賃借期間内に取り消されない。 土地を賃貸した機関は、やむを得ない事情で賃貸期間内に土地利用権を取り消そうとする場合、6か月前に土地賃借者と合意し、同じ条件の土地との交換又は該当する補償を行わなければならない。
<b>第六章 制裁及び紛争解決</b>		<b>第六章 制裁及び紛争解決</b>	
39	土地利用証なしに土地を利用した場合若しくは承認なく土地の用途を変更した場合又は土地利用権を譲渡、抵当にした場合には、罰金を支払わせ、土地に建設した施設物を回収させ、又は土地を原状復帰させ、譲渡及び抵当契約を無効とする。	39	土地利用証なしに土地を利用した場合若しくは承認なく土地の用途を変更した場合又は土地利用権を譲渡、抵当にした場合には、罰金を支払わせ、土地に建設した施設物を回収させ、又は土地を原状復帰させ、譲渡及び抵当契約を無効とする。
40	賃借者が土地賃貸借契約で定められた期間内に、総投資額の50%以上を投資しなかった場合又は契約通りに土地を開発しなかった場合には、土地利用権を剥奪することができる。	40	賃借者が土地賃貸借契約で定められた期間内に、総投資額の50%以上を投資しなかった場合又は契約通りに土地を開発しなかった場合には、土地利用権を剥奪することができる。
41	土地賃借者が受けた制裁に対し意見のある場合には、処罰通知を受けた日から20日以内に、制裁を科した機関より一級上の機関に申訴、請願し、又は当該裁判所に訴訟を提起することができる。	41	土地賃借者が受けた制裁に対し意見のある場合には、処罰通知を受けた日から20日以内に、制裁を科した機関の上級機関に申訴を行い、又は当該裁判所に訴訟を提起することができる。
42	土地の賃貸又は賃借した土地の第三者への譲渡、抵当に関連する意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関で当該手続に従い解決し、また第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。	42	土地の賃貸又は賃借した土地の第三者への譲渡、抵当に関連する意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない場合は、朝鮮民主主義人民共和国の定めた仲裁又は裁判手続で解決し、また第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。

4.朝鮮民主主義人民共和國外国投資企業及び外国人税金法

チュチェ82(1993)年1月31日 最高人民會議常設會議決定第26号として採択

チュチェ88(1999)年2月26日 最高人民會議常任委員政令第484号として修正補充

チュチェ90(2001)年5月17日 最高人民會議常任委員政令第2315号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 外国投資企業及び外国人税金法の基本</b>		<b>第一章 外国投資企業及び外国人税金法の基本</b>	
1	朝鮮民主主義人民共和國外国投資企業及び外国人税金法は、外国投資企業及び外国人に税金を公正に賦課し、納税者が税金を適時に、正確に納めるのに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和國外国投資企業及び外国人税金法は、外国投資企業及び外国人に税金を公正に賦課し、納税者が税金を適時に、正確に納めるのに寄与する。
2	外国投資企業及び外国人の税務登録は、所在地又は居住地の財政機関に行う。企業を設立又は統合、分離、解散する場合には、登録日から20日以内に、当該財政機関に税務登録、変更、取消手続を行う。務登録、変更、取消手続を行う。外国投資企業の財政簿記計算は、共和国の法人である合作企業、合併企業、外国人企業及びではない外国企業が属する。	2	外国投資企業及び外国人の税務登録は、所在地又は居住地の財政機関に行う。企業を設立又は統合、分離、解散する場合には、登録日から20日以内に、当該財政機関に税外国投資企業には、共和国の法人である合作企業、合併企業、外国人企業及び共和国の法人共和国の法人ではない外国企業が行う。
3	外国投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従って行う。 財政簿記計算と関連した書類は5年間保管する。必要に応じて保管期間を延長することができる。	3	外国投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従って行う。 財政簿記計算と関連した書類は5年間保管する。必要に応じて保管期間を延長することができる。
4	外国投資企業及び外国人が納める税金は朝鮮ウォンで計算し、収益者が直接納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。	4	外国投資企業及び外国人が納める税金は朝鮮ウォンで計算し、収益者が直接納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。
5	外国投資企業及び外国人の税金納付状況に対する監督統制事業は、財政機関が行う。	5	外国投資企業及び外国人税務事業に対する統一的な指導は中央財政指導機関が行う。
6	本法は、共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人に適用する。共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る共和国領域外に居住する朝鮮同胞にも本法を適用する。	6	本法は、共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る外国投資企業及び外国人に適用する。共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得る共和国領域外に居住している朝鮮同胞にも本法を適用する。
7	外国投資企業及び外国人は、自国政府と朝鮮民主主義人民共和國政府間に締結した税金と関連した協定で本法と異なって税金問題を定めた場合には、その協定に基づき税金を納めることができる。	7	外国投資企業及び外国人は、自国政府と朝鮮民主主義人民共和國政府間に締結した税金と関連した条約で本法と異なって税金問題を定めた場合には、その協定に基づき税金を納めることができる。
<b>第二章 企業所得税</b>		<b>第二章 企業所得税</b>	
8	外国投資企業は、共和国領域内で企業活動を行って得た所得並びにわが国内で得た利子所得、企業活動を行って得た所得並びに利子所得、配賦渡所得、工業所有権、ノー・ハウ、経営と関連したサービスを提供して得た所得をはじめとした企業の所得に対し企業所得税を納めなければならない。外国人投資企業は、共和国領域外に支社、出張所、子会社等を設置して得た所得に対しても企業所得税を納めなければならない。	8	外国投資企業は、共和国領域内で生産物販売所得、建設物引渡所得、運賃及び料金所得等の配当所得、固定資産の賃貸及び販売所得、財産当所得、固定資産の賃貸及び販売所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得をはじめとしたその他の所得に対し企業所得税を納めなければならない。 外国人投資企業は、共和国領域外に支社、出張所、子会社、代理店等を設置して得た所得に対しても企業所得税を納めなければならない。
9	企業所得税は毎年1月1日から12月31日までの総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、職場及び会社管理費、保険料、販売費等を含む原価及びその他の支出を控除した決算利潤に定めた税率を適用して計算する。	11	企業所得税は毎年1月1日から12月31日までの総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、職場及び会社管理費、保険料、販売費等を含む原価を差し引き利潤を確定し、その利潤から取引税又は営業税及びその他の支出を控除した決算利潤に定めた税率を適用して計算する。
10	外国投資企業は、四半期終了翌月の15日以内に、所在地の財政機関に四半期所得税予定納付書及び財政簿記決算書を提出し、年度終了後2カ月以内に、年間所得税納付書及び財政簿記決算書を提出しなければならない。	12	外国投資企業は、四半期終了翌月の15日以内に、所在地の財政機関に四半期所得税予定納付書及び財政簿記決算書を提出し、年度終了後2カ月以内に、年間所得税納付書及び財政簿記決算書を提出しなければならない。
11	企業所得税は、四半期別に予定納付し、年間決算によって確定納付する。予定納付は、四半期終了後の翌月15日以内に行い、年間総合計算は年度終了後3カ月以内に行い、過納額は返還され、未納額は追加納付する。 企業が解散する場合には、解散宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に納税保証を立て、清算の終了日から15日以内に、所得税を納付する。企業が統合又は分離される場合には、その時期までに企業所得について決算し、統合、分離宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に所得税を納付する。	13	企業所得税は、四半期別に予定納付し、年間決算によって確定納付する。予定納付は、四半期終了後の翌月15日以内に行い、年間総合計算は年度終了後3カ月以内に行い、過納額は返還され、未納額は追加納付する。 企業が解散する場合には、解散宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に納税保証を立て、決算の終了日から15日以内に、所得税を納付する。企業が統合又は分離される場合には、その時期までに企業所得について決算し、統合、分離宣言日から20日以内に、所在地の財政機関に所得税を納付する。
12	外国投資企業の所得税率は、決算利潤の25%とする。自由経済貿易地帯に設立された外国投資企業の所得税率は、決算利潤の14%とする。 国家が奨励する先端技術部門、資源開発及びインフラ建設部門並びに科学研究及び技術開発部門の企業所得税率は10%とする。	9	外国投資企業の所得税率は、決算利潤の25%とする。羅先経済貿易地帯に設立された外国投資企業の所得税率は、決算利潤の14%とする。 国家が奨励する先端技術部門及び資源開発並びにインフラ建設部門、科学研究及び技術開発部門の企業所得税率は、10%とする。
13	外国企業が共和国領域内で配当所得、利子所得、賃貸所得、特許権使用料をはじめとしたその他の所得を得た場合、所得税は所得額に20%の税率を適用して計算する。自由経済貿易地帯では、10%の税率を適用して計算する。	10	外国企業が共和国領域内で配当所得、利子所得、賃貸所得、特許権使用料をはじめとするその他の所得を得た場合、所得税は所得額に20%の税率を適用して計算する。羅先経済貿易地帯では10%の税率を適用して計算する。
14	外国企業のその他の所得に対する所得税は、所得が生じたときから15日以内に、所在地の財政機関に収益者が申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。	14	外国企業のその他の所得に対する所得税は、所得が生じたときから15日以内に、所在地の財政機関に収益者が申告納付し、又は収益金を支払う単位が控除納付する。

旧条	旧条文	新条	新条文
15	<p>次の各号に掲げる場合には、企業所得税を減免する。</p> <p>1.外国の政府若しくは国際金融組織が共和国政府及び国家銀行に借款を与えた場合又は外国の銀行が共和国の銀行若しくは企業に有利な条件で貸付をした場合、それに対する利子所得に対しては所得税を免除する。</p> <p>2.奨励部門及び自由経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤を生じる年から3年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。10年前に撤収又は解散する場合には、すでに減免された所得税額を納める。</p> <p>3.サービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤が生じる年から1年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。</p> <p>4.自由経済貿易地帯で総投資額が6,000万ウォン以上の鉄道、道路、通信、飛行場、港湾はじめインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じる年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。</p>	15	<p>次の各号に掲げる場合には、企業所得税を減免する。</p> <p>1.外国の政府若しくは国際金融組織が共和国政府及び国家銀行に借款を与えた場合又は外国の銀行がわが国の銀行若しくは企業に有利な条件で貸付をした場合、それに対する利子所得に対しては所得税を免除する。</p> <p>2.奨励部門及び羅先経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤を生じる年から3年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。10年前に撤収又は解散する場合には、すでに減免された所得税額を納める。</p> <p>3.羅先経済貿易地帯のサービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合には、企業所得税を利潤が生じる年から1年間免除し、その後2年間は50%の範囲で軽減することができる。</p> <p>4.羅先経済貿易地帯で総投資額が6,000万ウォン以上の鉄道、道路、通信、飛行場、港湾はじめインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じる年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。</p>
16	<p>外国投資家が企業で得た利潤を共和国領域内に再投資して企業を五年以上運営する場合には、再投資分に対し納付した所得税額の50%の返還を受けることができ、インフラ建設部門に再投資する場合には、再投資分に対し納付した所得税全額の返還を受けることができる。経営期間が5年になる前に再投資した資本を撤収する場合には、返還された所得税額を納める。</p>	16	<p>外国投資家が企業で得た利潤を共和国領域内に再投資して企業を五年以上運営する場合には、再投資分に対し納付した所得税額の50%の返還を受けることができ、インフラ建設部門に再投資する場合には、再投資分に対し納付した所得税全額の返還を受けることができる。経営期間が5年になる前に再投資した資本を撤収する場合には、返還された所得税額を納める。</p>
<b>第三章 個人所得税</b>		<b>第三章 個人所得税</b>	
17	<p>共和国領域内で所得を得た外国人は、個人所得税を納めなければならない。共和国領域内に1年以上滞留又は居住する外国人は、共和国領域外で得た所得に対しても個人所得税を納めなければならない。</p>	17	<p>共和国領域内で所得を得た外国人は、個人所得税を納めなければならない。共和国領域内に1年以上滞留し、又は居住する外国人は、共和国領域外で得た所得に対しても個人所得税を納めなければならない。</p>
18	<p>個人所得税を納めるべき対象は、次の各号に掲げる通りである。</p> <p>1.労働報酬による所得</p> <p>2.配当所得</p> <p>3.工業所有権及びノー・ハウ、著作権の提供による所得</p> <p>4.利子所得</p> <p>5.賃貸所得</p> <p>6.財産販売所得</p> <p>7.贈与所得</p> <p>8.個人企業所得</p>	18	<p>個人所得税を納めるべき対象は、次の各号に掲げる通りである。</p> <p>1.労働報酬による所得</p> <p>2.利子所得</p> <p>3.配当所得</p> <p>4.固定資産賃貸所得</p> <p>5.財産販売所得</p> <p>6.知的所有権及びノー・ハウの提供による所得</p> <p>7.経営と関連したサービス提供による所得</p> <p>8.贈与所得</p>
19	<p>個人所得税の税率は、次の各号に掲げる通りである。</p> <p>1.労働報酬による所得税は、月労働報酬額が2,000ウォン以下の場合には免除し、それ以上の場合には本法付録1で定めた通りとする。</p> <p>2.配当所得、工業所有権及びノー・ハウ、著作権の提供による所得、利子所得、賃貸所得による所得税率は20%とする。</p> <p>3.贈与所得による所得税率は本法付録2で定めた通りとする。</p> <p>4.財産販売所得、個人企業所得による所得税率は25%とする。</p>	19	<p>個人所得税の税率は、次の各号に掲げる通りである。</p> <p>1.労働報酬に対する個人所得税は、月労働報酬額が1,000ウォン以下の場合には免除し、それ以上の場合には5～30%とする。</p> <p>2.利子所得、配当所得、固定資産賃貸所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得の個人所得税率は20%とする。</p> <p>3.贈与所得に対する個人所得税は所得が1万ウォンまでの場合免除し、それ以上である場合、税率は所得額の2～15%とする。</p> <p>4.財産販売所得に対する所得税率は25%とする。</p>
20	<p>労働報酬による個人所得税は、本法付録1で定めた超過累進税率を適用する方法で計算する。</p>	20	<p>労働報酬に対する個人所得税は、月労働報酬額に定められた税率を適用する方法で計算する。</p>
21	<p>配当所得、工業所有権及びノー・ハウ、著作権を提供して得た所得、贈与による所得、財産販売所得、個人企業を営んで得た所得に対する個人所得税は、所得額に定めた税率を適用して計算する。</p>	21	<p>配当所得、財産販売所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得、贈与所得に対する個人所得税は、所得額に定めた税率を適用して計算する。</p>
22	<p>利子所得による個人所得税は、銀行に預金して得た所得に定める税率を適用して計算する。</p>	22	<p>利子所得による個人所得税は、銀行に預金して得た所得に定める税率を適用して計算する。</p>
23	<p>固定資産賃貸所得による個人所得税は、賃貸料から労働力費、包装費、輸送料等の費用として、20%を控除した残りの金額に定めた税率を適用して計算する。</p>	23	<p>固定資産賃貸所得による個人所得税は、賃貸料から労働力費、包装費、手数料等の費用として、20%を控除した残りの金額に定めた税率を適用して計算する。</p>
24	<p>個人所得税は、次の各号に掲げる通り納付する。</p> <p>1.労働報酬による所得、利子所得による個人所得税は、収益金を支払う単位が翌月の15日以内に、所在地の財政機関に控除納付する。共和国の銀行にした貯蓄性預金及び自由経済貿易地帯内にいる非居住者間の取引を対象とする銀行にした預金による利子は、個人所得税を納付しない。</p> <p>2.財産販売所得、贈与所得に対する個人所得税は四半期翌月の10日以内に、収益者が居住地の財政機関に申告納付する。</p> <p>3.配当所得、工業所有権及びノー・ハウ、著作権を提供して得た所得、賃貸所得による個人所得税は、四半期終了翌月の10日以内に、収益金を支払う単位が当該財政機関に控除納付し、又は収益者が申告納付する。</p>	24	<p>個人所得税は、次の各号に掲げる通り納付する。</p> <p>1.労働報酬に対する個人所得税は、労働報酬を支払う単位が、労働報酬を支払う時に控除して5日以内に所在地の財政機関に納付し、又は収益者が労働報酬を支払われた日から10日以内に居住地の財政機関に納付する。</p> <p>2.財産販売所得、贈与所得による個人所得税は四半期翌月の10日以内に、個人企業を営んで得た所得に対する個人所得税は翌月の15日以内に、収益者が居住地の財政機関に申告納付する。</p> <p>3.利子所得、配当所得、固定資産賃貸所得、知的所有権及びノー・ハウの提供による所得、経営と関連したサービス提供による所得に対する個人所得税は、四半期ごとに計算し、翌月の10日以内に、当該財政機関に収益金を支払う単位が控除納付し、又は収益者が申告納付する。</p> <p>共和国銀行に貯蓄性預金をした金銭と羅先経済貿易地帯にある非居住者間の取引を対象とする銀行に預金した金銭に対する利子に対しては、個人所得税を納付しない。</p>
<b>第四章 財産税</b>		<b>第四章 財産税</b>	
25	<p>外国人は、共和国領域内に所有する建物、船舶及び飛行機に対し財産税を納めなければならない。自由経済貿易地帯内では、建物に対する財産税を5年間免除する。</p>	25	<p>外国人は、共和国領域内に所有する建物、船舶及び飛行機に対し財産税を納めなければならない。</p> <p>羅先経済貿易地帯内では、建物に対する財産税を5年間免除する。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
26	外国人は、財産を居住地の財政機関に次の各号に掲げる通り登録しなければならない。 1.財産は、共和国領域内で所有したときから20日以内に、評価価格で登録する。 2.財産の所有者及び登録価格が変わった場合には、20日以内に、変更登録を行う。 3.財産は、毎年1月1日現在で評価し、2月以内に、再登録を行う。 4.財産を廃棄した場合には、20日以内に、登録取消手続を行う。	26	外国人は、財産を居住地の財政機関に次の各号に掲げる通り登録しなければならない。 1.財産は、共和国領域内で所有したときから20日以内に、評価価格で登録する。 2.財産の所有者及び登録価格が変わった場合には、20日以内に、変更登録を行う。 3.財産は、毎年1月1日現在で評価し、2月以内に、再登録を行う。 4.財産を廃棄した場合には、20日以内に、登録取消手続を行う。
27	財産税の課税対象額は、居住地の財政機関に登録された価格とする。	27	財産税の課税対象額は、居住地の財政機関に登録された価格とする。
28	財産税の税率は、本法付録3で定めた通りとする。	28	財産税の税率は、登録された財産価格の1～1.4%とする。
29	財産税は、財産を登録した翌月から、居住地の財政機関に登録された価格に定めた税率を適用して計算する。	29	財産税は、財産を登録した翌月から、居住地の財政機関に登録された価格に定めた税率を適用して計算する。
30	財産税は、四半期終了翌月の20日以内に、財産所有者が居住地の財政機関に納付する。	30	財産税は、四半期終了翌月の20日以内に、財産所有者が居住地の財政機関に納付する。
<b>第五章 相続税</b>		<b>第五章 相続税</b>	
31	共和国領域内にある財産を相続する外国人は、相続税を納めなければならない。共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続した場合にも、相続税を納めなければならない。	31	共和国領域内にある財産を相続する外国人は、相続税を納めなければならない。共和国領域内に居住している外国人が共和国領域外にある財産を相続した場合にも、相続税を納めなければならない。
32	相続税の課税対象額は、相続人が相続した財産のうち被相続人の債務を清算した残りの金額とする。	32	相続税の課税対象額は、相続人が相続した財産のうち被相続人の債務を清算した残りの金額とする。
33	相続財産価格の評価は、当該財産を相続するときの価格とする。	33	相続財産価格の評価は、当該財産を相続するときの価格とする。
34	相続税の税率は、本法付録4で定めた通りとする。	34	相続税の税率は、相続する金額の6～30%とする。
35	相続税は、課税対象額に該当する税率を適用して計算する。	35	相続税は、課税対象額に定めた税率を適用して計算する。
36	相続税は、相続人が相続したときから3カ月以内に、居住地の財政機関に申告納付する。 納付すべき相続税額が5万ウォン以上の場合には、居住地の財政機関に申請して分割納付することができる。	36	相続税は、相続人が相続したときから3カ月以内に、居住地の財政機関に申告納付する。 納付すべき相続税額が5万ウォン以上の場合には、居住地の財政機関に申請して分割納付することができる。
<b>第六章 取引税</b>		<b>第六章 取引税</b>	
37	生産物販売及びサービスを行う外国投資企業及び外国人は、取引税を納めなければならない。	37	生産部門の外国投資企業は、取引税を納めなければならない。
38	取引税の課税対象は、次の各号に掲げる通りである。 1.生産部門では生産物販売による収入金 2.商業部門では商品販売額 3.交通運輸、金融、観光はじめとするサービス部門ではサービス収入金	38	取引税の課税対象は、生産物の販売収益金とする。
39	取引税の税率は、本法付録5で定めた通りとする。	39	取引税の税率は、生産物販売額の1～15%とする。 贅沢品に対する取引税の税率は、生産物販売額の16～50%とする。
40	取引税は、次の各号に掲げる通りに計算する。 1.生産部門の取引税は、品種別生産販売額に該当する税率を適用して計算する。 2.商業部門の取引税は、品種別商品販売額に該当する税率を適用して計算する。 3.交通運輸、金融、観光はじめとするサービス部門の取引税は、サービス収入金に該当する税率を適用して計算する。	40	取引税は、生産物販売額に定めた税率を適用して計算する。 外国投資企業が生産業及びサービス業をあわせて行う場合、取引税と営業税をそれぞれ計算する。
41	取引税は、次の各号に掲げる通りに納付する。 1.生産部門の取引税は、1カ月毎販売者が翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。 2.商業、交通運輸、金融、観光はじめとする各種のサービス部門の取引税は、1カ月毎サービス機関が翌月の10日以内に、所在地の財政機関に納付する。	41	取引税は、生産物販売者が毎月計算し、翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。
42	次の各号に掲げる対象には、取引税を免税する。 1.輸出品については、取引税を免除する。国家が輸出を制限する商品については、別途の定めに基づき取引税を納付する。 2.自由経済貿易地帯内の商業、交通運輸、金融、観光はじめサービス部門については、取引税を50%とする。	42	次の各号に掲げる対象には、取引税を免税する。 1.輸出品については、取引税を免除する。国家が輸出を制限する商品については、別途の定めに基づき取引税を納付する。 2.羅先経済貿易地帯内では、取引税を50%軽減する。
<b>第七章 地方税</b>		<b>第七章 営業税</b>	
		43	サービス部門の外国投資企業は、営業税を納めなければならない。建設部門の外国投資企業も営業税を納めなければならない。
		44	営業税の課税対象は、交通運輸、動力、商業、貿易、金融、保険、観光、広告、旅館、給養、娯楽、衛生便宜等の部門のサービス収入金及び建設部門の建設物引渡収入金とする。
		45	営業税の税率は当該収入金の2～10%とする。
		46	営業税は、業種別の収入金に定められた税率を適用して計算する。 外国投資企業がさまざまな業種の営業を行う場合、営業税を業種別に計算する。
		47	営業税は、外国投資企業が毎月計算し、翌月の10日以内に所在地の財政機関に納付する。
		48	羅先経済貿易地帯では、営業税を50%軽減する。商業、給養業、娯楽業に対しては、軽減しない。
<b>第八章 地方税</b>		<b>第八章 地方税</b>	
43	外国投資企業及び居住する外国人は、地方税を所在地又は居住地の財政機関に納める。 地方税には都市経営税、登録免許税、自動車利用税が属する。	49	外国投資企業及び居住する外国人は、地方税を所在地又は居住地の財政機関に納める。 地方税には都市経営税、自動車利用税が属する。

旧条	旧条文	新条	新条文
44	外国投資企業及び居住する外国人は、公園、道路、汚物処理施設等の公共施設を管理するための都市経営税を納めなければならない。	50	外国投資企業及び居住する外国人は、公園、道路、汚物処理施設等の公共施設を管理するための都市経営税を納めなければならない。
45	都市経営税の課税対象額は、外国投資企業である場合には企業所労働賃金総額、居住する外国人である場合には月収入とする。	51	都市経営税の課税対象は、外国投資企業の月労働賃金総額、居住する外国人の月収入額とする。
46	都市経営税は、次の各号に掲げる通りに計算、納付する。 1.外国投資企業は、企業所労働賃金総額に1%の税率で毎月計算し、翌月の10日以内に、所在 2.居住する外国人が納める都市経営税は、月収入に1%の税率で毎月計算し、翌月の10日以内に、当該財政機関に本人が申告納付し、又は労働賃金を支払う単位が控除納付する。	52	都市経営税の納付計算は、次の各号に掲げる通りを行う。 1.外国投資企業は、企業所労働賃金総額に1%の税率で毎月計算し、翌月の10日以内に、所在地の財政機関に納付する。地の財政機関に納付する。 2.居住する外国人は、毎月収入額に1%の税率を適用して計算した税金を、翌月の10日以内に、当該財政機関に本人が申告納付する。場合により、労働賃金を支払う単位が控除納付することもできる。
47	外国投資企業及び外国人は、企業又は鉱業権、漁業権等を登録する場合及び技術資格免許等の証書を受ける場合には、登録免許税を納めなければならない。		
48	登録免許税は、一件当たり定められた税額を当該登録単位及び免許証発給単位が受け取り、所在地の財政機関に納付する。		
49	外国投資企業及び外国人は、自動車を利用する場合に、自動車利用税を納めなければならない。	53	外国投資企業及び外国人は、自動車を利用する場合に、自動車利用税を納めなければならない。
50	外国投資企業及び外国人は、自動車を所有したときから30日以内に、所在地又は居住地の財政機関に登録しなければならない。	54	外国投資企業及び外国人は、自動車を所有したときから30日以内に、所在地又は居住地の財政機関に登録しなければならない。
51	自動車利用税は、毎年2月以内に、自動車利用者が所在地又は居住地の財政機関に納付する。自動車を利用しない期間には、所在地又は居住地の財政機関に申告したところに従い、自動車利用税の免除を受けることができる。	56	自動車利用税は、毎年2月以内に、自動車利用者が所在地又は居住地の財政機関に納付する。自動車を利用しない期間には、所在地又は居住地の財政機関に申告したところに従い、自動車利用税の免除を受けることができる。
52	登録免許税及び自動車利用税の税額は、本法付録6で定めた通りとする。	55	自動車利用税の税額は20～220ウォンとする。
<b>第八章 制裁及び申訴、請願</b>		<b>第九章 制裁及び申訴</b>	
53	財政機関は、外国投資企業及び外国人が税金を定められた期日内に納付しなかった場合、納付期日が過ぎた日から納付しない税額について、毎日0.3%に該当する延滞料を支払わせる。	57	財政機関は、外国投資企業及び外国人が税金を定められた期日内に納付しなかった場合、納付期日が過ぎた日から納付しない税額について、毎日0.3%に該当する延滞料を支払わせる。
54	財政機関は、外国投資企業及び外国人、控除納付者に、次の各号に掲げる場合に罰金を支払わせる。 1.税務手続を適時に行なわなかった場合又は所得税納付書、所得税控除納付書、財政簿記決算書を提出しなかった場合には、2,000ウォンまで支払わせる。 2.控除納付者が税額を少なく控除した場合又は控除した税額を納付しなかった場合には、納付しなかった税額の2倍まで支払わせる。 3.故意に税金を納めなかった場合には、その税額の4倍まで支払わせる。	58	財政機関は、外国投資企業及び外国人、控除納付者に、次の各号に掲げる場合に罰金を支払わせる。 1.税務手続を適時に行なわなかった場合又は所得税納付書、所得税控除納付書、財政簿記決算書を提出しなかった場合には、2,000ウォンまで支払わせる。 2.控除納付者が税額を少なく控除した場合又は控除した税額を納付しなかった場合には、納付しなかった税額の2倍まで支払わせる。 3.故意に税金を納めなかった場合には、その税額の4倍まで支払わせる。
55	本法に反した行為が重大な場合には、刑事責任を負う。	59	本法に反し、重大な結果を引き起こした場合には、行政的又は刑事的責任を負う。
56	外国投資企業及び外国人は、税金納付と関連して意見がある場合には、税金を納付した日から30日以内に、申訴、請願又は訴訟を提起することができる。申訴、請願は、税金を受けた財政機関の当該上級機関に、訴訟は当該裁判所に提起する。	60	外国投資企業及び外国人は、税金納付と関連して意見がある場合には、税金を納付した日から30日以内に、申訴又は訴訟を提起することができる。申訴は、税金を受けた財政機関の当該上級機関に、訴訟は当該裁判所に提起する。
57	財政機関は、申訴、請願を受理した日から30日以内に、申訴、請願内容を審議処理しなければならない。申訴の処理結果について意見がある場合には、それを処理した日から10日以内に、当該裁判所に訴訟を提起することができる。	61	財政機関は、申訴を受理した日から30日以内に、申訴内容を調査処理しなければならない。申訴、請願の処理結果について意見がある場合には、それを処理した日から10日以内に、当該裁判所に訴訟を提起することができる。

## 5.朝鮮民主主義人民共和国環境保護法

チュチェ75(1986)年4月9日 最高人民会議法令第5号として採択

チュチェ99(1999)年3月4日 最高人民会議常任委員会政令第488号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 環境保護法の基本原則</b>		<b>第一章 環境保護法の基本原則</b>	
1	環境を保護することは、人民大衆に自主的で創造的な生活環境を保障するための崇高な事業である。 国家は、人民に文化衛生的な環境及び労働条件を整えるために、国の環境を保護管理する事業に、常に深い関心を払う。	1	環境を保護することは、人民大衆に自主的で創造的な生活環境を保障するための崇高な事業である。 国家は、人民に文化衛生的な環境及び労働条件を整えるために、国の環境を保護管理する事業に、常に深い関心を払う。
2	環境を保護する事業は、社会主義、共産主義建設において恒久的に掌握しなければならない重要な事業である。 国家は、朝鮮労働党の指導の下に、環境保護管理において納めた成果を強固発展させ、工業をはじめとする当該経済部門が現代的に発展するに従い、環境をよりよく保護管理するための対策を立て、これに対する投資を系統的に増加させる。	2	環境を保護する事業は、社会主義、共産主義建設において恒久的に掌握しなければならない重要な事業である。 国家は、環境保護管理において納めた成果を強固発展させ、工業をはじめとする当該経済部門が現代的に発展するに従い、環境をよりよく保護管理するための対策を立て、これに対する投資を系統的に増加させる。
3	国家は、人民の志向及び要求に即して国の環境を築くために、環境保護管理事業を計画的に、展望性があるように行う。 国家は、環境保護の原則に基づいて、都市及び村を形成し、工場、企業所をはじめとする産業施設を合理的に配置する。	3	国家は、人民の志向及び要求に即して国の環境を築くために、環境保護管理事業を計画的に、展望性があるように行う。 国家は、環境保護の原則に基づいて、都市及び村を形成し、工場、企業所をはじめとする産業施設を合理的に配置する。
4	生産に先立って環境保護対策を立てることは、公害を未然に防ぎ、生産を正常化するための重要な要求である。 国家は、工場、企業所、協同団体が公害防止対策を先ず立てて生産を行うように指導統制し、環境を保護するための物質技術的手段を絶えず現代化する。	4	生産及び建設に先立って環境保護対策を徹底的に立てることは、環境保護事業において提起される重要な要求である。 国家は、工場、企業所、協同団体が公害防止対策を先ず立てて生産を行うように指導統制し、環境を保護するための物質技術的手段を絶えず現代化する。



旧条	旧条文	新条	新条文
5	環境を保護管理することは、全人民の神聖な義務である。 国家は、人民の中で社会主義愛国主義教育を強化し、人民が祖国の山河及び郷土を愛し、国の環境をよりよく保護管理する事業に自覚的に参加するようにする。	5	環境を保護管理することは、全人民の神聖な義務である。 国家は、人民の中で社会主義愛国主義教育を強化し、人民が祖国の山河及び郷土を愛し、国の環境をよりよく保護管理する事業に自覚的に参加するようにする。
6	国家は、環境を公害から保護するための科学研究事業を進展させ、環境保護科学機関をしっかりと構築し、それに対する指導を強化する。	6	国家は、環境を公害から保護するための科学研究事業を進展させ、環境保護科学機関をしっかりと構築し、それに対する指導を強化する。
7	核兵器、化学兵器の開発及び試験、使用を禁止し、それによる環境被害を防ぐことは、世界人民の終始一貫した志向であり、要求である。 朝鮮民主主義人民共和国は、朝鮮半島とその周辺において核兵器、化学兵器の開発、試験及び使用により、国の環境が破壊、汚染される現象に反対してたたかう。	7	核兵器、化学兵器の開発及び試験、使用を禁止し、環境被害を防ぐことは、朝鮮民主主義人民共和国の一貫した政策である。 国家は、朝鮮半島とその周辺において核兵器、化学兵器の開発、試験及び使用により、環境が破壊されることに反対して積極的にたたかう。
8	国家は、わが国に友好的に接するすべての国と環境保護分野において、科学技術交流及び協力を発展させる。	8	国家は、環境保護分野において、外国及び国際機構との交流及び協力を発展させる。
9	本法は、大気、水、土壌及び生物をはじめとする環境を損傷、破壊及び汚染から保護するための原則及び秩序を規制する。 本法において規制しない土地及び山林資源をはじめとする自然環境を築き、保護管理する秩序は、『朝鮮民主主義人民共和国国土法』に従う。	9	本法は、大気、水、土壌及び海の汚染及び騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の環境破壊現象を防ぎ、よりよい環境を作るための環境保護原則及び秩序を規制する。 環境保護事業と関連して本法で規制しない秩序は、当該法規に従う。
<b>第二章 自然環境の保存及び造成</b>		<b>第二章 自然環境の保存及び造成</b>	
10	自然環境をよく保存し造成することは、人民により生活環境を提供し、より美しく文化的な環境を後代に伝えるための要求である。 すべての機関、企業所、団体及び個人は、自然環境を保存し、それを人民の健康増進及び文化情緒生活に資するように保護管理しなければならない。	10	自然環境をよく保存し造成することは、人民により生活環境を提供し、より美しく文化的な環境を後代に伝えるための要求である。 機関、企業所、団体及び公民は、自然環境を保存し、それを人民の健康増進及び文化情緒生活に資するように保護管理しなければならない。
11	自然環境を国家的に保存するために、自然環境保護区及び特別保護区を置く。 自然環境保護区及び特別保護区を定める事業は、政務院が行う。	11	環境保護のために、自然環境保護区、植物保護区、水産資源保護区等の自然環境保護区及び特別保護区を置く。 自然環境保護区及び特別保護区を定める事業は、内閣が行う。
12	国土管理機関、自然保護科学機関及び地方政権機関は、自然環境保護区及び特別保護区で動植物の変化、地形及び水質の変化、気候変動をはじめとする自然環境の変化状態を体系的に調査、登録し、必要な保護管理対策を立てなければならない。自然環境保護区及び特別保護区内では、自然環境を原状のままに保存し、徹底して保護管理するうえで支障を与える行為を行うことができない。	12	国土環境保護機関及び当該機関は、自然環境保護区及び特別保護区で動植物の変化、地形及び水質の変化、気候変動等の自然環境の変化状態を体系的に調査、登録し、必要な保護管理対策を立てなければならない。自然環境保護区及び特別保護区内では、自然環境を原状のままに保存し、徹底して保護管理するうえで支障を与える行為を行うことができない。
13	機関、企業所、団体及び公民は、都市及び村、道路及び鉄道周辺、湖水周辺及び川辺の風致林を伐採し、又は名勝地及び浜辺の松林、海水浴場、奇岩絶壁、山岳地域の優雅で奇妙な造形、風致のよい島をはじめとする自然風致を損傷、破壊してはならない。	13	機関、企業所、団体及び公民は、都市及び村、道路及び鉄道周辺、湖水周辺及び川辺の風致林を伐採し、又は名勝地及び浜辺の松林、海水浴場、奇岩絶壁、山岳地域の優雅で奇妙な造形、風致のよい島をはじめとする自然風致を損傷、破壊してはならない。
14	機関、企業所、団体及び公民は、名勝地、観光地及び休養地に炭鉱、鉱山を開発したり、又は環境保護に支障を与える建物、施設物を建てる等の行為を行ってはならず、洞窟、滝、古城跡をはじめとする天然記念物と名勝旧跡を原状のままに保存しなければならない。	14	機関、企業所、団体及び公民は、名勝地、観光地及び休養地に炭鉱、鉱山を開発したり、又は環境保護に支障を与える建物、施設物を建てる等の行為を行ってはならず、洞窟、滝、古城跡をはじめとする天然記念物と名勝旧跡を原状のままに保存しなければならない。
15	機関、企業所、団体は、地下資源を開発したり、又は地下建設を行うとき、地盤が沈下し、環境が破壊されないように、事前に該当する対策を立てなければならない。 地盤が沈下し、被害を受けるおそれのある所では、地下水を汲み上げて利用することができない。	15	機関、企業所、団体は、地下資源を開発し、又は地下建設を行うとき、地盤が沈下し、環境が破壊されないように、事前に該当する対策を立てなければならない。 地盤が沈下し、被害を受けるおそれのある所では、地下水を汲み上げて利用することができない。
16	環境を造成するために、飼っている鳥類及び爬虫類を捕らえることはできない。またわが国にのみ生息していたり、又は有益な野性動物及び水中生物は、当該環境保護監督機関の許可なく捕らえたり、又は殺したりすることができない。 すべての公民は、野性動物及び水中生物の棲息環境を利用不能にしたり、又は珍しい植物をむやみに掘り取って、生物界の均衡を変化させ、勤労者の文化情緒生活に支障を与える行為を行ってはならない。	16	機関、企業所、団体及び公民は、野生動物及び水中生物の生息環境を破壊し又は珍しい植物をむやみに掘り取って生物界の均衡を変化させる等の行為を行ってはならない。 国家的に保護増殖することになった動植物は、国土環境保護機関の許可なく捕らえ又は採集することができない。
17	都市管理機関及び地方行政及び経済指導機関は、公園及び遊園地をはじめとする文化休息所を至る所に設置し、道路、鉄道、建物周辺及び区画内の空き地、共同利用場所に木や芝を植え、緑地面積を増やさなければならない。 都市内及びその周辺には、環境造成に支障を与える木を植えることができない。	17	都市経営機関及び当該機関、企業所、団体は公園及び遊園地をはじめとする文化休息所を至る所に設置し、道路、鉄道、建物周辺及び区画内の空き地、共同利用場所に木や芝を植えなければならない。都市及びその周辺には、環境保護に支障を与える木又は草を植えることができない。
18	機関、企業所、団体及び公民は、郷土を進展させる事業に定期的に参加し、植樹月間、都市美化月間を契機として、この事業を集中的に行なわなければならない。都市及び村で建物及び施設物を建設する等の作業を行うときには、周辺の環境を害してはならない。	18	国家は国土を美しく築き環境を保護する事業を全群的に行うため、国土管理総動員月間、植樹月間、都市美化月間等の国土環境保護月間を定める。 国土環境保護月間を定める事業は、内閣が行う。
<b>第三章 環境汚染防止</b>		<b>第三章 環境汚染防止</b>	
19	環境汚染を未然に防ぐことは、公害現象をなくすための先決条件である。機関、企業所、団体は、環境保護限界基準及び汚染物質の排出基準、騒音、振動基準等を厳格に守らなければならない。 環境保護限界基準及び汚染物質の排出基準並びに騒音、振動基準を定める事業は、政務院が行う。	19	環境汚染を未然に防ぐことは、公害現象をなくすための先決条件である。すべての機関、企業所、団体及び公民は、国家の環境保護限界基準及び汚染物質の排出基準並びに騒音、振動基準を厳格に守らなければならない。 環境保護基準を定める事業は、内閣が行う。
20	当該機関、工場、企業所は、大気汚染を防ぐためのガス、埃吸収装置及び建物及び施設物から発生する臭いを除去するための空気濾過装置を備え、炉、タンク及び配管をはじめとする施設を計画的に補修整備しなければならない。 地方行政及び経済指導機関は、当該工場、企業所と住民区域の間に衛生保護区域を定め、そこに園林を造成しなければならない。	20	当該機関、工場、企業所は、建物及び施設物にガス、埃吸収装置及び空気濾過装置を備え、ガス、埃、悪臭等が流出しないようにし、炉、タンク、配管等の施設を計画的に補修整備しなければならない。 技術検査を受けていないボイラーは、運営することができない。

旧条	旧条文	新条	新条文
21	<p>ガス、煙を基準より多く排出する運輸機材、包装しない物資を運ぶときに埃を出したり、汚れている運輸機材は運行することができず、規定された基準を超過して騒音及び振動を発生させる機械設備は稼働することができない。</p> <p>社会安全機関、通運監督機関及び地方政権機関は、主要な街及び必要な地域に現代的な排気ガス測定手段を備え、運輸機材のガス、煙の排出状態を検証し、大気汚染を防ぐための対策を立てなければならない。</p>	21	<p>排出基準を超過して有害ガスを出す運輸機材及び包装していない物資を積載し、埃を発生させる可能性があり、又は整備不良の運輸機材は運行することができず、規定された基準を超過して騒音及び振動を発生する機械設備は稼働することができない。</p> <p>人民保安機関は、運輸機材に対する技術検査及び運行取り締まりを厳格に行い、排出基準を超過し、有害ガスを出す運輸機材を運行しないようにしなければならない。</p>
22	<p>当該機関、工場、企業所は、排出されるガス、埃、煙が特殊な気象条件の影響で大気をひどく汚染し、人又は動物に害を与えるおそれのあるときには、その排出量を減らし、運輸機材の運行を調節又は中止しなければならない。</p> <p>気象水文機関は、特殊気象現象を当該機関に適宜に通報しなければならない。</p>	22	<p>国土環境保護機関及び当該機関、工場、企業所は、排出されるガス、埃等が特殊な気象条件の影響で大気をひどく汚染するおそれのある場合、当該設備の稼働及び運輸機材の運行を調節又は中止しなければならない。</p> <p>気象水文機関は、特殊な気象現象が派生するおそれのある場合、それについて、国土環境保護機関及び当該機関に通報しなければならない。</p>
23	<p>機関、企業所、団体及び公民は、木の葉及び汚物を都市住民区域及び主要道路周辺で燃やさず、定められた場所に集めて処理しなければならない。</p> <p>都市管理機関及び当該機関は、環境を保護するうえで支障がないように、汚物を適宜撤去しなければならない。</p>	23	<p>都市経営機関及び当該機関、企業所、団体は、汚物処理施設を備え、木の葉及び汚物を適時に処理し、都市住民区域及び収容道路周辺においてそれを燃やさないようにしなければならない。</p> <p>汚物処理場に集められた汚物は、適時に撤去しなければならない。</p>
24	<p>機関、企業所、団体は、水汚染を防ぐための沈澱池及び浄化施設を備え、生活污水及びさまざまな廃液を浄化し、それを回収、利用するための対策を立てなければならない。</p>	24	<p>当該機関、企業所、団体は、浄化施設を備え、汚水をきれいに浄化して排出し、浄化しない汚水が海、河川、湖水等の場所に流入しないようにしなければならない。</p>
25	<p>都市管理機関及び当該機関、企業所、団体は、上水道施設を定期的に補修整備し、飲み水をよく濾過消毒して供給しなければならない。</p> <p>取水口、貯水池及び排水口周辺には、工場、企業所及び建物、施設物を建設することができず、また除草剤、殺虫剤をはじめとする有害な化学物質を撒くことができない。</p>	25	<p>都市経営機関及び当該機関、企業所、団体は、上水道施設を正常に補修整備し、飲み水の濾過消毒を厳格に行い、住民に水質基準を正確に保障した飲み水を供給しなければならない。</p> <p>取水口、貯水池及び排水口周辺には、工場、企業所及び建物、施設物を建設することができず、また除草剤、殺虫剤をはじめとする有害な化学物質を撒くことができない。</p>
26	<p>すべての船舶は、共和国の領海、経済水域及び港湾、浦口、開門、河川、湖水、貯水池で航行又は停泊しているとき、油、汚水及び汚物を投棄又は処分してはならない。</p> <p>資源開発機関並びに地方行政及び経済指導機関、当該機関は、海洋資源を開発するとき又は海岸工事を行うとき、海洋環境を汚染してはならない。</p>	26	<p>共和国の領海、経済水域及び港湾、浦口、開門、河川、湖水、貯水池で航行又は停泊している船は、油、汚水及び汚物等を投棄又は処分してはならない。</p> <p>資源開発機関及び当該機関、企業所、団体は、海洋資源を開発するとき又は海岸工事を行うとき、海洋環境を汚染してはならない。</p>
27	<p>船舶運営機関は、船舶に、そのトン数に応じた汚染防止設備又は汚水、汚物貯蔵容器を備え、海事監督機関の検査を受けなければならない。</p> <p>海事監督機関は、船舶に環境保護施設を備えた状況を厳格に検査しなければならない。</p>	27	<p>船舶運営機関、企業所、団体は、船舶に、そのトン数に応じた汚染防止設備を正確に備えなくてはならない。</p> <p>海事監督機関は、船舶検査を行う場合、汚染防止装置が備えられているかを厳格に検査しなければならない。</p>
28	<p>港、浦口、開門及び埠頭を管理運営する機関、企業所、協同団体は、汚水及び汚物処理施設を備え、船舶の汚水及び汚物を積み出し、海や川に流した油及び汚物を浄化又は除去しなければならない。</p>	28	<p>港、浦口、開門及び埠頭を管理運営する機関、企業所、団体は、汚水及び汚物処理施設を備え、船舶から出る汚水及び汚物を適時に処理しなければならない。</p> <p>海、河川に流出した油及び汚物は浄化し、又は撤去しなければならない。</p>
29	<p>当該機関、企業所、団体は、生活污水及びさまざまな排水の沈澱池、浄化場並びに汚物、工業廃棄物の処理場を海、河川、湖水、貯水池及び水源地を汚染しない場所に定めなければならない。</p> <p>剥土場、廃物捨場、貯炭場、すす及び鉱滓の処理場は、周辺環境が汚染されないようにつくり、利用した後は、土地をかがせ、木を植え、又は農耕地として利用しなければならない。</p>	29	<p>当該機関、企業所、団体は、汚水の処理場又は汚物、工業廃棄物の処理場を海、河川、湖水、貯水池及び水源地を汚染しない場所に定めなければならない。</p> <p>剥土場、鉱滓置場、貯炭場、すす及び鉱滓の処理場は、周辺環境が汚染されないようにつくり、その利用が終了した後は、土地をかがせ、木を植え、又は農耕地として利用しなければならない。</p>
30	<p>大気、水、土壌を汚染したり、又は人体に影響を与えるおそれのある国家的に禁止された農薬は、生産又は輸入することができない。</p> <p>農薬に対する毒性検査は、衛生防疫機関が行う。</p>	30	<p>大気、水、土壌を汚染したり、又は人体に悪い影響を与えるおそれのある国家的に禁止された農薬は、生産又は輸入することができない。</p> <p>農薬に対する毒性検査は、衛生防疫機関が行う。</p>
31	<p>農業指導機関及び農薬を使用する機関、企業所、団体及び公民は、農薬を空気に撒いたり、又は河川、湖水、貯水池、海に流れないようにし、また土の中に農薬が蓄積されないようにしなければならない。</p> <p>殺虫剤をはじめとする農薬を飛行機で撒こうとするときには、当該環境保護監督の承認を受けなければならない。</p>	31	<p>農業指導機関及び当該機関、企業所、団体は、農薬の保管、利用を定めたとおりに行い、農薬が大気中に流出し、又は海、河川、湖水、貯水池等の場所に流れないようにし、また土の中に蓄積されないようにしなければならない。</p> <p>農薬を飛行機で撒こうとするときには、当該国土環境保護機関の承認を受けなければならない。</p>
32	<p>放射性物質を生産し、又は取り扱う機関、工場、企業所は、放射性気体、埃、排水、廃棄物によって環境が汚染されないように、濾過施設及び浄化施設を備え、放射能濃度を排出基準以下に下げなければならない。</p> <p>開放状態の放射性物質を日常的に取り扱う機関、工場、企業所は、周囲の環境に対する放射性汚染を定期的に調査測定し、汚染被害を未然に防がなければならない。</p>	32	<p>放射性物質を生産し、又は取り扱う機関、企業所は、放射性気体、埃、排水、廃棄物の濾過、浄化施設を備え、放射能濃度を排出基準以下に下げなければならない。</p> <p>開放状態の放射性物質を取り扱う機関、企業所は、周囲の環境に対する放射性汚染レベルを定期的に調査測定し、該当する対策を立てなければならない。</p>
33	<p>放射性物質を生産、供給、運搬、管理、使用及び廃棄する機関、工場、企業所は、放射線監督機関又は社会安全機関の放射性物質取扱に対する許可を受けなければならない。</p> <p>放射線監督機関は、環境を汚染するおそれのある要素を定期的に調査し、該当する対策を立てなければならない。</p>	33	<p>当該機関、企業所、団体は、放射性物質を生産、供給、運搬、保管、使用、廃棄しようとする場合、放射線監督機関又は人民保安機関の許可を受けなくてはならない。</p> <p>放射線監督機関は、環境を汚染するおそれのある要素を定期的に調査し、該当する対策を立てなければならない。</p>
34	<p>汚染された魚、果実をはじめとする食品及び家畜の飼料は、輸入することができない。</p> <p>当該機関、企業所、団体及び公民は、食品を生産し、又は取り扱う過程で、それが汚染されないようにしなければならない。</p>	34	<p>環境保護及び人民の健康に悪い影響を与えるおそれのある汚染された食品、医薬品、生活用品、動物飼料等は、わが国に輸入することができない。</p> <p>機関、企業所、団体及び公民は、食品、医薬品、生活用品、動物飼料等輸入する場合、当該機関の検査を受けなければならない。</p>
35	<p>有害な物質を排出し、又は騒音及び振動を発生させ、人の健康及び環境に害を与える設備及び技術は、輸入し、又は生産に導入することができない。</p>	35	<p>有害な物質を排出し、又は騒音及び振動を発生させ、環境を著しく破壊するおそれのある廃棄物、設備及び技術は、わが国に輸入し、又は生産に導入することができない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
36	<p>機関、企業所、団体は、生産過程に発生する有害な物質の排出量及び濃度、騒音及び振動の強度を定期的に測定し、系統的に低くし、当該環境保護監督機関の許可を受けなければならない。</p> <p>環境保護監督機関の許可がなかったり、又は許容基準を超過する有害な物質は排出することができない。</p>	36	<p>機関、企業所、団体は、生産過程に発生する有害な物質の排出量及び濃度、騒音及び振動の強度を定期的に測定し、系統的に低くしなければならない。</p> <p>国土環境保護機関の許可がなく、又は許容基準を超過する有害な物質は排出することができない。</p>
37	<p>地方政権機関、国土管理機関及び当該機関は、住民の健康に害を与える工場、企業所を都市の外に出し、貨物輸送道路及び鉄道を住民区域外に移設し、又は地下に入れなければならない。汚染被害を受ける住宅は生活環境のよい場所に移転しなければならない。</p> <p>都市の中心には、公害を発生させるおそれのある、又は物資の輸送量の多い工場、企業所を建設することができず、公害防止施設を備えていない建物、施設物は使用することができない。</p>	37	<p>国土環境保護機関、地方政権機関及び当該機関は、公害を発生する工場、企業所を都市の外に出し、貨物輸送道路及び鉄道を住民区域外に移設し、又は地下に入れ、汚染被害を受ける住宅を生活環境のよい場所に移転しなければならない。</p> <p>都市の中心には、公害を発生させるおそれのある、又は物資の輸送量の多い工場、企業所を建設することができず、公害防止施設を備えていない建物、施設物は使用することができない。</p>
<b>第四章 環境保護に対する指導管理</b>		<b>第四章 環境保護に対する指導統制</b>	
38	<p>環境保護に対する指導管理事業を強化することは、国家の環境保護政策を徹底して執行するための重要な要求である。</p> <p>国家は、環境保護事業体系を正しく確立し、現実発展の要求に即して、環境保護管理事業を改善するための組織指導事業及び監督事業を強化する。</p>	38	<p>環境保護に対する指導統制を強化することは、国家の環境保護政策を正確に執行するための重要な要求である。</p> <p>国家は、現実発展の要求に即して、環境保護管理事業に対する指導及び統制を強化するようにする。</p>
39	<p>環境保護事業に対する国家の統一の指導は、政務院が行う。</p> <p>環境保護に対する集団的指導を保障し、必要な対策を適宜に立てるために、政務院に非常設環境保護委員会を設ける。</p>	39	<p>環境保護事業に対する指導は、内閣の統一の指導の下に、中央国土環境保護指導機関が行う。</p> <p>中央国土環境保護指導機関、環境保護事業に対する指導体系を正しく確立し、指導方法を限りなく改善しなければならない。</p>
40	<p>環境保護に対する監督事業は、国土管理機関及び部門別環境保護監督機関である衛生防疫機関、放射線監督機関及び該当する権限のある機関が行う。</p>	40	46条参照
41	<p>当該機関、企業所、団体は、環境を保護するための監督及び測定事業と関連し、環境保護監督機関及び環境保護測定機関が要求する資料及び必要な事業条件を保障しなければならない。</p> <p>国家計画機関、資材供給機関、財政銀行機関及び労働行政機関は、環境を保護するうえで必要な設備、資材、資金、労働力を適宜に、円満に保障しなければならない。</p>	40	<p>機関、企業所、団体は、環境保護のための監督及び測定事業と関連し、国土環境保護機関及び当該機関が要求する資料及び必要な事業条件を保障しなければならない。</p> <p>国家計画機関、労働行政機関、資材供給機関及び財政銀行機関は、環境を保護するうえで必要な労働力、設備、資材、資金を適時に保障しなければならない。</p>
42	<p>当該中央機関及び国土管理機関、地方政権機関は、環境の損傷及び汚染状態を全般的に調査し、年次別計画を立て、環境をよりよく保護するための対策を立てなければならない。</p>	41	<p>中央国土環境保護指導機関は、全国的な環境監視体系を確立し、国の環境状態を定期的に調査掌握し、環境保護のための年次別計画を立て、その実行を正確に指導しなければならない。</p>
43	<p>国土計画機関及び当該設計審査機関は、環境保護の要求に即して、気象水文条件、地形条件、海洋条件等を検討し、住民地区及び産業地区を定め、保健機関、気象水文機関及び当該専門機関と合意した技術課題及び設計に対してのみ、審査批准しなければならない。</p>	42	<p>機関、企業所、団体は技術的課題及び設計の作成を環境保護の要求に合わせて行い、国土環境保護機関の環境影響評価及び当該機関の合意を得なければならない。</p> <p>環境影響評価及び当該機関の合意を受けない技術的課題及び設計は審査批准することができない。</p>
44	<p>竣工検査機関及び竣工検査に参加する機関は、公害防止施設を備えていない基本建設対象に対して、竣工検査合格承認を行ってはならない。</p>	43	<p>竣工検査機関は、公害防止施設を備えていない建設対象に対して、竣工検査合格承認を行ってはならない。</p>
45	<p>政務院は、国家的な公害監視体系を確立し、公害監視測定機関の役割を高め、環境変化の状態に対する測定事業を定期的に行い、生活污水、さまざまな排水及び工業廃棄物を処理するための化学技術的対策を立てなければならない。</p>	44	<p>中央国土環境保護指導機関、環境保護科学研究機関及び当該機関は、さまざまな要因に起因する環境の破壊を防ぎ、国土環境を改善するための科学研究事業を限りなく強化し、その成果を環境保護事業に積極的に受け入れなければならない。</p>
46	<p>教育機関及び出版報道機関は、さまざまな形式及び方法で環境を保護するための科学知識の普及及び大衆教育事業を行い、環境保護分野で納めた成果を広く紹介宣伝しなければならない。</p>	45	<p>教育機関及び出版報道機関は、さまざまな形式及び方法で環境を保護するための科学知識の普及及び大衆教育事業を行い、環境保護分野で納めた成果を広く紹介宣伝しなければならない。</p>
	40条参照	46	<p>環境保護事業に対する監督統制は、国土環境保護機関及び当該監督統制機関が行う。</p> <p>国土環境保護機関及び当該監督統制機関は、国家の環境保護政策執行状況を厳格に監督統制しなければならない。</p>
<b>第五章 環境被害に対する損害補償及び制裁</b>			
47	<p>環境を損傷、破壊、汚染し、人の健康並びに国家及び社会協同団体、公民の財産に害を及ぼした機関、企業所、団体及び公民は、その損害を補償しなければならない。</p>	47	<p>環境を破壊し、人民の健康並びに国家及び社会協同団体、公民の財産に該当する害を及ぼした場合には、その損害を補償させる。</p>
48	<p>環境保護秩序違反により損害を被った機関、企業所、団体及び公民は、損害を与えた機関、企業所、団体及び公民に損害補償を請求することができる。</p>		
49	<p>環境保護秩序に反し、国土及び資源に被害を与えたときには、環境保護監督機関が該当する損失を補償させる。</p>		
50	<p>港監督機関及び該当する権限のある機関は、外国の船舶又は外国人がわが国の領土及び経済水域において、大気及び水を汚染したときには、当該船舶又は該当者を抑留して損害を補償させ、又は罰金を科す。</p>	48	<p>外国の船又は公民が、わが国の領域で環境を破壊する行為を行った場合には、当該船、公民を抑留し、又は損害を賠償させ、また罰金を科す。</p>
51	<p>環境保護監督機関は、環境保護秩序に反して行う対象建設、工場の運営及び運輸機材の運行を中止させ、又は当該建物及び運輸機材を撤収させることができ、違反行為を行うことに使用した物資、生産品を回収する。</p> <p>損傷、破壊、汚染された環境は、原状復旧させることができる。</p>	49	<p>環境保護秩序に反して対象建設を行い、又は工場を運営し、工場を運営し、又は運輸機材を運転した場合には、それを中止させ、又は当該建物、施設物を撤収させ、違法行為に利用された物資及び金銭を没収し、また破壊された環境を原状回復させる。</p>
52	<p>国の環境をひどく損傷、破壊、汚染させ、重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の職員及び責任のある公民には、その情状に応じて、行政的及び刑事的責任を負わせる。</p>	50	<p>本法に違反して、環境保護事業に重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任ある職員及び個別的公民にはその情状に応じて、行政的及び刑事的責任を負わせる。</p>

# *Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (4) (Summary)*

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) revised major foreign investment related laws on February 26, 1999. The last three articles have provided a brief description of investment climate, as well as details of modes of foreign direct investment (FDI), and a comparison between the FDI systems in the DPRK and in the People's Republic of China (hereafter China).

Among the foreign investment related laws in the DPRK, the law of the DPRK on Equity Joint Ventures and various tax related laws were enacted in the mid-1980s. Most of the others began to be put in place just after the establishment of the Rajin-Songbong Free Economic and Trade Zone (FETZ) in 1991.

This article comments on the following laws: the Law of the DPRK on Foreign Exchange Control, the Law of the DPRK on Foreign Investment Banks, the Law of the DPRK on the Leasing of Land, the Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Foreign Individual Tax, and the Law of the DPRK on the Protection of the Environment.

Enacted in Jan. 1993 and revised in Feb. 1999, the Law of the DPRK on Foreign Exchange Control, which is a basic law on foreign exchange control, aims to "contribute to constant development of the national economy by increasing the foreign exchange revenue of the country and ensuring the efficient use of foreign exchange by the country, and to expand and develop the external economic relations of the country". This law prohibits circulation of a foreign currency in cash. A foreign-invested business may open an account at a domestic bank, with the approval of the body that controls foreign exchange. Offshore banking is only permitted in Rason Economic and Trade Zone (ETZ). There are no limits on the amount of a foreign currency or precious metal that may be brought into the DPRK. The amount taken out of the country must be equal to or less than the amount brought in, as declared to a bank or customs office at the time of entry. A foreign individual working for a foreign-invested business may remit abroad or take out of the territory of the DPRK up to 60% of his/her salary earnings and any other legitimate foreign currency earnings.

The Law of the DPRK on Foreign Investment Banks was enacted in Nov. 1993 and revised in Feb. 1999. The objective of this law is to "contribute to expansion and development of cooperation with different countries in the world over in the area of finance". The definition of 'foreign investment bank' includes joint venture banks, wholly foreign-owned banks and branches of foreign banks. Only joint venture banks may be established throughout the DPRK; others may only be established in the Rason ETZ. A foreign-invested bank may engage in some or all of the following transactions: (a) accepting deposits of foreign currencies by foreign-invested enterprises, foreign enterprises and foreigners; (b) granting loans in foreign currencies, providing current account overdrafts and discounting foreign currency bills; (c) dealing in foreign exchange; (d) investing in foreign currencies; (e) providing guarantees against liabilities in foreign currencies and defaults on contractual obligations; (f) remitting foreign currencies; (g)

clearing of importers' and exporters' bills of exchange; (h) offshore banking; (g) undertaking transactions of securities in foreign currencies; (j) trust banking; and (k) carrying out credit surveys and consultations, among other activities.

The Law of the DPRK on Leasing of Land was enacted in Oct. 1993 and revised in Feb. 1999. The purpose of this law is "to contribute to the establishment of a proper system for the leasing of land needed for foreign investors and foreign-invested enterprises and for the use of leased land". This law is valid not only in the Rason ETZ but also in the other regions of the DPRK. The Law of the DPRK on Foreign Investment prescribes that the length of land leases is to be up to 50 years. This law further elaborates upon that regulation. The leasing of land is to be undertaken through consultation, while tenders and auctions of leases are also permitted in the Rason ETZ. The fee payable for the rent and use of land includes charges for renting the leased land and the cost of land development. The latter includes the costs of land-leveling, road construction, and installing infrastructure for water supply and drainage, electricity, telecommunications and heating. When comparing costs with those of setting up in other countries, careful inspection should be made of the costs of developing the land.

The two laws on foreign-invested businesses and foreign individual tax were integrated into the Law of the DPRK on Foreign-invested Business and Foreign Individual Tax in Jan. 1993. Revised in Feb. 1999 and May 2001, this law acts as the basic law on the taxation of foreign-invested businesses and foreigners. This law prescribes enterprise income tax, personal income tax, property tax, inheritance tax, turnover tax, business tax and local taxes.

The DPRK enacted the Law of the DPRK on the Protection of the Environment in Apr. 1986. Revised in Mar. 1999, this law regulates the fundamental principles of environmental protection in Chapter 1, the preservation and improvement of the natural environment in Chapter 2, the prevention of environmental pollution in Chapter 3, and the guidance and management of environmental protection in Chapter 4. Pollution prevention is recognized as the principal means of environmental protection. It is particularly notable that exchange and cooperation with other countries and international organizations in this field is prescribed in this law.

Through the current revisions of foreign investment related laws in the DPRK, it can be observed that a trend has taken root in the DPRK to revise laws on foreign investment according to changes in the investment climate. This is a positive trend. However, implementing regulations for many of the laws that were enacted in the mid-1990s are missing at the moment. The issues that are most important to the investor are often found in such detailed regulations. Therefore, it is strongly recommended that the DPRK make more attempt to publicize information about its investment climate to foreign countries.

# 朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(5)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

## はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）では、1999年2月26日に主要な対外経済関係法の改正が行われ、海外直接投資に関する多くの法規に改正が行われた<sup>1</sup>。この改正に前後して、対外経済関係を規定する各種法規が改正された。

今回はこれらの法規の中から、税関法、外国人投資企業財政管理規定、外国人投資企業名称制定規定、外国人投資企業登録規定、外国人投資企業労働規定（旧、外国投資企業労働規定）について、その内容と、主要な改正点を指摘する。

## 1. 税関法

税関法は北朝鮮の税関検査、関税適用、対外貿易における規律と秩序の確立を規定する法律である。1983年に初めて制定され<sup>2</sup>、1987年、1990年、1993年の改正をへて、1999年1月28日に再度改正された。現行の関税法は、5章51条で構成されており、第1章は関税法の基本、第2章は税関手続、第3章は税関検査、第4章は関税、第5章は制裁および申訴を規定している。この法律では、関税の適用において、「国家は、輸入および輸出を奨励する物資には関税を適用せず、又は低く適用し、輸入および輸出を制限する物資には高い関税を適用する」原則を持っている（第4条）。税関事業に対する指導は、「中央税関指導機関が統一的に行う」ことが予定されている（第5条）。また、税関事業の分野において「外国、国際機構との交流および協力を発展させる」（第6条）との条項が存在する。

税関手続は、「荷物および運輸手段を我が国に搬入又は搬出する機関、企業所、団体及び公民が行う」（第8条）か、船舶の場合、船長が行うことになっている（第11条）が、外国への中継輸送については、中継輸送する機関が行う（第10条）。航空機での輸出入については、特段の規定が設けられていない。

税関検査は、「国境通路、貿易港、国際空港、国際郵便局及びその他指定された場所」で行われる（第14条）。税関は、通過する外国の荷物の検査を行うことができ、該当

する料金を徴収することができる規定がある（第14条）。「国家貿易計画にない物資又は輸出入許可を受けていない物資」という表現（第17条）から、北朝鮮においては、国家計画に基づく物資とそれ以外の物資に分けて管理されていることがわかる。また、引越し荷物と相続財産については、統制品でない限り、輸出入の許可は必要ないという規定がある（第27条）。

関税については、輸入物資の場合には国境到着価格、輸出物資の場合には国境引渡価格で行い、輸出入物資でない場合（携帯品など）は、小売価格で行うとされている。また、関税は内閣が定めることになっている（第32条）。関税を適用しないものには、1. 外国の政府又は国際機構から送られた贈物、2. 定められた基準を超えない旅行者の携帯品、3. 外国投資企業が生産及び経営のために搬入する物資及び生産して輸出する物資、4. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的に搬入する物資、5. 外国と締結した条約に従い、関税を支払わないことになっている物資、6. 国家が別途に定めた物資となっている（第34条）。ただし、1に関しては、定められた基準を超過した場合、3については外国投資企業が生産した商品を特殊経済地帯外の国内に販売する場合、4については、加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を国内で販売する場合には、関税が適用される（第35条）。関税の免除を受けて搬入した物資を定められた用途にのみ使用することを義務づける条項があり、関税が免除された物資を販売する場合には、税関に通知し、関税を納付した後販売することが許される（第44条）

関税率に関しては、二国間条約で関税特恵条項がある場合には、特恵関税率を適用し、関税率が別途定められている場合には、その税率を適用する。それ以外の場合には、普通関税率を適用すると規定されている（第37条）また関税率が定められていない物資には、これと類似する物資の県税率を適用するとの規定がある（第38条）。

保税については、保税工場、保税倉庫においては2年、保税展示場では税関が定めた期間、保税が認められ（第45条）、やむを得ない場合には、保税期間終了の10日前までに申請すれば、6ヶ月以内の保税期間延長を税関は認める

<sup>1</sup> 詳しくは拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)」『ERINA REPORT』第48号(2002.10)15～19頁を参照。

<sup>2</sup> 1980年の朝鮮労働党第6回大会では、貿易を拡大する方針が決定された。貿易の拡大は規模だけではなく、範囲も社会主義国から第三世界へと拡大された。税関法制定の背景には、北朝鮮の対外経済関係拡大に伴う、貿易規模の拡大と、国家間の貿易協定によらない、商業的な貿易の増加があると考えられる。

ことができる（第46条）。また、保税物資の加工、包装、組み立てのために保税地域外に搬出する場合には、関税に相当する保証物又は保証金を税関に預けることが義務づけられている（第47条）。

制裁として予定されているのは、定められた期間内に関税を納付しない場合の延滞料（料率は規定されていない）と、税関法規に違反して搬出入した荷物及び運輸手段の抑留、没収と状況が重大な場合の「責任あるもの」に対する行政的または刑事的責任である。

税関手続き、検査及び関税納付に関連して、当局と意見が異なる場合は協議を行い、協議が整わない場合には、上級税関への申訴を行うことができるとされている（第50条）。申訴は受理した日から20日以内に処理せねばならず、その結果に意見がある場合には、申訴処理日から10日以内に訴訟を提起することができるとしている<sup>3</sup>（第51条）。

税関法は、前回の改正からそれほど時間がたっていないこともあり、小幅の改正にとどまっており、そのほとんどは政府機関の改編や名称変更に伴う字句上の修正である。税関検査を行わない対象として、これまで党及び政府の代表団のメンバーが規定されていたのが、国家の代表団のメンバーが追加されたのが実質的な内容上、唯一の変更点である（第30条）。

関税については、関税率表が公表されているのが普通の姿であるが、北朝鮮の場合、関税率表が対外的に公表されていない。法規集にこの法律を含めるのであれば、関税率についても公表するのが外国からの投資を誘致する上で重要な条件となるであろう。

## 2. 外国人投資企業財政管理規定

外国人投資企業財政管理規定は、1999年12月4日に内閣決定により新たに制定された、外国人投資企業の経営計算に関する行政法規である。この規定における「財政管理」とは、「経営活動に必要な貨幣資金を造成して合理的に利用し、利潤を分配し、又は投資分の償還等の事業を管轄し、処理する事業」（第2条）として規定されている。この規定の規制対象は、「共和国領域内又は領域外で経済取引を行う外国人投資企業」であるが、「羅先経済貿易地帯の外国人投資企業の財政管理は別に定めた法規範に従い行う」とこととされている。また、北朝鮮の法人ではない、外国企業の支店等もこの規定を適用することができる（第8条）。

これまで、外国人投資企業の財政管理は、合弁法、合作法、外国人企業法およびその施行規定に規定がおかれ、投資類型別に依拠すべき法規がある状況であった。この規則の内容は、そのほとんどが合弁法、合作法の施行規則で定められている内容と同じである。（外国人企業法は羅先経済貿易地帯のみにて成立できるので、羅先以外の地域を対象としている本規定には関係がない）

資本に関しては、「投資者の出資金、企業運営過程で造成される資金、借入資金」で構成されるとし（第9条）、「外国人投資企業を創設し、運営するのに必要な固定資産、流動資産は、企業の登録資本として準備しなければならない」と規定している。この登録資本は、第9条の投資者の出資金に相当する。また、登録資本は企業の存続期間に増やすことができるが、減らすことはできない（第10条）。

出資に関連した規定としては、「出資と関連した財政管理は、投資家別に行わなければならない」こと、「出資者は契約に従い、固定資産、流動資産、貨幣資産で出資を行わなければならない」こと、「出資確認文書は簿記検証機関の検証を受けなければならない」ことが規定されている（第12条）。現物資産、財産権、ノー・ハウの価格は国際市場価格に準じて契約当事者が合意して定めることになっている（第13条）が、これはこれまでも規定されてきたことである。

固定資産の取り扱いについては、登録を行った上で（第15条）「出資した固定資産、企業が資金で購入した固定資産、相続又は贈与された固定資産等」（第14条）に分けて管理することが定められているが、固定資産そのものについての概念規定は行われていない。固定資産の減価償却金については、「毎月計算し、原価又は流通費に入れ、別に積み立てた後、固定資産を更新し、又は補修する資金として使用しなければならない」としている。減価償却金は流動資金としても使用することができるが、次の四半期内に補填しなければならない（第20条）としている。また、合弁、合作企業は「登録された固定資産を廃棄し、譲渡し、又は抵当に入れることができる」が、その場合には、中央貿易指導機関の合意を受けることが条件である（第21条）。登録した固定資産を廃棄し、譲渡し、又は抵当に入れる場合には中央貿易指導機関の合意を受けなければならない。

外国人投資企業の資本の保護に関しては、国有化や収用をしない規定がおかれており、同時に「投資保護と関連し

<sup>3</sup> 北朝鮮において、行政機関を対象にした訴訟がどのように取り扱われているかについての判例等の資料がなく、裁判による救済の実態がどうなっているかわからない。

<sup>4</sup> 外国人企業（外資100%の企業）は羅先経済貿易地帯にのみ設立が認められている。この規定は羅先経済貿易地帯以外を規制範囲とするため、外国人企業に関する規定は含まれていない。

た協定が締結されている場合には、その協定に準じて企業の資本の保護を受けることができる」ことになっている(第30条)。日本は北朝鮮とこのような協定を締結していない。

財政計画については、中央財政機関が定めた財政項目にしたがって(第33条)、経営活動内容に応じて、部門別、年間、四半期別に(第32条))自身で立てた計画を理事会又は共同協議会で討議し決定する(第31条)ことになっている。財政計画は、中央貿易指導機関を通じて、中央財政機関に登録しなければならない(第34条)。

資金管理について、特徴的なのは、外国人投資企業は、機関、企業所との経済取引による資金決済を直接行うことはできず、外国人投資企業を担当する財政管理機関を通じてのみ行うことができる(第48条)という規定である。

決算に関しては、「財政決算は、財政計画の実行状況及び財政状態を一定の期間に簿記経常計算資料に基づき、数字で確定し、検討審議する経営活動総括である」(第52条)という定義が行われている。財政決算は四半期別、年間別で行わなければならない(第53条)、年間財政決算総括は、理事会又は共同協議会で行わなければならない(第54条)、決算文書は簿記検証機関の検証を受けなければならない(第55条)。

税金の納付、利益の送金等については、長期滞在の外国人が出国する際には、税金の納付状況を確認することが義務づけられている(第60条)。外国側投資家は、「投資分の償還及び利潤分配で受け取った資金又は製品、その他の合法的に得た所得を、税金なしに共和国領域外に持ち出すことができる」(第62条)。

企業の精算については、企業の責任者、債権者代表、財政機関の代表、投資当事者、その他のメンバーで精算委員会が組織され(第63条)、貸借対照表と清算案を制定する(第64条)ことになっている。企業の損失で税金を納めることができない場合には、残った現物資産で、税金額相当を納めなければならない(第65条)。企業所得税を免除されている外国人投資企業が存続期間の終了する前に解散する場合には、免除されていた企業所得税を返還しなければならない(第66条)。

財政管理と関連した監督、統制については、中央財政機関が行う(第69条)。制裁としては、延滞料、罰金の適用、財産没収、業務中止、強制執行等の行政的制裁が予定されており、これに対する異議申し立ての手段として、申訴及び請願を行うことができる(第71条)。申訴及び請願の処理結果が不服な場合に、どのように取り扱うかは規定されていない。

この規定と関連した規定としては、合弁法施行規定(2000年3月11日制定)、合作法施行規定(同)がある。これらの規定の方が新しいので、一般的にはこれらの規定が優先して適用されると考えられる。ただし、運用がどのようになっているのかは、現在のところ不明である。行政法規レベルでも、規定の重複がないように、内容の整理がなされることが期待される。

### 3. 外国人投資企業名称制定規定

外国人投資企業名称制定規定は、1996年2月14日に制定され、1999年3月13日に改正された、外国人投資企業の名称制定に関する行政法規である。全15条で構成されるこの規定は、「共和国領域内に創設される合弁企業、合作企業及び外国人企業の名称」が規定の対象である。外国企業の常駐代表事務所等もこの規定に従って制定することができる(第2条)。

外国人投資企業の名称制定の承認は、企業創設審査承認機関が行う(第3条)。外国人投資企業は、一つの名称のみを持つことが原則である。一つの外国人投資企業が二種類以上の相異なる営業活動を行う場合には、審査承認機関の承認を受け、二つの名称を持つことができる(第4条)。外国人投資企業の名称には、1. 投資家の氏名又は地名等によりなる商号、2. 企業の内容、3. 企業の形態、4. 債務に対する企業の責任限界が含まれなければならない(第5条)、その名称は、朝鮮語で表記しなければならない(第6条)。

外国人投資企業が持つことができない名称は、1. 国家及び社会の健全な生活気風を乱すおそれのある名称、2. 他の企業の名称と重複又は混同されるおそれのある名称、3. 数字で表記される名称、4. 大衆を欺瞞するおそれのある名称又は大衆に理解を誤らすおそれのある名称、5. 外国の国名又は外国の地域名による名称、6. 政治及び軍事機関名又は国際機構名による名称、7. 取消登録を行なって1年にならない企業の名称である(第8条)。商店、食堂等のサービス機関の看板には、名称を簡略化することができるが、審査承認機関の承認を受けなければならない(第10条)。名称を変更しようとする場合にも、審査承認機関の承認を受けなければならない(第11条)。登録された名称は、「共和国領域内において専用権を有する」(第9条)。

制裁としては、不法所得の没収、罰金の適用、営業中止、企業登録証の回収等の行政的制裁と、違反行為が重大な場合に刑事的責任が予定されている。

外国人投資企業の名称制定と関連して異議がある場合には、申訴及び請願を行うことができる(第15条)。申訴及び請願の処理結果に対する不服の申し立てなどは規定され

ていない。

主要な改正点としては、旧規定が名称制定と関連した事業の管轄を中央の統一的な掌握と指導の下に、地方政府が行っていたのが、すべて中央政府の直轄となったことがまずあげられる。これは、これまで述べてきたように、1999年の対外経済関係法の改正の特徴でもある。また、「朝鮮」という文字又は二つの国名の頭文字（朝中、朝日、朝口など）を名称にする場合には必要だった企業登録機関の承認が条文からは消えている。

#### 4. 外国人投資企業登録規定

外国人投資企業登録規定は、1996年2月14日に制定され、1999年3月21日に改正された、「外国人投資企業の登録秩序を確立し、外国人投資企業の合法的権利及び利益を保護するために制定」（第1条）された行政法規である。

外国人投資企業とは、合併企業、合作企業、外国人企業の総称である。この規定は、主に外国人投資企業の登録について規定しているが、外国企業の常駐代表事務所も、本規定に従い登録することになっている（第2条）。

企業登録は道または特殊経済地帯内の人民委員会が行うことになっており（第3条）、企業登録がなされていない外国人投資企業の経営活動は禁止されている（第4条）。ただし、外国企業の常駐代表事務所に関しては、特段の規定がない。

企業登録は、企業創設の承認を受けた日から30日（常駐代表事務所は設置承認を受けた日から20日）以内に 行わなければならない（第7条）。申請に必要な文書は、企業登録申請文書、企業創設承認文書、企業の定款、投資確認文書もしくは投資保証書（外国銀行の支店は、経営活動過程で負った債務について、本社が責任を負うという保証書）印鑑票等である（第8条）。

企業登録がなされてから7日以内に、企業登録証が発給される。旧規定では、外国企業の駐在代表事務所の登録証制度が規定されていたが、新規定ではこれが削除されている。「企業登録証は、共和国の法人であるということを証明する法的証書」（第12条）であるので、北朝鮮の法人ではない、外国企業の駐在代表事務所には企業登録証を交付しないと解するしかない。企業登録を行った場合には、定められた手数料を徴収しなければならない。手数料は、中央財政機関（羅先経済貿易地帯では地帯財政機関）が定めることとなっている（第16条）。これは、旧規定には規定されていなかった事項である。

制裁としては、罰金の適用、不法所得の没収、営業停止、企業登録証の回収等の行政的制裁と違反行為が嚴重な場合に刑事的責任が予定されている。企業登録と関連した意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。信組及び請願の処理結果に不服がある場合の手続きについては、規定されていない。

#### 5. 外国人投資企業労働規定

外国人投資企業労働規定は、1993年12月30日に制定された外国投資企業労働規定が前身で、1999年5月8日に改正され、名称が一部変更になった<sup>5</sup>。この規定は、海外直接投資に関連する労働問題を総合的に規定する、労働分野における労働法に代替する機能をもつ、重要な規定である。この規定は8章45条で構成され、第1章が一般規定、第2章が労働力の採用、第3章が技能工の要請、第4章が労働時間と休息、第5章が労働報酬、第6章が労働保護、第7章が社会保険、社会保障、第8章が制裁および紛争解決となっている。

この規定は、「外国人投資企業の運営に必要な労働力の斡旋、労働報酬の支払い及び労働生活条件の保障」を規定する。また、「共和国領域内にある外国企業にもこの規定を適用することができる」（第2条）規定により、外国企業の駐在代表事務所には、この規定を適用しなくてもよくなった<sup>6</sup>。外国投資企業の労働力の採用は、「共和国の労働力から採用しなければならない」（第3条）ほか、労働力斡旋機関を通じて採用しなければならない（第10条）。中国などでは、企業が自ら採用を行うことができるが、北朝鮮では無理である。

外国人投資企業が受け入れた労働力は、自然災害等の不可抗力的な場合を除いて、他の仕事に動員しないようにしなければならない（第4条）規定がある。

外国人投資企業は、「共和国公民である従業員が社会保険、社会保障による恵沢を受け取るようにしなければならない」（第7条）。また、従業員を代表する職業同盟と労働契約を締結しなければならない。労働契約には、従業員が遂行しなければならない任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働報酬及び生活条件の保障、労働保護及び労働条件、労働規律、賞罰、辞職の条項等を規定しなければならない、と規定されている（第8条）。

労働力の採用については、「企業所在地の労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れなければならない」（第13

<sup>5</sup> 外国人投資企業と外国投資企業の違いは、後者が前者と外国企業を含んだ概念であるところにある。

<sup>6</sup> 駐在代表事務所のメンバー全員を本国あるいは第三国からのスタッフで構成する場合には、この規定を適用しないですむであろう。



条)のが基本である。解雇する場合には、職業同盟組織、当該労働力斡旋機関との合意が必要であり(第14条)解雇には様々な要件が存在する。また、「従業員を解雇し、又は辞職を承認しようとする場合には、解雇又は辞職1か月前に当該職業同盟組織と合意した後、企業所在地の労働力斡旋機関に名簿を提出しなければならない」(第18条)。

技能工の養成については、外国人投資企業に「共和国労働法規に従い、従業員の技術技能級数を査定」する義務を課している(第19条)。

労働時間と休息について、この規定は、労働日数は週6日、労働時間は1日8時間としている。労働の強度と特殊な条件に従い、労働時間を短縮することや、季節的制限を受ける部門では、年間労働時間の範囲で労働時間を異なると定めることができる(第22条)。時間外労働をさせるときには、職業同盟組織と合意しなければならない(第23条)。労働報酬について、「月賃金基準は中央労働機関が定める」(第25条)ことになっている<sup>7</sup>。

労働保護に関して、この規定は「労働安全施設を整え、それを改善完備し、作業の安全性を保障し、高熱、ガス、ほこりを防ぎ、採光、照明、通風等の産業衛生条件を保障し、従業員が文化衛生的な環境で働けるようにしなければならない」と規定している(第32条)また、女性従業員のための労働保護衛生施設の完備(第34条)、北朝鮮の労働保護法規の基準を下回らない範囲での「労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資の提供(第35条)などが義務づけられている。

社会保険、社会保障について、「共和国公民である従業員」は、「病気又は負傷、労働年齢を過ぎて働けない場合、社会保険、社会保障による恵沢を受ける」と規定されている。社会保険、社会保障による恵沢には、補助金、年金の支払い、静休養及び治療が属する(第37条)。「社会保険、社会保障による補助金、年金は、共和国の労働法規に従い計算」(第38条)し、「社会保険および社会保障による恵沢は、社会保険基金により保障される」(第39条)としている。社会保険料の納付、社会保険基金の支払に対しては、企業所在地の社会保険機関及び職業同盟組織の監督を受ける(第41条)。

制裁としては、業務中止、罰金の適用等の行政的制裁と、違反行為が嚴重な場合には、刑事的責任が予定されている(第43条)。

この規定の執行と関連して意見のある場合は、申訴及び請願を行うことができる(第44条)。また、執行と関連した

意見の相違が、当事者の協議で解決できない場合は、共和国の仲裁機関又は裁判機関が解決する(第45条)ことになっている。

この規則の主要な改正点は、前述したように、現地法人ではない外国企業に対して、この規則を政府が必ずしも適用しなくてもよいようにしたことと、労働報酬の基準が定額であったものが、基準制定の指針が規定されるようになったこと、託児所、幼稚園の運営が義務ではなくなったことである。

労働力の採用において、北朝鮮の労働力斡旋機関からの人員受け入れしか方法がないというのは、よい人材を集めたい外国の投資家にとっては、かなり厳しい規定であるといえよう。外国人投資企業が自ら面接を行うことのできる法的環境と、それを実現することのできる社会的環境を整備することが、北朝鮮の投資先としての魅力を上げることにつながる。また、労働報酬についても、諸外国の労働報酬よりも安い金額を提示することが、インフラ整備をはじめとする投資環境が劣っている北朝鮮に投資を誘致する上で、必要な条件である。

## おわりに

以上、税関法、公証法、外国人投資企業財政管理規定、外国人投資企業名称制定規定、外国人投資企業登録規定、外国人投資企業労働規定について、その内容を紹介し、主要な改正点を指摘してきた。

北朝鮮の対外経済関係法は、諸外国から大規模な投資が行われているとは言い難い状況の中でも、改正作業が行われている。これは、北朝鮮の対外経済関係の拡大、投資誘致の推進が、時期によってかなり大きな差があるものの、一貫した政策になっていることを示している。

北朝鮮の投資環境は、法的環境だけを見たときには、それほど悪くはないが、インフラの未整備、人的交流の難しさなどを考慮に入ると、周辺の諸外国(中国、ベトナムなど)と比較してもそれほどよいとはいえない。今後、北朝鮮が外国からの資本導入を本格化しようとするれば、周辺諸国に比べて明らかに有利な条件を設定することが必要であるし、法的に保証された条件を実際的に保障する手だてが不可欠である。今回紹介した法的環境と関連して、その条件を実現するとすれば、労働力採用方法の多様化、国内経済の実勢と乖離のない、低廉な労働力の提供や関税率の公開とその実質的な遵守が鍵をにぎるようになるであろう。

<sup>7</sup> 2002年9月に訪朝したときに、対外経済協力推進委員会の職員は、北朝鮮が賃金水準を月35～40米ドルに引き下げる予定である、と語っていた。

資料（筆者による翻訳）

1. 税関法

朝鮮民主主義人民共和国税関法

チュチュエ72（1983）年10月14日 最高人民会議常設会議決定第7号として採択

チュチュエ76（1987）年2月26日 最高人民会議常設会議決定第1号として修正補充

チュチュエ79（1990）年5月17日 最高人民会議常設会議決定第24号として修正補充

チュチュエ82（1993）年11月17日 最高人民会議常設会議決定として修正補充

チュチュエ88（1999）年1月28日 最高人民会議常任委員会政令第382号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 税関法の基本</b>		<b>第一章 税関法の基本</b>	
1	朝鮮民主主義人民共和国税関法は、税関検査を強化して関税を正確に適用し、対外貿易において規律及び秩序を確立し、民族経済の自立的発展を保障することに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国税関法は、税関検査を強化して関税を正確に適用し、対外貿易において規律及び秩序を確立し、民族経済の自立的発展を保障することに寄与する。
2	税関手続は、本法が適用される機関、企業所、団体及び公民の義務である。国家は、現実発展の要求に即して税関手続を定め、これを正確に守らせるようにする。	2	税関手続は、本法が適用される機関、企業所、団体及び公民において義務的である。国家は、現実発展の要求に即して税関手続を定め、これを正確に守らせるようにする。
3	国家は、税関検査方法を改善し、検査手段を現代化して、国境を通過する荷物及び運輸手段に対する検査を強化するようにする。	3	国家は、税関検査方法を改善し、検査手段を現代化して、国境を通過する荷物及び運輸手段に対する検査を強化するようにする。
4	国家は、輸入及び輸出を奨励する物資には関税を適用せず、又は低く適用し、輸入及び輸出を制限する物資には高い関税を適用する。	4	国家は、輸入及び輸出を奨励する物資には関税を適用せず、又は低く適用し、輸入及び輸出を制限する物資には高い関税を適用する。
5	朝鮮民主主義人民共和国において税関事業に対する指導は、中央税関指導機関が統一に行う。	5	朝鮮民主主義人民共和国において税関事業に対する指導は、中央税関指導機関が統一に行う。
6	国家は、税関事業分野において外国、国際機構との交流及び協力を発展させる。	6	国家は、税関事業分野において外国、国際機構との交流及び協力を発展させる。
7	本法は、わが国の国境を通過する荷物及び運輸手段を管理する機関、企業所、団体及び公民に適用する。 わが国に駐在する外国、国際機構の代表機関、わが国の国境を通過する外国の公民にも本法を適用する。	7	本法は、わが国の国境を通過する荷物及び運輸手段を管理する機関、企業所、団体及び公民に適用する。 わが国に駐在する外国、国際機構の代表機関、わが国の国境を通過する外国の公民にも本法を適用する。
<b>第二章 税関手続</b>		<b>第二章 税関手続</b>	
8	税関手続は、荷物及び運輸手段をわが国に搬入又は搬出する機関、企業所、団体及び公民が行う。 当該機関、企業所、団体及び公民は、税関手続に必要な文書を税関に提出しなければならない。	8	税関手続は、荷物及び運輸手段をわが国に搬入又は搬出する機関、企業所、団体及び公民が行う。 当該機関、企業所、団体及び公民は、税関手続に必要な文書を税関に提出しなければならない。
9	わが国に入国又は外国に出国する公民は、国境の通路、貿易港、国際空港に到着次第、携帯品、貨幣、有価証券及び別途に送られてきた手荷物を税関に申告しなければならない。	9	わが国に入国又は外国に出国する公民は、国境の通路、貿易港、国際空港に到着次第、携帯品、貨幣、有価証券及び別途に送られてきた手荷物を税関に申告しなければならない。
10	わが国の国境の駅、貿易港を通過して外国に中継輸送する荷物に対する税関手続及びこれと関連する税関料金の納付は、当該荷物を引き受け、中継輸送する機関が行う。 わが国に搬入することができない物資を中継輸送しようとする場合には、政務院の承認を受けなければならない。	10	わが国の国境の駅、貿易港を通過して外国に中継輸送する荷物に対する税関手続及び税関料金の納付は、当該荷物を引き受け、中継輸送する機関が行う。 わが国に搬入することができない物資を中継輸送しようとする場合には、内閣の承認を受けなければならない。
11	わが国の貿易港を通過する外国の船舶に積載されている荷物に対する税関手続は、同船の船長が行う。 船長は、船荷の明細書を税関に提出しなければならない。	11	わが国の貿易港を通過する外国の船舶に積載されている荷物に対する税関手続は、同船の船長が行う。この場合、船長は、船荷の明細書を税関に提出しなければならない。
12	朝鮮民主主義人民共和国の国境を通過する荷物及び運輸手段は、税関が所在するところのみ搬入又は搬出することができる。 やむを得ない事情で税関がないところを通過し、又はわが国の海上で外国と物資の受渡をする場合には、当該機関の承認を受けて税関手続を行わなければならない。	12	朝鮮民主主義人民共和国の国境を通過する荷物及び運輸手段は、税関が所在するところのみ搬入又は搬出することができる。 やむを得ない事情で税関がないところを通過し、又はわが国の海上で外国と物資の受渡をする場合には、当該機関の承認を受けて税関手続を行わなければならない。
<b>第三章 税関検査</b>		<b>第三章 税関検査</b>	
13	税関は、わが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段について検査しなければならない。 税関検査を受けない荷物及び運輸手段は、搬入又は搬出することができない。	13	税関は、わが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段について検査しなければならない。 税関検査を受けない荷物及び運輸手段は、搬入又は搬出することができない。
14	税関検査は、国境通路、貿易港、国際空港、国際郵便局及びその他の指定された場所で行う。携帯品に対する税関検査は、列車、船内でも行うことができる。 税関は、移動税関検査又はわが国の領土を通過する外国の荷物の検査を行うことができる。この場合、該当する料金を徴収する。	14	税関検査は、国境通路、貿易港、国際空港、国際郵便局及びその他の指定された場所で行う。携帯品に対する税関検査は、列車、船内でも行うことができる。 税関は、移動税関検査をし、又はわが国の領土を通過する外国の荷物の検査を行うことができる。この場合、該当する料金を徴収する。
15	税関は、国境駅、貿易港等の税関検査地点で検査することのできない荷物については、荷物到着地の当該機関に税関検査を依頼することができる。この場合、荷主は、到着地の当該機関に適時に申告しなければならない。 税関検査を依頼された当該機関は、申告を受けた荷物に対する検査を責任をもって行わなければならない。	15	税関は、国境駅、貿易港等の税関検査地点で検査することのできない荷物については、荷物到着地の当該機関に税関検査を依頼することができる。この場合、荷主は、到着地の当該機関に適時に申告しなければならない。 税関検査を依頼された当該機関は、申告を受けた荷物に対する検査を責任をもって行わなければならない。
16	税関は、運輸手段の貨物室、客室、船員室をはじめとする必要な場所を検査することができる。 税関の検査過程においてわが国に搬入できないことになっている物及び統制品を発見した場合には、それを一定の貨物室に入れ封印することができる。 封印は、税関の承認なしに解くことができない。	16	税関は、運輸手段の貨物室、客室、船員室をはじめとする必要な場所を検査することができる。 税関の検査過程においてわが国に搬入できないことになっている物及び統制品を発見した場合には、それを一定の貨物室に入れ封印することができる。 封印は、税関の承認なしに解くことができない。

旧条	旧条文	新条	新条文
17	税関は、国家貿易計画にない物資又は輸出入許可を受けていない物資をわが国に搬入し、又は外国に搬出することができないように厳格に取り締まり、統制しなければならない。	17	税関は、国家貿易計画にない物資又は輸出入許可を受けていない物資をわが国に搬入し、又は外国に搬出することができないように厳格に取り締まり、統制しなければならない。
18	税関は、国境通路、貿易港、国際空港に設置された国家品質監督機関、検査機関をはじめとする当該専門検査機関と連携を強化しなければならない。税関は、必要な技術鑑定を当該専門検査機関に依頼することができる。	18	税関は、国境通路、貿易港、国際空港に設置された対外商品検査機関、検査機関をはじめとする当該専門検査機関と連携を強化しなければならない。税関は、必要な技術鑑定を当該専門検査機関に依頼することができる。
19	税関は、自らが管轄している荷物の保管状態を常に検閲して損失のないようにしなければならない。定められた期間内に積みこまれない荷物については、税関が該当する手続に従い処理することができる。	19	税関は、自らが管轄している荷物の保管状態を常に検閲して損失のないようにしなければならない。定められた期間内に積みこまれない荷物については、税関が該当する手続に従い処理することができる。
20	わが国の貿易機関と合意なく国境駅、貿易港、国際空港に搬入された外国の荷物は、税関の承認があつてはじめて降ろすことができる。	20	わが国の貿易機関と合意なく国境駅、貿易港、国際空港に搬入された外国の荷物は、税関の承認があつてはじめて降ろすことができる。
21	誤って搬入された外国の荷物、国際郵便物、荷主のいない荷物、残った荷物は、税関の承認の下でのみ処理することができる。	21	誤って搬入された外国の荷物、国際郵便物、荷主のいない荷物、残った荷物は、税関の承認の下でのみ処理することができる。
22	税関検査を受ける機関、企業所、団体及び公民は、検査に必要な条件を適時に保障し、税関検査に立ち合わなければならない。	22	税関検査を受ける機関、企業所、団体及び公民は、検査に必要な条件を適時に保障し、税関検査に立ち合わなければならない。
23	機関、企業所、団体及び公民は、税関が管轄する荷物及び運輸手段を移送又は他のところへ搬出しようとする場合には、税関の承認を受けなければならない。包装を解いたり、又は再包装する場合にも、税関の承認を受けなければならない。	23	機関、企業所、団体及び公民は、税関が管轄する荷物及び運輸手段を移送又は他のところへ搬出しようとする場合には、税関の承認を受けなければならない。包装を解いたり、又は再包装する場合にも、税関の承認を受けなければならない。
24	荷物を運搬する機関、荷物管理者は、荷物の運搬又は保管を行う過程において、包装が損傷し、又はその他の事故が生じた場合、直ちに税関に通知しなければならない。	24	荷物を運搬する機関、荷物管理者は、荷物の運搬又は保管を行う過程において、包装が損傷し、又はその他の事故が生じた場合、直ちに税関に通知しなければならない。
25	機関、企業所、団体及び公民は、わが国に搬入し、又は外国に搬出する手紙、印刷物のなかに貨幣、有価証券、物を入れてはならず、小包のなかにも手紙又は金銭を入れてはならない。	25	機関、企業所、団体及び公民は、わが国に搬入し、又は外国に搬出する手紙、印刷物のなかに貨幣、有価証券、物を入れてはならず、小包のなかにも手紙又は金銭を入れてはならない。
26	わが国の国境を往来する公民は、事業及び生活に必要な物及び記念品を携行し、往来することができる。職業的にわが国の国境を往来する公民は、職務の遂行に必要な作業用品及び生活必需品に限り携行し、往来することができる。	26	わが国の国境を往来する公民は、事業及び生活に必要な物及び記念品を携行し、往来することができる。職業的にわが国の国境を往来する公民は、職務の遂行に必要な作業用品及び生活必需品に限り携行し、往来することができる。
27	引越しの荷物、相続財産は、許可なくわが国に搬入又は外国に搬出することができる。引越しの荷物、相続財産であっても統制品は、当該機関の承認を受けてはじめて搬入又は搬出することができる。	27	引越しの荷物、相続財産は、許可なくわが国に搬入又は外国に搬出することができる。引越しの荷物、相続財産であっても統制品は、当該機関の承認を受けてはじめて搬入又は搬出することができる。
28	商売を目的として国際郵便物を利用し、物を搬入又は搬出する行為は行うことができない。	28	商売を目的として国際郵便物を利用し、物を搬入又は搬出する行為は行うことができない。
29	武器、弾薬、爆発物、毒薬、麻薬をはじめとするわが国に搬入することができない物又は外国に搬出することができない物及び当該機関の承認を受けていない統制品は、搬入又は搬出することができない。	29	武器、弾薬、爆発物、毒薬、麻薬をはじめとするわが国に搬入することができない物又は外国に搬出することができない物及び当該機関の承認を受けていない統制品は、搬入又は搬出することができない。
30	党及び政府代表団員、外交官、国際機構職員、その他別途に定められた職員の携帯品及び手荷物並びに外交郵便物及び外交信書については、税関検査を行なわない。但し、わが国に搬入できない物又は外国に搬出できない物及び統制品があると認められる場合には、税関検査を行うことができる。	30	党、国家、政府の代表団員、外交官、国際機構職員、その他別途に定められた職員の携帯品及び手荷物並びに外交郵便物及び外交信書については、税関検査を行なわない。但し、わが国に搬入できない物又は外国に搬出できない物及び統制品があると認められる場合には、税関検査を行うことができる。
<b>第四章 関税</b>		<b>第四章 関税</b>	
31	税関は、関税を正確に徴収し、その納付状況を掌握統制しなければならない。必要に応じて税関は、関税納付と関連する当該機関、企業所、団体の物を調査することができる。	31	税関は、関税を正確に徴収し、その納付状況を掌握統制しなければならない。必要に応じて税関は、関税納付と関連する当該機関、企業所、団体の物を調査することができる。
32	関税を徴収する基準価格は、輸入物資の場合には国境到着価格、輸出物資の場合には国境引渡価格で行い、輸出入物資でない場合には小売価格で行う。関税は、政務院が定める。	32	関税を徴収する基準価格は、輸入物資の場合には国境到着価格、輸出物資の場合には国境引渡価格で行い、輸出入物資でない場合には小売価格で行う。関税は、内閣が定める。
33	関税の計算は、当該物資が輸出又は輸入された当時の関税率に従い、朝鮮ウォンで行う。朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表する当該時期の外貨換算率に従い、行う。	33	関税の計算は、当該物資が輸出又は輸入された当時の関税率に従い、朝鮮ウォンで行う。朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表する当該時期の外貨換算率に従い、行う。
34	次の各号に掲げる物資には、関税を適用しない。 1. 外国の政府又は国際機構から送られた贈物 2. 定められた基準を超えない旅行者の携帯品 3. 外国投資企業が生産及び経営のために搬入する物資及び生産して輸出する物資 4. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的に搬入する物資 5. 外国と締結した条約に従い、関税を支払わないことになっている物資 6. 国家が別途に定めた物資	34	次の各号に掲げる物資には、関税を適用しない。 1. 外国の政府又は国際機構から送られた贈物 2. 定められた基準を超えない旅行者の携帯品 3. 外国投資企業が生産及び経営のために搬入する物資及び生産して輸出する物資 4. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的に搬入する物資 5. 外国と締結した条約に従い、関税を支払わないことになっている物資 6. 国家が別途に定めた物資
35	次の各号に該当する場合には、本法の第34条を適用しない。 1. わが国を訪れた代表団員及び外交官、わが国に駐在する外国又は国際機構の代表機関が定められた基準を超過して物資を搬入する場合 2. 外国投資企業が生産した商品を自由経済貿易地帯外の共和国領域に販売する場合 3. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を共和国領域で販売する場合 4. 保税物資を定められた期間内に搬出ししない場合	35	次の各号に該当する場合には、本法の第34条を適用しない。 1. わが国を訪れた代表団員及び外交官、わが国に駐在する外国又は国際機構の代表機関が定められた基準を超過して物資を搬入する場合 2. 外国投資企業が生産した商品を特殊経済地帯外の共和国領域に販売する場合 3. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を共和国領域で販売する場合 4. 保税物資を定められた期間内に搬出ししない場合

旧条	旧条文	新条	新条文
36	税関は、物資が腐敗、変質、破損、流失した場合、状況に応じて該当する関税の一部又は全部を免除することができる。	36	税関は、物資が腐敗、変質、破損、流失した場合、状況に応じて該当する関税の一部又は全部を免除することができる。
37	わが国と外国との間で締結した貿易協定に關稅特惠条項がある場合には、特惠關稅率を適用する。關稅特惠条項がない場合には、普通關稅率を適用する。貿易協定に關稅率が別途に定められている場合には、これに従う。	37	わが国と外国との間で締結した条約に關稅特惠条項がある場合には、特惠關稅率を適用する。關稅特惠条項がない場合には、普通關稅率を適用する。条約に關稅率が別途に定められている場合には、これに従う。
38	關稅率が定められていない物資には、これと類似する物資の關稅率を適用する。	38	關稅率が定められていない物資には、これと類似する物資の關稅率を適用する。
39	關稅は、当該機關、企業所、団体及び公民が關稅の發給した關稅納付通知書を受け取った日から15日以内に、当該銀行に納付しなければならない。やむを得ない場合には、税関が直接受け取り、銀行に納めることもできる。	39	關稅は、当該機關、企業所、団体及び公民が關稅の發給した關稅納付通知書を受け取った日から15日以内に、当該銀行に納付しなければならない。やむを得ない場合には、税関が直接受け取り、銀行に納めることもできる。
40	定められた基準を超過する公民の荷物及び国際郵便物は、關稅を納めてはじめて引き取ることができる。但し、機關、企業所、団体が輸入する物資は、關稅納付通知書を發給して荷主に引き渡すことができる。	40	定められた基準を超過する公民の荷物及び国際郵便物は、關稅を納めてはじめて引き取ることができる。但し、機關、企業所、団体が輸入する物資は、關稅納付通知書を發給して荷主に引き渡すことができる。
41	当該機關、企業所、団体及び公民は、定められた期間内に關稅を納めない場合、關稅納付期間延長申請書を納付期間が終了する5日前に提出しなければならない。税関は、關稅納付期間を10日間延長することができる。	41	当該機關、企業所、団体及び公民は、定められた期間内に關稅を納めない場合、關稅納付期間延長申請書を納付期間が終了する5日前に提出しなければならない。税関は、關稅納付期間を10日間延長することができる。
42	關稅を超過して納付した機關、企業所、団体及び公民は、關稅を納付したときから1年以内に、納めすぎた關稅の還付を税関に要求することができる。この場合、税関は、15日以内に処理しなければならない。	42	關稅を超過して納付した機關、企業所、団体及び公民は、關稅を納付したときから1年以内に、納めすぎた關稅の還付を税関に要求することができる。この場合、税関は、15日以内に処理しなければならない。
43	税関は、關稅を誤って計算し、少なく受け取った場合又は關稅を賦課できなかった場合、当該物資を搬出した日から1年以内に關稅を追加して納付させることができる。機關、企業所、団体及び公民の故意の行為により關稅を間違えて計算し、少なく受け取った場合又は賦課できなかった場合には、当該物資を搬出した日から3年以内に、關稅を納付させることができる。	43	税関は、關稅を誤って計算し、少なく受け取った場合又は關稅を賦課できなかった場合、当該物資を搬出した日から1年以内に關稅を追加して納付させることができる。機關、企業所、団体及び公民の故意の行為により關稅を間違えて計算し、少なく受け取った場合又は賦課できなかった場合には、当該物資を搬出した日から3年以内に、關稅を納付させることができる。
44	機關、企業所、団体及び公民は、關稅の免除を受けて搬入した物資を定められた用途にのみ利用しなければならない。關稅が免除された物資を販売しようとする場合には、税関に通知し、該当する關稅を納付しなければならない。關稅を納付しない物資は、売買することができない。	44	機關、企業所、団体及び公民は、關稅の免除を受けて搬入した物資を定められた用途にのみ利用しなければならない。關稅が免除された物資を販売しようとする場合には、税関に通知し、該当する關稅を納付しなければならない。關稅を納付しない物資は、売買することができない。
45	保稅期間には、關稅を納付しない。保稅期間は、保稅工場、保稅倉庫においては2年とし、保稅展示場では税関が定めた期間とする。	45	保稅期間には、關稅を納付しない。保稅期間は、保稅工場、保稅倉庫においては2年とし、保稅展示場では税関が定めた期間とする。
46	やむを得ない事情で保稅期間の延長を受けようとする荷主は、保稅期間が終了する10日前に、保稅期間延長申請書を当該税関に提出しなければならない。税関は、保稅期間を6カ月まで延長することができる。	46	やむを得ない事情で保稅期間の延長を受けようとする荷主は、保稅期間が終了する10日前に、保稅期間延長申請書を当該税関に提出しなければならない。税関は、保稅期間を6カ月まで延長することができる。
47	当該機關、企業所、団体は、保稅物資を加工、包装、組み立てるために保稅地域の外に搬出しようとする場合、關稅に相当する保証物又は保証金を税関に納めなければならない。税関は、物資が定められた期間内に搬入されるならば、保証物又は保証金を返還する。但し、搬出した物資が定められた期間内に搬入されないならば、税関に預けた保証物又は保証金を關稅として処理することができる。	47	当該機關、企業所、団体は、保稅物資を加工、包装、組み立てるために保稅地域の外に搬出しようとする場合、關稅に相当する保証物又は保証金を税関に預けなければならない。税関は、物資が定められた期間内に搬入されるならば、保証物又は保証金を返還する。但し、搬出した物資が定められた期間内に搬入されないならば、税関に預けた保証物又は保証金を關稅として処理することができる。
<b>第五章 制裁及び申訴、請願</b>		<b>第五章 制裁及び申訴、請願</b>	
48	税関は、定められた期間内に關稅を納付しない場合、その期間が経過した翌日から毎日延滞料を徴収する。關稅納付通知書を出した日から3カ月が経過して關稅を納付しない場合には、關稅及び延滞料に相当する物資を關稅及び延滞料として処理し、又は当該銀行を通じて機關、企業所、団体及び公民の口座から關稅及び延滞料を控除することができる。	48	税関は、定められた期間内に關稅を納付しない場合、その期間が経過した翌日から毎日延滞料を徴収する。關稅納付通知書を出した日から3カ月が経過して關稅を納付しない場合には、關稅及び延滞料に相当する物資を關稅及び延滞料として処理し、又は当該銀行を通じて機關、企業所、団体及び公民の口座から關稅及び延滞料を控除することができる。
49	關稅法規に違反してわが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段は、抑留又は没収する。状況が重大な場合には、責任者に行政的、刑事的責任を負わせる。	49	關稅法規に違反してわが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段は、抑留又は没収する。状況が重大な場合には、責任ある者に行政的又は刑事的責任を負わせる。
50	税関手続、検査及び關稅納付と関連する意見の相違は、当該税関と協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合、上級税関に申訴、請願を提起して解決することができる。申訴、請願を受理した上級税関は、これを受理した日から20日以内に処理しなければならない。	50	税関手続、検査及び關稅納付と関連する意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合、上級税関に申訴を提起することができる。申訴の提起を受けた上級税関は、これを受理した日から20日以内に処理しなければならない。
51	申訴、請願の処理結果について意見のある場合には、申訴を処理された日から10日以内に、当該裁判所に訴訟を提起することができる。	51	申訴処理結果について意見のある場合には、申訴を処理された日から10日以内に、当該裁判機関に訴訟を提起することができる。

## 2. 外国人投資企業財政管理規定

### 外国人投資企業管理規定

チュチエ88(1999)年12月4日 内閣決定第91号として承認

#### 第一章 一般規定

第1条 本規定は、外国人投資企業の経営計算を正確に行い、財政管理において制度及び秩序を確立することに寄与する。  
第2条 財政管理は、経営活動に必要な貨幣資金を造成して合理的に利用し、利潤を分配し、又は投資分の償還等の事業を管轄し、処理する事業である。  
第3条 外国人投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業の簿記計算と関連した法規範に従わなければならない。  
第4条 外国人投資企業は、外国為替業務を行う銀行に口座を置き、財政管理を行わなければならない。  
第5条 外国人投資企業の財政管理は当該企業の財政管理者が行う。外国人投資企業の財政管理第1責任者は、企業の責任者であり、第2責任者は財政簿記責任者である。  
第6条 外国人投資企業は、財政管理事業をしっかりと行い、企業の収益性を高めなければならない。  
第7条 外国人投資企業の財政管理事業に対する統一的な掌握及び指導は中央財政機関が行う。  
第8条 この規定は、共和国領域内又は領域外で経済取引を行う外国人投資企業に適用する。  
共和国領域内にある外国企業の財政管理も本規定に従い行うことができる。  
羅先経済貿易地帯外国人投資企業の財政管理は、別に定めた法規範に従い行わなければならない。

#### 第二章 資本の造成及び利用

第9条 外国人投資企業の資本は、投資者の出資金、企業運営過程で造成される資金、借入資金で造成される。  
第10条 外国人投資企業を創設し、運営するのに必要な固定資産、流動資産は、企業の登録資本として準備しなければならない。  
登録資本は企業の存続期間に増やすことができるが、減らすことはできない。  
第11条 外国人投資企業は、操業前財政管理をしっかりと行わなければならない。  
操業前財政管理には、投資家の出資及び操業準備と関連した財政管理が含まれる。  
第12条 出資と関連した財政管理は、投資家別に行わなければならない。  
出資者は契約に従い、固定資産、流動資産、貨幣資産で出資を行わなければならない。  
出資確認文書は簿記検証機関の検証を受けなければならない。  
第13条 出資する現物資産、財産権及びノー・ハウの価格は、国際市場価格に準じて、契約当事者が合意して定める。  
第14条 固定資産には、出資した固定資産、企業が資金で購入した固定資産、相続又は贈与された固定資産等が含まれる。  
第15条 固定資産は、取得した日から1ヶ月以内に中央貿易指導機関に登録しなければならない。  
第16条 固定資産の登録計算は、当該財政簿記部署が行い、現物管理は当該管理部署又は取扱者が行う。  
第17条 固定資産の当初価値は、取得価格に運賃、上下車費、保険料、設置費、保管費等の費用を合わせた金額で計算する。  
第18条 固定資産、流動資産を契約条件に合わせないで投資し、企業の生産及び経営活動に使用できない場合には、投資資産として計算することができない。  
第19条 生産及び経営活動に必要な原料、資材の購入は、流動資金で行わなければならない。  
第20条 外国人投資企業は、固定資産減価償却金を毎月計算し、原価又は流通費に入れ、別に積み立てた後、固定資産を更新し、又は補修する資金として使用しなければならない。減価償却金は流動資金としても使用することができる。  
減価償却金を流動資金として使用した場合には、それを次の四半期内に補填しなければならない。  
第21条 外国人投資企業(外国人企業は除く)は登録された固定資産を廃棄し、譲渡し、又は抵当に入れることができる。  
登録した固定資産を廃棄し、譲渡し、又は抵当に入れる場合には中央貿易指導機関の合意を受けなければならない。  
第22条 外国人投資企業の資本は、操業準備資金、流動資金として利用することができる。  
第23条 操業準備資金は、外国人投資企業が創設され、営業許可を受ける時までの期間に、行政管理費、建物管理費、試作品生産費等の資金として支出しなければならない。  
第24条 操業準備期間に販売した試作品販売収入金及びその他の収入金は、操業準備資金として使用しなければならない。  
操業準備資金として使用し、残った収入金は未処分利益として積み立てを行った後、利潤分配又は投資を増やすことに使用できる。  
第25条 操業準備期間に支出された費用(自身の収入金を控除した金額)は、繰り延べ収益として計算した後、企業が操業した後、年度別に分配し、原価

に入れて補償しなければならない。  
第26条 外国人投資企業は、操業準備期間に生産及び経営活動に必要な固定資産、流動資産、貨幣資産、見本品の出資を契約条件に合わせて行わなければならない。  
第27条 出資した貨幣資産及び現物資産は、承認された業種の範囲内で操業準備費、労働力費、対外事業費、税金及び使用料等を支払い、又は生産及び経営活動と関連した対象にのみ使用しなければならない。  
第28条 共和国側投資家が出資した朝鮮ウォンは、共和国領域内で原料及び資材購入費、労働力費、対外事業費、税金、使用料等の資金支出に使用できる。  
第29条 投資の一方の当事者は、投資の相手方当事者と合意して、出資分の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は相続させることができる。  
第30条 外国人投資企業の資本は、国有化し、又は収用せず、企業の合法的権利及び利益は国家の法的保護を受ける。  
共和国政府と外国政府間に投資保護と関連した協定が締結されている場合には、その協定に準じて企業の資本の保護を受けることができる。

#### 第三章 財政計画

第31条 外国人投資企業は、財政計画を自身で立て、それを理事会又は共同協議会で討議し決定しなければならない。  
第32条 外国人投資企業の財政計画は、経営活動内容に従い、部門別、年間、四半期別に作成しなければならない。  
財政計画の項目は、中央財政機関が定める。  
第33条 営業許可を受けることができなかった場合、営業許可を受けるまで支出される資金の財政計画は、操業準備費として立てなければならない。  
第34条 外国人投資企業の財政計画は、中央貿易指導機関を通じて、中央財政機関に登録しなければならない。

#### 第四章 生産費の計算、資金管理

第35条 生産費は、生産物の生産過程で支出されるすべての費用である。  
生産費計算は、生産過程で支出される一切の費用を、その支出要素及び支出対象別に日常的に行わなければならない。  
第36条 外国人投資企業は、原料及び資材を極力節約し、生産物の原価を下げなければならない。  
第37条 外国人投資企業は、中央財政機関が定めた原価項目に基づき、指標別に生産及び経営に支出されるすべての費用を計算しなければならない。  
第38条 為替相場の変動により被った損失、企業の破産により回収できなかった債権、固定資産販売及び廃棄による損失等は、生産と関連がない費用として処理しなければならない。  
第39条 外国人投資企業は、託児所、幼稚園、技能工学校、静休養所の運営費を企業管理費に入れて使用することができる。  
第40条 物資財産の在庫調への不足、減耗等の損失は、理事会又は共同協議会で討議し決定した後、原価に入れて補償することができる。  
第41条 外国人投資企業は、生産製品の販売及び市場拡大と関連した対外事業費を支出することができる。  
対外事業費は、中央財政機関が定めた基準に従って支出しなければならない。  
第42条 外国人投資企業は、企業の負担とする社会保険料を納めなければならない。  
企業が負担する社会保険料の割合は、外国人投資企業の労働と関連した法規範に従う。  
第43条 外国人投資企業は、生産を増やし、対外市場、販路を拡大し、非生産的支出を減らして、経営活動を限りなく改善し財政収入を増やさなければならない。  
財政収入には、企業活動を行って得た販売収入、建設工事引き渡し収入、運賃、料金収入、作業料収入、賃加工収入等が含まれる。  
第44条 廃棄物及び副産物を利用して得られる内貨収入金は、その他の収入として別に計算して、制定された項目にのみ使用することができる。  
第45条 賃加工を業として行う外国人投資企業は、外国側投資家から受け取った賃加工費のみ、財政収入として計算しなければならない。  
第46条 合作会社は、外国側投資家の投資分を生産製品で償還する場合、定められた比率で計算した収入金を財政収入として計算しなければならない。  
第47条 外国人投資企業は、生産製品を共和国の機関、企業所、団体(以下、機関、企業所とする。)に引き渡し、代替物資を受け取り、それを対外に販売する場合、代替物資販売収入金を企業の財政収入として計算し、生産費と関連した支出金は、代替物資販売収入金から補償しなければならない。  
第48条 外国人投資企業は、機関、企業所との経済取引による資金決済を直接行うことはできず、外国人投資企業を担当する財政管理機関を通じてのみ行うことができる。  
第49条 外国人投資企業は、経営活動に必要な資金を、出資金として補償し、不足する資金は貸付を受けて使用することができる。  
第50条 外国人投資企業の銀行口座及び資金管理は、当該財政管理者のみが行うことができ、財政管理者はすべての財政取引に対して責任を負う。

第51条 外国人投資企業は、外国との経済取引と関連した資金を外貨で支出し、又は受け取らなければならない。  
 外国との経済取引と関連した価格は、当該時期の国際市場価格に準じて定めなければならない。

### 第五章 財政決算及び利潤分配

第52条 財政決算は、財政計画の実行状況及び財政状態を一定の期間に簿記経常計算資料に基づき、数字で確定し、検討審議する経営活動総括である。  
 第53条 財政決算は四半期別、年間別で行わなければならない。  
 第54条 年間財政決算総括は、理事会又は共同協議会で行わなければならない。  
 第55条 年間財政決算文書は、簿記検証機関の検証を受けなければならない。  
 四半期財政決算文書は、必要により簿記検証機関の検証を受けることができる。  
 第56条 四半期財政決算文書は、四半期の翌月15日までに、年間財政決算文書は翌年の2月以内に中央貿易指導機関に提出しなければならない。  
 第57条 年間財政決算は年間総収入から支出した費用を控除して利潤を確定する方法で行わなければならない。  
 第58条 外国人投資企業は、登録資本の25%に該当する金額が造成されるまで、毎年決算利潤の5%に該当する予備基金及び年間決算利潤の10%までの該当する企業の基金（生産拡大及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金）を積み立て、利用することができる。  
 基金の種類及び規模並びに利用対象及び範囲は、外国人投資企業の理事会又は共同協議会で討議決定しなければならない。  
 賞金基金、文化厚生基金、養成基金を支出しようとする場合には、中央財政機関の合意を受けなければならない。  
 第59条 外国人投資企業は、決算利潤から税金及び企業の基金を控除した残りの利潤を投資分又は契約に従い分配し、又は投資分を償還することに利用することができる。  
 第60条 外国人投資企業は、共和国の該当する法規に依り税金を納めなければならない。  
 出入国事業機関は、長期滞在登録を行い、又は居住登録を行った外国人が出国する場合、税金納付状況を確認した後、出国手続を行わなければならない。  
 第61条 外国側投資家は、償還された投資分及び分配された利潤の一部又は全部を共和国領域内に再投資することができる。  
 第62条 外国側投資家は、投資分の償還及び利潤分配で受け取った資金又は

製品、その他の合法的に得た所得を、税金なしに共和国領域外に持ち出すことができる。

### 第六章 財政清算

第63条 財政清算は、外国人投資企業が解散される場合に行わなければならない。  
 外国人投資企業の財政清算は、清算委員会で行う。  
 清算委員会は、企業の責任者、債権者代表、財政機関の代表、投資当事者、その他の必要な成員で構成する。  
 第64条 清算委員会は、企業が解散される日現在で、財産及び公印を譲り受け、企業の財産を確定した後、貸借対照表及び財政清算案を作成しなければならない。  
 財政清算案は、中央貿易指導機関の合意を受けなければならない。  
 第65条 企業の損失で税金を納めることができない場合には、残った現物資産で、税金額相当を納めなければならない。  
 第66条 企業所得税を免除されている外国人投資企業が存続期間の終了する前に解散する場合には、免除されていた企業所得税を返還しなければならない。  
 第67条 投資と関連した契約義務を履行せず、企業を解散する場合、被った損失は責任ある投資当事者が補償しなければならない。  
 第68条 財政清算事業が終了した場合には、財政清算が終了した日から10日以内に、財政採算報告文書を作成し、中央貿易指導機関に提出した後、取引銀行の口座を閉じなければならない。

### 第七章 監督統制

第69条 外国人投資企業の財政管理と関連した監督統制事業は、中央財政機関が行う。  
 中央財政機関は、外国人投資企業の財政管理事業と関連して、偏向が生じないように、監督統制事業を強化しなければならない。  
 第70条 中央財政機関は、外国人投資企業の財政管理事業の状況を調査、検閲することができ、該当する資料を要求することができる。  
 第71条 本規定に違反した場合には、延滞料、罰金の適用、財産没収、業務中止、強制執行等の行政的制裁を与えることができる。  
 外国人投資企業は、中央財政機関との行政的制裁に対して意見がある場合、申訴及び請願を行うことができる。  
 申訴及び請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。

## 3. 外国人投資企業名称制定規定

### 外国人投資企業名称制定規定

チュチュエ88（1999）年3月13日 内閣決定第21号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
1	本規定は、共和国領域内に創設される外国人投資企業の名称制定秩序を確立するために制定する。	1	本規定は、共和国領域内に創設される外国人投資企業の名称制定秩序を確立するために制定する。
2	外国人投資企業の名称には、共和国領域内に創設される合併企業、合作企業及び外国人企業の名称が含まれる。 外国人投資企業、外国人企業の支社、代表部、出張所、代理店（以下、支社、常駐代表事務所とする。）の名称も、本規定に従い制定する。	2	外国人投資企業の名称には、共和国領域内に創設される合併企業、合作企業及び外国人企業の名称が含まれる。 外国人企業の常駐代表事務所（以下、常住代表事務所とする。）の名称も、本規定に従い制定することができる。
3	外国人投資企業の名称制定と関連した事業は、政務院対外経済機関の統一的な掌握と指導の下に、当該人民委員会、自由経済貿易地帯内では市行政経済委員会（以下、企業登録機関とする。）が行う。 企業登録機関は、外国人投資企業の名称の審査及び登録並びに企業名称利用の監督、企業名称専用権の保護等の事業を行う。	3	外国人投資企業の名称制定承認事業は、企業創設審査承認機関（以下、審査承認機関とする。）が行う。
4	外国人投資企業は、一つの名称のみを持つことができる。 一つの外国人投資企業が二種類以上の相異なる営業活動を行う場合には、企業登録機関の承認を受け、二つの名称を持つことはできるが、二つの企業とはならない。	4	外国人投資企業は、一つの名称のみを持つことができる。一つの外国人投資企業が二種類以上の相異なる営業活動を行う場合には、審査承認機関の承認を受け、二つの名称を持つことはできるが、二つの企業とはならない。
5	外国人投資企業の名称には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 投資家の氏名又は地名等になった商号 2. 営業の中心内容 3. 企業の形態 4. 債務に対する企業の責任限界	5	外国人投資企業の名称には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 投資家の氏名又は地名等によりなる商号 2. 企業の中心内容 3. 企業の形態 4. 債務に対する企業の責任限界
6	支社、常駐代表事務所の名称は、支社、常駐代表事務所を設置する企業の名称を前に付し、その後自らに商号を付して定める。	6	常駐代表事務所の名称は、常駐代表事務所を設置する企業の名称を前に付し、その後自らに商号を付して定める。
7	外国人投資企業と支社、常駐代表事務所の名称は、朝鮮語で表記しなければならない。 外国人投資企業、支社、常駐代表事務所の名称を外国語で表記する場合には、朝鮮語による名称と同じでなければならない。	7	外国人投資企業の名称は、朝鮮語で表記しなければならない。 外国人投資企業の名称を外国語で表記する場合には、朝鮮語による名称と同じでなければならない。
8	外国人投資企業は、次の各号の一に該当する名称を持つことができない。 1. 国家及び社会の健全な生活気風を乱すおそれのある名称 2. 他の企業の名称と重複又は混同されるおそれのある名称 3. 数字で表記される名称	8	外国人投資企業は、次の各号の一に該当する名称を持つことができない。 1. 国家及び社会の健全な生活気風を乱すおそれのある名称 2. 他の企業の名称と重複又は混同されるおそれのある名称 3. 数字で表記される名称

旧条	旧条文	新条	新条文
8	4. 大衆を欺瞞するおそれのある名称又は大衆に理解を誤らすおそれのある名称 5. 外国の国名又は外国の地域名による名称 6. 政治及び軍事機関名又は国際機構名による名称 7. 取消登録を行なって1年にならない企業名称	8	4. 大衆を欺瞞するおそれのある名称又は大衆に理解を誤らすおそれのある名称 5. 外国の国名又は外国の地域名による名称 6. 政治及び軍事機関名又は国際機構名による名称 7. 取消登録を行なって1年にならない企業名称
9	外国人投資企業の名称に「朝鮮」という文字又は二つの国名の頭文字を付けようとする場合には、企業登録機関の承認を受けなければならない。		
10	外国人投資企業、支社、常駐代表事務所の名称は、企業を登録した日から法的効力を有し、共和国領域内で専用権を有する。	9	外国人投資企業の名称は、企業を登録した日から法的効力を有し、共和国領域内で専用権を有する。
11	外国人投資企業と支社、常駐代表事務所の印鑑、銀行口座、看板、郵便物等に使用する名称は、登録された名称と同じでなければならない。 商店、食堂等のサービス機関の看板には、名称を簡略化することができる。この場合、企業登録機関の承認を受けなければならない。	10	外国人投資企業の公的文書、印鑑、銀行口座、看板、郵便物等に使用する名称は、登録された名称と同じでなければならない。 商店、食堂等のサービス機関の看板には、名称を簡略化することができる。この場合、審査承認機関の承認を受けなければならない。
12	外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の名称を変更しようとする場合には、企業登録機関の承認を受けなければならない。 外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の名称は、特別な場合を除いて、登録されたときから1年以内に変更することができない。	11	外国人投資企業の名称を変更しようとする場合には、審査承認機関の承認を受けなければならない。 外国人投資企業の名称は、特別な場合を除いて、登録された日から1年以内には変更することができない。
13	外国人投資企業は、企業の名称を企業の財産と共に他の企業に譲渡することができる。この場合、企業登録機関の承認を受けなければならない。 企業の名称は、一つの企業にのみ譲渡することができ、企業の名称を譲渡した外国人投資企業は、譲渡した名称を使用することができない。	12	外国人投資企業は、企業の名称を企業の財産と共に他の企業に譲渡することができる。 この場合、審査承認機関の承認を受けなければならない。 企業の名称は、一つの企業にのみ譲渡することができ、企業の名称を譲渡した外国人投資企業は、譲渡した名称を使用することができない。
14	外国人投資企業は、企業名称に対する専用権を侵害された場合、企業登録機関に侵害行為に対する回復対策を講じることを要求することができる。	13	外国人投資企業は、企業名称に対する専用権を侵害された場合、審査承認機関に侵害行為に対する回復対策を講じることを要求することができる。
15	本規定に違反して登録されていない企業の名称、他の企業の名称で企業活動を行なった場合又は承認なしに企業の名称を変更若しくは譲渡した場合には、不法所得の没収、罰金、営業中止、企業登録証の回収等の処罰を適用し、違反行為が重大な場合には、行政的及び刑事的責任を負う。	14	本規定に違反した場合には、程度により、不法所得の没収、罰金の適用、営業中止、企業登録証の回収等の行政的制裁を与え、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。
16	外国人投資企業の名称制定と関連した事業に意見がある場合には、企業登録機関の上級機関に申訴、請願を行うことができる。 申訴、請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。	15	外国人投資企業の名称制定と関連して意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。 申訴及び請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。

#### 4. 外国人投資企業登録規定

##### 外国人投資企業登録規定

チュチェ88(1999)年3月21日 内閣決定第29号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
1	本規定は、外国人投資企業と関連した法に従い、共和国領域内に創設される外国人投資企業の登録秩序を確立し、外国人投資企業の合法的権利及び利益を保護するために制定する。	1	本規定は、共和国領域内に創設される外国人投資企業の登録秩序を確立し、外国人投資企業の合法的権利及び利益を保護するために制定する。
2	外国人投資企業の登録には、合併企業、合作企業、外国人企業の登録が含まれる。 外国人投資企業又は外国人企業の支社、代表部、出張所、代理店(以下、支社、常駐代表事務所とする。)も、本規定に従い登録する。	2	外国人投資企業の登録(以下、企業登録とする。)には、合併企業、合作企業、外国人企業の登録が含まれる。 外国企業の常駐代表事務所(以下、常住代表事務所とする。)も、本規定に従い登録する。
3	外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の登録(以下、企業登録とする。)は当該道行政経済委員会、自由経済貿易地帯内では市行政経済委員会(以下、企業登録機関とする。)が行う。	3	企業登録は当該道人民委員会又は羅先経済貿易地帯等の特殊経済地帯内の人民委員会(以下、企業登録機関とする。)が行う。
4	企業登録機関に登録された外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の合法的な活動は、法的な保護を受ける。 企業登録機関に登録されていない企業、支社及び常駐代表事務所の活動は、共和国領域内で禁止する。	4	企業登録機関に登録された外国人投資企業の合法的な活動は、法的な保護を受ける。 企業登録機関に登録されていない外国人投資企業の経営活動は、禁止する。
5	外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所は、企業登録と関連した共和国の法規範を徹底して守らなければならない。	5	外国人投資企業は、企業登録と関連した共和国の法規範を徹底して守らなければならない。
6	外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の登録事業に対する統一的な掌握と指導は、政務院対外経済機関が行う。	6	企業登録と関連した事業の統一的な掌握と指導は、中央貿易機関が行う。
7	本規定は、企業登録機関並びに企業を登録しようとする外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所に適用する。		
8	外国人投資企業は、企業創設の承認を受けた日から30日(支社、常駐代表事務所は支社、常駐代表事務所設置承認を受けた日から20日)以内に、企業登録を行なわなければならない。 外国人投資企業の登録は、共和国の法人資格を備えなければ行なうことができない。	7	外国人投資企業は、企業創設の承認を受けた日から30日(常駐代表事務所は設置承認を受けた日から20日)以内に、企業を登録しなければならない。
9	企業を登録しようとする場合には、企業登録申請書を提出しなければならない。 企業登録申請書には、該当する内容を明らかにし、企業創設承認書又は支社若しくは常駐代表事務所設置承認書、企業の定款、投資確認書若しくは投資保証書(支社、常駐代表事務所は、経営活動過程に負った債務について、本社が責任を負うという保証書) 建物入居許可証、印章等を添付しなければならない。	8	外国人投資企業を登録しようとする場合には、企業登録機関に企業登録申請文書を提出しなければならない。 企業登録申請書には、該当する内容を明らかにし、企業創設承認文書、企業の定款、投資確認文書若しくは投資保証書(外国銀行の支店は、経営活動過程に負った債務について、本社が責任を負うという保証書)、印鑑等を添付しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
10	企業登録機関は、企業登録申請書を受理した日から10日以内に、申請書を検討確認し、企業を登録する決定又は否決する決定を下さなければならない。 企業登録を決定した日が、企業登録日となる。	9	企業登録機関は、企業登録申請書を受理した日から10日以内に、検討し、外国人投資企業を登録し、又は否決しなければならない。
11	企業登録は、企業登録簿に行なわなければならない。 企業登録簿には、企業名、所在地、企業の責任者、企業の形態、投資家、登録資本、経営活動の内容及び範囲、存続期間、支社の機構定員等の内容を明らかにしなければならない。	10	企業登録は、企業登録簿に行なわなければならない。 企業登録簿には、企業名、所在地、企業の責任者、企業の形態、登録資本、経営活動範囲、存続期間、常任代表事務所の人員数等の内容を明らかにしなければならない。
12	企業登録機関は、企業を登録した日から7日以内に、企業登録証又は支社若しくは常駐代表事務所登録証を発給しなければならない。 企業登録証及び支社並びに常駐代表事務所登録証には、登録日、登録番号、企業又は支社若しくは常駐代表事務所の名称、支社、常駐代表事務所の人員数、所在地、営業内容、存続期間等を明らかにしなければならない。	11	企業登録機関は、外国人投資企業を登録した日から7日以内に、企業登録証を発給しなければならない。 企業登録証には、登録日、登録番号、企業の名称、常駐代表事務所の人員数、所在地、経営活動範囲、存続期間等を明らかにしなければならない。
13	企業登録証は、共和国の法人であるということを証明する法的証書である。 企業登録証、支社、常駐代表事務所登録証の内容は、勝手に修正することができない。	12	企業登録証は、共和国の法人であるということを証明する法的証書である。 企業登録証の内容は、勝手に修正することができない。
14	企業登録証、支社、常駐代表事務所登録証を紛失した場合には、10日以内に、企業登録機関に通知し、企業登録証、支社、常駐代表事務所登録証を紛失した日から30日以内に捜し出せなかった場合には、再発給を受けなければならない。	13	企業登録証を紛失した場合には、10日以内に、企業登録機関に通知しなくてはならず、企業登録証を紛失した日から30日以内に捜し出せなかった場合には、再発給を受けなければならない。
15	自由経済貿易地帯内の企業登録機関は、外国人投資企業を登録した日から20日以内に、企業登録について公示しなければならない。	14	企業登録機関は、外国人投資企業を登録した日から20日以内に、企業登録について当該機関に通知しなくてはならない。
16	企業登録内容が変更された場合又は企業を解散する場合若しくは支社、常駐代表事務所を撤収する場合には、変更又は取消登録を行わなければならない。	15	企業登録内容が変更された場合又は企業を解散する場合には、変更又は取消登録を行わなければならない。
		16	企業登録を行った場合には、定められた手数料を徴収しなければならない。 手数料は、中央財政機関（羅先経済貿易地帯では地帯財政機関）が定める。
17	外国人投資企業及び支社並びに常駐代表事務所の登録及び登録内容の遵守状況に対する監督統制事業は、政務院対外経済機関及び企業登録機関が行う。	17	企業登録機関は、企業登録事業と関連して偏りが生じないように監督統制事業を強化しなければならない。
18	本規定に反し、次の各号の一に該当する行為を行なった場合には、その程度に従い、罰金、不法所得の没収、営業中止、企業登録証の回収等の処罰を科し、違反行為が重大な場合には、行政的及び刑事的責任を負う。 1. 定められた期間内に、企業、支社及び常駐代表事務所を登録せず、又は登録しないで営業活動を行う行為 2. 登録された経営活動の内容及び範囲に反して経営活動を行う行為 3. 企業登録証、支社、常駐代表事務所登録証を偽造する行為 4. 財産及び資金を逃避させる行為又は移転させる行為 5. 債務償還を適宜に行なわない行為 6. 旗、標識、記章を承認なしに使用する行為	18	この規定に違反した場合には、程度により、罰金の適用、不法所得の没収、営業停止、企業登録証の回収等の行政的制裁を与え、違反行為が嚴重な場合には刑事的責任を負わせる。
19	企業登録を定められた期間内に行なわなかった場合又は無責任に行なった場合には、その程度に従い、行政的及び刑事的責任を負う。		
20	企業登録と関連して意見がある場合には、企業登録機関の上級機関に、申訴、請願を行うことができる。 申訴、請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。	19	企業登録と関連した意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。申訴及び請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。

## 5. 外国人投資企業労働規定

### 外国人投資企業労働規定

チュチェ88（1999）年5月8日 内閣決定第40号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>	
1	本規定は、外国投資企業と関連した法に従い、外国投資企業に必要な労働力を保障し、従業員の労働生活上の権利及び利益を保護するために制定する。	1	本規定は、外国人投資企業に必要な労働力を保障し、従業員の労働生活上の権利及び利益を保護するために制定する。
2	外国投資企業の運営に必要な労働力の斡旋、労働報酬の支払い及び労働生活条件外保障は、本規定に従い行う。 本規定で規制しない労働と関連した事項は、共和国の当該労働法規に準ずる。	2	外国人投資企業の運営に必要な労働力の斡旋、労働報酬の支払い及び労働生活条件外保障は、本規定に従い行う。 共和国領域内にある外国企業にもこの規定を適用することができる。
3	本規定は、共和国領域内にある外国投資企業に適用する。 外国投資企業には、外国人投資企業（合作企業、合併企業、外国人企業）及び外国企業が含まれる。		
<b>第一章 一般規定</b>		<b>第一章 一般規定</b>	
4	外国投資企業は、企業運営に必要な労働力をわが国の労働力から採用しなければならない。 外国人を管理人員又は特殊な職種の技術者、技能工として採用しようとする場合には、政務院対外経済機関と合意しなければならない。	3	外国人投資企業は、企業運営に必要な労働力を共和国の労働力から採用しなければならない。 外国人を管理人員又は特殊な職種の技術者、技能工として採用しようとする場合には、中央貿易指導機関と合意しなければならない。
5	外国投資企業が受け入れた労働力は、自然災害等の不可抗力的な場合を除いて、他の仕事に動員しない。	4	外国人投資企業が受け入れた労働力は、自然災害等の不可抗力的な場合を除いて、他の仕事に動員しないようにしなければならない。



旧条	旧条文	新条	新条文
6	外国投資企業で働く従業員の労働報酬額は、その労働職種、技術技能水準及び労働生産性に従い定める。 労働報酬には、賃金、加給金、奨励金及び賞金が属する。	5	外国人投資企業で働く従業員の労働報酬額は、その労働職種、技術技能水準及び労働生産性に従い定める。 労働報酬には、賃金、加給金、奨励金及び賞金が属する。
7	外国投資企業は、従業員が安全で文化衛生的な環境で働くことができるように、労働条件を改善し、従業員の生命と健康を保護増進させることに先次的な関心を払わなければならない。	6	外国人投資企業は、従業員が安全で文化衛生的な環境で働くことができるように、労働条件を改善し、従業員の生命と健康を保護増進させることに先次的な関心を払わなければならない。
8	外国投資企業は、共和国公民である従業員が社会保険、社会保障による恵沢を受け取るようにしなければならない。	7	外国人投資企業は、共和国公民である従業員が社会保険、社会保障による恵沢を受け取るようにしなければならない。
9	外国投資企業は、従業員の権利及び利益を保護し、従業員を代表する職業同盟と労働契約を締結しなければならない。 労働契約には、従業員が遂行しなければならない任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働報酬及び保険厚生、労働保護及び労働条件、労働規律、賞罰、辞職の条項等を規定しなければならない。 労働契約は締結した日から法的効力を有し、契約の修正は双方が合意して行う。 外国投資企業は、労働契約文書を企業所在地の労働行政機関に提出しなければならない。	8	外国人投資企業は、従業員の権利及び利益を保護し、従業員を代表する職業同盟と労働契約を締結しなければならない。 労働契約には、従業員が遂行しなければならない任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働報酬及び生活条件の保障、労働保護及び労働条件、労働規律、賞罰、辞職の条項等を規定しなければならない。 労働契約は締結した日から法的効力を有し、契約の修正は双方の合意下にて行わなければならない。 外国人投資企業は、労働契約文書を地帯労働機関に提出しなければならない。
10	本規定の執行に対する監督統制は、労働行政機関が行う。	9	外国人投資企業の労働組織、労働生活に関連した事業の統一的な掌握と指導は、中央労働機関が行う。
<b>第二章 労働力の採用、解雇</b>		<b>第二章 労働力の採用</b>	
11	外国投資企業は、企業運営に必要な労働力数を自身で定め、労働力斡旋機関と労働力採用契約を締結し、それに従い労働力を受け入れなければならない。 契約書には、業種別、技能別労働力数、採用期間、労働力費、労働生活保障条件等を明らかにしなければならない。	10	外国人投資企業は、企業運営に必要な労働力数を自身で定め、労働力斡旋機関と労働力採用契約を締結し、それに従い労働力を受け入れなければならない。 労働力採用契約文書には、業種別、技能別労働力数、採用期間、労働力費、労働生活保障条件等を明らかにしなければならない。
12	労働力斡旋機関は、外国投資企業に必要な労働力を企業所在地内にある労働力で保障しなければならない。企業所在地で充足させることのできない一部の技能工は、他の地域にある労働力で保障することができる。この場合、他の地域の労働力斡旋機関は、当該技能工を保障しなければならない。	11	労働力斡旋機関は、外国人投資企業に必要な労働力を企業所在地内にある労働力で保障しなければならない。 企業所在地で充足させることのできない一部の技能工は、他の地域にある労働力で保障することができる。この場合、他の地域の労働力斡旋機関は、当該技能工を保障しなければならない。
13	わが国の企業所を母体として創設する合作企業所、合併企業所は、必要な労働力をその企業所の従業員の中から先ず受け入れなければならない。	12	共和国の機関、企業所と合作、合併を行う合作企業、合併企業は、必要な労働力を共和国側当事者の従業員を企業の従業員として先ず受け入れなければならない。
14	外国投資企業は、企業所在地の労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れなければならない。 労働力採用契約条件に合わない場合には、労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れないことができる。	13	外国人投資企業は、企業所在地の労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れなければならない。 労働力採用契約条件に合わない場合には、労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れないことができる。
	17条を参照	14	外国人投資企業は、職業同盟組織、当該労働力斡旋機関との合意なしに、採用期間が終了していない従業員を解雇することができず、従業員が職業病にかかっている、又は仕事に負傷し治療中の場合、女性従業員が結婚した場合、妊娠、産前産後休暇、授乳期間にある場合には解雇することができない。
15	外国投資企業は、次の各号に掲げる場合に、職業同盟組織、当該労働力斡旋機関と合意し、採用期間が終了する前に従業員を解雇することができる。 1. 従業員が職業病もしくは公傷でない病気又は負傷で治療を受けた後にも、すでにしていた仕事又は他の仕事を継続することができない場合 2. 企業の生産経営又は技術条件の変動で人員が余った場合 3. 企業が破産に直面し、やむを得ず労働力を縮小し、又は解散を宣布した場合 4. 従業員が企業に莫大な損失を与えたり、労働規律にひどく違反した場合	15	従業員が職業病若しくは公傷ではない病気又は負傷で治療を受けた後にも、すでにしていた仕事又は他の仕事を継続することができない場合及び企業の生産経営又は技術条件の変動で人員が余った場合、企業が破産に直面し、やむを得ず労働力を縮小し、又は解散を宣布する場合、従業員が企業に莫大な損失を与えた、又は労働規律にひどく違反した場合には採用期間が終了する前であっても、職業同盟組織、当該労働力斡旋機関と合意して解雇できる。
16	従業員は、次の各号に掲げる場合に、辞職を申し出ることができる。 1. 個人的な事情でやむを得ず仕事を辞めたり、他の仕事をしなければならない事情が生じた場合 2. 専攻が合わず自己の技術技能を十分に発揮することができない場合 3. 学校に入学し勉強することになった場合	16	外国人投資企業の従業員は、個人的な事情でやむを得ず仕事を辞め、又は他の仕事をしなければならない事情が生じた場合、専攻が合わず自己の技術技能を十分に発揮することができない場合及び学校に入学し勉強することになった場合、辞職を申し出ることができる。
17	外国投資企業は、次の各号に掲げる場合に、従業員を解雇することができない。 1. 職業病を患い、又は仕事に負傷し、治療を受ける場合 2. 病気で六カ月までの期間、治療を受けている場合 3. 女性従業員が結婚した場合と妊娠、産前産後休暇、授乳期間にある場合		14条を参照
18	外国投資企業は、本規定第15条一、二、三号に従い従業員を解雇し、又は第16条二、三号に従い辞職を承認した従業員に、働いた年限に従い補助金を与えなければならない。働いた年限が1年に満たない場合には、最近1カ月分の賃金に該当する補助金を与え、1年以上である場合には、最近3カ月の平均月額賃金と働いた年数に従い計算した補助金を与えなければならない。	17	外国人投資企業は、従業員を本人の誤りではない事由で解雇する場合、その従業員に、働いた年限に従い補助金を与えなければならない。働いた年限が1年に満たない場合には、最近1カ月分の賃金に該当する補助金を与え、1年以上である場合には、最近3カ月の平均月額賃金と働いた年数に従い計算した補助金を与えなければならない。
19	外国投資企業が従業員を解雇し、又は辞職させようとする場合には、1カ月前に企業所在地の労働力斡旋機関に名簿を提出しなければならない。	18	外国人投資企業が従業員を解雇し、又は辞職を承認しようとする場合には、解雇又は辞職1カ月前に当該職業同盟組織と合意した後、企業所在地の労働力斡旋機関に名簿を提出しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第三章 技能工の養成</b>		<b>第三章 技能工の養成</b>
20	外国投資企業は、従業員の技術技能水準を高め、共和国労働法規に従い、従業員の技術技能級数を査定しなければならない。	19	外国人投資企業は、従業員の技術技能水準を高め、共和国労働法規に従い、従業員の技術技能級数を査定しなければならない。
21	外国投資企業は、必要な場合、技能工養成のための養成所又は養成班を組織運営することができる。	20	外国人投資企業は、必要な場合、技能工を養成することができる。
22	自由経済貿易地帯当局は、外国投資企業が要求する技術人材を養成するための養成機関を組織運営することができる。 技術人材養成は、従業員在職者養成、学校卒業生の就業前養成の形態で行う。	21	特殊経済地帯内の人民委員会は、外国人投資企業が要求する技術人材を養成するための養成機関を組織運営することができる。 技術人材養成は、従業員在職者養成、学校卒業生の就業前養成の形態で行う。
	<b>第四章 労働時間と休息</b>		<b>第四章 労働時間と休息</b>
23	従業員の労働日数は週6日、労働時間は1日8時間とする。労働の困難な程度と特殊な条件に従い、労働時間をこれより短縮することができる。 季節的制限を受ける部門では、年間労働時間の範囲で労働時間を異なって定めることができる。	22	従業員の労働日数は週6日、労働時間は1日8時間とする。外国人投資企業は骨が折れる困難な労働の程度と特殊な条件に従い、労働時間をこれより短くすることができる。 季節的制限を受ける部門では、年間労働時間の範囲で労働時間を異なって定めることができる。
24	外国投資企業は、従業員に時間外労働をさせてはならない。やむを得ない事情で時間外労働をさせようとする場合には、職業同盟組織と合意し、時間外労働をさせることができる。この場合、月48時間を超過することができない。	23	外国人投資企業は、従業員に時間外労働をさせてはならない。 やむを得ない事情で時間外労働をさせようとする場合には、職業同盟組織と合意し、時間外労働をさせることができる。
25	外国投資企業は、共和国法に従い、該当する従業員に祝日と公休日の休息、定期及び補充休暇と産前産後休暇を与えなければならない。 祝日と公休日に仕事をさせた場合には、一週間以内に代休を与えなければならない。 外国投資企業は、毎年、該当する従業員に冠婚葬祭のための1～3日間の特別休暇を与えなければならない。この期間には、往復旅行日数が含まれない。	24	外国人投資企業は、共和国の法規に従い、該当する従業員に祝日及び公休日の休息、定期及び補充休暇並びに産前産後休暇を与えなければならない。 祝日及び公休日に仕事をさせた場合には、一週間以内に代休を与えなければならない。 外国人投資企業は、毎年、該当する従業員に冠婚葬祭のための1～5日間の特別休暇を与えなければならない。特別休暇期間には、往復旅行日数が含まれない。
	<b>第五章 労働報酬</b>		<b>第五章 労働報酬</b>
26	外国投資企業の従業員の月賃金基準は220ウォン（自由経済貿易地帯では160ウォン）より低くてはならない。骨の折れる困難な部門の賃金基準は、高く定めなければならない。 外国投資企業は、定めた賃金基準に従い、職種、職別賃金基準、賃金支払形態と方法、加給金、奨励金、賞金基準を自身で定める。	25	外国人投資企業の従業員の月賃金基準は中央労働機関が定める。 中央労働機関は、外国人投資企業の従業員の月賃金基準を従業員が労働過程で消耗した肉体的及び精神的能力を補償し、従業員の生活を保障する原則で定めなければならない。 外国人投資企業は、定めた賃金基準に従い、職種、職別賃金基準、賃金支払形態及び方法、加給金、奨励金、賞金基準を自身で定める。
27	外国投資企業は、生産水準、従業員の技術技能熟練程度と労働生産能率の向上に従い、賃金水準を漸次高めなければならない。	26	外国人投資企業は、生産水準、従業員の技術技能熟練程度及び労働生産能率の向上に従い、賃金水準を漸次高めなければならない。
28	外国投資企業は、休暇及び補充休暇期間に該当する労働報酬を、休暇に入る前に従業員に与えなければならない。 休暇期間に該当する労働報酬は、休暇を取る前の3カ月間の労働報酬総額を実稼働日数に従い平均した一日の労働報酬に休暇日数を適用し計算する。	27	外国人投資企業は、休暇及び補充休暇期間に該当する労働報酬を、休暇に入る前に従業員に与えなければならない。 休暇期間に該当する労働報酬は、休暇を取る前の3カ月間の労働報酬総額を実稼働日数に従い平均した一日の労働報酬に休暇日数を適用し計算する。
29	外国投資企業は、従業員の誤りではなく企業の責任で働けなくなったり、養成期間に働けない日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の60%以上に該当する補助金を従業員に与えなければならない。	28	外国人投資企業は、従業員の誤りではなく企業の責任で働けなくなったり、養成期間に働けない従業員に、働けない日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の60%以上に該当する補助金を与えなければならない。
30	外国投資企業は、公休日に仕事をさせ代休を与えなかった従業員又は労働時間外の延長作業、夜勤をした従業員に、賃金とともに、働いた日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の50%に該当する加給金を与えなければならない。 夜勤には、22時から翌日6時までの間に働いたことが含まれる。	29	外国人投資企業は、公休日に仕事をさせ代休を与えなかった従業員又は労働時間外の昼の延長作業若しくは労働時間内の夜勤をした従業員に、賃金とともに、働いた日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の50%（祝日作業及び労働時間外の夜勤延長作業をした従業員には100%）に該当する加給金を与えなければならない。
31	外国投資企業は、祝日と夜22時から翌日6時までの間に労働時間外の延長作業を行った従業員に、賃金とともに、働いた日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の100%に該当する加給金を与えなければならない。		
32	外国投資企業は、税金を納めて残った利潤の一部で賞金基金を設け、職業同盟組織と協議して生産課題を超過して遂行するうえで模範的な従業員に賞金を与えることができる。	30	外国人投資企業は、決算利潤から税金を納めて残った利潤の一部で賞金基金を設け、職業同盟組織と協議して生産課題を超過して遂行するうえで模範的な従業員に賞金を与えることができる。
33	外国投資企業は、賃金、加給金、奨励金を与える日を定め、毎月、その日に渡さなければならない。 賞金は、評価期間の翌月に与えなければならない。 労働報酬を与える日になる前に辞職、退職又は解雇した場合には、その手続が終了した後に、労働報酬を与えなければならない。	31	外国人投資企業は、賃金、加給金、奨励金、賞金を働いた実績に従い、正確に計算して渡さなければならない。 労働報酬を与える日になる前に辞職又は解雇した場合には、その手続が終了した後に、労働報酬を与えなければならない。
	<b>第六章 労働保護</b>		<b>第六章 労働保護</b>
34	外国投資企業は、労働安全施設を整え、それを改善完備し、作業の安全性を保障し、高熱、ガス、ほこりを防ぎ、採光、照明、通風等の産業衛生条件を保障し、従業員が文化衛生的な環境で働けるようにしなければならない。	32	外国人投資企業は、労働安全施設を整え、それを改善完備し、作業の安全性を保障し、高熱、ガス、ほこりを防ぎ、採光、照明、通風等の産業衛生条件を保障し、従業員が文化衛生的な環境で働けるようにしなければならない。
35	外国投資企業は、従業員に労働安全技術教育を行なった後に、仕事をさせなければならない。 労働安全技術教育期間は、業種と職種に従い1～2週間とする。	33	外国人投資企業は、従業員に労働安全技術教育を行なった後に、仕事をさせなければならない。 労働安全技術教育期間は、業種と職種に従い1～2週間とする。
36	外国投資企業は、女性従業員のための労働保護衛生施設を十分に整えなければならない。妊娠6カ月を超える女性には骨の折れる健康に有害な仕事をさせてはならない。 外国投資企業は、託児所、幼稚園を組織し運営しなければならない。	34	外国人投資企業は、女性従業員のための労働保護衛生施設を十分に整えなければならない。 妊娠6カ月を超える女性には骨の折れる健康に有害な仕事をさせてはならない。 外国人投資企業は、実情に合わせて従業員の子女のための託児所、幼稚園を組織し運営することができる。
37	外国投資企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資を適宜に提供しなければならない。 従業員に提供する労働保護物資の基準は、共和国の当該労働法規に準じて外国投資企業が定める。	35	外国人投資企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資を適宜に提供しなければならない。 従業員に提供する労働保護物資の基準は、共和国の当該労働法規に定めた基準よりも低くならないよう外国人投資企業が定める。

旧条	旧条文	新条	新条文
38	外国投資企業は、作業途中で従業員が死亡し、又は負傷、中等等の重大な事故が発生した場合には、労働保護監督機関に速やかに通知し、関係機関の事故審議を受けなければならない。	36	外国人投資企業は、作業途中で従業員が死亡し、又は負傷、中等等の重大な事故が発生した場合には、労働保護監督機関に速やかに通知し、関係機関の事故審議を受けなければならない。
<b>第七章 社会保険、社会保障</b>		<b>第七章 社会保険、社会保障</b>	
39	外国投資企業で働く共和国公民である従業員は、病気又は負傷、労働年齢を過ぎて働けない場合、社会保険、社会保障による恵沢を受ける。 社会保険、社会保障による恵沢には、補助金、年金の支払い、静休養および治療が属する。 補助金と年金を受けようとする従業員は、保健機関が発給する診断書又は補助金と年金を受け取るべき事由を確認する文書を外国投資企業に提出しなければならない。 外国投資企業は、社会保険補助金支払請求書を社会保険機関に提出して確認を受けた後、銀行機関から該当する社会保険補助金を受け取り、労働報酬を与える日に当該従業員に渡さなければならない。 静休養所を往來するのに要する旅費と奨励補助金は、当該文書により先ず渡し、後に清算されなければならない。 社会保障による年金、補助金は、外国投資企業が社会保険機関に申請文書を提出し、手続したところに従い、社会保障年金支払機関から毎月、定められた日に対象者に渡さなければならない。	37	外国人投資企業で働く共和国公民である従業員は、病気又は負傷、労働年齢を過ぎて働けない場合、社会保険、社会保障による恵沢を受ける。 社会保険、社会保障による恵沢には、補助金、年金の支払い、静休養及び治療が属する。 補助金と年金を受けようとする従業員は、保健機関が発給する診断書又は補助金と年金を受け取るべき事由を確認する文書を外国人投資企業に提出しなければならない。 外国人投資企業は、社会保険補助金支払請求書を社会保険機関に提出して確認を受けた後、銀行機関から該当する社会保険補助金を受け取り、労働報酬を与える日に当該従業員に渡さなければならない。 静休養所を往來するのに要する旅費と奨励補助金は、当該文書により先ず渡し、後に清算されなければならない。 社会保障による年金、補助金は、外国人投資企業が社会保険機関に申請文書を提出し、手続したところに従い、社会保障年金支払機関から毎月、定められた日に対象者に渡さなければならない。
40	社会保険、社会保障による補助金、年金は、共和国の労働法規に従い計算する。	38	社会保険、社会保障による補助金、年金は、共和国の労働法規に従い計算する。
41	社会保険および社会保障による恵沢は、社会保険基金により保障される。社会保険基金は、従業員から受け取る社会保険料で積み立てられる。	39	社会保険および社会保障による恵沢は、社会保険基金により保障される。社会保険基金は、企業及び従業員から受け取る社会保険料で積み立てられる。
42	外国投資企業は、従業員の健康増進のための静養所、休養所を組織し運営することができる。 静養所、休養所の運営費は、社会保険基金から提供する。	40	外国人投資企業は、従業員の健康増進のための静養所、休養所を組織し運営することができる。 静養所、休養所の運営費は、社会保険基金から提供する。
43	外国投資企業は、社会保険料の納付、社会保険基金の支払に対して、企業所在地の社会保険機関と職業同盟組織の監督を受ける。	41	外国人投資企業は、社会保険料の納付、社会保険基金の支払に対して、企業所在地の社会保険機関及び職業同盟組織の監督を受ける。
44	外国投資企業は、税金を納めて残った利潤の一部で従業員のための文化厚生基金を設けて使用することができる。 文化厚生基金は、従業員が文化技術水準の向上と大衆文化体育事業、厚生施設運営等に使用する。 文化厚生基金の使用に対する監督は、職業同盟組織が行う。	42	外国人投資企業は、決算利潤から税金を納めて残った利潤の一部で従業員のための文化厚生基金を設けて使用することができる。 文化厚生基金は、従業員が文化技術水準の向上及び大衆文化体育事業、厚生施設運営等に使用する。 文化厚生基金の使用に対する監督は、職業同盟組織が行う。
<b>第八章 制裁および紛争解決</b>		<b>第八章 制裁および紛争解決</b>	
45	労働行政機関は、外国投資企業が本規定に違反してわが国の労働力を採用又は解雇した場合には、罰金を支払わせる。	43	本規定に違反した場合には、程度により業務中止、罰金の適用等の行政的制裁を与え、違反行為が嚴重な場合には、刑事的責任を負う。
		44	外国人投資企業は、本規定の執行と関連して意見のある場合は、申訴及び請願を行うことができる。 申訴及び請願は受理した日から30日以内に処理しなければならない。
46	労働行政機関は、外国投資企業が労働安全施設と産業衛生条件を整えなかった場合に、期間を定めて是正するようにし、それでも是正しない場合には、その情状に従い営業を中止させ、又は罰金を支払わせることができる。		
47	罰金適用が不当であると認定される場合には、罰金賦課通知を受け取った日から15日以内に、罰金を適用した機関の上級機関に戻すことを提起することができる。 罰金を返却することを提起された上級機関は、それを提起された日から10日以内に処理しなければならない。		
48	本規定の執行と関連した意見の相違は、当事者が互いに協議して解決する。紛争事件は、共和国の仲裁機関又は裁判機関で該当する手続に従い解決する。	45	本規定の執行と関連した意見の相違は、当事者が協議して解決する。 当事者間で解決できない紛争事件は、共和国の仲裁機関又は裁判機関が解決する。

## Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (5) (Summary)

Mitsuhiro Mimura  
Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) revised its major foreign investment related laws on February 26, 1999. The last four articles have dealt with brief descriptions of the investment climate and modes of foreign direct investment (FDI), and drawn comparisons

between the systems of FDI in the DPRK and the People's Republic of China (hereafter China).

This article will focus on the following laws and regulations[m1]: Customs Law of the DPRK, Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested

Enterprises, Regulations on the Naming of Foreign-Invested Enterprises, Regulations on the Registration of Foreign-Invested Enterprises and Labour [o3]Regulations for Foreign-Invested Enterprises.

Enacted in 1983 and revised in 1987, 1990, 1993 and 1999, the Customs Law of the DPRK is intended to ensure order and discipline in foreign trade. The existing law consists of five chapters and 51 articles. Chapter 1 regulates the general provisions, Chapter 2 customs formalities, Chapter 3 customs inspections, Chapter 4 customs duty, Chapter 5 sanctions and petitions. This law is based on the principle that "the state shall apply either zero or low tariffs to materials whose import and export are encouraged and high tariffs to materials whose import and export are discouraged." (Art. 4) In the field of cooperation with other countries and international organizations, Article 6 has a provision that promotes exchange and cooperation with foreign countries and international organizations in the area of customs operations. As for customs inspections, there is an interesting stipulation that "household goods and inherited property can be brought into or taken out of the DPRK without any permission", if they are not controlled articles. (Art. 27) About customs duty, "the standard price [o4]on which customs duty is levied shall be the price of delivery at the border in the case of exported goods and the retail price in the case of those which are not imported or exported." (Art. 32) The tariff is to be set by the cabinet; however, it is not publicized.

The Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested Enterprises were newly enacted on Dec. 4, 1999. These administrative regulations were formulated "in order to ensure accurate operational accounting of foreign-invested enterprises and establish a system and order for their financial management." (Art. 1) The term "financial management" in this regulation signifies the creation and efficient utilization of funds required for business operations and the distribution of profits and repayment of investment. Before these regulations were drawn up, the financial management of foreign-invested enterprises was mainly regulated by means of the implementing regulations for the Law on Equity Joint Venture and those for the Law on Contractual Joint Venture. Provisions in the 1999 regulations are duplicated in the implementing regulations, an issue which has yet to be resolved. In Article 30, there is a provision that the capital of an enterprise is protected in the event that an investment protection agreement has been concluded between the governments of the DPRK and the enterprise's country of origin. Japan does not have such agreement with the DPRK.

Established on Feb. 14, 1996 and revised on Mar. 13, 1999, the Regulations on the Naming of Foreign-Invested enterprises regulates the names of joint venture enterprises, whether equity or contractual and wholly foreign-owned

enterprises. The name of a foreign-invested enterprise shall include the following: a) a trade name indicative of either the name of the investor or the name of a place, b) the principal content of its business activities/line of business, c) the business category, and d) the limit of the enterprise's liability. The name should be expressed in the Korean language. The following types of name are prohibited: a) names that may undermine the sound life-style of the state and society, b) names that may overlap or be confused with that of any other enterprise, c) names consisting of numerals, d) names that are apt to deceive or mislead public opinion, e) names that are identical to that of another country or region, f) names that are identical to that of any political or military organization, or international agency, and g) names that are identical to that of any enterprise whose business registration was cancelled less than a year previously. Use of the name "Korea" is no longer prohibited since the revision.

The Regulations on the Registration of Foreign-Invested Enterprises were enacted on Feb. 14, 1996 and revised on Mar. 21, 1999. These regulations are intended to provide for a regime governing the registration of foreign-invested enterprises. They also stipulate that foreign enterprises must designate a resident representative office in the country.

Enacted on Dec. 30, 1993 and revised on May 5, 1999, the Labour Regulations for Foreign-Invested Enterprises is an important piece of legislation that effectively stipulates the labor laws by which foreign-invested enterprises are governed. These regulations consist of 8 chapters and 45 articles. Chapter 1 regulates the general provisions, Chapter 2 the employment of labor, Chapter 3 technical training, Chapter 4 working hours and holidays, Chapter 5 remuneration, Chapter 6 labour protection, Chapter 7 social insurance and social security, and Chapter 8 penalties and the settlement of disputes. These regulations are applied to foreign-invested enterprises that are registered as a body corporate of the DPRK and may be also applied to foreign enterprises incorporated in the territory of the DPRK. A foreign-invested business must hire workers through the labor exchange office; this is not the case in countries such as China[m6], and this provision should be removed in order to promote investment in the DPRK. A foreign-invested business must conclude a labor contract with the trade union representing its employees (Art. 8) and employees may not be dismissed without the consent of the union. As for remuneration, the central labor organ fixes the standard monthly wage of employees. The standard of labour protection must [o8]be higher than that of domestic enterprises in the DPRK (Art. 35). The regulations also state that a foreign-invested enterprise must contribute to the government's social insurance and social security schemes in order for DPRK nationals employed by it to receive benefits from those schemes